してはならない。

（代表権の制限）

第十七条　振興会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が振興会を代表する。

（代理人の選任）

第十八条　理事長は、理事又は振興会の職員のうちから、振興会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第十九条　振興会の職員は、理事長が任命する。

（運営審議会）

第二十条　振興会に運営審議会を置く。

2　運営審議会は、理事長の諮問に応じ、振興会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3　運営審議会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

4　運営審議会は、委員十人以内で組織する。

5　委員は、振興会の業務に関し学識経験を有する者のうちから、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

6　委員の任期は、二年とする。

7　第十二条第一項ただし書及び第二項並びに第十五条第二項の規定は、委員について準用する。

（役員等の秘密保持義務）

第二十一条　振興会の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（役員及び職員の地位）

第二十二条　振興会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務）

第二十三条　振興会は、第一条の目的を達成するために、次の業務を行う。

一　てん菜に関する試験研究を行うこと。

二　てん菜の原原種及び原種の生産及び配布を行うこと。

三　委託を受けて前号の生産に係る原種によるてん菜の種子の生産及び配布を行うこと。

四　てん菜糖の製造に関する技術の企業化に関する試験研究をてん菜糖の製造業者及び農林大臣の指定するその他の者に委託して行うこと。

五　国内産のてん菜糖の消費の増進を図るための普及を行うこと。

六　前各号に掲げる業務に附帯する業務

七　前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

2　振興会は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

（業務方法書）

第二十四条　振興会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第二十五条　振興会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（収入及び支出の予算等の認可）

第二十六条　振興会は、毎事業年度、収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、当該事業

年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（決算）

第二十七条　振興会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第二十八条　振興会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後一月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　振興会は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十九条　振興会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　振興会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）

第三十条　振興会は、農林大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。

2　前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）

第三十一条　振興会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　銀行又は農林大臣の指定するその他の金融機関への預金

二　国債又は農林大臣の指定するその他の有価証券の取得

（財産の処分等の制限）

第三十二条　振興会は、農林省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十三条　振興会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（農林省令への委任）

第三十四条　この法律に規定するもののほか、振興会の財務及び会計に関し必要な事項は、農林省令で定める。

第五章　監督

（監督）

第三十五条　振興会は、農林大臣が監督する。

2　農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十六条　農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、振興会の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　雑則

（解散）

第三十七条　振興会の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第三十八条　農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第五条第二項、第二十三条第二項、第二十四条第二項、第二十六条、第三十条第一項若しくは第二項ただし書又は第三十二条の認可をしようとするとき。

二　第二十八条第一項又は第三十三条の承認をしようとするとき。

三　第三十一条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

四　第二十四条第二項、第三十二条又は第三十四条の農林省令を定めようとするとき。

第七章　罰則

第三十九条　第二十一条の規定に違反してその職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四十条　第三十六条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした振興会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十一条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした振興会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第六条第一項の政令に違反して登記をすることを怠つたとき。

三　第二十三条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四　第三十一条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十五条第二項の命令に違反したとき。

第四十二条　第七条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（振興会の設立）

第二条　農林大臣は、第十一条第一項の例により、振興会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、振興会の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条　農林大臣は、設立委員を命じて、振興会の設立に関する事務を処理させる。

第四条　設立委員は、定款を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

2　設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府に対し、出資金の払込を求めなければならない。

3　政府は、前項の規定により出資金の払込を求められたときは、第四条第一項の規定による出資金の全額を払い込まなければならない。

4　設立委員は、前項の規定による出資金の払込があつた日において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

5　第三十八条の規定は、第一項の認可をしようとする場合に準用する。

第五条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第四項の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条　振興会は、設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

第七条　この法律の施行の際現に日本てん菜振興会という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2　第七条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第八条　振興会の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十五年三月三十一日に終るものとする。

第九条　振興会の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画については、第二十六条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「振興会の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の一部改正）

第十条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本貿易振興会」の下に「、日本てん菜振興会」を、「日本貿易振興会法」の下に「、日本てん菜振興会法」を加える。

（印紙税法の一部改正）

第十一条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ三ノ三の次に次の一号を加える。

六ノ三ノ四　日本てん菜振興会ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十二条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「日本蚕繭事業団」の下に「、日本てん菜振興会」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十三条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「日本蚕繭事業団」の下に「、日本てん菜振興会」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十四条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本蚕繭事業団」の下に「、日本てん菜振興会」を加える。

（内閣総理・法務・大蔵・農林大臣署名）

法律第百九号（昭三四・四・九）

◎揮発油税法の一部を改正する法律

揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「摂氏」を「温度」に改める。

第五条に次の一項を加える。

3 揮発油の製造場に現存する揮発油が滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価される場合には、当該製造者がその換価の時に当該揮発油をその製造場から移出したものとみなす。

第八条第二項中「第五条」を「第五条第一項又は第二項」に改める。

第九条中「一万四千八百円」を「一万九千二百円」に改める。

第十条第一項中「適用を受けた揮発油を除く。」の下に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第五条第三項の規定に該当する場合には、直ちに、既に製造場から移出した揮発油（同条第一項又は第三項の規定に該当することにより移出したものとみなされた揮発油を含み、既にこの項の規定により申告した揮発油を除く。）につき申告書を提出しなければならない。

附　則

1 この法律は、昭和三十四年四月十一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた揮発油税については、なお従前の例による。

3 次に掲げる場合における揮発油税の徴収については、改正後の揮発油税法第九条の規定を適用する。

一 揮発油税法第十四条第一項又は第十五条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油について、その承認の際税務署長又は税関長が指定した期限までにその承認を受けた移出先若しくは引取先に移入され、又は輸出されたことの証明がない場合（当該期限がこの法律の施行の日の前日までに到来する場合を除く。）

二 揮発油税法第十五条第一項の承認を受けてこの法律の施行前に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油がこの法律の施行後に揮発油税法の施行地において消費され、又は輸出以外の目的で譲り渡された場合

三 この法律の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第十条第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）第一条に規定する協定第六条、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第五条第一項若しくは第七条第一項又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により揮発油税の免除を受けた揮発油について、この法律の施行後にこれらの法律の規定により揮発油税の追徴が行われる場合

4 この法律の施行の際、揮発油の製造場及び保税地域以外の場所で、合計五キロリットル以上の揮発油（揮発油税法第十六条に規定する燈油に該当する揮発油を除く。以下この項及び附則第六項において同じ。）を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合においては、揮発油税法の適用上、その者が当該販売業者であるときはこれを揮発油の製造者とみなし、この法律の施行の日に当該揮発油を揮発油の製造場から移出したものとみなして、これに一キロリットルにつき四千四百円の揮発油税を課する。

5 前項の場合において、その揮発油税額が四万四千円以下のときは、昭和三十四年四月三十日限り、四万四千円をこえるときは、次の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。

税額四万四千円をこえるとき	昭和三十四年四月及び五月
税額八万八千円をこえるとき	同年四月から六月まで
税額十七万六千円をこえるとき	同年四月から七月まで
税額三十五万二千円をこえるとき	同年四月から八月まで

6 附則第四項に規定する者は、その所持する揮発油の貯蔵場所及び貯蔵場所ごとの数量を記載した申告書を、この法律の施行後十五日以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる揮発油税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百十号（昭三四・四・九）

◎地方道路税法の一部を改正する法律

地方道路税法（昭和三十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「その消費される揮発油」を「その消費される揮発油とし、同条第三項の規定の適用がある場合には、その換価される揮発油とする。」に改める。

第七条第二項及び第九条第二項中「百八十三分の三十五」を「二百二十七分の三十五」に、「百八十三分の百四十八」を「二百二十七分の百九十二」に改める。

第十条第一項中「百八十三分の三十五」を「二百二十七分の三十五」に改め、同条第二項中「百八十三分の百四十八」を「二百二十七分の百九十二」に改める。

第十一条第一項、第十二条第四項及び第十三条第一項中「百八十三分の三十五」を「二百二十七分の三十五」に、「百八十三分の百四十八」を「二百二十七分の百九十二」に改める。

附　則

1 この法律は、昭和三十四年四月十一日から施行す

る。

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた地方道路税については、なお従前の例による。

3　揮発油税法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百九号）附則第四項の規定によつて課する揮発油税については、改正後の地方道路税法第七条及び第九条から第十四条までの規定は、適用しない。

4　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる地方道路税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百十一号（昭三四・四・一一）

◎宅地建物取引業法の一部を改正する法律（衆法）

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二に次の一項を加える。

3　第一項の営業保証金は、建設省令の定めるところにより、国債証券、地方債証券その他建設省令で定める有価証券をもつて、これに充てることができる。

第十二条の三第二項中「前条第一項」の下に「及び第三項」を加える。

第十二条の五に次の一項を加える。

3　第十二条の二第三項の規定は、第一項の規定により供託する場合に準用する。

第十二条の六の見出し中「保管換」を「保管替等」に改め、同条中「移転した」の下に「ためそのもよりの供託所が変更した場合において、金銭のみをもつて営業保証金を供託している」を加え、「保管換を請求し」を「保管替を請求し、その他のときは、遅滞なく、営業保証金を移転後の主たる事務所のもよりの供託所に新たに供託し」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第十二条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

第十二条の七第一項後段を次のように改める。

宅地建物取引業者が一部の事務所を廃止した場合において、営業保証金の額が第十二条の二第二項に規定する額をこえることとなつたときは、その超過額について、宅地建物取引業者が前条第一項の規定により供託した場合においては、移転前の主たる事務所のもよりの供託所に供託した営業保証金についても、また同様とする。

第十二条の七第二項中「営業保証金の取りもどし」の下に「（前条第一項の規定により供託した場合における移転前の主たる事務所のもよりの供託所に供託した営業保証金の取りもどしを除く。）」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務・建設・内閣総理大臣署名）

法律第百十二号（昭三四・四・一一）

◎交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の二十七・五」を「百分の二十八・五」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第四条の規定は、昭和三十四年度分の予算から適用する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百十三号（昭三四・四・一一）

◎関税法の一部を改正する法律

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第二項第二号中「且つ、外国貿易船」を「又は外国貿易船」に改め、同項第二号中「こえず、且つ」を「こえ、かつ」に、「二十五隻に達しない」を「十一隻をこえる」に、「二年に及んだ」を「二年なかつた」に改める。

別表第一中「兵庫　神戸」を「兵庫　神戸」に、「大分　津久見」を「大分　佐賀関　津久見」に改める。

別表第二中「東京　羽田」を「東京　羽田　大阪　伊丹　兵庫　姫路」に、「兵庫　神戸」を「兵庫　神戸」に、「大分　津久見」を「大分　佐賀関　津久見」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九十六条の改正規定は、昭和三十五年十二月三十一日から施行する。

2　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の表神戸税関の項中「兵庫県」の下に「（大阪税関の管轄に属する地域を除く。）」を加え、同表大阪税関の項中「京都府」を「京都府　兵庫県のうち伊丹市」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百十四号（昭三四・四・一一）

◎漁港法の一部を改正する法律（衆法）

漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「施行しようとする場合」の下に「（次条第一項の特定第三種漁港に係る場合を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（特定第三種漁港の漁港修築計画等）

第十九条の二　特定第三種漁港（第三種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるものをいう。）については、国以外の者が行う漁港修築事業についても、その漁港修築計画は、農林大臣が第十七条第一項の漁港の整備計画に基いてこれを定める。この場合において、農林大臣は、当該施行者たるべき者の意見を徴し、その意見を尊重してこれを定めなければならない。

2　国以外の者が前項の漁港修築計画に基いて漁港修築事業を施行しようとする場合には、農林大臣の許可を受けなければならない。

3　農林大臣は、事情の変更その他の事由により必要があるときは、第一項の例により同項の漁港修築計画を変更することができる。

4　第一項又は前項の規定により漁港修築計画を定め又は変更しようとする場合には、前条第五項から第七項までの規定（第五項後段の規定を除く。）を準用する。この場合において同条第五項前段中「第一項又は第三項の場合において、漁港修築事業を施行しようとする者」とあるのは「第十九条の二第一項又は第三項の場合において、農林大臣」と、第七項中「当該施行者たるべき者」とあるのは「国」とそれぞれ読み替えるものとする。

第二十条第五項中「前条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第二十四条の四第一号中「第二十二条第一項」を「第十九条の二第三項の規定による変更があつたとき、第二十二条第一項」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行前に漁港法第十九条第一項の規定により許可された漁港修築事業であつて改正後の漁港法第十九条の二第一項に規定する漁港に係るものの施行については、なお従前の例による。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百十五号（昭三四・四・一一）

◎特許法等の一部を改正する法律

（特許法の改正）

第一条　特許法（大正十年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項第一号中「五百円」を「千円」に改め、同項第二号中「八百円」を「千五百円」に改め、同項第三号中「千五百円」を「三千円」に改め、同項第四号中「三千円」を「六千円」に改め、同項第五号中「六千円」を「一万二千円」に改め、同項第六号中「一万五千円」を「三万円」に改め、同項第二号中「二万五千円」を「五万円」に改め、同項第三号中「三万円」を「六万円」に改め、同条第三項中「五千円」を「一万円」に改め、同条第四項中「三万円」を「六万円」に改める。

（実用新案法の改正）

第二条　実用新案法（大正十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一号中「三百円」を「六百円」に改め、同条第二号中「六百円」を「千二百円」に改め、同条第三号中「千二百円」を「二千四百円」に改める。

（意匠法の改正）

第三条　意匠法（大正十年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号中「三百円」を「六百円」に改め、同項第二号中「三百円」を「千二百円」に改め、同条第二項中「三百円」を「六百円」に改める。

（商標法の改正）

第四条　商標法（大正十年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「五千円」を「八千円」に改め、同条第二項中「八千円」を「一万五千円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前にすでに納付し又は納付すべきであつた特許料又は登録料については、なお従前の例による。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百十六号（昭三四・四・一一）

◎漁船法の一部を改正する法律（衆法）

漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「漁船は、」を「漁船（総トン数一トン未満の無動力漁船を除く。）は、」に改める。

第十二条中「前条」を「第十一条」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（農林・内閣総理大臣署名）

万里市」を加え、同表長崎税関の項中「柳川市」の下に「、筑後市、八女市、大川市」を加える。

第三十四条第四号中「じよう造」を「醸造」に改める。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（醸造試験所）

第三十九条の二　国税庁に醸造試験所を置く。

2　醸造試験所は、第三十四条第四号に掲げる事務のうち、酒類の分析及び鑑定並びに醸造の試験、講習及び指導を行う機関とする。

3　醸造試験所は、東京都に置く。

4　醸造試験所の所掌事務の細目及び組織は、大蔵省令で定める。

附則に次の一項を加える。

4　第十七条第一項に掲げる附属機関のうち、金融機関資金審議会は昭和三十六年三月三十一日まで、専売制度調査会は昭和三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百十八号（昭三四・四・一三）

◎特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第一条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十九号を次のように改める。

二十九　国家公務員法第二条第三項第十号に掲げる宮内庁の職員のうち第十五号に掲げる者以外の者

別表第三を次のように改める。

別表第三

官職名	俸給月額
八号俸	五三、四〇〇円
七号俸	四八、七〇〇円
六号俸	四四、〇〇〇円

秘書官	
五号俸	三九、二八〇円
四号俸	三四、五八〇円
三号俸	二九、八八〇円
二号俸	二五、六八〇円
一号俸	二一、四八〇円

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第二条　特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第六項」を「第七項」に改め、附則第四項以下を一項ずつ繰り下げ、附則第三項の次に次の一項を加える。

4　恩給若しくは退職手当又は国家公務員共済組合に関する法令の規定の適用については、前項の規定による暫定手当の月額のうち政令で定める額は、俸給とみなす。

附　則

この法律は、昭和三十四年十月一日から施行する。ただし、第一条中特別職の職員の給与に関する法律第一条第二十九号の改正規定は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百十九号（昭三四・四・一三）

◎一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第一条　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の四第二項中「支給日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、左の各号に掲げる割合（十二月十五日に支給する期末手当の額については、左の各号に掲げる割合に百分の二百八十を乗じて得た割合）を乗じて得た額とする。」を「六月十五日に支給する場合においては百分の六十五、十二月十五日に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額に、支給日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。」に、「百分の五十」を「百分の百」に、「百分の三十」を「百分の六十」に、「百分の十五」を「百分の三十」に改める。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

法律第百十七号（昭三四・四・一三）

◎大蔵省設置法の一部を改正する法律

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表中金融制度調査会の項の次に次のように加える。

金融機関資金審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、金融機関の資金運用に関する基本方針について審議し、及びこれに関し必要と認める事項について大蔵大臣に意見を述べること。
保険審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、保険制度の改善その他保険行政に関する重要事項について調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項について大蔵大臣に意見を述べること。
専売制度調査会	大蔵大臣の諮問に応じて、専売事業の経営方式その他専売制度の改善に関する重要事項について調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項について大蔵大臣に意見を述べること。

第二十四条の表門司税関の項中「唐津市」の下に「、伊

ロ　行政職俸給表(二)

号俸＼職務の等級	1等級 俸給月額	昇給期間	2等級 俸給月額	昇給期間	3等級 俸給月額	昇給期間	4等級 俸給月額	昇給期間	5等級 俸給月額	昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	17,510	9	12,490	9	10,080	9	6,940	9	5,600	6
2	18,040	9	13,120	9	10,600	9	7,250	9	5,700	6
3	18,570	9	13,750	9	11,230	9	7,570	9	5,810	6
4	19,100	9	14,370	9	11,860	9	7,880	9	5,910	6
5	19,630	9	15,000	9	12,490	9	8,200	9	6,120	6
6	20,260	9	15,630	9	13,120	9	8,610	9	6,320	6
7	20,880	9	16,260	9	13,750	9	9,030	9	6,530	6
8	21,510	9	16,890	9	14,370	9	9,560	9	6,730	6
9	22,140	9	17,510	9	15,000	9	10,080	9	6,940	9
10	22,770	9	18,040	9	15,630	9	10,600	9	7,250	9
11	23,400	9	18,570	9	16,260	12	11,230	9	7,570	9
12	24,030	9	19,100	9	16,890	12	11,860	12	7,880	9
13	24,650	12	19,630	9	17,510	12	12,490	12	8,200	9
14	25,280	12	20,260	9	18,040	12	13,120	12	8,610	9
15	25,910	12	20,880	12	18,570	15	13,750	15	9,030	12
16	26,540	12	21,510	12	19,100	15	14,370	15	9,560	12
17	27,170	15	22,140	12	19,630	15	15,000	15	10,080	12
18	27,800	15	22,770	12	20,260	15	15,630	15	10,600	15
19	28,420	15	23,400	15	20,880	15	16,260	15	11,230	15
20	29,050	15	24,030	15	21,510	15	16,890	15	11,860	15
21	29,680	15	24,650	15	22,140	15	17,510	15	12,490	15
22	30,310	15	25,280	15	22,770	18	18,040	15	13,120	15
23	30,940	15	25,910	15	23,400	18	18,570	15	13,750	15
24	31,560	18	26,540	18	24,030	18	19,100	18	14,370	15
25	32,190	18	27,170	18	24,650	18	19,630	18	15,000	15
26	32,820		27,800		25,280		20,260	18	15,630	15
27							20,880	18	16,260	15
28							21,510		16,890	15
29									17,510	18
30									18,040	18
31									18,570	18
32									19,100	18
33									19,630	

備考　この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第一　行政職俸給表

イ　行政職俸給表(一)

号俸＼職務の等級	1等級 俸給月額	昇給期間	2等級 俸給月額	昇給期間	3等級 俸給月額	昇給期間	4等級 俸給月額	昇給期間	5等級 俸給月額	昇給期間	6等級 俸給月額	昇給期間	7等級 俸給月額	昇給期間	8等級 俸給月額	昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	60,360		44,230	12	31,770	12	21,300	12	16,370	12	12,680	12	10,680	12	6,830	12
2	62,870		46,540	12	33,550	12	22,460	12	17,310	12	13,530	12	11,210	12	7,040	12
3	65,390		48,840	12	35,330	12	23,710	12	18,260	12	14,470	12	11,950	12	7,360	12
4	67,900		51,150	12	37,110	12	24,970	12	19,210	12	15,420	12	12,680	12	7,780	12
5	70,410		53,450	12	38,890	12	26,220	12	20,260	12	16,370	12	13,530	12	8,200	12
6	72,920		55,750	12	40,670	12	27,480	12	21,300	12	17,310	12	14,470	12	9,020	12
7	75,440		58,060	12	42,450	12	28,840	12	22,460	12	18,260	12	15,420	12	9,850	12
8	78,580		60,360	15	44,230	12	30,310	12	23,710	12	19,210	12	16,370	12	10,680	12
9	81,720		62,870	21	46,540	15	31,770	12	24,970	12	20,260	12	17,310	12	11,210	12
10			65,390	24	48,840	21	33,550	12	26,220	15	21,300	12	18,260	12	11,950	12
11			67,900		51,150	24	35,330	12	27,480	18	22,460	18	19,210	15	12,680	15
12					53,450		37,110	18	28,840	21	23,710	18	20,260	18	13,530	18
13							38,890	21	30,310	24	24,970	21	21,300	21	14,470	21
14							40,670	24	31,770		26,220	24	22,460	24	15,420	24
15							42,450				27,480		23,710		16,370	

備考　この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ　公安職俸給表(二)

号俸＼職務の等級	1等級 俸給月額	昇給期間	2等級 俸給月額	昇給期間	3等級 俸給月額	昇給期間	4等級 俸給月額	昇給期間	5等級 俸給月額	昇給期間	6等級 俸給月額	昇給期間	7等級 俸給月額	昇給期間	8等級 俸給月額	昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	38,890	12	31,770	12	23,710	12	18,260	12	14,470	12	12,150	12	7,780	12	6,230	12
2	40,670	12	33,550	12	24,970	12	19,210	12	15,420	12	12,680	12	8,200	12	6,530	12
3	42,450	12	35,330	12	26,220	12	20,260	12	16,370	12	13,530	12	8,820	12	6,940	12
4	44,230	12	37,110	12	27,480	12	21,300	12	17,310	12	14,470	12	9,450	12	7,360	12
5	46,540	15	38,890	12	28,840	12	22,460	12	18,260	12	15,420	12	10,280	12	7,780	12
6	48,840	21	40,670	15	30,310	12	23,710	12	19,210	12	16,370	12	11,210	12	8,200	12
7	51,150	24	42,450	18	31,770	12	24,970	12	20,260	12	17,310	12	12,150	12	8,820	12
8	53,450		44,230	24	33,550	12	26,220	12	21,300	12	18,260	12	12,680	12	9,450	12
9			46,540	24	35,330	12	27,480	12	22,460	12	19,210	12	13,530	12	10,280	12
10			48,840		37,110	18	28,840	15	23,710	12	20,260	12	14,470	12	11,210	12
11					38,890	21	30,310	18	24,970	18	21,300	18	15,420	12	12,150	12
12					40,670	24	31,770	21	26,220	18	22,460	18	16,370	15	12,680	12
13					42,450		33,550	24	27,480	21	23,710	21	17,310	15	13,530	12
14							35,330		28,840	21	24,970	21	18,260	18	14,470	15
15									30,310	24	26,220	24	19,210	18	15,420	18
16									31,770		27,480	24	20,260	18	16,370	21
17											28,840		21,300	21	17,310	21
18													22,460	24	18,260	24
19													23,710	24	19,210	24
20													24,970		20,260	

備考　この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四　海事職俸給表

イ　海事職俸給表(一)

号俸＼職務の等級	1等級 俸給月額	昇給期間	2等級 俸給月額	昇給期間	3等級 俸給月額	昇給期間	4等級 俸給月額	昇給期間	5等級 俸給月額	昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	34,180	12	23,920	12	17,740	12	13,400	12	8,200	12
2	35,860	12	25,390	12	18,890	12	14,150	12	8,820	12
3	37,530	12	26,850	12	20,150	12	15,000	12	9,450	12
4	39,210	12	28,320	12	21,410	12	15,840	12	10,080	12
5	40,880	12	29,780	12	22,660	12	19,790	12	11,120	12
6	42,560	12	31,250	12	23,920	12	17,740	12	12,260	12
7	44,230	12	32,720	12	25,390	12	18,890	12	13,400	12
8	45,910	12	34,180	12	26,850	12	20,150	12	14,150	12
9	47,580	12	35,860	12	28,320	12	21,410	12	15,000	12
10	49,260	15	37,530	12	29,780	12	22,660	15	15,840	12
11	50,940	21	39,210	12	31,250	15	23,920	18	16,790	15
12	52,610	24	40,880	18	32,720	18	25,390	18	17,740	18
13	54,290	24	42,560	21	34,180	21	26,850	18	18,890	18
14	55,960		44,230	24	35,860	24	28,320	21	20,150	18
15			45,910		37,530		29,780	24	21,410	18
16							31,250		22,660	18
17									23,920	21
18									25,390	24
19									26,850	

備考　この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二　税務職俸給表

号俸＼職務の等級	1等級 俸給月額	昇給期間	2等級 俸給月額	昇給期間	3等級 俸給月額	昇給期間	4等級 俸給月額	昇給期間	5等級 俸給月額	昇給期間	6等級 俸給月額	昇給期間	7等級 俸給月額	昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	38,890	12	31,770	12	23,710	12	18,260	12	14,470	12	12,150	12	7,460	12
2	40,670	12	33,550	12	24,970	12	19,210	12	15,420	12	12,680	12	7,990	12
3	42,450	12	35,330	12	26,220	12	20,260	12	16,370	12	13,530	12	8,510	12
4	44,230	12	37,110	12	27,480	12	21,300	12	17,310	12	14,470	12	9,030	12
5	46,540	15	38,890	12	28,840	12	22,460	12	18,260	12	15,420	12	9,760	12
6	48,840	21	40,670	15	30,310	12	23,710	12	19,210	12	16,370	12	10,490	12
7	51,150	24	42,450	18	31,770	12	24,970	12	20,260	12	17,310	12	11,320	12
8	53,450		44,230	24	33,550	12	26,220	12	21,300	12	18,260	12	12,150	12
9			46,540	24	35,330	12	27,480	12	22,460	12	19,210	12	12,680	12
10			48,840		37,110	18	28,840	15	23,710	12	20,260	12	13,530	12
11					38,890	21	30,310	18	24,970	18	21,300	15	14,470	15
12					40,670	24	31,770	21	26,220	18	22,460	18	15,420	21
13					42,450		33,550	24	27,480	21	23,710	21	16,370	24
14							35,330		28,840	24	24,970	24	17,310	
15									30,310		26,220			

備考　この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三　公安職俸給表

イ　公安職俸給表(一)

号俸＼職務の等級	1等級 俸給月額	昇給期間	2等級 俸給月額	昇給期間	3等級 俸給月額	昇給期間	4等級 俸給月額	昇給期間	5等級 俸給月額	昇給期間	6等級 俸給月額	昇給期間	7等級 俸給月額	昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	38,890	12	31,770	12	23,710	12	16,370	12	12,150	12	9,450	12	8,090	12
2	40,670	12	33,550	12	24,970	12	17,310	12	12,680	12	10,280	12	8,510	12
3	42,450	12	35,330	12	26,220	12	18,260	12	13,530	12	11,210	12	8,930	12
4	44,230	12	37,110	12	27,480	12	19,210	12	14,470	12	12,150	12	9,450	12
5	46,540	15	38,890	12	28,840	12	20,260	12	15,420	12	12,680	12	10,280	12
6	48,840	21	40,670	15	30,310	12	21,300	12	16,370	12	13,530	12	11,210	12
7	51,150	24	42,450	18	31,770	12	22,460	12	17,310	12	14,470	12	12,150	12
8	53,450		44,230	24	33,550	12	23,710	12	18,260	12	15,420	12	12,680	12
9			46,540	24	35,330	12	24,970	12	19,210	12	16,370	12	13,530	12
10			48,840		37,110	18	26,220	12	20,260	12	17,310	12	14,470	12
11					38,890	21	27,480	12	21,300	12	18,260	12	15,420	12
12					40,670	24	28,840	15	22,460	18	19,210	12	16,370	12
13					42,450		30,310	18	23,710	18	20,260	12	17,310	12
14							31,770	21	24,970	21	21,300	18	18,260	12
15							33,550	24	26,220	21	22,460	18	19,210	12
16							35,330		27,480	24	23,710	21	20,260	12
17									28,840	24	24,970	21	21,300	18
18									30,310		26,220	24	22,460	21
19											27,480	24	23,710	21
20											28,840		24,970	24
21													26,220	24
22													27,480	

備考　この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　教育職俸給表(二)

号俸＼職務の等級	1等級 俸給月額	1等級 昇給期間	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間
	円	月	円	月	円	月
1	27,060	12	11,310	12	7,360	12
2	28,320	12	12,060	12	7,780	12
3	29,580	12	13,000	12	8,200	12
4	30,830	12	13,950	12	8,820	12
5	32,090	12	14,900	12	9,650	12
6	33,340	12	15,840	12	10,480	12
7	34,920	12	16,790	12	11,310	12
8	36,490	12	17,740	12	12,060	12
9	38,060	12	18,690	12	13,000	12
10	39,630	12	19,730	12	13,950	12
11	41,200	12	20,780	12	14,900	12
12	42,770	12	21,830	12	15,840	12
13	44,340	12	22,870	12	16,790	12
14	45,910	12	23,920	12	17,740	12
15	47,480	12	24,970	12	18,690	12
16	49,050	18	26,020	12	19,730	12
17	50,620	21	27,060	12	20,780	12
18	52,190	21	28,320	12	21,830	12
19	53,760	24	29,580	12	22,870	15
20	55,330		30,830	12	23,920	18
21			32,090	12	24,970	18
22			33,340	12	26,020	18
23			34,920	12	27,060	24
24			36,490	15	28,320	24
25			38,060	15	29,580	
26			39,630	15		
27			41,200	15		
28			42,770	18		
29			44,340	21		
30			45,910	21		
31			47,480	24		
32			49,050			

備考　この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　海事職俸給表(二)

号俸＼職務の等級	1等級 俸給月額	1等級 昇給期間	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間	4等級 俸給月額	4等級 昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月
1	17,840	12	12,800	12	9,030	12	6,330	12
2	18,790	12	13,850	12	9,660	12	6,730	12
3	19,730	12	14,900	12	10,290	12	7,150	12
4	20,780	12	15,940	12	11,130	12	7,570	12
5	21,830	12	16,890	12	11,970	12	7,990	12
6	22,870	12	17,840	12	12,800	12	8,410	12
7	23,920	12	18,790	12	13,850	12	9,030	12
8	24,970	15	19,730	12	14,900	12	9,660	12
9	26,020	15	20,780	12	15,940	12	10,290	12
10	27,060	18	21,830	12	16,890	12	11,130	12
11	28,110	18	22,870	15	17,840	15	11,970	12
12	29,160	18	23,920	18	18,790	18	12,800	12
13	30,200	18	24,970	18	19,730	18	13,850	12
14	31,250	18	26,020	18	20,780	18	14,900	15
15	32,300	21	27,060	21	21,830	18	15,940	18
16	33,340	21	28,110	21	22,870	21	16,890	18
17	34,390	24	29,160	24	23,920	21	17,840	21
18	35,440	24	30,200	24	24,970	24	18,790	21
19	36,490		31,250		26,020	24	19,730	24
20					27,060		20,780	24
21							21,830	

備考　この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五　教育職俸給表

イ　教育職俸給表(一)

号俸＼職務の等級	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間	4等級 俸給月額	4等級 昇給期間	5等級 俸給月額	5等級 昇給期間	6等級 俸給月額	6等級 昇給期間
	円	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	60,360	31,460	12	20,360	12	16,790	12	11,310	12	8,200	12
2	62,870	33,140	12	21,830	12	17,950	12	12,060	12	8,820	12
3	65,290	34,810	12	23,290	12	19,000	12	13,000	12	9,650	12
4	67,900	36,490	12	24,760	12	20,360	12	13,950	12	10,480	12
5	70,410	38,160	12	26,430	12	21,830	12	14,900	12	11,310	12
6	72,920	39,840	12	28,110	12	23,290	12	15,840	12	12,060	12
7	75,440	41,510	12	29,780	12	24,760	12	16,790	12	13,000	12
8	78,580	43,190	12	31,460	12	26,430	12	17,950	12	13,950	12
9	81,720	44,860	12	33,140	12	28,110	15	19,100	15	14,900	12
10		46,540	12	34,810	12	29,780	15	20,360	15	15,840	12
11		48,210	12	36,490	12	31,460	15	21,830	15	16,790	12
12		49,890	12	38,160	15	33,140	15	23,290	15	17,950	12
13		51,980	12	39,840	15	34,810	15	24,760	18	19,100	15
14		54,080	15	41,510	15	36,490	15	26,430	18	20,360	18
15		56,170	15	43,190	15	38,160	15	28,110	18	21,830	18
16		58,270	15	44,860	18	39,840	15	29,780	18	23,290	18
17		60,360	18	46,540	21	41,510	15	31,460	21	24,760	21
18		62,870	21	48,210	21	43,190	18	33,140	21	26,430	21
19		65,390	24	49,890	24	44,860	21	34,810	24	28,110	24
20		67,900		51,980		46,540	24	36,490	24	29,780	24
21						48,210	24	38,160		31,460	
22						49,890					

備考　(一)　この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二)　この表の2等級の18号俸、19号俸及び20号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるもののみに適用する。

(三)　大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものについては、2等級の15号俸、16号俸及び17号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

(四)　大学院を置く大学の助教授で人事院規則で定めるものについては、3等級の13号俸、14号俸及び15号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

別表第六　研究職俸給表

号俸＼職務の等級	1等級	2等級		3等級		4等級		5等級		6等級		7等級	
	俸給月額	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給月額	俸給月額	昇給月額	俸給月額	昇給月額
	円	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	60,360	38,890	12	27,480	12	19,210	12	12,150	12	10,880	12	6,830	12
2	62,870	40,670	12	28,840	12	20,260	12	12,780	12	11,410	12	7,040	12
3	65,390	42,450	12	30,310	12	21,300	12	13,630	12	12,150	12	7,360	12
4	67,900	44,230	12	31,770	12	22,460	12	14,470	12	12,780	12	7,780	12
5	70,410	46,540	12	33,550	12	23,710	12	15,420	12	13,630	12	8,200	12
6	72,920	48,840	12	35,330	12	24,970	12	16,370	12	14,470	12	9,020	12
7	75,440	51,150	12	37,110	12	26,220	12	17,310	12	15,420	12	9,950	12
8	78,580	53,450	12	38,890	12	27,480	12	18,260	12	16,370	12	10,880	12
9	81,720	55,750	15	40,670	12	28,840	12	19,210	12	17,310	12	11,410	12
10		58,060	21	42,450	12	30,310	12	20,260	12	18,260	12	12,150	12
11		60,360	24	44,230	12	31,770	12	21,300	12	19,210	12	12,780	15
12		62,870		46,540	15	33,550	12	22,460	12	20,260	12	13,630	18
13				48,840	21	35,330	12	23,710	12	21,300	12	14,470	21
14				51,150	24	37,110	15	24,970	12	22,460	18	15,420	24
15				53,450		38,890	18	26,220	12	23,710	18	16,370	
16						40,670	18	27,480	12	24,970	18		
17						42,450	18	28,840	12	26,220	21		
18						44,230	24	30,310	12	27,480	21		
19						46,540	24	31,770	18	28,840	24		
20						48,840		33,550	18	30,310	24		
21								35,330	21	31,770			
22								37,110	24				
23								38,890	24				
24								40,670					

備考　この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七　医療職俸給表

イ　医療職俸給表(一)

号俸＼職務の等級	1等級	2等級		3等級		4等級		5等級	
	俸給月額	俸級月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
	円	円	月	円	月	円	月	円	月
1	60,360	39,840	12	28,110	12	19,200	12	12,560	12
2	62,870	41,510	12	29,780	12	20,360	12	13,600	12
3	65,390	43,190	12	31,460	12	21,830	12	14,450	12
4	67,900	44,860	12	33,140	12	23,290	12	15,300	12
5	70,410	46,540	12	34,810	12	24,760	12	16,140	12
6	72,920	48,210	12	36,490	12	26,430	12	16,990	12
7	75,440	49,890	12	38,160	12	28,110	12	18,050	12
8	78,580	51,980	12	39,840	12	29,780	12	19,200	12
9	81,720	54,080	12	41,510	12	31,460	12	20,260	12
10		56,170	15	43,190	12	33,140	12	21,830	12
11		58,270	21	44,860	18	34,810	12	23,290	12
12		60,360	24	46,540	18	36,490	15	24,760	12
13		62,870		48,210	18	38,160	15	26,430	12
14				49,890	21	39,840	18	28,110	15
15				51,980	24	41,510	18	29,780	15
16				54,080		43,190	18	31,460	15
17						44,860	21	33,140	15
18						46,540	24	34,810	15
19						48,210		36,490	18
20								38,160	21
21								39,840	24
22								41,510	

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ　教育職俸給表(三)

号俸＼職務の等級	1等級		2等級		3等級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
	円	月	円	月	円	月
1	21,300	12	8,820	12	7,360	12
2	22,350	12	9,650	12	7,780	12
3	23,400	12	10,480	12	8,200	12
4	24,440	12	11,310	12	8,820	12
5	25,490	12	11,950	12	9,650	12
6	26,540	12	12,680	12	10,480	12
7	27,690	12	13,530	12	11,310	12
8	28,950	12	14,470	12	11,950	12
9	30,200	12	15,420	12	12,680	12
10	31,460	12	16,370	12	13,530	12
11	32,720	12	17,310	12	14,470	12
12	33,970	12	18,260	12	15,420	12
13	35,230	12	19,210	12	16,370	12
14	36,490	12	20,260	12	17,310	12
15	37,740	12	12,300	12	18,260	12
16	39,000	12	22,350	12	19,210	18
17	40,570	12	23,400	12	20,260	18
18	42,140	15	24,440	12	21,300	21
19	43,710	18	25,490	12	22,350	21
20	45,280	21	26,540	12	23,400	24
21	46,850	21	27,690	12	24,440	
22	48,420	24	28,950	12		
23	49,990		30,200	15		
24			31,460	15		
25			32,720	15		
26			33,970	15		
27			35,230	15		
28			36,490	15		
29			37,740	18		
30			39,000	21		
31			40,570	21		
32			42,140	24		
33			43,710			

備考　この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　医療職俸給表(二)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	1等級 昇給期間	2等級 俸給月額	2等級 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間	4等級 俸給月額	4等級 昇給期間	5等級 俸給月額	5等級 昇給期間	6等級 俸給月額	6等級 昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月	円	月
1	35,330	12	24,970	12	14,470	12	10,680	12	8,200	12	7,040	12
2	37,110	12	26,220	12	15,420	12	11,210	12	9,020	12	7,360	12
3	38,890	12	27,480	12	16,370	12	11,950	12	9,850	12	7,780	12
4	40,670	12	28,840	12	17,310	12	12,680	12	10,680	12	8,200	12
5	42,450	12	30,310	12	18,260	12	13,530	12	11,210	12	9,020	12
6	44,230	18	31,770	12	19,210	12	14,470	12	11,950	12	9,850	12
7	46,540	21	33,550	12	20,260	12	15,420	12	12,680	12	10,680	12
8	48,840	24	35,330	12	21,300	12	16,370	12	13,530	12	11,210	15
9	51,150	24	37,110	18	22,460	12	17,310	12	14,470	12	11,950	21
10	53,450		38,890	21	23,710	12	18,260	12	15,420	12	12,680	24
11			40,670	24	24,970	12	19,210	12	16,370	12	13,530	
12			42,450	24	26,220	12	20,260	12	17,310	12		
13			44,230		27,480	15	21,300	12	18,260	12		
14					28,840	18	22,460	18	19,210	18		
15					30,310	18	23,710	18	20,260	21		
16					31,770	21	24,970	21	21,300	21		
17					33,550	24	26,220	21	22,460	24		
18					35,330		27,480	24	23,710	24		
19							28,840	24	24,970			
20							30,310					

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ　医療職俸給表(三)

職務の等級 / 号俸	1等級 俸給月額	1等級 昇給期間	2級等 俸給月額	2級等 昇給期間	3等級 俸給月額	3等級 昇給期間	4等級 俸給月額	4等級 昇給期間
	円	月	円	月	円	月	円	月
1	19,420	12	14,580	12	10,070	12	7,470	12
2	20,470	12	15,630	12	10,590	12	8,090	12
3	21,510	12	16,580	12	11,230	12	8,710	12
4	22,560	12	17,520	12	11,970	12	9,340	12
5	23,610	12	18,470	12	12,800	12	10,070	12
6	24,650	12	19,420	12	13,640	12	10,590	12
7	25,700	12	20,470	12	14,580	12	11,230	12
8	26,750	12	21,510	12	15,630	12	11,970	12
9	28,000	12	22,560	12	16,580	12	12,800	12
10	29,260	18	23,610	12	17,520	12	13,640	15
11	30,520	18	24,650	18	18,470	18	14,580	18
12	31,770	21	25,700	18	19,420	21	15,630	21
13	33,030	21	26,750	21	20,470	24	16,580	24
14	34,290	24	28,000	21	21,510	24	17,520	24
15	35,540	24	29,260	24	22,560		18,470	
16	36,800		30,520	24				
17			31,770					

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十六項前段中「職員」の下に「（附則第二十項の規定の適用を受ける職員以外の職員で支給地域の区分が一級地とされていた地域に在勤するものを除く。）」を加え、同項後段を削る。

附則第十七項中「前項前段」を「前項」に、「百分の二十」を「百分の十五」に、「百分の十五」を「百分の十」に、「百分の十」を「百分の五」に改め、「、一級地である場合にあつては百分の五」を削る。

附則第十八項中「附則第十六項前段」を「附則第十六項」に改める。

附則第十九項中「附則第十六項前段」を「附則第十六項」に、「その者が受ける調整額の月額」を「その者が受ける調整額の月額の範囲内で人事院の定める額」に改める。

附則第二十項を削り、附則第二十一項中「附則第十七項」を「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百十九号）の規定による改正前の附則第十七項」に、「附則のこれらの規定による暫定手当の月額」を「これらの規定による暫定手当の月額」に、「附則のこれらの規定による暫定手当の月額」を「附則第十七項から前項までの規定による暫定手当の額」に改め、同項を附則第二十項とし、附則第二十二項から附則第四十一項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。ただし、第二条の規定は、昭和三十四年十月一日から施行する。

（俸給表の改正に伴う措置）

2　一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）別表第一から別表第七までに掲げる俸給表（以下「俸給表」という。）の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間（俸給月額）

3　昭和三十四年三月三十一日又は同年九月三十日において法第六条の二後段若しくは第八条第八項ただし書の規定により職務の等級の最高の号俸を受ける職員の同年四月一日又は同年十月一日における俸給月額は、人事院規則の定めるところによる。

4　前項の規定により昭和三十四年四月一日又は同年十月一日における俸給月額を決定される職員のそれぞれの日以降における最初の法第八条第八項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日又は同年九月三十日における俸給月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日又は同年十月一日における俸給月額を受ける期間にそれぞれ通算する。

（給与の内払）

5　この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。）の施行前に改正前の法の規定に基いてすでに職員に支払われた昭和三十四年四月一日から同月三十日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（暫定手当の特例）

6　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）附則第十九項の規定の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間における適用については、同項中「その者が受ける調整額の月額」とあるのは、「その者が受ける調整額の月額の範囲内で人事院の定める額」と読み替えるものとする。

附則別表第一　行政職俸給表(一)、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)、研究職俸給表及び医療職俸給表(二)の俸給月額欄に掲げる額（附則別表第三から附則別表第五まで及び附則別表第十一に掲げるものを除く。）の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円	円	円	円	円
6,830	6,500	19,210	18,300	44,230	42,200
7,040	6,700	20,260	19,300	46,540	44,400
7,360	7,000	21,300	20,300	48,840	46,600
7,780	7,400	22,460	21,400	51,150	48,800
8,200	7,800	23,710	22,600	53,450	51,000
9,020	8,600	24,970	23,800	55,750	53,200
9,850	9,400	26,220	25,000	58,060	55,400
10,680	10,200	27,480	26,200	60,360	57,600
11,210	10,700	28,840	27,500	62,870	60,000
11,950	11,400	30,310	28,900	65,390	62,400
12,680	12,100	31,770	30,300	67,900	64,800
13,530	12,900	33,550	32,000	70,410	67,200
14,470	13,800	35,330	33,700	72,920	69,600
15,420	14,700	37,110	35,400	75,440	72,000
16,370	15,600	38,890	37,100	78,580	75,000
17,310	16,500	40,670	38,800	81,720	78,000
18,260	17,400	42,450	40,500		

附則別表第二　行政職俸給表(二)の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円	円	円	円	円
5,600	5,300	11,230	10,700	22,140	21,100
5,700	5,400	11,860	11,300	22,770	21,700
5,810	5,500	12,490	11,900	23,400	22,300
5,910	5,600	13,120	12,500	24,030	22,900
6,120	5,800	13,750	13,100	24,650	23,500
6,320	6,000	14,370	13,700	25,280	24,100
6,530	6,200	15,000	14,300	25,910	24,700
6,730	6,400	15,630	14,900	26,540	25,300
6,940	6,600	16,260	15,500	27,170	25,900
7,250	6,900	16,890	16,100	27,800	26,500
7,570	7,200	17,510	16,700	28,420	27,100
7,880	7,500	18,040	17,200	29,050	27,700
8,200	7,800	18,570	17,700	29,680	28,300
8,610	8,200	19,100	18,200	30,310	28,900
9,030	8,600	19,630	18,700	30,940	29,500
9,560	9,100	20,260	19,300	31,560	30,100
10,080	9,600	20,880	19,900	32,190	30,700
10,600	10,100	21,510	20,500	32,820	31,300

附則別表第三　税務職俸給表の俸給月額欄に掲げる額のうち12,150円以下の額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円
7,460	7,100
7,990	7,600
8,510	8,100
9,030	8,600
9,760	9,300
10,490	10,000
11,320	10,800
12,150	11,600

附則別表第四　公安職俸給表(一)の俸給月額欄に掲げる額のうち12,150円以下の額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円
8,090	7,700
8,510	8,100
8,930	8,500
9,450	9,000
10,280	9,800
11,210	10,700
12,150	11,600

附則別表第五　公安職俸給表(二)の俸給月額欄に掲げる額のうち12,150円以下の額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円
6,230	5,900
6,530	6,200
6,940	6,600
7,360	7,000
7,780	7,400
8,200	7,800
8,820	8,400
9,450	9,000
10,280	9,800
11,210	10,700
12,150	11,600

附則別表第六　海事職俸給表(一)の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円	円	円	円	円
8,200	7,800	20,150	19,200	39,210	37,400
8,820	8,400	21,410	20,400	40,880	39,000
9,450	9,000	22,660	21,600	42,560	40,600
10,080	9,600	23,920	22,800	44,230	42,200
11,120	10,600	25,390	24,200	45,910	43,800
12,260	11,700	26,850	25,600	47,580	45,400
13,400	12,800	28,320	27,000	49,260	47,000
14,150	13,500	29,780	28,400	50,940	48,600
15,000	14,300	31,250	29,800	52,610	50,200
15,840	15,100	32,720	31,200	54,290	51,800
16,790	16,000	34,180	32,600	55,960	53,400
17,740	16,900	35,860	34,200		
18,890	18,000	37,530	35,800		

附則別表第七　海事職俸給表(二)の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円	円	円	円	円
6,330	6,000	13,850	13,200	26,020	24,800
6,730	6,400	14,900	14,200	27,060	25,800
7,150	6,800	15,940	15,200	28,110	26,800
7,570	7,200	16,890	16,100	29,160	27,800
7,990	7,600	17,840	17,000	30,200	28,800
8,410	8,000	18,790	17,900	31,250	29,800
9,030	8,600	19,730	18,800	32,300	30,800
9,660	9,200	20,780	19,800	33,340	31,800
10,290	9,800	21,830	20,800	34,390	32,800
11,130	10,600	22,870	21,800	35,440	33,800
11,970	11,400	23,920	22,800	36,490	34,800
12,800	12,200	24,970	23,800		

附則別表第八　教育職俸給表(一)及び医療職俸給表(一)の俸給月額欄に掲げる額（附則別表第十二に掲げるものを除く。）の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円	円	円	円	円
8,200	7,800	23,290	22,200	48,210	46,000
8,820	8,400	24,760	23,600	49,890	47,600
9,650	9,200	26,430	25,200	51,980	49,600
10,480	10,000	28,110	26,800	54,080	51,600
11,310	10,800	29,780	28,400	56,170	53,600
12,060	11,500	31,460	30,000	58,270	55,600
13,000	12,400	33,140	31,600	60,360	57,600
13,950	13,300	34,810	33,200	62,870	60,000
14,900	14,200	36,490	34,800	65,390	62,400
15,840	15,100	38,160	36,400	67,900	64,800
16,790	16,000	39,840	38,000	70,410	67,200
17,950	17,100	41,510	39,600	72,920	69,600
19,100	18,200	43,190	41,200	75,440	72,000
20,360	19,400	44,860	42,800	78,580	75,000
21,830	20,800	46,540	44,400	81,720	78,000

附則別表第九　教育職俸給表(二)の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円	円	円	円	円
7,360	7,000	18,690	17,800	34,920	33,300
7,780	7,400	19,730	18,800	36,490	34,800
8,200	7,800	20,780	19,800	38,060	36,300
8,820	8,400	21,830	20,800	39,630	37,800
9,650	9,200	22,870	21,800	41,200	39,300
10,480	10,000	23,920	22,800	42,770	40,800
11,310	10,800	24,970	23,800	44,340	42,300
12,060	11,500	26,020	24,800	45,910	43,800
13,000	12,400	27,060	25,800	47,480	45,300
13,950	13,300	28,320	27,000	49,050	46,800
14,900	14,200	29,580	28,200	50,620	48,300
15,840	15,100	30,830	29,400	52,190	49,800
16,790	16,000	32,090	30,600	53,760	51,300
17,740	16,900	33,340	31,800	55,330	52,800

附則別表第十　教育職俸給表(三)の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円	円	円	円	円
7,360	7,000	18,260	17,400	33,970	32,400
7,780	7,400	19,210	18,300	35,230	33,600
8,200	7,800	20,260	19,300	36,490	34,800
8,820	8,400	21,300	20,300	37,740	36,000
9,650	9,200	22,350	21,300	39,000	37,200
10,480	10,000	23,400	22,300	40,570	38,700
11,310	10,800	24,440	23,300	42,140	40,200
11,950	11,400	25,490	24,300	43,710	41,700
12,680	12,100	26,540	25,300	45,280	43,200
13,530	12,900	27,690	26,400	46,850	44,700
14,470	13,800	28,950	27,600	48,420	46,200
15,420	14,700	30,200	28,800	49,990	47,700
16,370	15,600	31,460	30,000		
17,310	16,500	32,720	31,200		

附則別表第十一　研究職俸給表の俸給月額欄に掲げる額のうち13,630円以下の額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円
6,830	6,500
7,040	6,700
7,360	7,000
7,780	7,400
8,200	7,800
9,020	8,600
9,950	9,500
10,880	10,400
11,410	10,900
12,150	11,600
12,780	12,200
13,630	13,000

附則別表第十二　医療職俸給表(一)の俸給月額欄に掲げる額のうち19,200円以下の額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円
12,560	12,000
13,600	13,000
14,450	13,800
15,300	14,600
16,140	15,400
16,990	16,200
18,050	17,200
19,200	18,300

附則別表第十三　医療職俸給表(三)の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円	円	円	円	円
7,470	7,100	15,630	14,900	26,750	25,500
8,090	7,700	16,580	15,800	28,000	26,700
8,710	8,300	17,520	16,700	29,260	27,900
9,340	8,900	18,470	17,600	30,520	29,100
10,070	9,600	19,420	18,500	31,770	30,300
10,590	10,100	20,470	19,500	33,030	31,500
11,230	10,700	21,510	20,500	34,290	32,700
11,970	11,400	22,560	21,500	35,540	33,900
12,800	12,200	23,610	22,500	36,800	35,100
13,640	13,000	24,650	23,500		
14,580	13,900	25,700	24,500		

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百二十号（昭三四・四・一三）

◎防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

（防衛庁職員給与法の一部改正）

第一条　防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改める。

第四条第三項中「三等空尉以上の自衛官」の下に「（以下「幹部自衛官」という。）」を加え、「俸給日額」を「俸給月額」に改める。

第五条第一項各号列記以外の部分中「俸給額（参事官等及び事務官等にあつては俸給月額、自衛官にあつては俸給日額をいう。以下同じ。）」及び「俸給額」を「俸給月額」に改め、同条第二項中「俸給額」を「俸給月額」に改め、同条第四項中「「俸給月額」とあるのは「俸給額」と、」を削る。

第十一条第一項中「事務次官、議長、参事官等及び事務官等」を「職員」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず」を「前項の場合において」に、「俸給は、支給しない。」を「政令で定めるところにより、俸給を減額して支給する。」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前各項に定めるものを除く外」を「前二項に定めるものを除くほか」に改め、同項を同条第三項とする。

第十一条の三中「俸給額」を「俸給月額」に改める。

第十二条第三項中「参事官等及び事務官等の」を削り、同条第四項を削る。

第十六条第二項中「勤務しなかつた日については」を「勤務しないときは」に、「勤務したものとみなされる日を除き、支給しない。」を「勤務したものとみなされる場合のほか、政令で定めるところにより、減額して支給する。」に改める。

第十八条第一項中「、その居住する日について」を削り、同条第二項中「日額七十五円」を「月額二千五百八十五円」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の営外手当は、陸曹等が勤務しないときは、政令で定めるところにより特に勤務したものとみなされる場合のほか、政令で定めるところに

より、減額して支給する。

第十八条の二第二項中「自衛官（統合幕僚会議の議長たる自衛官を除く。）にあつては俸給、扶養手当及び営外手当の日額の合計額の三十倍に相当する額」を「一等陸曹、一等海曹又は一等空曹以下の自衛官にあつては俸給、扶養手当及び営外手当の月額の合計額」に、「自衛官（統合幕僚会議の議長たる自衛官を除く。）にあつては、俸給及び営外手当の日額の合計額の三十倍に相当する額」を「一等陸曹、一等海曹又は一等空曹以下の自衛官にあつては、俸給及び営外手当の月額の合計額」に改める。

第二十三条第二項中「参事官等及び事務官等」を「参事官等、事務官等及び幹部自衛官」に、「自衛官」を「陸曹等」に改める。

第二十五条第二項中「三千五百円」を「三千九百円」に改める。

第二十七条第一項中「、同法第四条第一項中「確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去三月間」とあるのは「確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去三月間（自衛官にあつては、当該日の属する防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条第二項に規定する期間（以下本項において「給与期間」という。）の直前の給与期間の末日から起算して過去三の給与期間）と」を削る。

第二十八条第一項各号列記以外の部分中「俸給月額の三十分の一に相当する額」の下に「（俸給月額の三十分の一に相当する額をいう。以下本条において同じ。）」を加え、同条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、その者の退職手当の額が国家公務員等退職手当法第五条の規定の例により計算して得た額に満たないときは、その額をもつて退職手当の額とする。

第二十八条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　任用期間の定のある隊員のうち自衛隊法第三十六条第四項の規定により既に三回以上任用された者に対する前三項の規定の適用については、第一項中「四日」とあるのは「三日」とする。

第二十八条第五項中「前項」を「第三項」に改め、同項ただし書を次のように改める。

第二項ただし書の規定は、この場合について準用する。

第二十八条の二第一項中「国家公務員等退職手当暫定措置法第二条第二項」を「国家公務員等退職手当法第八条第二項」に改め、同条第二項中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改め、「、同法第三条第一項中「二十五日分」とあるのは「三十日分」と」を削り、「二十年以上」を「二十年以上三十五年未満の期間」に改め、同条第三項中「前条」の下に「又は第一項」を加え、「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改め、同条第四項中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改める。

第二十八条の三中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に、「日額（その者が自衛官として受けていた最終の俸給日額に満たないときは、その最終の俸給日額）に三十を乗じて得た額」を「俸給月額（その者が自衛官として受けていた最終の俸給月額に満たないときは、その最終の俸給月額）に相当する額」に改める。

第二十九条第一項を削り、同条第二項中「組合員たる資格を喪失した自衛官」を「組合員たる資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた自衛官」に改め、「準用する」の下に「同法」を加え、「第三十四条第二項」を「第五十九条第二項」に改め、同項を同条第一項とする。

附則第八項を削り、附則第九項中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改め、同項を附則第八項とし、附則第十項を附則第九項とし、附則第十一項を削り、附則第十二項を附則第十項とし、以下二項ずつ繰り上げる。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　事務次官、議長及び参事官等俸給表

職等級 / 俸号	事務次官 議長	参事官等 1等級		参事官等 2等級		参事官等 3等級	
	俸給月額	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
	円	円	月	円	月	円	月
1	90,000	50,330	12	36,150	12	19,700	12
2		52,960	12	38,180	12	20,780	12
3		55,580	12	40,210	12	21,860	12
4		58,210	12	42,230	12	23,060	12
5		60,830	12	44,260	12	24,240	12
6		63,440	12	46,280	12	25,560	12
7		66,070	12	48,310	12	26,980	12
8		68,690	15	50,330	12	28,420	12
9		71,550	21	52,960	15	29,840	12
10		74,410	24	55,580	21	31,270	12
11		77,270		58,210	24	32,820	12
12				60,830		34,490	12
13						36,150	12
14						38,180	12
15						40,210	12
16						42,230	18
17						44,260	21
18						46,280	24
19						48,310	

て受けていた最終の俸給月額（昭和三十四年三月三十一日以前に自衛官又は旧保安隊の保安官、旧警察予備隊の警察官、旧警備隊の警備官若しくは旧海上警備隊の海上警備官として退職し、予備自衛官に採用された者にあつては、その者が自衛官又は旧保安隊の保安官、旧警察予備隊の警察官、旧警備隊の警備官若しくは旧海上警備隊の海上警備官として受けていた最終の俸給日額に三十を乗じて得た額をいう。以下本項において同じ。）に満たないときは、その最終の俸給月額）に相当する額」に改める。

第二十九条第一項を削り、同条第二項中「組合員たる資格を喪失した自衛官」を「組合員たる資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた自衛官」に改め、「準用する」の下に「同法」を加え、「第三十四条第二項」を「第五十九条第二項」に改め、同項を同条第一項とする。

附則第八項を削り、附則第九項中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改め、同項を附則第八項とし、附則第十項を附則第九項とし、附則第十一項を削り、附則第十二項を附則第十項とし、以下二項ずつ繰り上げる。

別表第二　自衛官俸給表

号俸	陸将・海将・空将 甲 俸給月額	陸将・海将・空将 乙 俸給月額	昇給期間	陸将補・海将補・空将補 俸給月額	昇給期間	1等陸佐・1等海佐・1等空佐 俸給月額	昇給期間	2等陸佐・2等海佐・2等空佐 俸給月額	昇給期間	3等陸佐・3等海佐・3等空佐 俸給月額	昇給期間	1等陸尉・1等海尉・1等空尉 俸給月額	昇給期間	2等陸尉・2等海尉・2等空尉 俸給月額	昇給期間
1	円 73,800	円 56,720	月 12	円 48,180	月 12	円 39,040	月 12	円 32,940	月 12	円 28,060	月 12	円 23,480	月 12	円 19,520	月 12
2	77,460	59,470	12	50,320	12	41,170	12	34,770	12	29,580	12	25.010	12	20.430	12
3	81,120	62,210	12	52,450	12	43,310	12	36,900	12	31,110	12	26,530	12	21,350	12
4	85,090	64,960	12	54,590	12	45,440	12	39,040	12	32,940	12	28,060	12	22,260	12
5	88,720	67,700	12	56,720	12	48,180	12	41,170	12	34,770	12	29,580	12	23,480	12
6		70,750	12	59,470	12	50,320	12	43,310	12	36,900	12	31,110	12	25,010	12
7		73,800	18	62,210	15	52,450	12	45,440	12	39,040	12	32,940	12	26.530	12
8		77,460	21	64,960	18	54.590	15	48,180	15	41,170	15	34,770	18	28,060	18
9		81,120	24	67,700	21	56,720	21	50,320	21	43,310	21	36,900	18	29,580	18
10		85,090		70,750	24	59,470	24	52,450	24	45,440	24	39,040	21	31,110	21
11				73,800		62,210		54,590	24	48,180	24	41,170	24	32,940	21
12								56,720		50,320		43,310		34,770	24
13														36,900	
14															

3等陸尉・3等海尉・3等空尉 俸給月額	昇給期間	1等陸曹・1等海曹・1等空曹 俸給月額	昇給期間	2等陸曹・2等海曹・2等空曹 俸給月額	昇給期間	3等陸曹・3等海曹・3等空曹 俸給月額	昇給期間	陸士長・海士長・空士長 俸給月額	昇給期間	1等陸士・1等海士・1等空士 俸給月額	昇給期間	2等陸士・2等海士・2等空士 俸給月額	3等陸士・3等海士・3等空士 俸給月額
円 16,320	月 12	円 13,130	月 12	円 11,450	月 12	円 10,350	月 12	円 8,320	月 12	円 7,240	月 12	円 6,400	円 5,920
17,230	12	14,210	12	12,070	12	11,450	12	9,270	12	7,730	12		
18,150	12	15,320	12	13,130	12	12,070	12	10,350	12	8,320			
19,520	12	16,470	12	14,210	12	13,130	15	11,450	15				
20,430	12	17,690	12	15,320	12	14,210	18	12,070					
21,350	12	19,060	12	16,470	12	15,320							
22,260	12	20,430	12	17,690	18								
23,480	18	21,810	18	19,060	18								
25,010	18	23,180	18	20,430	21								
26,530	21	24,550	21	21,810	24								
28,060	21	25,920	21	23,180									
29,580	24	27,450	24										
31,110	24	28,970	24										
32,940		30,500											

備考　陸将、海将又は空将で、甲の欄に掲げる俸給月額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は、総理府令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号俸を受けるに至つた時から長期間経過したときは、その最高の号俸をこえる俸給月額を定めることができる。

（恩給法の一部改正）

第二条　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第三項を削る。

第五十九条ただし書を削る。

（国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部改正）

第三条　国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第五条前段中「第十五号」を「第十六号」に改め、同条後段の規定を次のように改める。

この場合において、第二条第一項中「職員の俸給の月額と扶養手当の月額との合計額」とあるのは「職員の俸給の月額と扶養手当の月額との合計額（自衛官にあつては、俸給、扶養手当、航空手当、乗組手当、落下さん隊員手当及び営外手当のそれぞれの月額（航空手当、乗組手当及び落下さん隊員手当については、それぞれの月額に政令で定める割合を乗じて得た額）の合計額）」と、同条第五項の規定は「第一項に規定する職員の俸給、扶養手当、航空手当、乗組手当、落下さん隊員手当及び営外手当の月額は、防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の定めるところによる。」と、前条中「人事院の勧告に基いて」とあるのは「一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して」と読み替えるものとする。

（防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

第五条　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十六項に後段として次のように加える。

この場合において、事務次官及び議長に対する恩給、退職手当又は国家公務員共済組合に関する法令の規定の適用については、暫定手当の月額のうち政令で定める額は、俸給とみなす。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、第一条中防衛庁職員給与法第二十九条第二項の改正規定及び附則第十二項の規定を除き、昭和三十四年四月一日から適用する。ただし、第一条中防衛庁職員給与法第一条の改正規定並びに同法第二十八条の二、第二十八条の三及び附則第九項の改正規定中「国家公務員等退職手当法」に改める部分は国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十四号）の施行の日から施行し、第一条中防衛庁職員給与法第二十八条（第一項に係る改正規定を除く。）、第二十八条の二（第二項に係る改正規定中「二十年以上」を「二十年以上二十五年未満の期間」に改める部分に限る。）及び附則（附則第九項の改正規定中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改める部分を除く。）の改正規定並びにこの法律の附則第九項から附則第十一項までの規定は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十三号）附則第一条第一号に掲げる日から施行し、第五条の規定は昭和三十四年十月一日から施行する。

（俸給の切替）

2　昭和三十四年四月一日において切り替えられる職員の俸給月額は、次項に定めるものを除き、改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の適用により同年三月三十一日においてその者が属していた職務の等級（自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。）における俸給の幅のうちその者が受けていた俸給月額（統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、俸給日額をいう。）の号俸と同一の改正後の防衛庁職員給与法（以下新法という。）別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百十九号）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第一から別表第七までに定める職務の等級における号俸の額とする。

3　昭和三十四年三月三十一日において旧法第五条第三項又は第四項の規定により準用する一般職の職員の給与に関する法律第六条の二後段の規定又は第八条第八項ただし書の規定により職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額（統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、俸給日額をいう。）を受けていた職員の同年四月一日における俸給月額については、政令で定めるところによる。昭和三十四年九月三十日において新法第五条第三項又は第四項の規定により準用する一般職の職員の給与に関する法律第六条の二後段の規定又は第八条第八項ただし書の規定により職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受ける参事官等及び事務官等の同年十月一日における俸給月額についても、同様とする。

（昇給に要する期間の通算）

4　前項の規定により昭和三十四年四月一日又は同年十月一日における俸給月額を決定される職員のそれぞれの日以降における最初の新法第五条第四項の規定により準用する一般職の職員の給与に関する法律第八条第八項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日又は同年九月三十日における俸給月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日又は同年十月一日における俸給月額を受ける期間にそれぞれ通算する。

（昭和三十四年九月三十日までの間の俸給月額）

5　参事官等に対する新法別表第一に掲げる俸給表の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間における適用については、同表の俸給月額欄に掲げる額は、この法律の附則別表に定めるところにより読み替えるものとする。

6　事務官等に対する一般職の職員の給与に関する法律別表第一から別表第七までに掲げる俸給表の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間における適用については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第二項の規定の例による。

（差額の支給）

7　昭和三十四年三月三十一日における旧法の規定による自衛官の俸給日額の三十一・〇三倍に相当する額（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第五十五条の規定により防衛庁長官の指定する場所に居住する陸曹等にあつては、その額から三百四円を控除した額）並びに扶養手当、営外手当及び隔遠地手当の日額の三十・四二倍に相当する額の合計額（以下本項において「旧給与額」という。）が同年四月一日における新法の規定によるその者の俸給、扶養手当、営外手当及び隔遠地手当の月額の合計額（以下本項において「新給与額」という。）をこえるときは、新給与額が旧給与額（扶養親族の異動その他総理府令で定める事由に該当する場合にあつては、総理府令で定める額）に達する日の前日まで、その差

額を手当としてその者に支給する。この場合において、新法第十九条の規定は、その差額の支給方法について準用する。

（俸給等の支給に関する臨時措置）

8　昭和三十四年三月十六日から同月三十一日までの間における自衛官の俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、航空手当、乗組手当、落下さん隊員手当、営外手当及び隔遠地手当は、この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の日から十日以内に支給する。

（退職手当に関する経過措置）

9　昭和三十四年四月一日から国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる日の前日までの間における旧法附則第八項の規定の適用においては、同項中「俸給日額」とあるのは、「俸給日額（俸給月額の三十分の一に相当する額をいう。）」と読み替えるものとする。

10　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる日において現に自衛官として在職する者が死亡した場合における退職手当については、新法第二十八条の規定により計算して得た額が旧法第二十八条及び附則第八項の規定の例により計算して得た額に満たないときは、新法第二十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる日において現に在職する任用期間の定のある隊員のうち自衛隊法第三十六条第四項の規定により既に三回以上任用された者の当該任用期間に係る退職手当については、新法第二十八条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、その額が同条の規定の例により計算して得た額に満たないときは、この限りでない。

（給与の内払）

12　この法律の施行前に旧法の規定に基いてすでに職員に支払われた昭和三十四年四月一日以降の期間に係る給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（傷病手当金の支給に関する経過措置）

13　この法律の施行の際現に旧法第二十九条第二項の規定により傷病手当金の支給を受けている者については、新法第二十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（恩給法の一部改正に伴う経過措置）

14　昭和三十四年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した自衛官（統合幕僚会議の議長たる自衛官を除く。）又はその遺族の恩給については、この法律による改正後の恩給法第四十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

附則別表　参事官等の俸給読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円 19,700	円 18,780	円 32,820	円 31,300	円 52,960	円 50.500
20,780	19,800	34,490	32,900	55,580	53,000
21,860	20,800	36,150	34,500	58,210	55,500
23,060	22,000	38,180	36,400	60,830	58,000
24,240	23,200	40,210	38,300	63,440	60,500
25,560	24,400	42,230	40,200	66,070	63,000
26,980	25,700	44.260	42,200	68,690	65,500
28,420	27,100	46,280	44,200	71,550	68,300
29,840	28,500	48,310	46,200	74,410	72,000
31,270	29,900	50,330	48,200	77,270	73,700

法律第百二十一号（昭三四・四・一六）

◎特許法

目次

第一章　総則（第一条―第二十八条）
第二章　特許及び特許出願（第二十九条―第四十六条）
第三章　審査（第四十七条―第六十五条）
第四章　特許権
第一節　特許権（第六十六条―第九十九条）
第二節　権利侵害（第百条―第百六条）
第三節　特許料（第百七条―第百十二条）
第五章　特許発明実施審議会（第百十三条―第百二十条）
第六章　審判（第百二十一条―第百七十六条）
第七章　再審（第百七十一条―第百七十六条）
第八章　訴願（第百七十七条）
第九章　訴訟（第百七十八条―第百八十四条）
第十章　雑則（第百八十五条―第百九十五条）
第十一章　罰則（第百九十六条―第二百四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

2　この法律で「特許発明」とは、特許を受けている発明をいう。

3　この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一　物の発明にあつては、その物を生産し使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為

二　方法の発明にあつては、その方法を使用する行為

三　物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物を使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為

（期間の計算）

第三条　この法律又はこの法律に基く命令の規定による期間の計算は、次の規定による。

一　期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

二　期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、暦に従う。月又は年の始から期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に応当する日の前日に満了する。ただし、最後の月に応当する日がないときは、その月の末日に満了する。

2　特許出願、請求その他特許に関する手続（以下単に「手続」という。）についての期間の末日が日曜日、国民の祝日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までに当るときは、その日の翌日をもつてその期間の末日とする。

（期間の延長等）

第四条　特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第五十三条第四項、第五十六条、第百八条第一項若しくは第二項ただし書、第百二十一条第一項又は第百二十二条第一項に規定する期間を延長することができる。

2　審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第百五十九条第一項（第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する第五十三条第四項又は第百五十九条第三項（第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第百六十五条第一項（第百七十四条第四項において準用する場合を含む。）において準用する第五十六条に規定する期間を延長することができる。

第五条　特許庁長官、審判長又は審査官は、この法律の規定により手続をすべき期間を指定したときは、請求により又は職権で、その期間を延長することができる。

2　審判長又は審査官は、この法律の規定により期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。

（法人でない社団等の手続をする能力）

第六条　法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定があるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。

一　異議の申立をすること。

二　第百二十三条第一項又は第百二十九条第一項の審判を請求すること。

三　第百七十一条第一項の規定により第百二十三条第一項又は第百二十九条第一項の審判の確定審決に対する再審を請求すること。

四　訴願すること。

2　法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定があるものは、その名において第百二十三条第一項又は第百二十九条第一項の審判の確定審決に対する再審を請求されることができる。

（未成年者、禁治産者等の手続をする能力）

第七条　未成年者及び禁治産者は、法定代理人によらなければ、手続をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができるときは、この限りでない。

2　準禁治産者が手続をするには、保佐人の同意を得なければならない。

3　法定代理人が手続をするには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。

4　準禁治産者又は法定代理人が相手方が請求した審判又は再審について手続をするときは、前二項の規定は、適用しない。

（在外者の特許管理人）

第八条　日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有しない者（以下「在外者」という。）は、第三項の登録を申請する場合その他政令で定める場合を除き、その者の特許に関する代理人であつて日本国内に住所又は居所を有するもの（以下「特許管理人」という。）によらなければ、手続をし、又はこの法律若しくはこの法律に基く命令の規定により行政庁がした処分を不服として訴を提起することができない。

2　特許管理人は、特に授けられた権限のほか、一切の手続及びこの法律又はこの法律に基く命令の規定により行政庁がした処分を不服とする訴訟について本人を代理する。

3　在外者が特許権者その他特許に関し登録した権利を有する者であるときは、その特許管理人の選任若しくは変更又はその代理権若しくはその消滅は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

（代理権の範囲）

第九条　日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有する者であつて手続をするものの委任による代理人は、特別の授権を得なければ、特許出願の変更、放棄若しくは取下、請求、申請若しくは申立の取下、第百二十一条第一項若しくは第百二十

二条第一項の審判の請求、訴願若しくはその取下又は復代理人の選任をすることができない。

（代理権の証明）

第十条　手続をする者の代理人であつて第八条第三項に規定する者でないものの代理権は、書面をもつて証明しなければならない。

（代理権の不消滅）

第十一条　手続をする者の委任による代理人の代理権は、本人の死亡若しくは本人である法人の合併による消滅、本人である受託者の信託の任務終了又は法定代理人の死亡若しくはその代理権の変更若しくは消滅によつては、消滅しない。

（代理人の個別代理）

第十二条　手続をする者の代理人が二人以上あるときは、特許庁に対しては、各人が本人を代理する。

（代理人の改任等）

第十三条　特許庁長官又は審判長は、手続をする者がその手続をするのに適当でないと認めるときは、代理人により手続をすべきことを命ずることができる。

2　特許庁長官又は審判長は、手続をする者の代理人がその手続をするのに適当でないと認めるときは、その改任を命ずることができる。

3　特許庁長官又は審判長は、前二項の場合において、弁理士を代理人とすべきことを命ずることができる。

4　特許庁長官又は審判長は、第一項又は第二項の規定による命令をした後に第一項の手続をする者又は第二項の代理人が特許庁に対してした手続を無効にすることができる。

（複数当事者の相互代表）

第十四条　二人以上が共同して手続をしたときは、特許出願の変更、放棄及び取下、請求、申請又は申立の取下、第百二十一条第一項又は第百二十二条第一項の審判の請求並びに訴願及びその取下以外の手続については、各人が全員を代表するものとする。ただし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、この限りでない。

（在外者の裁判籍）

第十五条　在外者の特許権その他特許に関する権利についてはは、特許管理人があるときはその住所又は居所をもつて、特許管理人がないときは特許庁の所在地をもつて民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第八条の財産の所在地とみなす。

（手続をする能力がない場合の追認）

第十六条　未成年者（独立して法律行為をすることができる者を除く。）又は禁治産者がした手続は、法定代理人（本人が手続をする能力を取得したときは、本人）が追認することができる。

2　代理権がない者がした手続は、手続をする能力がある本人又は法定代理人が追認することができる。

3　準禁治産者が保佐人の同意を得ないでした手続は、準禁治産者が保佐人の同意を得て追認することができる。

4　後見監督人がある場合において法定代理人がその同意を得ないでした手続は、後見監督人の同意を得た法定代理人又は手続をする能力を取得した本人が追認することができる。

（手続の補正）

第十七条　手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、出願公告をすべき旨の決定又は請求公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後は、第六十四条（第百五十九条第二項（第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により補正をすることができる場合を除き、その補正をすることができない。

2　特許庁長官又は審判長は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。

一　手続が第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。

二　手続がこの法律又はこの法律に基く命令で定める方式に違反しているとき。

三　手続について第百九十五条第一項の規定による手数料を納付しないとき。

3　前二項の規定による補正（手数料の納付を除く。）をするには、手続補正書を提出しなければならない。

（手続の無効）

第十八条　特許庁長官は、前条第二項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないとき、又は特許権の設定の登録を受ける者が第百八条第一項若しくは第二項ただし書に規定する期間内に特許料を納付しないときは、その手続を無効にすることができる。

（願書等の提出の効力発生時期）

第十九条　願書又はこの法律若しくはこの法律に基く命令の規定により特許庁に提出する書類その他の物件であつてその提出の期間が定められているものを郵便により提出した場合において、その願書又は物件を郵便局に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時に、その郵便物の通信日付印により表示された日時が明瞭であるときはその日時に、その郵便物の通信日付印により表示された日時が明瞭でないときは日時のうち日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示された日の午後十二時に、その願書又は物件は、特許庁に到達したものとみなす。

（手続の効力の承継）

第二十条　特許権その他特許に関する権利についてした手続の効力は、その特許権その他特許に関する権利の承継人にも、及ぶものとする。

（手続の続行）

第二十一条　特許庁長官又は審判長は、特許庁に事件が係属している場合において、特許権その他特許に関する権利の移転があつたときは、特許権その他特許に関する権利の承継人に対し、その事件に関する手続を続行することができる。

（手続の中断又は中止）

第二十二条　特許庁長官又は審判官は、決定、査定又は審決の謄本の送達後に中断した手続の受継の申立について、受継を許すかどうかの決定をしなければならない。

2　前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

第二十三条　特許庁長官又は審判官は、中断し又は中止した審査、審判又は再審の手続を受け継ぐべき者が受継を怠つたときは、申立により又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならない。

2　特許庁長官又は審判官は、前項の規定により指定した期間内に受継がないときは、その期間の経過の日に受継があつたものとみなすことができる。

3　特許庁長官又は審判長は、前項の規定により受継があつたものとみなしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

第二十四条　民事訴訟法第二百八条、第二百九条第一項、第二百十条、第二百十一条、第二百十二条第一項、第二百十三条から第二百十七条まで、第二百十八条第一項、第二百二十条、第二百二十一条及び第

二百二十二条第二項（訴訟手続の中断又は中止）の規定は、審査、審判又は再審の手続に準用する。この場合において、同法第二百十条中「法定代理人」とあるのは「法定代理人若ハ特許管理人」と、同法第二百十三条中「訴訟代理人」とあるのは「審査、審判又ハ再審ノ委任ニ因ル代理人」と、同法第二百十七条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又ハ審判長」と、同法第二百十八条第一項及び第二百二十一条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又ハ審判官」と、同法第二百二十条中「裁判所」とあるのは「特許庁」と読み替えるものとする。

（外国人の権利の享有）

第二十五条　日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有しない外国人は、次の各号の一に該当する場合を除き、特許権その他特許に関する権利を享有することができない。

一　その者の属する国において、日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めているとき。

二　その者の属する国において、日本国がその国民に対し特許権その他特許に関する権利の享有を認める場合には日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めることとしているとき。

三　条約に別段の定があるとき。

（条約の効力）

第二十六条　特許に関し条約に別段の定があるときは、その規定による。

（特許原簿への登録）

第二十七条　次に掲げる事項は、特許庁に備える特許原簿に登録する。

一　特許権の設定、移転、消滅若しくは処分の制限又は第七十五条第一項の規定による特許権の変更

二　専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三　特許権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

2　この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。

（特許証の交付）

第二十八条　特許庁長官は、特許権の設定の登録があつたときは、特許証を交付する。

2　特許証の再交付については、通商産業省令で定める。

第二章　特許及び特許出願

（特許の要件）

第二十九条　産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

一　特許出願前に日本国内において公然知られた発明

二　特許出願前に日本国内において公然実施をされた発明

三　特許出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された発明

2　特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

（発明の新規性の喪失の例外）

第三十条　特許を受ける権利を有する者が、試験を行い、刊行物に発表し、又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもつて発表することにより、前条第一項各号の一に該当するに至つた発明について、その該当するに至つた日から六月以内にその者が特許出願をしたときは、その発明は、同項各号の一に該当するに至らなかつたものとみなす。

2　特許を受ける権利を有する者の意に反して前条第一項各号の一に該当するに至つた発明について、その該当するに至つた日から六月以内にその者が特許出願をしたときも、前項と同様とする。

3　特許を受ける権利を有する者が政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会に、同盟条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで改正された工業所有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ同盟条約をいう。以下同じ。）の同盟国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又は同盟条約の同盟国以外の国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものに出品することにより、前条第一項各号の一に該当するに至つた発明について、その該当するに至つた日から六月以内にその者が特許出願をしたときも、第一項と同様とする。

4　特許出願に係る発明について第一項又は前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その特許出願に係る発明が第一項又は前項に規定する発明であることを証明する書面を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

（追加の特許の要件）

第三十一条　特許権者は、次に掲げる発明については、独立の特許に代え、追加の特許を受けることができる。

一　その者の特許発明の構成に欠くことができない事項の全部又は主要部をその構成に欠くことができない事項の全部又は主要部としている発明であつて、その特許発明と同一の目的を達成するもの

二　その者の特許発明が物の発明である場合において、その物を生産する方法の発明又はその物を生産する機械、器具、装置その他の物の発明

三　その者の特許発明が方法の発明である場合において、その方法の特許発明の実施に直接使用する機械、器具、装置その他の物の発明

（特許を受けることができない発明）

第三十二条　次に掲げる発明については、第二十九条の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

一　飲食物又は嗜好物の発明

二　医薬（人の病気の診断、治療、処置又は予防のため使用する物をいう。以下同じ。）又は二以上の医薬を混合して一の医薬を製造する方法の発明

三　化学方法により製造されるべき物質の発明

四　原子核変換の方法により製造されるべき物質の発明

五　公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明

（特許を受ける権利）

第三十三条　特許を受ける権利は、移転することができる。

2　特許を受ける権利は、質権の目的とすることができない。

3　特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者

は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡することができない。

第三十四条　特許出願前における特許を受ける権利の承継は、その承継人が特許出願をしなければ、第三者に対抗することができない。

2　同一の者から承継した同一の特許を受ける権利について同日に二以上の特許出願があつたときは、特許出願人の協議により定めた者以外の者の承継は、第三者に対抗することができない。

3　同一の者から承継した同一の発明及び考案についての特許を受ける権利及び実用新案登録を受ける権利について同日に特許出願及び実用新案登録出願があつたときも、前項と同様とする。

4　特許出願後における特許を受ける権利の承継は、相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官に届け出なければ、その効力を生じない。

5　特許を受ける権利の相続その他の一般承継があつたときは、承継人は、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。

6　同一の者から承継した同一の特許を受ける権利の承継について同日に二以上の届出があつたときは、届出をした者の協議により定めた者以外の者の届出は、その効力を生じない。

7　第三十九条第七項及び第八項の規定は、第二項、第三項及び前項の場合に準用する。

（職務発明）

第三十五条　使用者、法人、国又は地方公共団体（以下「使用者等」という。）は、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員（以下「従業者等」という。）がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至つた行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明（以下「職務発明」という。）について特許を受けたとき、又は職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について通常実施権を有するときは、その特許権について通常実施権を有する。

2　従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ又は使用者等のため専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定の条項は、無効とする。

3　従業者等は、契約、勤務規則その他の定により、職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、又は使用者等のため専用実施権を設定したときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する。

4　前項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額及びその発明がされるについて使用者等が貢献した程度を考慮して定めなければならない。

（特許出願）

第三十六条　特許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。

一　特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二　提出の年月日

三　発明の名称

四　発明者の氏名及び住所又は居所

2　願書には、次に掲げる事項を記載した明細書及び必要な図面を添附しなければならない。

一　発明の名称

二　図面の簡単な説明

三　発明の詳細な説明

四　特許請求の範囲

3　追加の特許を受けようとするときは、追加の特許を受けようとする発明についての追加の関係を明細書に記載しなければならない。

4　第二項第三号の発明の詳細な説明には、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易にその実施をすることができる程度に、その発明の目的、構成及び効果を記載しなければならない。

5　第二項第四号の特許請求の範囲には、発明の詳細な説明に記載した発明の構成に欠くことができない事項のみを記載しなければならない。

6　第三十八条ただし書の規定により二以上の発明について同一の願書で特許出願をするときは、第二項第四号の特許請求の範囲は、発明ごとに区分して記載しなければならない。

（共同出願）

第三十七条　特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者と共同でなければ、特許出願をすることができない。

（一発明一出願）

第三十八条　特許出願は、発明ごとにしなければならない。ただし、二以上の発明であつても、特許請求の範囲に記載される一の発明（以下「特定発明」という。）に対し次に掲げる関係を有する発明については、特定発明と同一の願書で特許出願をすることができる。

一　その特定発明の構成に欠くことができない事項の全部又は主要部をその構成に欠くことができない事項の主要部としている発明であつて、その特定発明と同一の目的を達成するもの

二　その特定発明が物の発明である場合において、その物を生産する方法の発明又はその物を生産する機械、器具、装置その他の物の発明

三　その特定発明が方法の発明である場合において、その方法の発明の実施に直接使用する機械、器具、装置その他の物の発明

（先願）

第三十九条　同一の発明について異なつた日に二以上の特許出願があつたときは、最先の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。

2　同一の発明について同日に二以上の特許出願があつたときは、特許出願人の協議により定めた一の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その発明について特許を受けることができない。

3　特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案とが同一である場合において、その特許出願及び実用新案登録出願が異なつた日にされたものであるときは、特許出願人は、実用新案登録出願人より先に出願をした場合にのみその発明について特許を受けることができる。

4　特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案とが同一である場合において、その特許出願及び実用新案登録出願が同日にされたものであるときは、出願人の協議により定めた一の出願人のみが特許又は実用新案登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、特許出願人は、その発明について特許を受けることができない。

5　特許出願又は実用新案登録出願が取り下げられ、又は無効にされたときは、その特許出願又は実用新案登録出願は、前四項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

6　発明者又は考案者でない者であつて特許を受ける権利又は実用新案登録を受ける権利を承継しないものがした特許出願又は実用新案登録出願は、第一項から第四項までの規定の適用については、特許出願

を受けようとする発明についての追加の関係を明細書に記載しなければならない。

4　第二項第三号の発明の詳細な説明には、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易にその実施をすることができる程度に、その発明の目的、構成及び効果を記載しなければならない。

5　第二項第四号の特許請求の範囲には、発明の詳細な説明に記載した発明の構成に欠くことができない事項のみを記載しなければならない。

6　第三十八条ただし書の規定により二以上の発明について同一の願書で特許出願をするときは、第二項第四号の特許請求の範囲は、発明ごとに区分して記載しなければならない。

（共同出願）

第三十七条　特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者と共同でなければ、特許出願をすることができない。

（一発明一出願）

第三十八条　特許出願は、発明ごとにしなければならない。ただし、二以上の発明であつても、特許請求の範囲に記載される一の発明（以下「特定発明」という。）に対し次に掲げる関係を有する発明については、特定発明と同一の願書で特許出願をすることができる。

一　その特定発明の構成に欠くことができない事項の全部又は主要部をその構成に欠くことができない事項の主要部としている発明であつて、その特定発明と同一の目的を達成するもの

二　その特定発明が物の発明である場合において、その物を生産する方法の発明又はその物を生産する機械、器具、装置その他の物の発明

三　その特定発明が方法の発明である場合において、その方法の発明の実施に直接使用する機械、器具、装置その他の物の発明

（先願）

第三十九条　同一の発明について異なつた日に二以上の特許出願があつたときは、最先の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。

2　同一の発明について同日に二以上の特許出願があつたときは、特許出願人の協議により定めた一の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その発明について特許を受けることができない。

3　特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案とが同一である場合において、その特許出願及び実用新案登録出願が異なつた日にされたものであるときは、特許出願人は、実用新案登録出願人より先に出願をした場合にのみその発明について特許を受けることができる。

4　特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案とが同一である場合において、その特許出願及び実用新案登録出願が同日にされたものであるときは、出願人の協議により定めた一の出願人のみが特許又は実用新案登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、特許出願人は、その発明について特許を受けることができない。

5　特許出願又は実用新案登録出願が取り下げられ、又は無効にされたときは、その特許出願又は実用新案登録出願は、前四項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

6　発明者又は考案者でない者であつて特許を受ける権利又は実用新案登録を受ける権利を承継しないものがした特許出願又は実用新案登録出願は、第一項から第四項までの規定の適用については、特許出願

又は実用新案登録出願でないものとみなす。

7　特許庁長官は、第二項又は第四項の場合は、相当の期間を指定して、第二項又は第四項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を出願人に命じなければならない。

8　特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第二項又は第四項の協議が成立しなかつたものとみなすことができる。

（明細書等の補正と要旨変更）

第四十条　願書に添附した明細書又は図面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前にした補正がこれらの要旨を変更するものと特許権の設定の登録があつた後に認められたときは、その特許出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

第四十一条　出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前に、願書に最初に添附した明細書又は図面に記載した事項の範囲内において特許請求の範囲を増加し減少し又は変更する補正は、明細書の要旨を変更しないものとみなす。

第四十二条　願書に添附した明細書又は図面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達後にした補正が第六十四条（第百五十九条第二項（第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に違反しているものと特許権の設定の登録があつた後に認められたときは、その補正がされなかつた特許出願について特許がされたものとみなす。

（優先権主張の手続）

第四十三条　同盟条約第四条丁第一号の規定により特許出願について優先権を主張しようとする者は、その旨並びに最初に出願をし又は同条甲第二号の規定により最初に出願をしたものと認められた同盟条約の同盟国の国名及び出願の年月日を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

2　前項の規定による優先権の主張をした者は、最初に出願をし若しくは同盟条約第四条甲第二号の規定により最初に出願をしたものと認められた同盟条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、発明の明細書及び図面の謄本又はこれらと同様な内容を有する公報若しくは証明書であつてその同盟国の政府が発行したものを特許出願の日から三月以内に特許庁長官に提出しなければならない。

3　第一項の規定による優先権の主張は、その効力を失う。

（特許出願の分割）

第四十四条　特許出願人は、二以上の発明を包含する特許出願の一部を一又は二以上の新たな特許出願とすることができる。

2　前項の規定による特許出願の分割は、特許出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。

3　第一項の場合は、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなす。ただし、第三十条第四項並びに前条第一項及び第二項の規定の適用については、この限りでない。

（出願の変更）

第四十五条　特許出願人は、追加の特許出願を独立の特許出願に変更することができる。この場合は、独立の特許出願は、追加の特許出願の時にしたものとみなす。

2　前項の規定による特許出願の変更は、特許出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。

3　特許出願人は、独立の特許出願を追加の特許出願に変更することができる。この場合は、追加の特許出願は、独立の特許出願の時にしたものとみなす。

4　前項の規定による特許出願の変更は、特許出願について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後は、することができない。

5　第二項又は第三項の規定による特許出願の変更があつたときは、もとの特許出願は、取り下げたものとみなす。

第四十六条　実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願を特許出願に変更することができる。ただし、その実用新案登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

2　意匠登録出願人は、その意匠登録出願を特許出願に変更することができる。ただし、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

3　前二項の規定による出願の変更があつたときは、その特許出願は、その実用新案登録出願又は意匠登録出願の時にしたものとみなす。

4　第二項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、その実用新案登録出願又は意匠登録出願は、取り下げたものとみなす。

5　第一項ただし書に規定する期間は、実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第五十五条第一項において準用するこの法律第四条第一項の規定により実用新案法第三十五条第一項の規定により延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

6　第二項ただし書に規定する期間は、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第六十八条第一項において準用するこの法律第四条第一項の規定により意匠法第四十六条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

（審査官による審査）

第四十七条　特許庁長官は、審査官に特許出願及び異議の申立を審査させなければならない。

2　審査官の資格は、政令で定める。

（審査官の除斥）

第四十八条　第百三十九条第一号から第五号まで及び第七号の規定は、審査官に準用する。

（拒絶の査定）

第四十九条　審査官は、特許出願が次の各号の一に該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一　その特許出願に係る発明が第二十五条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十七条又は第三十九条第一項から第四項までの規定により特許をすることができないものであるとき。

二　その特許出願に係る発明が条約の規定により特許をすることができないものであるとき。

三　その特許出願が第三十六条第四項若しくは第五項又は第三十八条に規定する要件をみたしていないとき。

四　その特許出願人が発明者でない場合において、その発明について特許を受ける権利を承継していないとき。

（拒絶理由の通知）

第五十条　審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機

会を与えなければならない。

（出願公告）

第五十一条 審査官は、特許出願について拒絶の理由を発見しないときは、出願公告をすべき旨の決定をしなければならない。

2 特許庁長官は、出願公告をすべき旨の決定があつたときは、決定の謄本を特許出願人に送達した後、出願公告をしなければならない。

3 出願公告は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う。

一 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 特許出願の番号及び年月日

三 発明者の氏名及び住所又は居所

四 願書に添附した明細書に記載した事項及び図面の内容

五 出願公告の番号及び年月日

六 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

4 特許庁長官は、出願公告の日から二月間、特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆の縦覧に供しなければならない。

（出願公告の効果等）

第五十二条 特許出願人は、出願公告があつたときは、業としてその特許出願に係る発明の実施をする権利を専有する。

2 前項の権利に基く不当利得の返還又は損害の賠償の請求権は、当該特許権の設定の登録があつた後でなければ、行うことができない。

3 第百一条から第百六条までの規定は、第一項の権利に基き損害の賠償の請求をする場合に準用する。

4 第一項の権利に基く損害の賠償の請求権を有する者が当該特許権の設定の登録前にその侵害の行為及びその行為をした者を知つた場合における民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百二十四条の規定の適用については、同条中「被害者又ハ其法定代理人ガ損害及ビ加害者ヲ知リタル時」とあるのは、「当該特許権ノ設定ノ登録ノ日」とする。

5 出願公告後に特許出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされたとき、特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第百十二条第四項の規定により特許権が初めから存在しなかつたものとみなされたとき、又は第百二十五条ただし書の場合を除き特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の権利は、初めから生じなかつたものとみなす。

（補正の却下）

第五十三条 願書に添附した明細書又は図面についての出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前にした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

3 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から三十日を経過するまでは、当該特許出願について査定（出願公告をすべき旨の決定前に第一項の規定による却下の決定があつたときは、出願公告をすべき旨の決定又は拒絶をすべき旨の査定）をしてはならない。

4 特許出願人が第一項の規定による却下の決定の謄本の送達があつた日から三十日以内にその補正後の発明について新たな特許出願をしたときは、その特許出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

5 前項に規定する新たな特許出願があつたときは、もとの特許出願は、取り下げたものとみなす。

6 前二項の規定は、特許出願人が第四項に規定する新たな特許出願について同項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面をその特許出願と同時に特許庁長官に提出した場合に限り、適用があるものとする。

7 審査官は、特許出願人が第一項の規定による却下の決定に対し第百二十二条第一項の審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその特許出願の審査を中止しなければならない。

第五十四条 願書に添附した明細書又は図面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達後にした補正が第六十四条の規定に違反しているものと査定前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

3 第一項の規定による却下の決定に対しては、不服を申し立てることができない。ただし、第百二十一条第一項の審判を請求した場合における審判においては、この限りでない。

（異議の申立）

第五十五条 出願公告があつたときは、何人も、その日から二月以内に、特許庁長官に異議の申立をすることができる。

2 異議の申立をするには、その理由及び必要な証拠の表示を記載した異議申立書を提出しなければならない。

第五十六条 異議の申立をした者は、前条第一項に規定する期間の経過後三十日を経過した後は、異議申立書に記載した理由又は証拠の表示の補正をすることができない。

第五十七条 審査官は、異議の申立があつたときは、異議申立書の副本を特許出願人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

第五十八条 審査官は、第五十六条の規定により異議申立書について補正をすることができる期間及び前条の規定により指定した期間が経過した後、その異議の申立について決定をしなければならない。

2 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

第五十九条 第百四十六条、第百五十条、第百五十一条、第百六十九条第三項から第六項まで及び第百七十条の規定は、異議の申立の審査に準用する。

第六十条 審査官は、第五十八条第一項の決定をした後、その特許出願について特許をすべき旨の査定又は拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

第六十一条 審査官は、二以上の異議の申立があつた場合において、一の異議の申立について審査した結果その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をすることとしたときは、第五十八条第一項の規定にかかわらず、他の異議の申立については、同項の決定をすることを要しない。

2 特許庁長官は、前項の規定により第五十八条第一項の決定をすることを要しないときは、その異議申立人に対し、拒絶をすべき旨の査定の謄本を送付しなければならない。

（異議の申立がなかつた場合の査定）

第六十二条 審査官は、第五十五条第一項に規定する期間内に異議の申立がなかつたときは、拒絶をすべき旨の査定をするものを除き、その特許出願について特許をすべき旨の査定をしなければならない。

（査定の方式）

第六十三条　査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

2　特許庁長官は、査定があつたときは、査定の謄本を特許出願人に送達しなければならない。

（出願公告決定後の補正）

第六十四条　特許出願人は、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後に、第五十条の規定による通知を受けたとき、又は異議の申立があつたときは、同条の規定により指定された期間内に限り、その拒絶の理由又は異議の申立の理由に示す事項について、願書に添附した明細書又は図面について補正をすることができる。ただし、その補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一　特許請求の範囲の減縮

二　誤記の訂正

三　明瞭でない記載の釈明

2　第百二十六条第二項の規定は前項ただし書の場合に、第百二十六条第三項の規定は前項第一号の場合に準用する。

（訴訟との関係）

第六十五条　審査において必要があるときは、審決が確定し又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

2　訴訟において必要があるときは、裁判所は、査定が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

第四章　特許権

第一節　特許権

（特許権の設定の登録）

第六十六条　特許権は、設定の登録により発生する。

2　第百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料の納付又はその納付の免除若しくは猶予があつたときは、特許権の設定の登録をする。

3　前項の登録があつたときは、特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所、特許番号並びに設定の登録の年月日を特許公報に掲載しなければならない。

（存続期間）

第六十七条　特許権の存続期間は、出願公告の日から十五年をもつて終了する。ただし、特許出願の日から二十年をこえることができない。

2　第四十条又は第五十三条第四項（第百五十九条第一項（第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により特許出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、前項ただし書の二十年は、同項ただし書の規定にかかわらず、もとの特許出願の日の翌日から起算する。

3　第七十五条第一項の規定により追加の特許権が独立の特許権となつたときは、その独立の特許権の存続期間は、原特許権の残存期間とする。

（特許権の効力）

第六十八条　特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。ただし、その特許権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその特許発明の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

（特許権の効力が及ばない範囲）

第六十九条　特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない。

2　特許権の効力は、次に掲げる物には、及ばない。

一　単に日本国内を通過するに過ぎない船舶若しくは航空機又はこれらに使用する機械、器具、装置その他の物

二　特許出願の時から日本国内にある物

（特許発明の技術的範囲）

第七十条　特許発明の技術的範囲は、願書に添附した明細書の特許請求の範囲の記載に基いて定められなければならない。

第七十一条　特許発明の技術的範囲については、特許庁に対し、判定を求めることができる。

2　特許庁長官は、前項の規定による求があつたときは、三名の審判官を指定して、その判定をさせなければならない。

3　前項に規定するもののほか、判定に関する手続は、政令で定める。

（他人の特許発明等との関係）

第七十二条　特許権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その特許発明がその特許出願の日前の出願に係る他人の特許発明、登録実用新案若しくは登録意匠若しくはこれに類似する意匠を利用するものであるとき、又はその特許権がその特許出願の日前の意匠登録出願に係る他人の意匠権と抵触するときは、業としてその特許発明の実施をすることができない。

（共有に係る特許権）

第七十三条　特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的として質権を設定することができない。

2　特許権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定をした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその特許発明の実施をすることができる。

3　特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特許権について専用実施権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができない。

（追加の特許権の附随性）

第七十四条　特許権が移転し又は存続期間の満了により消滅した場合において、その特許権に追加の特許権があるときは、追加の特許権は、その特許権に従つて移転し、又は消滅する。

（追加の特許権の独立）

第七十五条　特許が無効にされた場合又は放棄により若しくは第百二十三条第三項の規定により特許権が消滅した場合において、その特許権に追加の特許権があるときは、追加の特許権は、特許を無効にすべき旨の審決が確定し又は特許権が放棄され若しくはその期間を経過した時に独立の特許権となる。

2　前項の場合において、独立の特許権となつたものに係る追加の特許権があるときは、追加の特許権は、独立となつた追加の特許権の追加の特許権となる。

（相続人がない場合の特許権の消滅）

第七十六条　特許権は、民法第九百五十八条の期間内に相続人である権利を主張する者がないときは、消滅する。

（専用実施権）

第七十七条　特許権者は、その特許権について専用実施権を設定することができる。

2　専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその特許発明の実施をする権利を専有する。

3　専用実施権は、実施の事業とともにする場合、特許権者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

4　専用実施権者は、特許権者の承諾を得た場合に限り、その専用実施権について質権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができる。

5　第七十三条の規定は、専用実施権に準用する。

（通常実施権）

第七十八条　特許権者は、その特許権について他人に通常実施権を許諾することができる。

2　通常実施権者は、この法律の規定により又は設定行為で定めた範囲内において、業としてその特許発明の実施をする権利を有する。

（先使用による通常実施権）

第七十九条　特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、又は特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をした者から知得して、特許出願の際（第四十条又は第五十三条第四項（第百五十九条第一項（第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定によりその特許出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、もとの特許出願の際又は手続補正書を提出した際）現に日本国内においてその発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許出願に係る特許権について通常実施権を有する。

（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権）

第八十条　次の各号の一に該当する者であつて、第百二十三条第一項又は実用新案法第三十七条第一項の審判の請求の登録前に、特許又は実用新案登録が第百二十三条第一項各号の一又は実用新案法第三十七条第一項各号の一に該当することを知らないで、日本国内において当該発明又は考案の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしている発明又は考案及びその事業の目的の範囲内において、当該特許権又はその特許若しくは実用新案登録を無効にした際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一　同一の発明についての二以上の特許のうち、その一を無効にした場合における原特許権者

二　特許に係る発明と実用新案登録に係る考案とが同一である場合において、実用新案登録を無効にした場合における原特許権者

三　特許を無効にして同一の発明について正当権利者に特許をした場合における原特許権者

四　実用新案登録を無効にしてその考案と同一の発明について正当権利者に特許をした場合における原実用新案権者

（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権）

2　当該特許権者又は専用実施権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

（意匠権の存続期間満了後の通常実施権）

第八十一条　特許出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権がその特許出願に係る特許権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その原意匠権者は、原意匠権の範囲内において、当該特許権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

第八十二条　特許出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権がその特許出願に係る特許権と抵触する場合において、第百二十三条第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権若しくはその特許権若しくは専用実施権についての第九十九条第一項の効力を有する通常実施権又はその無効にした実用新案登録に係る実用新案権についての専用実施権若しくはその実用新案権若しくは専用実施権についての実用新案法第十九条第三項において準用するこの法律第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者

2　当該特許権者又は専用実施権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

（意匠権の存続期間満了後の通常実施権）

第八十一条　特許出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権がその特許出願に係る特許権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その原意匠権者は、原意匠権の範囲内において、当該特許権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その満了の際現にその意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての意匠法第二十八条第三項において準用するこの法律第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、当該特許権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

2　当該特許権者又は専用実施権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

（不実施の場合の通常実施権の設定の裁定）

第八十三条　特許発明の実施が継続して三年以上日本国内において適当にされていないときは、その特許発明の実施をしようとする者は、特許庁長官の許可を受けて、特許権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

2　前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その特許発明の実施をしようとする者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。

（答弁書の提出）

第八十四条　特許庁長官は、前条第二項の裁定の請求があつたときは、請求書の副本をその請求に係る特許権者又は専用実施権者その他その特許に関し登録した権利を有する者に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

（特許発明実施審議会の意見の聴取等）

第八十五条　特許庁長官は、第八十三条第二項の裁定をしようとするときは、特許発明実施審議会の意見をきかなければならない。

2　特許庁長官は、その特許発明の実施が適当にされていないことについて正当な理由があるときは、通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。

（裁定の方式）

第八十六条　第八十三条第二項の裁定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

2　通常実施権を設定すべき旨の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　通常実施権を設定すべき範囲

二　対価の額並びにその支払の方法及び時期

（裁定の謄本の送達）

第八十七条　特許庁長官は、第八十三条第二項の裁定をしたときは、裁定の謄本を当事者及び当事者以外の者であつてその特許に関し登録した権利を有するものに送達しなければならない。

2　当事者に対し前項の規定により通常実施権を設定すべき旨の裁定の謄本の送達があつたときは、裁定で定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。

（対価の供託）

第八十八条　第八十六条第二項第二号の対価を支払うべき者は、次に掲げる場合は、その対価を供託しなければならない。

一　その対価を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又はこれを受領することができないとき。

二　その対価について第百八十三条第一項の訴の提起があつたとき。

三　当該特許権又は専用実施権を目的とする質権が設定されているとき。ただし、質権者の承諾を得たときは、この限りでない。

（裁定の失効）

第八十九条　通常実施権の設定を受けようとする者が第八十三条第二項の裁定で定める支払の時期までに対価（対価を定期に又は分割して支払うべきときは、

その最初に支払うべき分）の支払又は供託をしないときは、通常実施権を設定すべき旨の裁定は、その効力を失う。

（裁定の取消）

第九十条　特許庁長官は、第八十三条第二項の裁定により通常実施権の設定を受けた者が適当にその特許発明の実施をしないときは、利害関係人の請求により又は職権で、裁定を取り消すことができる。

2　第八十四条、第八十五条、第八十六条第一項及び第八十七条第一項の規定は、前項の場合に準用する。

第九十一条　前条第一項の規定による裁定の取消があつたときは、通常実施権は、その後消滅する。

（自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定）

第九十二条　特許権者又は専用実施権者は、その特許発明が第七十二条に規定する場合に該当するときは、特許庁長官の許可を受けて、同条の他人に対しその特許発明の実施をするための通常実施権又は実用新案権若しくは意匠権についての通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

2　前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、特許権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。

3　特許庁長官は、前項の場合において、当該通常実施権を設定することが第七十二条の他人の利益を不当に害することとなるときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。

4　第八十四条、第八十五条第一項及び第八十六条から前条までの規定は、第二項の裁定に準用する。

（公共の利益のための通常実施権の設定の裁定）

第九十三条　特許発明の実施が公共の利益のため特に必要であるときは、その特許発明の実施をしようとする者は、通商産業大臣の許可を受けて、特許権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

2　前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その特許発明の実施をしようとする者は、通商産業大臣の裁定を請求することができる。

3　第八十四条、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条までの規定は、前項の裁定に準用する。

（通常実施権の移転等）

第九十四条　通常実施権は、第九十二条第二項、実用新案法第二十二条第二項又は意匠法第三十三条第二項の裁定による通常実施権にあつては、特許権者（専用実施権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

2　通常実施権者は、第九十二条第二項、実用新案法第二十二条第二項又は意匠法第三十三条第二項の裁定による通常実施権を除き、特許権者（専用実施権者）の承諾を得た場合に限り、その通常実施権について質権を設定することができる。

3　第九十二条第二項、実用新案法第二十二条第二項又は意匠法第三十三条第二項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該特許権、実用新案権又は意匠権に従つて移転し、その特許権、実用新案権又は意匠権が消滅したときは、消滅する。

4　第七十三条第一項の規定は、通常実施権に準用する。

（質権）

第九十五条　特許権、専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定をした場合を除き、当該特許発明の実施をすることができない。

第九十六条　特許権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権は、特許権、専用実施権若しくは通常実施権の対価又は特許発明の実施に対しその特許権者若しくは専用実施権者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行うことができる。ただし、その払渡又は引渡前に差押をしなければならない。

（特許権等の放棄）

第九十七条　特許権者は、専用実施権者、質権者又は第三十五条第一項、第七十七条第四項若しくは第七十八条第一項の規定による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

2　専用実施権者は、質権者又は第七十七条第四項の規定による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その専用実施権を放棄することができる。

3　通常実施権者は、質権者があるときは、その承諾を得た場合に限り、その通常実施権を放棄することができる。

（登録の効果）

第九十八条　次に掲げる事項は、登録しなければ、その効力を生じない。

一　特許権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）、放棄による消滅又は処分の制限

二　専用実施権の設定、移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）、変更、消滅（混同又は特許権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限

三　特許権又は専用実施権を目的とする質権の設定、移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）、変更、消滅（混同又は特許権若しくは専用実施権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限

第九十九条　通常実施権は、その登録をしたときは、その特許権若しくは専用実施権又はその特許権についての専用実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは処分の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

第二節　権利侵害

（差止請求権）

第百条　特許権者又は専用実施権者は、自己の特許権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2　特許権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（物を生産する方法の特許発明にあつては、侵害の行為により生じた物を含む。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

（侵害とみなす行為）

第百一条　次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

一　特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産にのみ使用する物を業として生産し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為

二　特許が方法の発明についてされている場合にお

いて、その発明の実施にのみ使用する物を業として生産し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為

（損害の額の推定等）

第百二条　特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

2　特許権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

3　前項の規定は、同項に規定する金額をこえる損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、特許権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

（過失の推定）

第百三条　他人の特許権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があつたものと推定する。

（生産方法の推定）

第百四条　物を生産する方法の発明について特許がされている場合において、その物が特許出願前に日本国内において公然知られた物でないときは、その物と同一の物は、その方法により生産したものと推定する。

（書類の提出）

第百五条　裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立により、当事者に対し、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

（信用回復の措置）

第百六条　故意又は過失により特許権者又は専用実施権者の業務上の信用を害した者に対しては、裁判所は、特許権者又は専用実施権者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、特許権者又は専用実施権者の業務上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

第三節　特許料

（特許料）

第百七条　特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、第六十七条第一項に規定する十五年（追加の特許権（第七十五条第一項の規定により独立の特許権となつたものを含む。以下同じ。）にあつては、出願公告の日から第七十四条の規定により消滅し又は第六十七条第三項に規定する存続期間が満了するまで）の各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年五百円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき五百円を加えた額（追加の特許権にあつては、一発明につき五百円）
第四年から第六年まで	毎年七百円に一発明につき八百円を加えた額（追加の特許権にあつては、一発明につき八百円）
第七年から第九年まで	毎年千五百円に一発明につき千五百円を加えた額（追加の特許権にあつては、一発明につき千五百円）
第十年から第十二年まで	毎年三千円に一発明につき三千円を加えた額（追加の特許権にあつては、一発明につき三千円）
第十三年から第十五年まで	毎年六千円に一発明につき六千円を加えた額（追加の特許権にあつては、一発明につき六千円）

2　前項の規定は、国に属する特許権には、適用しない。

（特許料の納付期限）

第百八条　前条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料は、特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に一時に納付しなければならない。

2　前条第一項の規定による第四年以後の各年分の特許料は、前年以前に納付しなければならない。ただし、出願公告の日から特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日までに三年以上を経過したときは、第四年から査定又は審決の謄本の送達があつた日の属する年（査定又は審決の謄本の送達があつた日からその日の属する年の末日までの日数が三十日にみたないときは、査定又は審決の謄本の送達があつた日の属する年の次の年）までの各年分の特許料は、特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に一時に納付しなければならない。

3　特許庁長官は、特許料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、第一項又は前項ただし書に規定する期間を延長することができる。

（特許料の減免又は猶予）

第百九条　特許庁長官は、第百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を納付すべき者がその特許発明の発明者又はその相続人であつて貧困により特許料を納付する資力がない場合において貧困により特許料を納付することができないときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

（利害関係人による特許料の納付）

第百十条　利害関係人は、納付すべき者の意に反しても、特許料を納付することができる。

2　前項の規定により特許料を納付した利害関係人は、納付すべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができる。

（既納の特許料の返還）

第百十一条　既納の特許料は、次に掲げるものに限り、納付した者の請求により返還する。

一　過誤納の特許料

二　特許を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料

2　前項の規定による特許料の返還は、同項第一号の特許料については納付した日から一年、同項第二号の特許料については審決が確定した日から六月を経過した後は、請求することができない。

（特許料の追納）

第百十二条　特許権者は、第百八条第二項本文に規定する期間又は第百九条の規定による納付の猶予後の期間内に特許料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその特許料を追納することができる。

2　前項の規定により特許料を追納する特許権者は、第百七条第一項の規定により納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料を納付しなければならない。

3　特許権者が第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に第百七条第一項の規定による第四年以後の各年分の特許料及び前項の割増特許料を納付しないときは、その特許権は、第百八条第二項本文に規定する期間の経過の時にさかのぼつて消

滅したものとみなす。

4　特許権者が第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に第百九条の規定により納付が猶予された特許料及び第二項の割増特許料を納付しないときは、その特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。

第五章　特許発明実施審議会

（設置）

第百十三条　特許庁に、特許発明実施審議会を置く。

（所掌事務）

第百十四条　特許発明実施審議会（以下「審議会」という。）は、法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣又は特許庁長官の諮問に応じ、特許発明の実施に関する重要事項を調査審議する。

（組織）

第百十五条　審議会は、委員二十人以内で組織する。

2　専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

第百十六条　委員は、産業に関し学識経験のある者のうちから、特許庁長官が任命する。

2　専門委員は、関係行政機関の職員及び産業に関し学識経験のある者のうちから、特許庁長官が任命する。

第百十七条　委員の任期は、三年とする。

（勤務）

第百十八条　委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第百十九条　審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　会長は、会務を総理する。

（省令への委任）

第百二十条　この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第六章　審判

（拒絶査定に対する審判）

第百二十一条　拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。

2　前項の審判を請求する者がその責に帰することができない理由により同項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

（補正の却下の決定に対する審判）

第百二十二条　第五十三条第一項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。ただし、同条第四項に規定する新たな特許出願をしたときは、この限りでない。

2　前条第二項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

（特許の無効の審判）

第百二十三条　特許が次の各号の一に該当するときは、その特許を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、特許請求の範囲が二以上の発明に係るものについては、発明ごとに請求することができる。

一　その特許が第二十五条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十七条又は第三十九条第一項から第四項までの規定に違反してされたとき。

二　その特許が条約に違反してされたとき。

三　その特許が第三十六条第四項又は第五項に規定する要件をみたしていない特許出願に対してされたとき。

四　その特許が発明者でない者であつてその発明について特許を受ける権利を承継しないものの特許出願に対してされたとき。

五　特許がされた後において、その特許権者が第二十五条の規定により特許権を享有することができない者になつたとき、又はその特許が条約に違反することとなつたとき。

2　前項の審判は、特許権の消滅後においても、請求することができる。

3　審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該特許権についての専用実施権者その他その特許に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

第百二十四条　特許が特許出願前に外国において頒布された刊行物に記載された発明又はその発明に基いてその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができた場合における発明についてされたときは、その特許についての前条第一項の審判は、特許権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

第百二十五条　特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし、特許が第百二十三条第一項第五号に該当する場合において、その特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、特許権は、その特許が同号に該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

（訂正の審判）

第百二十六条　特許権者は、次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添附した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。

一　特許請求の範囲の減縮

二　誤記の訂正

三　明瞭でない記載の釈明

2　前項の明細書又は図面の訂正は、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。

3　第一項第一号の場合は、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により構成される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでなければならない。

4　第一項の審判は、特許権の消滅後においても、請求することができる。ただし、第百二十三条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

第百二十七条　特許権者は、専用実施権者、質権者又は第三十五条第一項、第七十七条第四項若しくは第七十八条第一項の規定による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、前条第一項の審判を請求することができる。

第百二十八条　願書に添附した明細書又は図面の訂正をすべき旨の審決が確定したときは、その訂正後における明細書又は図面により特許出願、出願公告、特許をすべき旨の査定又は審決及び特許権の設定の登録がされたものとみなす。

（訂正の無効の審判）

第百二十九条　願書に添附した明細書又は図面の訂正が第百二十六条第一項から第三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることについて審判を請求することができる。

2　第百二十三条第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

第百三十条　願書に添附した明細書又は図面の訂正を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その訂正は、初めからなかつたものとみなす。

（審判請求の方式）

第百三十一条　審判を請求する者は、次に掲げる事項を記載した請求書を特許庁長官に提出しなければならない。

一　当事者及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二　審判事件の表示

三　請求の趣旨及びその理由

2　前項の規定により提出した請求書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。ただし、前項第三号に掲げる請求の理由については、この限りでない。

3　第百二十六条第一項の審判を請求するときは、請求書に訂正した明細書又は図面を添附しなければならない。

（共同審判）

第百三十二条　同一の特許権について第百二十三条第一項又は第百二十九条第一項の審判を請求する者が二人以上あるときは、これらの者は、共同して審判を請求することができる。

2　共有に係る特許権について特許権者に対し審判を請求するときは、共有者の全員を被請求人として請求しなければならない。

3　特許権又は特許を受ける権利の共有者がその共有に係る権利について審判を請求するときは、共有者の全員が共同して請求しなければならない。

4　第一項若しくは前項の規定により審判を請求された者又は第二項の規定により審判を請求された者の一人について、審判手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、全員についてその効力を生ずる。

（方式に違反した場合の決定による却下）

第百三十三条　審判長は、請求書が第百三十一条第一項又は第三項の規定に違反しているときは、請求人に対し、相当の期間を指定して、請求書について補正をすべきことを命じなければならない。第百九十五条第一項の規定による手数料を納付しないときも、同様とする。

2　審判長は、請求人が前項の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、決定をもつてその請求書を却下しなければならない。

3　前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

（答弁書の提出等）

第百三十四条　審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

2　審判長は、前項の答弁書を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

3　審判長は　審判に関し、当事者を尋問することができる。

（不適法な審判請求の審決による却下）

第百三十五条　不適法な審判の請求であつて、その補正をすることができないものについては、被請求人に答弁書を提出する機会を与えないで、審決をもつてこれを却下することができる。

（審判の合議制）

第百三十六条　審判は、三人又は五人の審判官の合議体が行う。

2　前項の合議体の合議は、過半数により決する。

3　審判官の資格は、政令で定める。

（審判官の指定）

第百三十七条　特許庁長官は、各審判事件について前条第一項の合議体を構成すべき審判官を指定しなければならない。

2　特許庁長官は、前項の規定により指定した審判官のうち審判に関与することに故障がある者があるときは、その指定を解いて他の審判官をもつてこれを補充しなければならない。

（審判長）

第百三十八条　特許庁長官は、前条第一項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。

2　審判長は、その審判事件に関する事務を総理する。

（審判官の除斥）

第百三十九条　審判官は、次の各号の一に該当するときは、その職務の執行から除斥される。

一　審判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者、参加人若しくは異議申立人であるとき又はあつたとき。

二　審判官が事件の当事者、参加人若しくは異議申立人の四親等内の血族、三親等内の姻戚若しくは同居の親族であるとき又はあつたとき。

三　審判官が事件の当事者、参加人又は異議申立人の後見人、後見監督人又は保佐人であるとき。

四　審判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。

五　審判官が事件について当事者、参加人若しくは異議異立人の代理人であるとき又はあつたとき。

六　審判官が事件について不服を申し立てられた査定に審査官として関与したとき。

七　審判官が事件について直接の利害関係を有するとき。

第百四十条　前条に規定する除斥の原因があるときは、当事者又は参加人は、除斥の申立をすることができる。

（審判官の忌避）

第百四十一条　審判官について審判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者又は参加人は、これを忌避することができる。

2　当事者又は参加人は、事件について審判官に対し書面又は口頭をもつて陳述をした後は、審判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

（除斥又は忌避の申立の方式）

第百四十二条　除斥又は忌避の申立をする者は、その原因を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、口頭審理においては、口頭をもつてすることができる。

2　除斥又は忌避の原因は、前項の申立をした日から三日以内に疎明しなければならない。前条第二項ただし書の事実も、同様とする。

（除斥又は忌避の申立についての決定）

第百四十三条　除斥又は忌避の申立があつたときは、その申立に係る審判官以外の審判官が審判により決定をする。ただし、その申立に係る審判官は、意見を述べることができる。

2　前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

3　第一項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第百四十四条　除斥又は忌避の申立があつたときは、その申立についての決定があるまで審判手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

（審判における審理の方式）

第百四十五条　第百二十三条第一項又は第百二十九条第一項の審判は、口頭審理による。ただし、審判長は、当事者若しくは参加人の申立により又は職権で、書面審理によるものとすることができる。

2　前項に規定する審判以外の審判は、書面審理による。ただし、審判長は、当事者の申立により又は職権で、口頭審理によるものとすることができる。

3　審判長は、第一項又は前項ただし書の規定により口頭審理による審判をするときは、その期日及び場所を定め、その旨を記載した書面を当事者及び参加人に送達しなければならない。ただし、当該事件について出頭した当事者又は参加人に対しこれを告知したときは、この限りでない。

4　第一項又は第二項ただし書の規定による口頭審理は、公開して行う。ただし、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるときは、この限りでない。

第百四十六条　民事訴訟法第百三十四条（通事）の規定は、審判に準用する。

（調書）

第百四十七条　第百四十五条第一項又は第二項ただし書の規定による口頭審理による審判については、特許庁長官が指定する職員は、審判長の命を受けて、期日ごとに審理の要旨その他必要な事項を記載した調書を作成しなければならない。

2　前項の調書には、審判の審判長及び調書を作成した職員が記名し、印を押さなければならない。

3　民事訴訟法第百四十五条から第百四十七条までの（調書）の規定は、第一項の調書に準用する。

（参加）

第百四十八条　第百三十二条第一項の規定により審判を請求することができる者は、審理の終結に至るまでは、請求人としてその審判に参加することができる。

2　前項の規定による参加人は、被参加人がその審判の請求を取り下げた後においても、審判手続を続行することができる。

3　審判の結果について利害関係を有する者は、審理の終結に至るまでは、当事者の一方を補助するためその審判に参加することができる。

4　前項の規定による参加人は、一切の審判手続をすることができる。

5　第一項又は第三項の規定による参加人について審判手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、被参加人についても、その効力を生ずる。

第百四十九条　参加を申請する者は、参加申請書を審判長に提出しなければならない。

2　審判長は、参加の申請があつたときは、参加申請書の副本を当事者及び参加人に送達し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

3　参加の申請があつたときは、その申請をした者が参加しようとする審判の審判官が審判により決定をする。

4　前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

5　第三項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（証拠調及び証拠保全）

第百五十条　審判に関しては、当事者若しくは参加人の申立により又は職権で、証拠調をすることができる。

2　審判に関しては、審判請求前は利害関係人の申立により、審判の係属中は当事者若しくは参加人の申立により又は職権で、証拠保全をすることができる。

3　前項の規定による審判請求前の申立は、特許庁長官に対してしなければならない。

4　特許庁長官は、第二項の規定による審判請求前の申立があつたときは、証拠保全に関与すべき審判官を指定する。

5　審判長は、第一項又は第二項の規定により職権で証拠調又は証拠保全をしたときは、その結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。

6　第一項又は第二項の証拠調又は証拠保全は、当該事務を取り扱うべき地の地方裁判所又は簡易裁判所に嘱託することができる。

第百五十一条　第百四十七条並びに民事訴訟法第百三十条（受命裁判官の指定及び嘱託）、第百五十二条第一項から第三項まで（期日）、第百五十四条（呼出）、第二百五十七条から第二百六十条まで、第二百六十二条から第二百六十七条まで、第二百七十一条から第二百七十六条まで、第二百七十九条から第二百八十二条まで、第二百八十三条第一項、第二百八十五条から第三百二条まで、第三百四条、第三百五条、第三百六条第一項、第二項及び第三項前段、第三百七条から第三百十四条まで、第三百十九条から第三百二十八条第一項、第三百二十九条第一項、第三百三十四条まで、第三百三十五条第一項、第三百三十七条、第三百四十条から第三百四十五条から第三百五十八条ノ三（証拠）並びに第三百五十八条ノ三（書面の提出）の規定は、前条の規定による証拠調又は証拠保全に準用する。この場合において、同法第二百五十七条中「裁判所ニ於テ当事者ガ自白シタル事実及顕著ナル事実」とあるのは「顕著ナル事実」と、同法第二百六十七条第二項中「保証金ヲ供託セシメ又ハ其ノ主張ノ真実ナルコトヲ」とあるのは「其ノ主張ノ真実ナルコトヲ」と読み替えるものとする。

（職権による審理）

第百五十二条　審判長は、当事者又は参加人が法定若しくは指定の期間内に手続をせず、又は第百四十五条第三項の規定により定めるところに従つて出頭しないときであつても、審判手続を進行することができる。

第百五十三条　審判においては、当事者又は参加人が申し立てない理由について、審理することができる。

2　審判長は、前項の規定により当事者又は参加人が申し立てない理由について審理したときは、その審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。

3　審判においては、請求人が申し立てない請求の趣旨については、審理することができない。

（審理の併合又は分離）

第百五十四条　当事者の双方又は一方が同一である二以上の審判については、その審理の併合をすることができる。

2　前項の規定により審理の併合をしたときは、さらにその審理の分離をすることができる。

（審判の請求の取下）

第百五十五条　審判の請求は、次条第一項の規定による通知があつた後は、取り下げることができない。

2　審判の請求は、第百三十四条第一項の答弁書の提出があつた後は、相手方の承諾を得なければ、取り下げることができない。

3　特許請求の範囲が二以上の発明に係る特許の二以上の発明について第百二十三条第一項の審判を請求したときは、その請求は、発明ごとに取り下げることができる。

とができる。

（審理の終結の通知）

第百五十六条　審判長は、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

2　審判長は、必要があるときは、前項の規定による通知をした後であつても、当事者若しくは参加人の申立により又は職権で、審理の再開をすることができる。

3　審決は、第一項の規定による通知を発した日から二十日以内にしなければならない。ただし、事件が複雑であるとき、その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（審決）

第百五十七条　審決があつたときは、審判は、終了する。

2　審決は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行い、審決をした審判官がこれに記名し、印を押さなければならない。

一　審判の番号

二　当事者及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

三　審判事件の表示

四　審決の結論及び理由

五　審決の年月日

3　特許庁長官は、審決があつたときは、審決の謄本を当事者、参加人及び審判に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない。

4　第百二十一条第一項の審判の請求を理由があるとする場合において、その特許出願についてすでに出願公告があつたときは、前項の規定にかかわらず、さらに出願公告をすることなく、審決をしなければならない。

5　第三項において準用する第五十五条第一項の申立があつたときは、第百二十一条第一項の審判の審判官が審判により決定をする。

第百六十条　第百二十一条第一項の審判において査定を取り消すときは、さらに審査に付すべき旨の審決をすることができる。

2　前項の審決があつた場合における判断は、その事件について審査官を拘束する。

3　第一項の審決をするときは、前条第三項の規定は、適用しない。

第百六十一条　第百三十四条第一項及び第二項、第百四十八条並びに第百四十九条の規定は、第百二十一条第一項の審判の審判官について準用する。

（補正の却下の決定に対する審判の特則）

第百六十二条　第百二十二条第一項の審判において決定を取り消すべき旨の審決があつた場合における判断は、その事件について審査官を拘束する。

第百六十三条　第百三十四条第一項及び第二項、第百四十八条並びに第百四十九条の規定は、第百二十二条第一項の審判の審判官について準用する。

（訂正の審判における特則）

第百六十四条　審判長は、第百二十六条第一項の審判の請求が同項各号に掲げる事項を目的とせず、又は同条第二項若しくは第三項の規定に適合しないときは、請求人にその理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

2　審判官は、第百二十六条第一項の審判の請求が同項各号に掲げる事項を目的とし、かつ、同条第二項及び第三項の規定に適合するときは、請求公告をすべき旨の決定をしなければならない。

第百六十五条　第五十一条第二項から第四項まで、第五十五条から第五十八条まで及び第六十条から第六十二条までの規定は、請求公告をすべき旨の決定があつた場合に準用する。この場合において、第五十七条中「審査官」とあるのは、「審判長」と読み替えるものとする。

2　前項において準用する第五十五条第一項の申立があつたときは、第百二十六条第一項の審判の審判官が審判により決定をする。

第百六十六条　第百三十四条第一項及び第二項、第百四十八条並びに第百四十九条の規定は、第百二十一条第一項の審判の審判官について準用する。

（審決の効力）

第百六十七条　何人も、第百二十三条第一項又は第百二十九条第一項の審判の確定審決の登録があつたときは、同一の事実及び同一の証拠に基いてその審判を請求することができない。

（訴訟との関係）

第百六十八条　審判において必要があるときは、裁判所は、審判の審決が確定し又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

2　訴訟において必要があるときは、裁判所は、審決が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

（審判における費用の負担）

第百六十九条　第百二十三条第一項又は第百二十九条第一項の審判に関する費用の負担は、審判が審決によらないで終了するときは審判による決定をもつて、職権で、定めなければならない。

2　民事訴訟法第八十九条から第九十四条まで、第九十八条第一項及び第二項、第九十九条、第百一条、第百二条並びに第百六条（訴訟費用の負担）の規定は、前項に規定する審判に関する費用に準用する。

3　第百二十一条第一項、第百二十二条第一項又は第百二十六条第一項の審判に関する費用は、請求人又は申立人の負担とする。

4　民事訴訟法第九十三条（共同訴訟の費用）及び第百六条（費用の予納）の規定は、前項の規定により請求人又は申立人が負担する費用に準用する。

5　審判に関する費用の額は、請求により、審決又は決定が確定した後に特許庁長官が決定をする。

6　民事訴訟費用法（明治二十三年法律第六十四号）第二条から第四条まで、第六条から第九条まで、第十一条から第十五条まで（費用の額）及び第十七条（費用の支払）の規定は、審判に関する費用に準用する。

（費用の額の決定の執行力）

第百七十条　審判に関する費用の額についての確定した決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有

する。

第七章　再審

（再審の請求）

第百七十一条　確定審決に対しては、その当事者は、再審を請求することができる。

2　民事訴訟法第四百二十条第一項及び第二項並びに第四百二十一条（再審の理由）の規定は、前項の再審の請求に準用する。

第百七十二条　審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもつて審決をさせたときは、その第三者は、その確定審決に対し再審を請求することができる。

2　前項の再審は、その請求人及び被請求人を共同被請求人として請求しなければならない。

（再審の請求期間）

第百七十三条　再審は、請求人が審決が確定した後再審の理由を知つた日から三十日以内に請求しなければならない。

2　再審を請求する者がその責に帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

3　請求人が法律の規定に従つて代理されなかつたことを理由として再審を請求するときは、第一項に規定する期間は、請求人又はその法定代理人が送達により審決があつたことを知つた日の翌日から起算する。

4　審決が確定した日から三年を経過した後は、再審を請求することができない。

5　再審の理由が審決が確定した後に生じたときは、前項に規定する期間は、その理由が発生した日の翌日から起算する。

6　第一項及び第四項の規定は、当該審決が前にされた確定審決と抵触することを理由とする再審の請求には、適用しない。

（審判の規定等の準用）

第百七十四条　第百三十三条、第百三十四条第三項、第百三十五条から第百四十七条まで、第百五十五条第一項、第百五十六条から第百六十条まで、第百六十八条、第百六十九条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第百七十条の規定は、第百二十三条第一項又は第百二十九条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

4　第百三十一条、第百三十二条第三項及び第四項、第百三十三条、第百三十四条第三項、第百三十五条から第百四十七条まで、第百五十条から第百五十二条まで、第百五十四条から第百五十七条まで、第百六十七条、第百六十八条、第百六十九条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第百七十条の規定は、第百二十三条第一項又は第百二十九条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

3　第百三十一条、第百三十二条第一項、第二項及び第四項、第百三十三条から第百五十二条まで、第百五十四条から第百五十七条まで、第百六十七条、第百六十八条、第百六十九条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第百七十条の規定は、第百二十三条第一項又は第百二十九条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

2　第百三十一条、第百三十二条第三項及び第四項、第百三十三条、第百三十四条第三項、第百三十五条から第百四十七条まで、第百五十条から第百五十二条まで、第百五十四条から第百五十七条まで、第百五十八条、第百六十条、第百六十四条、第百六十五条、第百六十八条、第百六十九条第三項から第六項まで並びに第百

七十条の規定は、第百二十六条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

5　民事訴訟法第四百二十七条第一項（審理の範囲）の規定は、再審に準用する。

（再審により回復した特許権の効力の制限）

第百七十五条　無効にした特許に係る特許権が再審により回復した場合又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願について再審により特許権の設定の登録があつた場合において、その特許が物の発明についてされているときは、特許権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し又は日本国内において生産し若しくは取得した当該物には、及ばない。

2　無効にした特許に係る特許権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願において再審により特許権の設定の登録があつたときは、特許権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

一　当該審決が確定した後再審の請求の登録前における当該発明の善意の実施

二　特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産にのみ使用する物を当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に生産し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入した行為

三　特許が方法の発明についてされている場合において、その発明の実施にのみ使用する物を当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に生産し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入した行為

第百七十六条　無効にした特許に係る特許権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた特許出願について再審により特許権の設定の登録があつたときは、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及びその事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有する。

第八章　訴願

第百七十七条　この法律又はこの法律に基く命令の規定により行政庁がした処分（補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定を除く。）に不服がある者は、通商産業大臣に訴願することができる。ただし、この法律の規定により不服を申し立てることができないこととされているときは、この限りでない。

第九章　訴訟

（審決等に対する訴）

第百七十八条　審決、第百五十九条第一項（第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する第五十三条第一項の規定による却下の決定又は審判若しくは再審の請求書の却下の決定に対する訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

2　前項の訴は、当事者、参加人又は当該審判若しくは再審に参加を申請してその申請を拒否された者に限り、提起することができる。

3　第一項の訴は、審決又は決定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、提起することができない。

4　前項の期間は、不変期間とする。

5　審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、職権で、前項の不変期間については附加期間を定めることができる。

6　審判を請求することができる事項に関する訴は、審決に対するものでなければ、提起することができ

ない。

（被告適格）

第百七十九条　前条第一項の訴においては、特許庁長官を被告としなければならない。ただし、第百二十三条第一項又は第百二十九条第一項の審判の審決に対するものにあつては、その審判の請求人又は被請求人を被告としなければならない。

（出訴の通知）

第百八十条　裁判所は、前条ただし書に規定する訴の提起があつたときは、遅滞なく、その旨を特許庁長官に通知しなければならない。

（審決又は決定の取消）

第百八十一条　裁判所は、第百七十八条第一項の訴の提起があつた場合において、当該請求を理由があると認めるときは、当該審決又は決定を取り消さなければならない。

2　審判官は、前項の規定による審決又は決定の取消の判決が確定したときは、さらに審理を行い、審決又は決定をしなければならない。

（裁判の正本の送付）

第百八十二条　裁判所は、第百七十九条ただし書に規定する訴について訴訟手続が完結したときは、遅滞なく、特許庁長官に各審級の裁判の正本を送付しなければならない。

（対価の額についての訴）

第百八十三条　第八十三条第二項、第九十二条第二項又は第九十三条第二項の裁定を受けた者は、その裁定で定める対価の額について不服があるときは、訴を提起してその額の増減を求めることができる。

2　前項の訴は、裁定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、提起することができない。

3　前項の期間は、不変期間とする。

4　通商産業大臣又は特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、職権で、前項の不変期間について附加期間を定めることができる。

（被告適格）

第百八十四条　前条第一項の訴においては、次に掲げる者を被告としなければならない。

一　第八十三条第二項又は第九十三条第二項の裁定については、通常実施権者又は特許権者若しくは専用実施権者

二　第九十二条第二項の裁定については、通常実施権者又は第七十二条の他人

第十章　雑則

（証明等の請求）

第百八十六条　何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付又は書類の閲覧若しくは謄写を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

（特許請求の範囲が二以上の発明に係るものについての特則）

第百八十五条　特許請求の範囲が二以上の発明に係る特許又は特許権についての第二十七条第一項第一号、第五十二条第五項、第七十五条第一項、第八十条第一項第一号、第三号若しくは第五号、第九十七条第一項、第九十八条第一項第一号、第百十一条第一項第二号若しくは第三号、第百二十三条第二項（第百二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第百二十五条、第百二十六条第四項、第百三十二条第一項（第百七十四条第三項において準用する場合を含む。）、第百七十五条、第百七十六条若しくは第百九十三条第二項第五号又は実用新案法第二十条第一項第二号、第四号若しくは第五号の規定の適用については、発明ごとに特許がされ、又は特許権があるものとみなす。

ない。

一　願書又は願書に添附した明細書若しくは図面であつて、出願公告がされていないもの

二　第百二十一条第一項又は第百二十二条第一項の審判に係る書類であつて、当該事件に係る特許出願について出願公告がされていないもの

三　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの

（特許表示）

第百八十七条　特許権者、専用実施権者又は通常実施権者は、通商産業省令で定めるところにより、物の特許発明におけるその物若しくは物を生産する方法の特許発明におけるその方法により生産した物（以下「特許に係る物」という。）又はその物の包装にその物又は方法の発明が特許に係る旨の表示（以下「特許表示」という。）を附するように努めなければならない。

（虚偽表示の禁止）

第百八十八条　何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一　特許に係る物以外の物又はその物の包装に特許表示又はこれと紛らわしい表示を附する行為

二　特許に係る物以外の物であつて、その物又はその物の包装に特許表示又はこれと紛らわしい表示を附したものを譲渡し、貸し渡し、又は譲渡若しくは貸渡のために展示する行為

三　特許に係る物以外の物を生産させ若しくは使用させるため、又は譲渡し若しくは貸し渡すため、広告にその物の発明が特許に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

四　方法の特許発明におけるその方法以外の方法を使用させるため、又は譲渡し若しくは貸し渡すため、広告にその方法の発明が特許に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

（送達）

第百八十九条　送達する書類は、この法律に規定するもののほか、通商産業省令で定める。

第百九十条　民事訴訟法第百六十一条第一項、第百六十二条、第百六十三条（送達の機関）、第百六十四条第一項、第百六十五条、第百六十六条、第百六十八条、第百七十九条、第百七十一条から第百七十三条まで（送達の方法）及び第百七十七条（送達証書）の規定は、この法律又は前条の通商産業省令で定める書類の送達に準用する。この場合において、同法第百六十一条第一項及び第百六十三条中「裁判所書記」とあるのは「特許庁長官ノ指定スル職員」と、同法第百六十二条第一項中「執行吏又ハ郵便」とあるのは「郵便」と、同法第百七十二条中「場合ニ於テハ裁判所書記」とあるのは「場合及審査ニ関スル書類ヲ送達スベキ場合ニ於テハ特許庁長官ノ指定スル職員」と読み替えるものとする。

第百九十一条　送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れないときは、公示送達をすることができる。

2　公示送達は、送達する書類を送達を受けるべき者に何時でも交付すべき旨を官報及び特許公報に掲載するとともに特許庁の掲示場に掲示することにより行う。

3　公示送達は、官報に掲載した日から二十日を経過することにより、その効力を生ずる。

第百九十二条　在外者に特許管理人があるときは、その特許管理人に送達しなければならない。

2　在外者に特許管理人がないときは、書類を航空扱とした書留郵便に付して発送することができる。

3　前項の規定により書類を郵便に付して発送したときは、発送の時に送達があつたものとみなす。

（特許公報）

第百九十三条　特許庁は、特許公報を発行する。

2　特許公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一　出願公告後における拒絶をすべき旨の査定又は特許出願の放棄、取下若しくは無効

二　出願公告後における特許を受ける権利の承継

三　出願公告後における第五十三条第一項（第百五十九条第一項（第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による却下の決定

四　出願公告後における願書に添附した明細書又は図面の補正

五　特許権の消滅（存続期間の満了によるもの及び第百十二条第三項の規定によるものを除く。）

六　審判若しくは再審の請求若しくはその取下又は審判若しくは再審の確定審決

七　裁定の請求若しくはその取下又は裁定

八　第百七十八条第一項の訴についての確定判決

（書類等の提出）

第百九十四条　特許庁長官又は審査官は、当事者に対し、審判又は再審に関する手続以外の手続を処理するため必要な書類その他の物件の提出を求めることができる。

（手数料）

第百九十五条　別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2　前項の規定は、別表の中欄に掲げる者が国であるときは、適用しない。

3　過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

4　前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

第十一章　罰則

（侵害の罪）

第百九十六条　特許権又は専用実施権を侵害した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2　第五十二条第二項の権利を侵害した者は、当該特許権の設定の登録があつたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3　前二項の罪は、告訴をまつて論ずる。

（詐欺の行為の罪）

第百九十七条　詐欺の行為により特許又は審決を受けた者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

（虚偽表示の罪）

第百九十八条　第百八十八条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

（偽証等の罪）

第百九十九条　この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2　前項の罪を犯した者が事件の査定又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

（秘密を漏らした罪）

第二百条　特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第二百一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百九十六条第一項若しくは第二項、第百九十七条又は第百九十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

（過料）

第二百二条　第百五十一条（第五十九条又は第百七十四条第一項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法第二百六十七条第二項又は第三百三十六条の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、五千円以下の過料に処する。

第二百三条　この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出を受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、五千円以下の過料に処する。

第二百四条　証拠調又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、五千円以下の過料に処する。

附　則

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

別表

	納付しなければならない者	金額
一	第四条、第五条第一項若しくは第百八条第三項の規定による期間の延長又は第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者	一件につき三百円
二	特許証の再交付を請求する者	一件につき八百円
三	第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者	一件につき八百円
四	特許出願をする者	一件につき千円に一発明につき千円を加えた額
五	異議の申立をする者	一件につき八百円
六	第七十一条第一項の規定により判定を求める者	一件につき三千円
七	裁定を請求する者	一件につき四千円
八	裁定の取消を請求する者	一件につき二千円
九	審判又は再審を請求する者	一件につき二千円に一発明につき二千円を加えた額
十	審判又は再審への参加を申請する者	一件につき四千円
十一	第百八十六条の規定により証明を請求する者	一件につき二百円
十二	第百八十六条の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	謄本又は抄本一枚につき八十円（外国文の書類は百語未満につき八十円、書類中に図面があるときは図面一枚につき三千円、写真によるときは一枚につき五百円、特許庁の発行に係る印刷物を謄本又は抄本とするときはその印刷物の価格に六十円を加えた額）
十三	第百八十六条の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき八十円（特許原簿にあつては、四十円）

備考　この表において「一発明」とは、特許請求の範囲に記載された一発明をいう。

（法務・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百二十二号（昭三四・四・一三）

◎特許法施行法

（特許法の施行期日）

第一条　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号。以下「新法」という。）は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（特許法の廃止）

第二条　特許法（大正十年法律第九十六号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（特許権）

第三条　旧法による特許権（制限付移転の特許権を除く。）であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法による特許権となつたものとみなす。ただし、その効力は、旧法第百二十五条第二号の規定により効力が及ばないこととされた物には、及ばない。

第四条　旧法第七十三条第三項に規定する権利であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第五十二条第一項の権利となつたものとみなす。ただし、同条第二項及び第四項の規定は、適用しない。

（制限付移転の特許権）

第五条　旧法による制限付移転の特許権であつて、新法の施行の際現に登録してあるものは、新法の施行の日において専用実施権となつたものとみなす。

（実施権）

第六条　旧法第十四条第二項の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第三十五条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第七条　旧法第三十七条の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第七十九条の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第八条　旧法第三十八条第二項の規定による実施権であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第二十条第二項の規定によりその例によるものとされた旧法第三十八条第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第八十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。ただし、同条第二項の規定は、適用しない。

第九条　旧法第三十八条第二項の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第八十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

2　新法第八十条第二項の規定は、前項の場合には、適用しない。

第十条　旧法第三十九条の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第八十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十一条　旧法第四十一条第一項の規定による実施権であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第二十条第五項の規定によりその例によるものとされた旧法第四十一条第一項の規定による実施権はその許与の日において、新法第八十三条第二項の裁定による通常実施権となつたものとみなす。

第十二条　旧法第四十八条第一項の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第七十八条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十三条　旧法第四十九条の規定による実施権であつて新法の施行の際限に存するものは新法の施行の日において、第二十条第二項の規定によりその例によるものとされた旧法第四十九条の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第九十二条第二項の裁定による通常実施権又は実用新案権についての通常実施権となつたものとみなす。

第十四条　旧法第百二十六条第一項の規定による実施権であつて新法の施行の際限に存するものは新法の施行の日において、第二十条第三項の規定によりその例によるものとされた旧法第百二十六条第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第百七十六条の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十五条　旧法第百二十七条第一項の規定による実施権であつて新法の施行の際限に存するものは新法の施行の日において、第二十条第三項の規定によりその例によるものとされた旧法第百二十七条第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第八十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十六条　第三条の規定により新法による特許権となつたものとみなされた旧法による特許権（第二十条第一項の規定により従前の例により特許をされたものを含む。）がその特許出願の日前の出願に係る他人の実用新案と抵触するときは、当該特許権者、専用実施権者又は通常実施権者は、業としてその特許発明の実施をすることができない。

2　前項に規定する場合は、新法第七十二条に規定する場合に該当するものとみなし、新法第九十二条の規定を適用する。

第十七条　第三条の規定により新法による特許権となつたものとみなされた旧法による特許権（第二十条第一項の規定により従前の例により特許をされたものを含む。）と抵触する実用新案権であつて、当該特許出願の日前又はこれと同日の出願に係るものの存続期間が満了したときは、その原実用新案権者は、原実用新案権の範囲内において、当該特許権又はその実用新案権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について新法第八十条第一項の規定による通常実施権を有するものとみなす。

2　新法第八十条第二項の規定は、前項の場合には、適用しない。

3　第三条の規定により新法による特許権となつたものとみなされた旧法による特許権（第二十条第一項の規定により従前の例により特許をされたものを含

む。）と抵触する実用新案権であつて、当該特許出願の日前又はこれと同日の出願に係るものの存続期間が満了したときは、その満了の際現にその実用新案権についての専用実施権又はその実用新案権若しくは専用実施権についての実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第十九条第三項において準用する新法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、当該特許権又はその実用新案権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について新法第八十条第一項の規定による通常実施権を有するものとみなす。

（存続期間）

第十八条　第三条の規定により新法による特許権となつたものとみなされた旧法による特許権（第二十条第一項の規定により従前の例により特許をされたものを含む。）の存続期間については、なお従前の例による。ただし、第二十条第五項に規定する場合を除き、延長することができない。

（質権）

第十九条　新法の施行前にした特許権を目的とする質権の設定であつて、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日にその効力を失う。

（係属中の手続）

第二十条　新法の施行の際現に係属している特許出願（抗告審判に係属しているものを含む。）については、その特許出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

（正当権利者の特許出願）

第二十一条　新法の施行の際現に係属している旧法第四十九条、第五十三条第一項若しくは第二項若しくは第八十四条第一項の審判又はこれらの審判の審決に対する抗告審判については、なお従前の例による。ただし、新法の施行の際現に係属している旧法第四十九条、第五十三条第一項若しくは第二項又は第八十四条第一項の審判（新法の施行の際現に事件が抗告審判に係属しており、新法の施行後差し戻されて審判に係属した場合におけるその審判を含む。）については、その審判の審決を抗告審判の請求書の却下の決定とみなす。

3　新法の施行の際現に係属している旧法第百二十一条第一項（旧法第百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の再審については、なお従前の例による。

4　第二項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

5　第一項から第三項までに規定する手続以外の手続であつて、新法の施行の際現に特許庁に係属しているものについては、なお従前の例による。

（正当権利者の特許出願）

第二十一条　新法の施行の際現に係属している旧法第十条又は第十一条に規定する正当権利者の特許出願については、これらの規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

（特許を受ける権利の承継）

第二十二条　新法の施行前にした特許出願後における特許を受ける権利の承継（相続その他の一般承継を除く。）であつて、新法の施行の際現に特許庁長官に届出をしてないものは、新法の施行の日にその効力を失う。

（特許権の移転等）

第二十三条　新法の施行前にした特許権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）又は処分の制限であつて、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日にその効力を失う。

2　新法の施行前にした特許権を目的とする質権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）、変更又は処分の制限であつて、新法の施行の際現に登

録してないものは、新法の施行の日にその効力を失う。

（職務発明）

第二十四条　新法第三十五条の規定は、新法の施行前に被用者、法人の役員又は公務員がした発明についても、適用する。

（無効審判）

第二十五条　旧法によりした特許又は旧法第五十三条第一章の規定によりした許可（第二十条第一項又は第二項の規定により従前の例によりした特許又は当該許可を含む。）についての新法第百二十三条第一項若しくは第百二十九条第一項の審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審においては、旧法第五十七条の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有し、同条第一項又は第二項に規定する場合に限り、その特許又は許可を無効にすることができる。

2　旧法第八十四条第一項第一号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判の確定審決（第二十条第二項の規定により従前の例によりした当該審決であつて、確定したものを含む。）に対する再審であつて、新法の施行後に請求したものにおいても、前項と同様とする。

3　新法の施行前にした特許又は旧法第五十三条第一項若しくは第二項の規定によりした許可については、旧法第八十五条の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

（特許料）

第二十六条　新法の施行前にすでに納付し又は納付すべきであつた特許料については、なお従前の例による。

2　新法第百十一条の規定は、新法の施行前に納付した特許料（前項の規定により従前の例により納付したものを含む。）についても、適用する。

3　旧法により存続期間が延長された特許権（第二十条第五項の規定により従前の例により存続期間が延長されたものを含む。）についての特許料の納付については、旧法第六十五条第二項、第四項及び第七項、第六十六条第一項、第六十七条並びに第六十九条の規定は、第一項に規定する場合を除き、新法の施行後も、なおその効力を有する。

（特許補償等審査会）

第二十七条　第二十条第五項の規定により従前の例により特許権の存続期間を延長するときは、旧特許法施行令（大正十年勅令第四百六十号）第三条の規定により特許補償等審査会の権限とされていた事項は、特許発明実施審議会の権限とする。

（補償金）

第二十八条　新法の施行前に発生した補償金を受ける権利については、なお従前の例による。

（処分）

第二十九条　旧法によりした処分、手続その他の行為（第二十条第一項から第三項まで又は第五項の規定により従前の例によりしたものを含む。）は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法によりしたものとみなす。

（罰則の適用）

第三十条　新法の施行前にした行為及び第二十条第一項から第三項まで又は第五項の規定により従前の例によるものとされた手続に係る新法の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

法律第百二十三号（昭三四・四・一三）

◎実用新案法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　実用新案登録及び実用新案登録出願（第三条―第九条）
第三章　審査（第十条―第十三条）
第四章　実用新案権
　第一節　実用新案権（第十四条―第二十六条）
　第二節　権利侵害（第二十七条―第三十条）
　第三節　登録料（第三十一条―第三十四条）
第五章　審判（第三十五条―第四十一条）
第六章　再審、訴願及び訴訟（第四十二条―第四十八条）
第七章　雑則（第四十九条―第五十五条）
第八章　罰則（第五十六条―第六十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、物品の形状、構造又は組合せに係る考案の保護及び利用を図ることにより、その考案を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「考案」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。

2　この法律で「登録実用新案」とは、実用新案登録を受けている考案をいう。

3　この法律で考案について「実施」とは、考案に係る物品を製造し使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為をいう。

第二章　実用新案登録及び実用新案登録出願

（実用新案登録の要件）

第三条　産業上利用することができる考案であつて物品の形状、構造又は組合せに係るものをした者は、次に掲げる考案を除き、その考案について実用新案登録を受けることができる。

一　実用新案登録出願前に日本国内において公然知られた考案

二　実用新案登録出願前に日本国内において公然実施をされた考案

三　実用新案登録出願前に日本国内又は外国において

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（法務・通商産業・内閣総理大臣署名）

て頒布された刊行物に記載された考案

2　実用新案登録出願前にその考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる考案に基いてきわめて容易に考案をすることができたときは、その考案については、同項の規定にかかわらず、実用新案登録を受けることができない。

（実用新案登録を受けることができない考案）

第四条　公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある考案については、前条の規定にかかわらず、実用新案登録を受けることができない。

（実用新案登録出願）

第五条　実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。

一　実用新案登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二　提出の年月日

三　考案の名称

四　考案者の氏名及び住所又は居所

2　願書には、次に掲げる事項を記載した明細書及び図面を添附しなければならない。

一　考案の名称

二　図面の簡単な説明

三　考案の詳細な説明

四　実用新案登録請求の範囲

3　前項第三号の考案の詳細な説明には、その考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に、その考案の目的、構成及び効果を記載しなければならない。

4　第二項第四号の実用新案登録請求の範囲には、考案の詳細な説明に記載した考案の構成に欠くことができない事項のみを記載しなければならない。

（一考案一出願）

第六条　実用新案登録出願は、考案ごとにしなければならない。

（先願）

第七条　同一の考案について異なつた日に二以上の実用新案登録出願があつたときは、最先の実用新案登録出願人のみがその考案について実用新案登録を受けることができる。

2　同一の考案について同日に二以上の実用新案登録出願があつたときは、実用新案登録出願人の協議により定めた一の実用新案登録出願人のみがその考案について実用新案登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その考案について実用新案登録を受けることができない。

3　実用新案登録出願に係る考案と特許出願に係る発明とが同一である場合において、その実用新案登録出願及び特許出願が異なつた日にされたものであるときは、実用新案登録出願人は、特許出願人より先に出願をした場合にのみその考案について実用新案登録を受けることができる。

4　実用新案登録出願又は特許出願が取り下げられ、又は無効にされたときは、その実用新案登録出願又は特許出願は、前三項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

5　考案者又は発明者でない者であつて実用新案登録を受ける権利又は特許を受ける権利を承継しないものがした実用新案登録出願又は特許出願は、第一項から第三項までの規定の適用については、実用新案登録出願又は特許出願でないものとみなす。

6　特許庁長官は、第二項の場合は、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき

旨を実用新案登録出願人に命じなければならない。

7　特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第二項の協議が成立しなかつたものとみなすことができる。

8　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第三十九条第四項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、実用新案登録出願人は、その考案について実用新案登録を受けることができない。

（出願の変更）

第八条　特許出願人は、その特許出願を実用新案登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

2　意匠登録出願人は、その意匠登録出願を実用新案登録出願に変更することができる。ただし、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

3　前二項の規定による出願の変更があつたときは、その実用新案登録出願は、その特許出願又は意匠登録出願の時にしたものとみなす。

4　第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、その特許出願又は意匠登録出願は、取り下げたものとみなす。

5　第一項ただし書に規定する期間は、特許法第四条第一項ただし書に規定する期間、同法第百二十一条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

6　第二項ただし書に規定する期間は、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第六十八条第一項において準用する特許法第四条第一項の規定により意匠法第四十六条第一項の規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

（出願の変更）

第九条　特許法第三十条（発明の新規性の喪失の例外）、第三十七条（共同出願）及び第四十条から第四十四条まで（明細書等の補正と要旨変更、優先権主張の手続及び特許出願の分割）の規定は、実用新案登録出願に準用する。

2　特許法第三十三条並びに第三十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで（特許を受ける権利）の規定は、実用新案登録を受ける権利に準用する。

3　特許法第三十五条（職務発明）の規定は、従業者、法人の役員又は国家公務員若しくは地方公務員がした考案に準用する。

第三章　審査

（審査官による審査）

第十条　特許庁長官は、審査官に実用新案登録出願及び異議の申立を審査させなければならない。

（拒絶の査定）

第十一条　審査官は、実用新案登録出願が次の各号の一に該当するときは、その実用新案登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一　その実用新案登録出願に係る考案が第三条、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第八項、第九条第一項において準用する特許法第三十七条又は第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により実用新案登録をすることができないものであるとき。

二　その実用新案登録出願に係る考案が条約の規定により実用新案登録をすることができないものであるとき。

三　その実用新案登録出願が第五条第三項若しくは第四項又は第六条に規定する要件をみたしていな

いとき。

四　その実用新案登録出願人が考案者でない場合において、その考案について実用新案登録を受ける権利を承継していないとき。

（出願公告の効果等）

第十二条　実用新案登録出願人は、次条において準用する特許法第五十一条第二項の規定により出願公告があつたときは、業としてその実用新案登録出願に係る考案の実施をする権利を専有する。

2　前項の権利に基く不当利得の返還又は損害の賠償の請求権は、当該実用新案権の設定の登録があつた後でなければ、行うことができない。

3　第二十八条から第三十条までの規定は、第一項の権利に基き損害の賠償の請求をする場合に準用する。

4　第一項の権利に基く損害の賠償の請求権を有する者が当該実用新案権の設定の登録前にその侵害の行為及びその行為をした者を知つた場合における民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百二十四条の規定の適用については、同条中「被害者又ハ其法定代理人ガ損害及ビ加害者ヲ知リタル時」とあるのは、「当該実用新案権ノ設定ノ登録ノ日」とする。

5　出願公告後に実用新案登録出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされたとき、実用新案登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第三十三条第四項の規定により実用新案権が初めから存在しなかつたものとみなされたとき、又は第四十一条において準用する特許法第百二十五条ただし書の場合を除き実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の権利は、初めから生じなかつたものとみなす。

（特許法の準用）

第十三条　特許法第四十七条第二項（審査官の資格）、第四十八条（審査官の除斥）、第五十条（拒絶理由の通知）、第五十一条（出願公告）及び第五十三条から第六十五条まで（補正の却下、異議の申立、査定の方式、出願公告決定後の補正及び訴訟との関係）の規定は、実用新案登録出願の審査に準用する。

第四章　実用新案権

第一節　実用新案権

（実用新案権の設定の登録）

第十四条　実用新案権は、設定の登録により発生する。

2　第三十一条第一項第一号の規定による第一年から第三年までの各年分の登録料の納付又はその納付の免除若しくは猶予があつたときは、実用新案権の設定の登録をする。

3　前項の登録があつたときは、実用新案権者の氏名又は名称及び住所又は居所、登録番号並びに設定の登録の年月日を実用新案公報に掲載しなければならない。

（存続期間）

第十五条　実用新案権の存続期間は、出願公告の日から十年をもつて終了する。ただし、実用新案登録出願の日から十五年をこえることができない。

2　第九条第一項において準用する特許法第四十条の規定により、又は第十三条において、若しくは第四十一条において準用する特許法第百五十九条第一項において、若しくは第四十五条において準用する特許法第百七十四条第一項において準用する同法第百五十九条第一項において、それぞれ準用する同法第五十三条第四項の規定により、実用新案登録出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、前項ただし書の十五年は、同項ただし書の規定にかかわらず、もとの実用新案登録出願の日の翌日から起算する。

（実用新案権の効力）

第十六条　実用新案権者は、業として登録実用新案の実施をする権利を専有する。ただし、その実用新案権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録実用新案の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

（他人の登録実用新案等との関係）

第十七条　実用新案権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録実用新案がその実用新案登録出願の日前の出願に係る他人の登録実用新案、特許発明若しくは登録意匠若しくはこれに類似する意匠を利用するものであるとき、又はその実用新案権がその実用新案登録出願の日前の意匠登録出願に係る他人の意匠権と抵触するときは、業としてその登録実用新案の実施をすることができない。

（専用実施権）

第十八条　実用新案権者は、その実用新案権について専用実施権を設定することができる。

2　専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録実用新案の実施をする権利を専有する。

3　特許法第七十七条第三項から第五項まで（移転等）、第九十七条第二項（放棄）並びに第九十八条第一項第二号及び第二項（登録の効果）の規定は、専用実施権に準用する。

（通常実施権）

第十九条　実用新案権者は、その実用新案権について他人に通常実施権を許諾することができる。

2　通常実施権者は、この法律の規定により又は設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録実用新案の実施をする権利を有する。

3　特許法第七十三条第一項（共有）、第九十七条第三項（放棄）及び第九十九条（登録の効果）の規定は、通常実施権に準用する。

（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権）

第二十条　次の各号の一に該当する者であつて、第三十七条第一項又は特許法第百二十三条第一項の審判の請求の登録前に、実用新案登録又は特許が第三十七条第一項各号の一又は特許法第百二十三条第一項各号の一に該当することを知らないで、日本国内において当該考案又は発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている考案又は発明及び事業の目的の範囲内において、当該実用新案権又はその実用新案登録若しくは特許を無効にした際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一　同一の考案についての二以上の実用新案登録のうち、その一を無効にした場合における原実用新案権者

二　実用新案登録に係る考案と特許に係る発明とが同一である場合において、特許を無効にした場合における原特許権者

三　実用新案登録を無効にして同一の考案について正当権利者に実用新案登録をした場合における原実用新案権者

四　特許を無効にしてその発明と同一の考案について正当権利者に実用新案登録をした場合における原特許権者

五　前四号に掲げる場合において、第三十七条第一項又は特許法第百二十三条第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした実用新案登録に係る実用新案権についての専用実施権若しくはその実用新案権若しくは専用実施権についての前条第三項において準用する特許法第九十九条第二項の効力を有する通常実施権又はその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権若しくはその特許権若しくは専用実施権についての同項の効力を有する通常実施権を有する者

2　当該実用新案権者又は専用実施権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

（不実施の場合の通常実施権の設定の裁定）

第二十一条　登録実用新案の実施が継続して三年以上日本国内において適当にされていないときは、その登録実用新案の実施をしようとする者は、特許庁長官の許可を受けて、実用新案権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

2　前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その登録実用新案の実施をしようとする者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。

3　特許法第八十四条から第九十一条まで（裁定の手続等）の規定は、前項の裁定に準用する。

（自己の登録実用新案の実施をするための通常実施権の設定の裁定）

第二十二条　実用新案権者又は専用実施権者は、その登録実用新案が第十七条に規定する場合に該当するときは、特許庁長官の許可を受けて、同条の他人に対しその登録実用新案の実施をするための通常実施権又は特許権若しくは意匠権についての通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

2　前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、実用新案権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。

3　特許庁長官は、前項の場合において、当該通常実施権を設定することが第十七条の他人の利益を不当に害することとなるときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。

4　特許法第八十四条、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条まで（裁定の手続等）の規定は、第二項の裁定に準用する。

（公共の利益のための通常実施権の設定の裁定）

第二十三条　登録実用新案の実施が公共の利益のため特に必要であるときは、その登録実用新案の実施をしようとする者は、通商産業大臣の許可を受けて、実用新案権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

2　前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その登録実用新案の実施をしようとする者は、通商産業大臣の裁定を請求することができる。

3　特許法第八十四条、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条まで（裁定の手続等）の規定は、前項の裁定に準用する。

（通常実施権の移転等）

第二十四条　通常実施権は、第二十二条第二項、特許法第九十二条第二項又は意匠法第三十三条第二項の裁定による通常実施権を除き、実施の事業とともにする場合、実用新案権者（専用実施権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

2　通常実施権者は、第二十二条第二項、特許法第九十二条第二項又は意匠法第三十三条第二項の裁定による通常実施権を除き、実用新案権者（専用実施権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合に限り、その通常実施権について質権を設定することができる。

3　第二十二条第二項、特許法第九十二条第二項又は意匠法第三十三条第二項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該実用新案権、特許権又

は意匠権に従つて移転し、その実用新案権、特許権又は意匠権が消滅したときは、消滅する。

（質権）

第二十五条　実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定をした場合を除き、当該登録実用新案の実施をすることができない。

2　特許法第九十六条（物上代位）の規定は、実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権に準用する。

3　特許法第九十八条第一項第三号及び第二項（登録の効果）の規定は、実用新案権又は専用実施権を目的とする質権に準用する。

4　特許法第九十九条第三項（登録の効果）の規定は、通常実施権を目的とする質権に準用する。

（特許法の準用）

第二十六条　特許法第六十九条から第七十一条まで（特許権の効力が及ばない範囲及び特許発明の技術的範囲）、第七十三条（共有）、第七十六条（相続人がない場合の特許権の消滅）、第七十九条（先使用による通常実施権）、第八十一条、第八十二条（意匠権の存続期間満了後の通常実施権）、第九十七条第一項（放棄）並びに第九十八条第一項第一号及び第二項（登録の効果）の規定は、実用新案権に準用する。

第二節　権利侵害

（差止請求権）

第二十七条　実用新案権者又は専用実施権者は、自己の実用新案権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2　実用新案権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

（侵害とみなす行為）

第二十八条　登録実用新案に係る物品の製造にのみ使用する物を業として製造し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為は、当該実用新案権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

（損害の額の推定等）

第二十九条　実用新案権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、実用新案権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

2　実用新案権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に対し、その登録実用新案の実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

3　前項の規定は、同項に規定する金額をこえる損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、実用新案権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

（特許法の準用）

第三十条　特許法第百三条（過失の推定）、第百五条（書類の提出）及び第百六条（信用回復の措置）の規定は、実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する。

第三節　登録料

（登録料）

第三十一条　実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、第十五条第一項に規定する十年の各年について、一件ごとに、次に掲げる金額を納付しなければならない。

一　第一年から第三年まで　毎年　六百円
二　第四年から第六年まで　毎年　千二百円
三　第七年から第十年まで　毎年　二千四百円

2　前項の規定は、国に属する実用新案権には、適用しない。

（登録料の納付期限）

第三十二条　前条第一項第一号の規定による第一年から第三年までの各年分の登録料は、実用新案登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に一時に納付しなければならない。

2　前条第一項第二号又は第三号の規定による第四年以後の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならない。ただし、出願公告の日から実用新案登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日までに三年以上を経過したときは、第四年から査定又は審決の謄本の送達があつた日の属する年（査定又は審決の謄本の送達があつた日からその日の属する年の末日までの日数が三十日にみたないときは、査定又は審決の謄本の送達があつた日の属する年の次の年）までの各年分の登録料は、実用新案登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に一時に納付しなければならない。

3　特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、第一項又は前項ただし書に規定する期間を延長することができる。

（登録料の追納）

第三十三条　実用新案権者は、前条第二項本文に規定する期間又は次条において準用する特許法第百九条の規定による納付の猶予後の期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその登録料を追納することができる。

2　前項の規定により登録料を追納する実用新案権者は、第三十一条第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

3　実用新案権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に第三十一条第一項第二号又は第三号の規定による第四年以後の各年分の登録料及び前項の割増登録料を納付しないときは、その実用新案権は、前条第二項本文に規定する期間の経過の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。

4　実用新案権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に次条において準用する特許法第百九条の規定により納付が猶予された登録料及び第二項の割増登録料を納付しないときは、その実用新案権は、初めから存在しなかつたものとみなす。

（特許法の準用）

第三十四条　特許法第百九条から第百十一条まで（特許料の減免又は猶予、利害関係人による特許料の納付及び既納の特許料の返還）の規定は、登録料に準用する。

第五章　審判

（拒絶査定に対する審判）

第三十五条　拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。

2　前項の審判を請求する者がその責に帰することができない理由により同項に規定する期間内にその請

求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

（補正の却下の決定に対する審判）

第三十六条　第十三条において準用する特許法第五十三条第一項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。ただし、第十三条において準用する特許法第五十三条第四項に規定する新たな実用新案登録出願をしたときは、この限りでない。

2　前条第二項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

（実用新案登録の無効の審判）

第三十七条　実用新案登録が次の各号の一に該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。

一　その実用新案登録が第三条、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第八項、第九条第一項において準用する特許法第三十七条又は第五十五条第三項において準用する特許法第二十三条第一項、第二十五条、第二十六条第一項若しくは第二項又は第三十二条第一項若しくは第二項の規定に違反してされたとき。

二　その実用新案登録が条約に違反してされたとき。

三　その実用新案登録が第五条第三項又は第四項に規定する要件をみたしていない実用新案登録出願に対してされたとき。

四　その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対してされたとき。

五　実用新案登録がされた後において、その実用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により実用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなつたとき。

2　前項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。

3　審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

第三十八条　実用新案登録が実用新案登録出願前に外国において頒布された刊行物に記載された考案又はその考案に基いてその考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者がきわめて容易に考案をすることができた場合における考案についてされたときは、その実用新案登録についての前条第一項の審判は、実用新案権の設定の登録の日から三年を経過した後は、請求することができない。

（訂正の審判）

第三十九条　実用新案権者は、次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添附した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。

一　実用新案登録請求の範囲の減縮

二　誤記の訂正

三　明瞭でない記載の釈明

2　前項の明細書又は図面の訂正は、実質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。

3　第一項第一号の場合は、訂正後における実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により構成される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けることができるものでなければならな

い。

4　第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

（訂正の無効の審判）

第四十条　願書に添附した明細書又は図面の訂正が前条第一項から第三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることについて審判を請求することができる。

2　第三十七条第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

（特許法の準用）

第四十一条　特許法第百二十五条、第百二十七条、第百二十八条、第百三十条から第百五十四条まで、第百五十五条第一項及び第二項並びに第百五十六条から第百七十条まで（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手続、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。

第六章　再審、訴願及び訴訟

（再審の請求）

第四十二条　確定審決に対しては、その当事者は、再審を請求することができる。

2　民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第四百二十条第一項及び第二項並びに第四百二十一条（再審の理由）の規定は、前項の再審の請求に準用する。

第四十三条　審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもつて審決をさせたときは、その第三者は、その確定審決に対し再審を請求することができる。

2　前項の再審は、その請求人及び被請求人を共同被請求人として請求しなければならない。

（再審により回復した実用新案権の効力の制限）

第四十四条　無効にした実用新案登録に係る実用新案権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた実用新案登録出願について再審により実用新案権の設定の登録があつたときは、実用新案権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し又は日本国内において製造した物品に対しては及ばない。

2　無効にした実用新案登録に係る実用新案権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた実用新案登録出願について再審により実用新案権の設定の登録があつたときは、実用新案権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に製造し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入した行為

（特許法の準用）

第四十五条　特許法第百七十三条（再審の請求期間）、第百七十四条（審判の規定等の準用）及び第百七十六条（再審の請求登録前の実施による通常実施権）の規定は、再審に準用する。

（訴願）

第四十六条　この法律又はこの法律に基く命令の規定により行政庁がした処分（補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定を除く。）に不服がある者は、通商産業大臣に訴願することができる。ただし、この法律の規定により不服を申し立てることができないこととされているときは、この限りでない。

（審決等に対する訴）

第四十七条　審決に対する訴、第四十一条において、又は第四十五条において準用する特許法第百七十四条第一項において、それぞれ準用する同法第百五十九条第一項において準用する同法第五十三条第一項の規定による却下の決定に対する訴及び審判又は再審の請求書の却下の決定に対する訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

2　特許法第百七十八条第二項から第六項まで（出訴期間等）及び第百七十九条から第百八十二条まで（被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消及び裁判の正本の送付）の規定は、前項の訴に準用する。

（対価の額についての訴）

第四十八条　第二十一条第二項、第二十二条第二項又は第二十三条第二項の裁定を受けた者は、その裁定で定める対価の額について不服があるときは、訴を提起してその額の増減を求めることができる。

2　特許法第百八十三条第二項から第四項まで（出訴期間）及び第百八十四条（被告適格）の規定は、前項の訴に準用する。

第七章　雑則

（実用新案原簿への登録）

第四十九条　次に掲げる事項は、許特庁に備える実用新案原簿に登録する。

一　実用新案権の設定、移転、消滅又は処分の制限

二　専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三　実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

2　この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。

（実用新案登録証の交付）

第五十条　特許庁長官は、実用新案権の設定の登録があつたとき、又は願書に添附した明細書若しくは図面の訂正をすべき旨の審決が確定した場合において、その登録があつたときは、実用新案権者に対し、実用新案登録証を交付する。

2　実用新案登録証の再交付については、通商産業省令で定める。

（実用新案登録表示）

第五十一条　実用新案権者、専用実施権者又は通常実施権者は、通商産業省令で定めるところにより、登録実用新案に係る物品又はその物品の包装にその物品が登録実用新案に係る旨の表示（以下「実用新案登録表示」という。）を附するように努めなければならない。

（虚偽表示の禁止）

第五十二条　何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一　登録実用新案に係る物品以外の物品又はその物品の包装に実用新案登録表示又はこれと紛らわしい表示を附する行為

二　登録実用新案に係る物品以外の物品であつて、その物品又はその物品の包装に実用新案登録表示又はこれと紛らわしい表示を附したものを譲渡し、貸し渡し、又は譲渡若しくは貸渡のために展示する行為

三　登録実用新案に係る物品以外の物品を製造させ若しくは使用させるため、又は譲渡し若しくは貸し渡すため、広告にその物品が登録実用新案に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

（実用新案公報）

第五十三条　特許庁は、実用新案公報を発行する。

2　特許法第百九十三条第二項（特許公報の掲載事項）の規定は、実用新案公報に準用する。

（手数料）

第五十四条　別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2　前項の規定は、別表の中欄に掲げる者が国であるときは、適用しない。

3　過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

4　前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

（特許法の準用）

第五十五条　特許法第三条から第五条まで（期間及び期日）の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。

2　特許法第六条から第二十四条まで及び第百九十四条（手続）の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続に準用する。

3　特許法第二十五条（外国人の権利の享有）の規定は、実用新案権その他実用新案登録に関する権利に準用する。

4　特許法第二十六条（条約の効力）及び第百八十六条（証明等の請求）の規定は、実用新案登録に準用する。

5　特許法第百八十九条から第百九十二条まで（送達）の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

第八章　罰則

（侵害の罪）

第五十六条　実用新案権又は専用実施権を侵害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2　第十二条第一項の権利を侵害した者は、当該実用新案権の設定の登録があつたときは、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

3　前二項の罪は、告訴をまつて論ずる。

（詐欺の行為の罪）

第五十七条　詐欺の行為により実用新案登録又は審決を受けた者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（虚偽表示の罪）

第五十八条　第五十二条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（偽証等の罪）

第五十九条　この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2　前項の罪を犯した者が事件の査定又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

（秘密を漏らした罪）

第六十条　特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した実用新案登録出願中の考案に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第六十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六条第一項若しくは第二項、第五十七条又は第五十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

（過料）

第六十二条　第四十一条において、第十三条において準用する特許法第五十九条において、又は第四十五条において準用する特許法第百七十四条第一項から第四項までにおいて、それぞれ準用する同法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百六十七条第二項又は第三百三十六条の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、五千円以下の過料に処する。

第六十三条　この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出を受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、五千円以下の過料に処する。

第六十四条　証拠調又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、五千円以下の過料に処する。

附　則

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

別表

		納付しなければならない者	金額
一		実用新案登録出願をする者	一件につき千五百円
二		第九条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者	一件につき四百円
三		異議の申立をする者	一件につき四百円
四		第二十六条において準用する特許法第七十一条第一項の規定により判定を求める者	一件につき三千円
五		裁定を請求する者	一件につき四千円
六		裁定の取消を請求する者	一件につき二千円
七		第三十二条第三項若しくは第五十五条第一項において準用する特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は第五十五条第一項において準用する特許法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者	一件につき三百円
八		審判又は再審を請求する者	一件につき四千円
九		審判又は再審への参加を申請する者	一件につき四千円
十		実用新案登録証の再交付を請求する者	一件につき四百円
十一		第五十五条第四項において準用する特許法第百八十六条の規定により証明を請求する者	一件につき二百円
十二		第五十五条第四項において準用する特許法第百八十六条の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	謄本又は抄本一枚につき八十円（外国文の書類は百語又は百語未満につき八十円、書類中に図面があるときは図面一枚につき三千円、写真によるときは一枚につき五百円、特許庁の発行に係る印刷物を謄本又は抄本とするときはその印刷物の価格に六十円を加えた額）
十三		第五十五条第四項において準用する特許法第百八十六条の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき八十円（実用新案原簿にあつては、四十円）

（法務・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百二十四号（昭和三四・四・一三）

◎実用新案法施行法

（実用新案法の施行期日）

第一条　実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号。以下「新法」という。）は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（実用新案法の廃止）

第二条　実用新案法（大正十年法律第九十七号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（実用新案権）

第三条　旧法による実用新案権（制限付移転の実用新案権を除く。）であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法による実用新案権となつたものとみなす。ただし、その効力は、旧法第二十六条において準用する特許法（大正十年法律第九十六号。以下「旧特許法」という。）第百二十五条第二号の規定により効力が及ばないこととされた物には、及ばない。

第四条　旧法第二十六条において準用する旧特許法第七十三条第三項に規定する権利であつて、新法の施

行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第十二条第一項の権利となつたものとみなす。ただし、同条第二項及び第四項の規定は、適用しない。

（制限付移転の実用新案権）

第五条　旧法による制限付移転の実用新案権であつて、新法の施行の際現に登録してあるものは、新法の施行の日において専用実施権となつたものとみなす。

（実施権）

第六条　旧法第七条の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第二十六条において準用する特許法（昭和三十四年法律第百二十一号。以下「新特許法」という。）第七十九条の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第七条　旧法第八条第一項の規定による実施権であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第二十一条第二項の規定によりその例によるものとされた旧法第八条第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第二十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第八条　旧法第八条第二項の規定による実施権（次条に規定するものを除く。）であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第二十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第九条　旧法第八条第二項の規定による実施権（意匠権に係るものに限る。）であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第二十六条において準用する新特許法第八十二条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十条　旧法第九条の規定による実施権（次条に規定するものを除く。）であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第二十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十一条　旧法第九条の規定による実施権（意匠権に係るものに限る。）であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第二十六条において準用する新特許法第八十二条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十二条　旧法第十一条の規定による実施権であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第二十一条第二項の規定によりその例によるものとされた旧法第十一条の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第二十二条第二項の裁定による通常実施権又は意匠権についての通常実施権となつたものとみなす。

第十三条　旧法第二十六条において準用する旧特許法第十四条第二項の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第九条第三項において準用する新特許法第三十五条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十四条　旧法第二十六条において準用する旧特許法第四十八条第一項の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第十九条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十五条　旧法第二十六条において準用する旧特許法第百二十六条第一項の規定による実施権であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において

いて、第二十一条第三項の規定によりその例によるものとされた旧法第二十六条において準用する旧特許法第百二十六条第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第四十五条において準用する新特許法第百七十六条の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十六条　旧法第二十六条において準用する旧特許法第百二十七条第一項の規定による実施権であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第二十一条第三項の規定によりその例によるものとされた旧法第二十六条において準用する旧特許法第百二十七条第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第二十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十七条　第三条の規定により新法による実用新案権となつたものとみなされた旧法による実用新案権（第二十一条第一項の規定により従前の例により実用新案登録をされたものを含む。）がその実用新案登録出願の日前の出願に係る他人の特許権と抵触するときは、当該実用新案権者、専用実施権者又は通常実施権者は、業としてその登録実用新案の実施をすることができない。

2　前項に規定する場合は、新法第十七条に規定する場合に該当するものとみなし、新法第二十二条の規定を適用する。

第十八条　第三条の規定により新法による実用新案権となつたものとみなされた旧法による実用新案権（第二十一条第一項の規定により従前の例により実用新案登録をされたものを含む。）と抵触する特許権であつて、当該実用新案登録出願の日前又はこれと同日の出願に係るものの存続期間が満了したときは、その原特許権者は、原特許権の範囲内において、当該実用新案権又はその特許権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について新法第二十条第一項の規定による通常実施権を有するものとみなす。

（存続期間）

第十九条　第三条の規定により新法による実用新案権となつたものとみなされた旧法による実用新案権（第二十一条第一項の規定により従前の例により実用新案登録をされたものを含む。）の存続期間については、なお従前の例による。

（質権）

第二十条　新法の施行前にした実用新案権を目的とする質権の設定であつて、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日にその効力を失う。

（係属中の手続）

第二十一条　新法の施行の際現に係属している実用新案登録出願（抗告審判に係属しているものを含む。）については、その実用新案登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

満了の際現にその特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての新特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、当該実用新案権又はその特許権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について新法第二十条第一項の規定による通常実施権を有するものとみなす。

2　新法の施行の際現に係属している旧法第十一条、第十四条第一項若しくは第二十二条第一項の審判又はこれらの審判の審決に対する抗告審判については、なお従前の例による。ただし、新法の施行の際現に係属している旧法第十一条、第十四条第一項又は第二十二条第一項の審判（新法の施行の際現に事件が抗告審判に係属しており、新法の施行後差し戻されて審判に係属した場合におけるその審判を含む。）については、その審判の審決を抗告審判の審決と、審判請求書の却下の決定を抗告審判の請求書の却下の決定とみなす。

3　新法の施行の際現に係属している旧法第二十六条又は同条において準用する旧特許法第百二十八条第一項において準用する同法第百二十一条第一項の再審については、なお従前の例による。

4　第二項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

5　第一項から第三項までに規定する手続以外の手続であつて、新法の施行の際現に特許庁に係属しているものについては、なお従前の例による。

（正当権利者の実用新案登録出願）

第二十二条　新法の施行の際現に係属している旧法第二十六条において準用する旧特許法第十一条、第十四条第一項若しくは第二十二条第一項の審判又はこれらの審判の審決に対する抗告審判については、なお従前の例による。ただし、新法の施行の際現に係属している旧法第十一条、第十四条第一項又は第二十二条第一項の審判（新法の施行の際現に事件が抗告審判に係属しており、新法の施行後差し戻されて審判に係属した場合におけるその審判を含む。）については、その審判の審決を抗告審判の審決と、審判請求書の却下の決定を抗告審判の請求書の却下の決定とみなす。

3　新法の施行の際現に係属している旧法第二十六条又は同条において準用する旧特許法第百二十八条第一項において準用する同法第百二十一条第一項の再審については、なお従前の例による。

4　第二項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

5　第一項から第三項までに規定する手続以外の手続であつて、新法の施行の際現に特許庁に係属しているものについては、なお従前の例による。

（正当権利者の実用新案登録出願）

第二十二条　新法の施行の際現に係属している旧法第二十六条において準用する旧特許法第十条又は第十一条に規定する正当権利者の実用新案登録出願については、これらの規定は新法の施行後も、なおその効力を有する。

（実用新案登録を受ける権利の承継）

第二十三条　新法の施行前にした実用新案登録出願後における実用新案登録を受ける権利の承継（相続その他の一般承継によるものを除く。）であつて、新法の施行の際現に特許庁長官に届出をしてないものは、新法の施行の日にその効力を失う。

（実用新案権の移転等）

第二十四条　新法の施行前にした実用新案権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）又は処分の制限であつて、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日にその効力を失う。

2　新法の施行前にした実用新案権を目的とする質権の変更又は処分の制限であつて、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日にその効力を失う。

（職務考案）

第二十五条　新法第九条第三項において準用する新特許法第三十五条の規定は、新法の施行前に被用者、法人の役員又は公務員がした考案についても、適用する。

（無効審判）

第二十六条　旧法によりした実用新案登録又は旧法第十四条第一項の規定によりした許可（第二十一条第一項又は第二項の規定により従前の例によりした実用新案登録又は当該許可を含む。）についての新法第三十七条第一項若しくは第四十条第一項の審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審においては、旧法第十六条の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有し、同条第一項又は第二項に規定する場合に限り、その実用新案登録又は許可を無効にすることができる。

2　旧法第二十二条第一項第一号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判の確定審決（第二十一条第二項の規定により従前の例によりした当該審決であつて、確定したものを含む。）に対する再審であつて、新法の施行後に請求したものにおいても、前項と同様とする。

3　新法の施行前にした実用新案登録又は旧法第十四条第一項の規定によりした許可については、旧法第

二十三条の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

（登録料）

第二十七条　新法の施行前にすでに納付し又は納付すべきであつた登録料については、なお従前の例による。

2　新法第三十四条において準用する新特許法第百十一条の規定は、新法の施行前に納付した登録料（前項の規定により従前の例により納付したものを含む。）についても、適用する。

3　旧法第二十六条において準用する旧特許法第十一条（第二十二条の規定によりなおその効力を有する場合を含む。）の規定により正当権利者に実用新案登録をしたときは、旧法第二十六条において準用する旧特許法第六十五条第六項の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

第二十八条　第三条の規定により新法による実用新案権となつたものとみなされた旧法による実用新案権（第二十一条第一項の規定により従前の例により実用新案登録をされたものを含む。）についての新法第三十一条第一項の規定の適用については、同項中「第十五条第一項」とあるのは、「旧実用新案法第十条第一項」とする。

（補償金）

第二十九条　新法の施行前に発生した補償金を受ける権利については、なお従前の例による。

（処分）

第三十条　旧法によりした処分、手続その他の行為（第二十一条第一項から第三項まで又は第五項の規定により従前の例によりしたものを含む。）は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法によりしたものとみなす。

（罰則の適用）

第三十一条　新法の施行前にした行為及び第二十一条第一項から第三項まで又は第五項の規定により従前の例によるものとされた手続に係る新法の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（法務・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百二十五号（昭三四・四・一三）

◎意匠法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　意匠登録及び意匠登録出願（第三条―第十五条）
第三章　審査（第十六条―第十九条）
第四章　意匠権
第一節　意匠権（第二十条―第三十六条）
第二節　権利侵害（第三十七条―第四十一条）
第三節　登録料（第四十二条―第四十五条）
第五章　審判（第四十六条―第五十二条）
第六章　再審、訴願及び訴訟（第五十三条―第六十条）
第七章　雑則（第六十一条―第六十八条）
第八章　罰則（第六十九条―第七十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、意匠の保護及び利用を図ること

により、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「意匠」とは、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起させるものをいう。

2 この法律で「登録意匠」とは、意匠登録を受けている意匠をいう。

3 この法律で意匠について「実施」とは、意匠に係る物品を製造し使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為をいう。

第二章 意匠登録及び意匠登録出願

（意匠登録の要件）

第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠

二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された意匠

三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠

2 意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基いて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

（意匠の新規性の喪失の例外）

第四条 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して前条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠については、その該当するに至つた日から六月以内にその者が意匠登録出願をしたときは、同項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

2 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して前条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠について、その該当するに至つた日から六月以内にその者が意匠登録出願をしたときも、前項と同様とする。

3 意匠登録出願に係る意匠について前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その意匠登録出願に係る意匠が同項に規定する意匠であることを証明する書面を意匠登録出願の日から十四日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

（意匠登録を受けることができない意匠）

第五条 次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠

二 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠

（意匠登録出願）

第六条 意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添附して特許庁長官に提出しなければならない。

一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 提出の年月日

三 意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所

四 意匠に係る物品

2 通商産業省令で定める場合は、前項の図面に代えて、意匠登録を受けようとする意匠を現わした写真、ひな形又は見本を提出することができる。この場合は、写真、ひな形又は見本の別を願書に記載しなければならない。

3 自己の登録意匠又は意匠登録出願をしている意匠に類似する意匠について意匠登録を受けようとするときは、その意匠登録又は意匠登録出願の番号を願書に記載しなければならない。

4 第一項第四号の意匠に係る物品の記載又は願書に添附した図面、写真若しくはひな形によつてはその意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る物品の材質又は大きさを理解することができないためその意匠を認識することができないときは、その意匠に係る物品の材質又は大きさを願書に記載しなければならない。

5 意匠に係る物品の形状、模様又は色彩がその物品の有する機能に基いて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について意匠登録を受けようとするときは、その旨及びその物品の当該機能の説明を願書に記載しなければならない。

6 第一項又は第二項の規定により提出する図面、写真又はひな形にその意匠の色彩を附するときは、白色又は黒色のうち一色については、彩色を省略することができる。

7 前項の規定により彩色を省略するときは、その旨を願書に記載しなければならない。

8 第一項の規定により提出する図面に意匠を記載し、又は第二項の規定により提出する写真若しくはひな形に意匠を現わす場合において、その意匠に係る物品の全部又は一部が透明であるときは、その旨を願書に記載しなければならない。

（一意匠一出願）

第七条 意匠登録出願は、通商産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。

（組物の意匠）

第八条 慣習上組物として販売され同時に使用される二種以上の物品であつて通商産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品の意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として意匠登録出願をすることができる。

2 前項の場合は、その組物を構成する物品の意匠が第三条、第五条及び次条第一項又は第二項の規定により意匠登録を受けることができる場合に限り、意匠登録を受けることができる。

（先願）

第九条 同一又は類似の意匠について異なつた日に二以上の意匠登録出願があつたときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

2 同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があつたときは、意匠登録出願人の協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その意匠について意匠登録を受けることができない。

3 意匠登録出願が取り下げられ、又は無効にされたときは、その意匠登録出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

4 意匠の創作をした者でない者であつて意匠登録を受ける権利を承継しないものがした意匠登録出願は、第一項又は第二項の規定の適用については、意匠登録出願でないものとみなす。

5 特許庁長官は、第二項の場合は、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を意匠登録出願人に命じなければならない。

6　特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第二項の協議が成立しなかつたものとみなすことができる。

（類似意匠）

第十条　意匠権者は、自己の登録意匠にのみ類似する意匠（以下「類似意匠」という。）について類似意匠の意匠登録を受けることができる。

2　前項の規定により意匠登録を受けた類似意匠にのみ類似する意匠については、同項の規定は、適用しない。

（意匠登録出願の分割）

第十一条　意匠登録出願人は、第八条第一項の規定による意匠登録出願を分割してその組物を構成する物品の意匠についての意匠登録出願とすることができる。

2　前項の規定による意匠登録出願の分割は、意匠登録出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。

3　第一項の規定による意匠登録出願の分割があつたときは、組物を構成する物品についての意匠登録出願は、第八条第一項の規定による意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、第四条第三項並びに第十五条第一項において準用する特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第四十三条第一項及び第二項の規定の適用については、この限りでない。

4　第一項の規定による意匠登録出願の分割があつたときは、第八条第一項の査定による意匠登録出願は、取り下げたものとみなす。

（出願の変更）

第十二条　意匠登録出願人は、類似意匠の意匠登録出願を独立の意匠登録出願（類似意匠の意匠登録出願以外の意匠登録出願をいう。以下同じ。）に変更することができる。この場合は、独立の意匠登録出願の時にしたものとみなす。

2　意匠登録出願人は、独立の意匠登録出願を類似意匠の意匠登録出願に変更することができる。この場合は、類似意匠の意匠登録出願は、独立の意匠登録出願の時にしたものとみなす。

3　前二項の規定による意匠登録出願の変更は、意匠登録出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。

4　第一項又は第二項の規定による意匠登録出願の変更があつたときは、もとの意匠登録出願は、取り下げたものとみなす。

第十三条　特許出願人は、その特許出願を意匠登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

2　実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願を意匠登録出願に変更することができる。ただし、その実用新案登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、この限りでない。

3　前二項の規定による出願の変更があつたときは、その意匠登録出願は、その特許出願又は実用新案登録出願の時にしたものとみなす。

4　第二項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、その特許出願又は実用新案登録出願は、取り下げたものとみなす。

5　第一項ただし書に規定する期間は、特許法第四条第一項の規定により同法第百二十一条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

6　第二項ただし書に規定する期間は、実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第五十五条第一項

において準用する特許法第四条第一項の規定により実用新案法第三十五条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

（秘密意匠）

第十四条　意匠登録出願人は、意匠権の設定の登録の日から三年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる。

2　前項の規定による請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

一　意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二　秘密にすることを請求する期間

3　意匠登録出願人又は意匠権者は、第一項の規定により秘密にすることを請求した期間を延長し又は短縮することを請求することができる。

4　特許庁長官は、次の各号の一に該当するときは、第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠を意匠権者以外の者に示さなければならない。

一　意匠権者の承諾を得たとき。

二　その意匠又はその意匠と同一若しくは類似の意匠に関する審査、審判、再審又は訴訟の当事者又は参加人から請求があつたとき。

三　裁判所から請求があつたとき。

四　利害関係人が意匠権者の氏名又は名称及び登録番号を記載した書面その他通商産業省令で定める書面を特許庁長官に提出して請求したとき。

（特許法の準用）

第十五条　特許法第三十七条（共同出願）、第四十条（明細書等の補正と要旨変更）、第四十条（特許出願の分割）、第四十三条（優先権主張の手続）及び第四十四条（特許出願の分割）の規定は、意匠登録出願に準用する。

2　特許法第三十三条並びに第三十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで（特許を受ける権利）の規定は、意匠登録を受ける権利に準用する。

3　特許法第三十五条（職務発明）の規定は、従業者、法人の役員又は国家公務員若しくは地方公務員がした意匠の創作に準用する。

第三章　審査

（審査官による審査）

第十六条　特許庁長官は、審査官に意匠登録出願を審査させなければならない。

（拒絶の査定）

第十七条　審査官は、意匠登録出願が次の各号の一に該当するときは、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一　その意匠登録出願に係る意匠が第三条、第五条、第八条第二項、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項、第十五条第一項において準用する特許法第三十七条又は第六十八条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。

二　その意匠登録出願に係る意匠が条約の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。

三　その意匠登録出願が第七条に規定する要件を満たしていないとき。

四　その意匠登録出願人が意匠の創作をした者でない場合において、その意匠について意匠登録を受ける権利を承継していないとき。

（意匠登録の査定）

第十八条　審査官は、意匠登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、意匠登録をすべき旨の査定をしなければならない。

（特許法の準用）

第十九条 特許法第四十七条第二項（審査官の資格）、第四十八条（審査官の除斥）、第五十条（拒絶理由の通知）、第五十三条（補正の却下）、第六十三条（査定の方式）及び第六十五条（訴訟との関係）の規定は、意匠登録出願の審査に準用する。

第四章　意匠権

第一節　意匠権

（意匠権の設定の登録）

第二十条 意匠権は、設定の登録により発生する。

2　第四十二条第一項第一号の規定による第一年分の登録料の納付があつたときは、意匠権の設定の登録をする。

3　前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を意匠公報に掲載しなければならない。

一　意匠権者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二　意匠登録出願の番号及び年月日

三　登録番号及び設定の登録の年月日

四　願書及び願書に添附した図面、写真、ひな形又は見本の内容

4　第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に関する前項第四号に掲げる事項は、同項の規定にかかわらず、第十四条第一項の規定により指定した期間の経過後遅滞なく掲載するものとする。

（存続期間）

第二十一条 意匠権の存続期間は、設定の登録の日から十五年をもつて終了する。

（類似意匠の意匠権）

第二十二条 類似意匠の意匠権は、その類似意匠が類似する最先に意匠登録（類似意匠の意匠登録を除く。）を受けた意匠（以下「本意匠」という。）の意匠権と合体する。

（意匠権の効力）

第二十三条 意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。ただし、その意匠権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

（登録意匠の範囲）

第二十四条 登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添附した図面に記載され又は願書に添附した写真、ひな形若しくは見本により現わされた意匠に基いて定めなければならない。

第二十五条 登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲については、特許庁に対し、判定を求めることができる。

2　特許庁長官は、前項の規定による求があつたときは、三名の審判官を指定して、その判定をさせなければならない。

3　前項に規定するもののほか、判定に関する手続は、政令で定める。

（他人の登録意匠等との関係）

第二十六条 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち登録意匠に係る部分がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその登録意匠の実施をすることができない。

2　意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、

その登録意匠に類似する意匠がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許発明若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の意匠権、特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、業としてその登録意匠に類似する意匠の実施をすることができない。

（専用実施権）

第二十七条 意匠権者は、その意匠権について専用実施権を設定することができる。

2　専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。

3　特許法第七十七条第三項から第五項まで（移転等）、第九十七条第二項（放棄）並びに第九十八条第一項第二号及び第二項（登録の効果）の規定は、専用実施権に準用する。

（通常実施権）

第二十八条 意匠権者は、その意匠権について他人に通常実施権を許諾することができる。

2　通常実施権者は、この法律の規定により又は設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を有する。

3　特許法第七十三条第一項（共有）、第九十七条第三項（放棄）及び第九十九条（登録の効果）の規定は、通常実施権に準用する。

（先使用による通常実施権）

第二十九条 意匠登録出願に係る意匠を知らないで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者又は意匠登録出願に係る意匠を知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得して、意匠登録出願の際（第十五条第一項において準用する特許法第四十条の規定により、又は第十九条において若しくは第五十二条において準用する特許法第百五十九条第一項において準用する特許法第百七十四条第一項において準用する同法第百五十九条第一項において、それぞれ準用する同法第五十三条第四項の規定により、その意匠登録出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、もとの意匠登録出願の際又は手続補正書を提出した際）現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠登録出願に係る意匠権について通常実施権を有する。

（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権）

第三十条 次の各号の一に該当する者であつて、第四十八条第一項の審判の請求の登録前に、意匠登録が同項各号の一に該当することを知らないで、日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、当該意匠権又はその意匠登録を無効にした際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一　同一又は類似の意匠についての二以上の意匠登録のうち、その一を無効にした場合における原意匠権者

二　意匠登録を無効にして同一又は類似の意匠について正当権利者に意匠登録をした場合における原意匠権者

三　前二号に掲げる場合において、第四十八条第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした意匠登録に係る意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての第二十八条第三項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者

2　当該意匠権者又は専用実施権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

（意匠権等の存続期間満了後の通常実施権）

第三十一条　意匠登録出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その原意匠権者は、原意匠権の範囲内において、当該意匠権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

2　前項の規定は、意匠登録出願の日前又はこれと同日の出願に係る特許権又は実用新案権がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その特許権又は実用新案権の存続期間が満了したときに準用する。

3　当該意匠権者又は専用実施権者は、前二項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

（通常実施権の設定の裁定）

第三十二条　意匠登録出願に係る意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その満了の際現にその存続期間が満了した意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての第二十八条第三項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、当該意匠権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について通常実施権を設定すべき旨の裁定を請求することができる。

2　前項の規定は、意匠登録出願の日前又はこれと同日の出願に係る特許権又は実用新案権がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その特許権又は実用新案権の存続期間が満了したときに準用する。

3　当該意匠権者又は専用実施権者は、前二項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

（通常実施権の設定の裁定）

第三十三条　意匠権者又は専用実施権者は、その登録意匠又はこれに類似する意匠が第二十六条に規定する場合に該当するときは、特許庁長官の許可を受けて、同条の他人に対しその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をするための通常実施権又は特許権若しくは実用新案権についての通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

2　前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、意匠権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。

3　特許庁長官は、前項の場合において、当該通常実施権を設定することとなるときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。

4　特許法第八十四条、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十一条まで（裁定の手続等）の規定は、第二項の裁定に準用する。

（通常実施権の移転等）

第三十四条　通常実施権は、前条第二項、特許法第九十二条第二項又は実用新案法第二十二条第二項の裁定による通常実施権を除き、実施の事業とともにする場合、意匠権者（専用実施権についての通常実施

権にあつては、意匠権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

2　通常実施権者は、前条第二項、特許法第九十二条第二項又は実用新案法第二十二条第二項の裁定による通常実施権を除き、意匠権者（専用実施権についての通常実施権にあつては、意匠権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合に限り、その通常実施権を質権の目的とすることができる。

3　前条第二項、特許法第九十二条第二項又は実用新案法第二十二条第二項の裁定による通常実施権者の当該意匠権、特許権又は実用新案権に従つて移転し、その意匠権、特許権又は実用新案権が消滅したときは、消滅する。

（質権）

第三十五条　意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定をした場合を除き、当該登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をすることができない。

2　特許法第九十六条（物上代位）の規定は、意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権に準用する。

3　特許法第九十八条第一項第三号及び第二項（登録の効果）の規定は、意匠権又は専用実施権を目的とする質権に準用する。

4　特許法第九十九条第三項（登録の効果）の規定は、通常実施権を目的とする質権に準用する。

（特許法の準用）

第三十六条　特許法第六十九条（特許権の効力が及ばない範囲）、第七十三条（共有）、第七十六条（相続人がない場合の特許権の消滅）、第九十七条第一項（放棄）並びに第九十八条第一項第一号及び第二項（登録の効果）の規定は、意匠権に準用する。

第二節　権利侵害

（差止請求権）

第三十七条　意匠権者又は専用実施権者は、自己の意匠権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2　意匠権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

3　第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権者又は専用実施権者は、その意匠に関し第二十条第三項各号に掲げる事項を記載した書面であつて特許庁長官の証明を受けたものを提示して警告した後でなければ、第一項の規定による請求をすることができない。

（侵害とみなす行為）

第三十八条　登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ使用する物を業として製造し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為は、当該意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

（損害の額の推定等）

第三十九条　意匠権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、意匠権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

2　意匠権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対し、その登録意匠又はこれに類似する意匠の実施

に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

3　前項の規定は、同項に規定する金額をこえる損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、意匠権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

（過失の推定）

第四十条　他人の意匠権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があつたものと推定する。ただし、第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権又は専用実施権の侵害については、この限りでない。

（特許法の準用）

第四十一条　特許法第百五条（書類の提出）及び第百六条（信用回復の措置）の規定は、意匠権又は専用実施権の侵害に準用する。

第三節　登録料

（登録料）

第四十二条　意匠権の設定の登録を受ける者又は意匠権者は、登録料として、第二十一条に規定する十五年の各年について、一件ごとに、次に掲げる金額を納付しなければならない。

一　第一年から第三年まで　毎年六百円

二　第四年から第十年まで　毎年千二百円

三　第十一年から第十五年まで　毎年二千四百円

2　類似意匠の意匠登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、六百円を納付しなければならない。

3　前二項の規定は、国に属する意匠権には、適用しない。

（登録料の納付期限）

第四十三条　前条第一項第一号の規定による第一年分の登録料又は同条第二項の登録料は、意匠登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

2　前条第一項の規定による第二年以後の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならない。

3　特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、第一項に規定する期間を延長することができる。

（登録料の追納）

第四十四条　意匠権者は、前条第一項の規定により登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその登録料を追納することができる。

2　前項の規定により登録料を追納する意匠権者は、第四十二条第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

3　意匠権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内にその登録料及び前項の割増登録料を納付しないときは、その意匠権は、前条第二項に規定する期間の経過の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。

（特許法の準用）

第四十五条　特許法第百十条（利害関係人による特許料の納付）及び第百十一条（既納の特許料の返還）の規定は、登録料に準用する。

第五章　審判

（拒絶査定に対する審判）

第四十六条　拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。

2　前項の審判を請求する者がその責に帰することができない理由により同項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

（補正の却下の決定に対する審判）

第四十七条　第十九条において準用する特許法第五十三条第一項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。ただし、第十九条において準用する特許法第五十三条第四項に規定する新たな意匠登録出願をしたときは、この限りでない。

2　前条第二項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

（意匠登録の無効の審判）

第四十八条　意匠登録が次の各号の一に該当するときは、その意匠登録を無効にすることについて審判を請求することができる。

一　その意匠登録が第三条、第五条、第八条第二項、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項、第十五条第一項において準用する特許法第三十七条又は第六十八条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。

二　その意匠登録が条約に違反してされたとき。

三　その意匠登録が意匠の創作をした者でない者であつてその意匠について意匠登録を受ける権利を承継しないものの意匠登録出願に対してされたとき。

四　意匠登録がされた後において、その意匠権者が第六十八条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により意匠権を享有することができない者になつたとき、又はその意匠登録が条約に違反することとなつたとき。

2　前項の審判は、意匠権の消滅後においても、請求することができる。

3　審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該意匠権についての専用実施権者その他その意匠登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

第四十九条　意匠登録が次に掲げる意匠についてされたときは、その意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は前項の規定により類似意匠の意匠登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

一　意匠登録出願前に外国において公然知られた意匠

二　意匠登録出願前に外国において頒布された刊行物に記載された意匠

三　意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が前二号に掲げる意匠に基いて容易に意匠の創作をすることができた場合における意匠

第五十条　意匠登録（類似意匠の意匠登録を除く。以下この項において同じ。）を無効にすべき旨の審決が確定したときは、意匠権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし、意匠登録が第四十八条第一項第四号に該当する場合において、その意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、意匠権は、その意匠登録が同号に該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

2　本意匠の意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その類似意匠の意匠登録は、無効になる。

3　類似意匠の意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は前項の規定により類似意匠の意

匠登録が無効になつたときは、類似意匠の意匠権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし、類似意匠の意匠登録が第四十八条第一項第四号に該当する場合において、その類似意匠の意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は本意匠の意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したことによりその類似意匠の意匠登録が前項の規定により無効になつたときは、類似意匠の意匠権は、その類似意匠の意匠登録又は本意匠の意匠登録が第四十八条第一項第四号に該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

（審査に関する規定の準用）

第五十一条　第十八条の規定は、第四十六条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、次条において準用する特許法第百六十条第一項の規定によりさらに審査に付すべき旨の審決をするときは、この限りでない。

2　特許法第五十条（拒絶理由の通知）の規定は、第四十六条第一項の審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。

（特許法の準用）

第五十二条　特許法第百三十一条第一項及び第二項、第百三十二条から第百五十四条まで、第百五十五条第二項及び第二項、第百五十六条から第百五十八条まで、第百五十九条第一項、第百六十条第一項及び第二項、第百六十一条から第百六十三条まで並びに第百六十七条から第百七十条まで（審判の請求、審判官、審判の手続、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。

第六章　再審、訴願及び訴訟

（再審の請求）

第五十三条　確定審決に対しては、その当事者は、再審を請求することができる。

2　民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第四百二十条第一項及び第二項並びに第四百二十一条（再審の理由）の規定は、前項の再審の請求に準用する。

（再審により回復した意匠権の効力の制限）

第五十四条　審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもつて審決をさせたときは、その第三者は、その確定審決に対し再審を請求することができる。

2　前項の再審は、その請求人及び被請求人を共同被請求人として請求しなければならない。

第五十五条　無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復したときは、意匠権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し又は日本国内において製造し若しくは取得した当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品には、及ばない。

2　無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復したときは、意匠権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

一　当該審決が確定した後再審の請求の登録前における当該意匠又はこれに類似する意匠の善意の実施

二　当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ使用する物を当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に製造し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入した行為

第五十六条　無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた意匠登録出願について再審により意匠権の設定の登録があつたときは、当該審決が確定した後再

審の請求の登録前に善意に日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠権について通常実施権を有する。

（特許法の準用）

第五十七条　特許法第百七十三条（再審の請求期間）並びに第百七十四条第一項から第三項まで及び第五項（審判の規定等の準用）の規定は、再審に準用する。

（訴願）

第五十八条　この法律又はこの法律に基く命令の規定により行政庁がした処分（補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定を除く。）に不服がある者は、通商産業大臣に訴願することができる。ただし、この法律の規定により不服を申し立てることができないこととされているときは、この限りでない。

（審決等に対する訴）

第五十九条　審決に対する訴、第五十二条において、又は第五十七条において準用する特許法第百七十四条第一項において、それぞれ準用する同法第百五十九条から第百八十二条まで（被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消及び裁判の正本の送付）の規定は、前項の訴に準用する。

（対価の額についての訴）

第六十条　第三十三条第二項の裁定を受けた者は、その裁定で定める対価の額について不服があるときは、訴を提起してその額の増減を求めることができる。

2　特許法第百八十三条第二項から第四項まで（出訴期間）及び第百八十四条第二号（被告適格）の規定は、前項の訴に準用する。

第七章　雑則

（意匠原簿への登録）

第六十一条　次に掲げる事項は、特許庁に備える意匠原簿に登録する。

一　意匠権の設定、移転、消滅又は処分の制限

二　専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三　意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

2　この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。

（意匠登録証の交付）

第六十二条　特許庁長官は、意匠権の設定の登録があつたときは、意匠権者に対し、意匠登録証を交付する。

2　意匠登録証の再交付については、通商産業省令で定める。

（証明等の請求）

第六十三条　何人も、特許庁長官に対し、意匠登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付又は書類、ひな形若しくは見本の閲覧若しくは謄写を請求することができる。ただし、次に掲げる書類、ひな形又は見本については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一　願書又は願書に添附した図面、写真、ひな形若しくは見本であつて、意匠登録がされていないもの

二　第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に関する書類、ひな形又は見本

三　第四十六条第一項の審判に係る書類であつて、当該事件に係る意匠登録出願について意匠登録がされていないもの

四　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの

（意匠登録表示）

第六十四条　意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、通商産業省令で定めるところにより、登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る物品又はその物品の包装にその物品が登録意匠又はこれに類似する意匠に係る旨の表示（以下「意匠登録表示」という。）を附するように努めなければならない。

（虚偽表示の禁止）

第六十五条　何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一　登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る物品以外の物品又はその物品の包装に意匠登録表示又はこれと紛らわしい表示を附する行為

二　登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品以外の物品であつて、その物品又はその物品の包装に意匠登録表示又はこれと紛らわしい表示を附したものを譲渡し、貸し渡し、又は譲渡若しくは貸渡のために展示する行為

三　登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品以外の物品を製造させ若しくは使用させるため、又は譲渡し若しくは貸し渡すため、広告にその物品が登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

（意匠公報）

第六十六条　特許庁は、意匠公報を発行する。

2　意匠公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一　意匠権の消滅（存続期間の満了によるもの及び第四十四条第三項の規定によるものを除く。）

二　審判若しくは再審の請求若しくはその取下又は審判若しくは再審の確定審決

三　裁定の請求若しくはその取下又は裁定

四　第五十九条第一項の訴についての確定判決

（手数料）

第六十七条　別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2　前項の規定は、別表の中欄に掲げる者が国であるときは、適用しない。

3　過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

4　前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

（特許法の準用）

第六十八条　特許法第三条から第五条まで（期間及び期日）の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。

2　特許法第六条から第二十四条まで及び第百九十四条（手続）の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。

3　特許法第二十五条（外国人の権利の享有）の規定は、意匠権その他意匠登録に関する権利に準用する。

4　特許法第二十六条（条約の効力）の規定は、意匠登録に準用する。

5　特許法第百八十九条から第百九十二条まで（送達）の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

第八章　罰則

（侵害の罪）

第六十九条　意匠権又は専用実施権を侵害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪は、告訴をまつて論ずる。

（詐欺の行為の罪）

第七十条　詐欺の行為により意匠登録又は審決を受けた者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（虚偽表示の罪）

第七十一条　第六十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（偽証等の罪）

第七十二条　この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2　前項の罪を犯した者が事件の査定又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

（秘密を漏らした罪）

第七十三条　特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した意匠登録出願中の意匠に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第七十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十九条第一項、第七十条又は第七十一条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

（過料）

第七十五条　第五十二条において、又は第五十七条において準用する特許法第百七十四条第一項から第三項までにおいて、それぞれ準用する同法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百六十七条第二項又は第三百三十六条の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、五千円以下の過料に処する。

第七十六条　この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出を受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、五千円以下の過料に処する。

第七十七条　証拠調又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、五千円以下の過料に処する。

附　則

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

別表

	納付しなければならない者	金　額
一	意匠登録出願をする者	一件につき千二百円（類似意匠にあつては、六百円）
二	第十四条第一項の規定により意匠を秘密にすることを請求する者	一件につき四百円（類似意匠にあつては、二百円）
三	第十四条第四項の規定により意匠を示すべきことを求める者	一件につき二百円
四	第十五条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者	一件につき四百円（類似意匠にあつては、二百円）
五	第二十五条第一項の規定により判定を求める者	一件につき三千円

六	裁定を請求する者	一件につき四千円
七	裁定の取消を請求する者	一件につき二千円
八	第四十三条第三項若しくは第六十八条第一項において準用する特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は第六十八条第一項において準用する特許法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者	一件につき三百円
九	審判又は再審を請求する者	一件につき四千円
十	審判又は再審への参加を申請する者	一件につき四千円
十一	意匠登録証の再交付を請求する者	一件につき四百円（類似意匠にあつては、二百円）
十二	第六十三条の規定により証明を請求する者	一件につき二百円
十三	第六十三条の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	謄本又は抄本一枚につき八十円（外国文の書類は百語又は百語未満につき八十円、書類中に図面があるときは図面一枚につき三千円、写真によるときは一枚につき五百円、特許庁の発行に係る印刷物を謄本又は抄本とするときはその印刷物の価格に六十円を加えた額）
十四	第六十三条の規定により書類、ひな形又は見本の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき八十円（意匠原簿にあつては、四十円）

（法務・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百二十六号（昭三四・四・一三）

◎意匠法施行法

（意匠法の施行期日）

第一条 意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号。以下「新法」という。）は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（意匠法の廃止）

第二条 意匠法（大正十年法律第九十八号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（意匠権）

第三条 旧法による意匠権（制限付移転の意匠権を除く。）であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法による意匠権となつたものとみなす。ただし、その効力は、旧法第二十五条において準用する特許法（大正十年法律第九十六号。以下「旧特許法」という。）第百二十五条第二号の規定により効力が及ばないこととされた物には、及ばない。

（制限付移転の意匠権）

第四条 旧法による制限付移転の意匠権であつて、新法の施行の際現に登録してあるものは、新法の施行の日において専用実施権となつたものとみなす。

（実施権）

第五条 旧法第九条の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第二十九条の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第六条 旧法第十条第一項の規定による実施権であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第十六条第二項の規定によりその例によるものとされた旧法第十条第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第三十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第七条 旧法第十条第二項の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第三十二条第二項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第八条 旧法第十一条の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第三十一条第二項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第九条 旧法第十三条の規定による実施権であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第十六条第二項の規定によりその例によるものとされた旧法第十三条の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第三十三条第二項の裁定による通常実施権又は実用新案権についての通常実施権となつたものとみなす。

第十条 旧法第二十五条において準用する旧特許法第百二十六条第一項の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第十六条第三項の規定によりその例によるものとされた旧法第二十五条において準用する旧特許法第百二十七条第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第三十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十一条 旧法第二十五条において準用する旧特許法第四十八条第一項の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第二十八条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十二条 旧法第二十五条において準用する旧特許法第百二十六条第一項の規定による実施権であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第十六条第三項の規定によりその例によるものとされた旧法第二十五条において準用する旧特許法第百二十七条第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第三十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十三条 旧法第二十五条において準用する旧特許法第百二十七条第一項の規定による実施権であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日において、第十六条第三項の規定によりその例によるものとされた旧法第二十五条において準用する旧特許法第百二十七条第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第三十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

（存続期間）

第十四条 第三条の規定により新法による意匠権となつたものとみなされた旧法による意匠権（第十六条第一項の規定により従前の例により意匠登録をされたものを含む。）の存続期間については、なお従前の例による。

（質権）

第十五条 新法の施行前にした意匠権を目的とする質権の設定であつて、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日にその効力を失う。

（係属中の手続）

第十六条　新法の施行の際現に係属している意匠登録出願（抗告審判に係属しているものを含む。）については、その意匠登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

2　新法の施行の際現に係属している旧法第十三条若しくは第二十二条第一項の審判又はこれらの審判の審決に対する抗告審判については、なお従前の例による。ただし、新法の施行の際現に係属している旧法第十三条又は第二十二条第一項の審判（新法の施行の際現に事件が抗告審判に係属しており、新法の施行後差し戻されて審判に係属した場合におけるその審判を含む。）については、その審判の審決を抗告審判の請求書の却下の決定とみなす。

3　新法の施行の際現に係属している旧法第二十五条又は同条において準用する旧特許法第百二十一条第一項において準用する同法第百二十八条第一項の再審については、なお従前の例による。

4　第二項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

5　第一項から第三項までに規定する手続以外の手続であつて、新法の施行の際現に特許庁に係属しているものについては、なお従前の例による。

（正当権利者の意匠登録出願）

第十七条　新法の施行の際現に係属している旧法第二十五条において準用する旧特許法第十条又は第十一条に規定する正当権利者の意匠登録出願については、これらの規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

（意匠登録を受ける権利の承継）

第十八条　新法の施行前にした意匠登録出願後における意匠登録を受ける権利の承継（相続その他の一般承継を除く。）であつて、新法の施行の際現に特許庁長官に届出をしてないものは、新法の施行の日にその効力を失う。

（職務創作）

第十九条　新法の施行前にした意匠権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）又は処分の制限であつて、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日にその効力を失う。

（無効審判）

第二十条　旧法によりした意匠登録（第十六条第一項の規定により従前の例によりした意匠登録を含む。）についての新法第四十八条第一項の審判又はその審判の確定審決に対する再審においては、旧法第十七条の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有し、同条第一項に規定する場合に限り、その意匠登録を無効にすることができる。

2　旧法第二十二条第一項第一号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判の確定審決（第十六条第二項の規定により従前の例によりした当該審決であつて、確定したものを含む。）に対する再審であつて、新法の施行後に請求したものにおいても、前項と同様とする。

（登録料）

第二十二条　新法の施行前にすでに納付し又は納付すべきであつた登録料については、なお従前の例による。

2　新法第四十五条において準用する新特許法第百十一条の規定は、新法の施行前に納付した登録料（前項の規定により従前の例により納付したものを含む。）についても、適用する。

3　旧法第二十五条において準用する旧特許法第十一条（第十七条の規定によりなおその効力を有する場合を含む。）の規定により正当権利者に意匠登録をしたときは、旧法第二十五条において準用する旧特許法第六十五条第六項の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

（補償金）

第二十三条　新法の施行前に発生した補償金を受ける権利については、なお従前の例による。

（処分）

第二十四条　旧法によりした処分、手続その他の行為（第十六条第一項から第三項まで又は第五項の規定により従前の例によりしたものを含む。）は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法によりしたものとみなす。

（罰則の適用）

第二十五条　新法の施行前にした行為及び第十六条第一項から第三項まで又は第五項の規定により従前の例によるものとされた手続に係る新法の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（法務・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百二十七号（昭三四・四・一三）

◎商標法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　商標登録及び商標登録出願（第三条―第十三条）
第三章　審査（第十四条―第十七条）
第四章　商標権
　第一節　商標権（第十八条―第三十五条）
　第二節　権利侵害（第三十六条―第三十九条）
　第三節　登録料（第四十条―第四十三条）
第五章　審判（第四十四条―第五十六条）
第六章　再審、訴願及び訴訟（第五十七条―第六十三条）
第七章　防護標章（第六十四条―第六十八条）
第八章　雑則（第六十九条―第七十七条）
第九章　罰則（第七十八条―第八十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「商標」とは、文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下「標章」という。）であつて、業として商品を生産し加工し証明し又は譲渡する者がその商品について使用をするものをいう。

2　この法律で「登録商標」とは、商標登録を受けている商標をいう。

3　この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。

一　商品又は商品の包装に標章を附する行為

二　商品又は商品の包装に標章を附したものを譲渡し引き渡し譲渡若しくは引渡のために展示し又は輸入する行為

三　商品に関する広告、定価表又は取引書類に標章を附して展示し又は頒布する行為

第二章　商標登録及び商標登録出願

（商標登録の要件）

第三条　自己の業務に係る商品について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

一　その商品の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

二　その商品について慣用されている商標

三　その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状、価格又は生産、加工若しくは使用の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

四　ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

五　きわめて簡単でかつありふれた標章のみからなる商標

六　前五号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標

2　前項第三号から第五号までに該当する商標であつても、使用された結果需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。

（商標登録を受けることができない商標）

第四条　次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

一　国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標

二　同盟条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、及び千九百二十五年十一月六日にヘーグで改正された工業所有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ同盟条約並びに千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで改正された工業所有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ同盟条約をいう。以下この条において同じ。）の同盟国の国の紋章その他の記章（同盟条約の同盟国の国旗を除く。）であつて、通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

三　国際連合その他の国際機関を表示する標章であつて通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

四　白地赤十字の標章又は赤十字若しくはジュネーブ十字の名称と同一又は類似の商標

五　日本国若しくは同盟条約の同盟国の政府若しくは地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であつて、その印章又は記号が用いられている商品と同一又は類似の商品について使用をするもの

六　国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標

七　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標

八　他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）

九　政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標（その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。）

十　他人の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品又はこれに類似する商品について使用をするもの

十一　当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る指定商品（第六条第二項において準用する場合を含む。）又はこれに類似する商品について使用をするもの

十二　他人の登録防護標章（防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ。）と同一の商標であつて、その防護標章登録に係る指定商品又はこれに類似する商品について使用をするもの

十三　商標権が消滅した日（商標登録を無効にすべき旨の審決があつたときは、その確定の日。以下同じ。）から一年を経過していない他人の商標（他人が商標権が消滅した日前一年以上使用をしなつたものを除く。）又はこれに類似する商標であつて、その商標権に係る指定商品又はこれに類似する商品について使用をするもの

十四　農産種苗法（昭和二十二年法律第百十五号）第七条第一項の規定による登録を受けた名称と同一又は類似の商標であつて、その種苗又はこれに類似する商品について使用をするもの

十五　他人の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがある商標（第十号から前号までに掲げるものを除く。）

十六　商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標

2　国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを行つている者が前項第六号の商標について商標登録出願をするときは、同号の規定は、適用しない。

3　第一項第八号、第十号又は第十五号に該当する商標であつても、商標登録出願の時にそれぞれ同項第八号、第十号又は第十五号に該当しないものについては、これらの規定は、適用しない。

（商標登録出願）

第五条　商標登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に商標登録を受けようとする商

標を表示した書面及び必要な説明書を添附して特許庁長官に提出しなければならない。

一　商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二　提出の年月日

三　指定商品及び次条第一項の政令で定める商品の区分

2　自己の登録商標若しくは商標登録出願をしている商標に類似する商標であつてその登録商標若しくは商標登録出願をしている商標に係る指定商品について使用をするもの又は自己の登録商標若しくはこれに類似する商標登録出願をしている商標若しくはこれに類似する商標であつてその登録商標若しくは商標登録出願をしている商標に係る指定商品に類似する商品について使用をするものについて商標登録を受けようとするときは、その商標登録又は商標登録出願の番号を願書に記載しなければならない。

3　第一項に規定する書面の商標を表示した部分のうちその書面の用紙の色彩と同一の色彩である部分は、その商標の一部でないものとみなす。ただし、色彩を附すべき範囲を明らかにしてその用紙の色彩と同一の色彩を附すべき旨をその書面に記載した部分については、この限りでない。

（一商標一出願）

第六条　商標登録出願は、政令で定める商品の区分内において、商標の使用をする一又は二以上の商品を指定して、商標ごとにしなければならない。

2　前項の商品の区分は、商品の類似の範囲を定めるものではない。

（連合商標）

第七条　商標権者は、自己の登録商標に類似する商標であつてその登録商標に係る指定商品について使用をするもの又は自己の登録商標若しくはこれに類似する商標であつてその登録商標に係る指定商品に類似する商品について使用をするものについては、連合商標の商標登録出願をした場合を除き、商標登録を受けることができない。

2　連合商標の商標登録出願について商標権の設定の登録があつたときは、その商標とその商標に係る登録商標とは、連合商標となる。

3　商標権者は、自己の登録商標に類似する商標であつてその登録商標に係る指定商品について使用をするもの及び自己の登録商標又はこれに類似する商標であつてその登録商標に係る指定商品に類似する商品について使用をするもの以外の商標については、この限りでない。

4　特許庁長官は、第二項の場合は、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を商標登録出願人に命じなければならない。

5　第二項の協議が成立せず、又は前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めた一の商標登録出願人のみが商標登録を受けることができる。

（出願時の特例）

第九条　政府等が開設する博覧会に、同盟条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで改正された工業所有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ同盟条約をいう。以下同じ。）の同盟国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又は同盟条約の同盟国以外の国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものに出品した商品について使用をした商標について、その商標の使用をした商品を出品した者がその出品の日から六月以内にその商品を指定商品として商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その出品の時にしたものとみなす。

2　商標登録出願に係る商標について前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を商標登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その商標登録出願に係る商標及び商品が同項に規定する商標及び商品であることを証明する書面を商標登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

（商標登録出願の分割）

第十条　商標登録出願人は、二以上の商品を指定商品とする商標登録出願の一部を一又は二以上の新たな商標登録出願とすることができる。

2　前項の規定による商標登録出願の分割は、商標登録出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。

3　第一項の場合は、新たな商標登録出願は、もとの商標登録出願の時にしたものとみなす。ただし、前条第二項並びに第十三条第一項において準用する特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第四十三条第一項及び第二項の規定の適用については、この限りでない。

（出願の変更）

第十一条　商標登録出願人は、連合商標の商標登録出願（連合商標の商標登録出願を独立の商標登録出願に変更することができる。この場合は、商標登録出願の時にしたものとみなす。

2　商標登録出願人は、独立の商標登録出願を連合商標の商標登録出願に変更することができる。この場合は、連合商標の商標登録出願の時にしたものとみなす。

3　前二項の規定による商標登録出願の変更は、商標登録出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。

4　第一項又は第二項の規定による商標登録出願の変更があつたときは、もとの商標登録出願は、取り下げたものとみなす。

第十二条　防護標章登録出願人は、その防護標章登録出願を商標登録出願に変更することができる。この場合は、商標登録出願は、防護標章登録出願の時にしたものとみなす。

2　前項の規定による出願の変更は、防護標章登録出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。

3　第一項の規定による出願の変更があつたときは、

その防護標章登録出願は、取り下げたものとみなす。

（特許法の準用）

第十三条　特許法第四十条、第四十二条（明細書等の補正と要旨変更）及び第四十三条（優先権主張の手続）の規定は、商標登録出願に準用する。

2　特許法第三十三条及び第三十四条第四項から第七項まで（特許を受ける権利）の規定は、商標登録出願により生じた権利に準用する。

第三章　審査

（審査官による審査）

第十四条　特許庁長官は、審査官に商標登録出願及び異議の申立を審査させなければならない。

（拒絶の査定）

第十五条　審査官は、商標登録出願が次の各号の一に該当するときは、その商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一　その商標登録出願に係る商標が第三条、第四条第一項、第七条第一項若しくは第三項、第八条第二項若しくは第五項、第五十一条第二項、第五十三条第二項又は第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により商標登録をすることができないものであるとき。

二　その商標登録出願に係る商標が条約の規定により商標登録をすることができないものであるとき。

三　その商標登録出願が第六条第一項に規定する要件をみたしていないとき。

（出願公告）

第十六条　審査官は、商標登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、出願公告をすべき旨の決定をしなければならない。

2　特許庁長官は、出願公告をすべき旨の決定があつたときは、決定の謄本を商標登録出願人に送達した後、出願公告をしなければならない。

3　出願公告は、次に掲げる事項を商標公報に掲載することにより行う。

一　商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二　商標登録出願の番号及び年月日

三　願書に添附した商標登録を受けようとする商標を表示した書面の内容

四　指定商品

五　出願公告の番号及び年月日

六　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

4　特許法第五十一条第四項（出願書類等の縦覧）の規定は、出願公告をした場合に準用する。

（特許法の準用）

第十七条　特許法第四十七条第二項（審査官の資格）、第四十八条（審査官の除斥）、第五十条（拒絶理由の通知）及び第五十三条から第六十五条まで（補正の却下、異議の申立、査定の方式、出願公告決定後の補正及び訴訟との関係）の規定は、商標登録出願の審査に準用する。

第四章　商標権

第一節　商標権

（商標権の設定の登録）

第十八条　商標権は、設定の登録により発生する。

2　第四十条第一項の規定による登録料の納付があつたときは、商標権の設定の登録をする。

3　前項の登録があつたときは、商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所、登録番号並びに設定の登録の年月日を商標公報に掲載しなければならない。

（存続期間）

第十九条　商標権の存続期間は、設定の登録の日から十年をもつて終了する。

2　商標権の存続期間は、更新登録の出願により更新することができる。ただし、その登録商標が第四条第一項第一号から第三号まで、第五号、第七号又は第十六号に掲げる商標に該当するものとなつているときは、この限りでない。

（存続期間の更新登録）

第二十条　商標権の存続期間の更新登録の出願をする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。

一　出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二　商標登録の登録番号

2　更新登録の出願は、商標権の存続期間の満了前六月から三月までの間にしなければならない。

3　更新登録の出願をする者がその責に帰することができない理由により前項に規定する期間内にその出願をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日以内でその期間の経過後二月以内にその出願をすることができる。

4　商標権の存続期間の更新登録の出願があつたときは、存続期間は、更新されたものとみなす。ただし、その出願について拒絶をすべき旨の査定が確定し、又は商標権の存続期間を更新した旨の登録があつたときは、この限りでない。

第二十一条　審査官は、商標権の存続期間の更新登録の出願が次の各号の一に該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一　その出願に係る登録商標が第十九条第二項ただし書の規定に該当するとき。

二　その出願をした者が当該商標権者でないとき。

2　審査官は、商標権の存続期間の更新登録の出願について拒絶の理由を発見しないときは、更新登録をすべき旨の査定をしなければならない。

第二十二条　第十四条並びに特許法第四十八条（審査官の除斥）、第五十条（拒絶理由の通知）及び第六十三条（査定の方式）の規定は、商標権の存続期間の更新登録の出願の審査に準用する。

（存続期間の更新の登録）

第二十三条　第四十条第二項の規定による登録料の納付があつたときは、商標権の存続期間を更新した旨の登録をする。

2　第十八条第三項の規定は、前項の登録があつた場合に準用する。

（商標権の移転）

第二十四条　商標権の移転は、その指定商品が二以上あるときは、指定商品ごとに分割してすることができる。ただし、分割しようとする指定商品がその分割しようとする指定商品以外の指定商品のいずれかに類似しているときは、この限りでない。

2　連合商標に係る商標権は、分離して移転することができない。

3　商標権を譲り受けるには、通商産業省令で定めるところにより、その旨を日刊新聞紙に公告しなければならない。

4　商標権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）の登録は、前項の規定による公告があつた日から三十日を経過した後でなければ、することができない。

5　国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関又は公益に関する団体であつて営利を目的としないものの商標登録出願であつて、第四条第二項に規定するものに係る商標権は、譲渡することができない。

6　公益に関する事業であつて営利を目的としないものを行つている者の商標登録出願であつて、第四条

第二項に規定するものに係る商標権は、その事業とともにする場合を除き、移転することができない。

（商標権の効力）

第二十五条　商標権者は、指定商品について登録商標の使用をする権利を専有する。ただし、その商標権について専用使用権を設定したときは、専用使用権者がその登録商標の使用をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

（商標権の効力が及ばない範囲）

第二十六条　商標権の効力は、次に掲げる商標には、及ばない。

一　自己の肖像又は自己の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくはこれらの著名な略称を普通に用いられる方法で表示する商標

二　当該指定商品又はこれに類似する商品の普通名称、産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状、価格又は生産、加工若しくは使用の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する商標

三　当該指定商品又はこれに類似する商品について慣用されている商標

2　前項第一号の規定は、商標権の設定の登録があつた後、不正競争の目的で、自己の肖像又は自己の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を用いた場合は、適用しない。

（登録商標等の範囲）

第二十七条　登録商標の範囲は、願書に添附した書面に表示した商標に基いて定めなければならない。

2　指定商品の範囲は、願書の記載に基いて定めなければならない。

第二十八条　商標権の効力については、特許庁に対し、判定を求めることができる。

2　特許庁長官は、前項の規定による求があつたときは、三名の審判官を指定して、その判定をさせなければならない。

3　前項に規定するもののほか、判定に関する手続は、政令で定める。

（他人の意匠権等との関係）

第二十九条　商標権者、専用使用権者又は通常使用権者は、指定商品についての登録商標の使用がその使用の態様によりその商標登録出願の日前の意匠登録出願に係る他人の意匠権又はその商標登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、指定商品のうち抵触する部分についてその態様により登録商標の使用をすることができない。

（専用使用権）

第三十条　商標権者は、その商標権について専用使用権を設定することができる。ただし、第四条第二項に規定する商標登録出願に係る商標権については、この限りでない。

2　専用使用権者は、設定行為で定めた範囲内において、指定商品について登録商標の使用をする権利を専有する。

3　専用使用権は、商標権者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

4　特許法第七十七条第四項及び第五項（質権の設定等）、第九十七条第二項（放棄）並びに第九十八条第一項第二号及び第二項（登録の効果）の規定は、専用使用権に準用する。

（通常使用権）

第三十一条　商標権者は、その商標権について他人に通常使用権を許諾することができる。ただし、第四条第二項に規定する商標登録出願に係る商標権につ

いては、この限りでない。

2　通常使用権者は、設定行為で定めた範囲内において、指定商品について登録商標の使用をする権利を有する。

3　通常使用権は、商標権者（専用使用権についての通常使用権にあつては、商標権者及び専用使用権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

4　特許法第七十三条第一項（共有）、第九十四条第二項（質権の設定）、第九十七条第三項（放棄）並びに第九十九条第一項及び第三項（登録の効果）の規定は、通常使用権に準用する。

（先使用による商標の使用をする権利）

第三十二条　他人の商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る指定商品又はこれに類似する商品についてその商標又はこれに類似する商標の使用をしていた結果、その商標登録出願の際（第十三条第一項において準用する特許法第四十条の規定により、又は第十七条において、若しくは第五十六条第一項において準用する特許法第百五十九条第一項において、若しくは第六十一条において準用する特許法第百七十四条第一項において準用する同法第百五十九条第一項において、それぞれ準用する同法第五十三条第四項の規定により、その商標登録出願が手続補正書を提出したときは、もとの商標登録出願の際又は手続補正書を提出した際）現にその商標又はこれに類似する商標の使用をする同一又は類似の指定商品についてその商標の使用をする場合は、その商品についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

2　当該商標権者又は専用使用権者は、前項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その者の業務に係る商品と自己の業務に係る商品との混同を防ぐのに適当な表示を附すべきことを請求することができる。

（無効審判の請求登録前の使用による商標の使用をする権利）

第三十三条　次の各号の一に該当する者が第四十六条第一項の審判の請求の登録前に商標登録が同項各号の一に該当することを知らないで日本国内においてこれに類似する商品について当該登録商標又はこれに類似する商標の使用をしていた場合において、その商標登録が同条第二項の審判の請求により無効にされたときは、その者は、その商標登録に係る指定商品又はこれに類似する商品について当該登録商標又はこれに類似する商標の使用をする権利を有する。

一　同一又は類似の指定商品について使用をする同一又は類似の商標についての二以上の商標登録のうち、その一を無効にした場合における原商標権者

二　商標登録を無効にして同一又は類似の指定商品について使用をする同一又は類似の商標について正当権利者に商標登録をした場合における原商標権者

三　前二号に掲げる場合において、第四十六条第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした商標登録に係る商標権についての専用使用権又はその商標権若しくは専用使用権についての第三十一条第四項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常使用権を有する者

2　当該商標権者又は専用使用権者は、前項の規定に

より商標の使用をする権利を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

3　前条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

（質権）

第三十四条　商標権、専用使用権又は通常使用権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定をした場合を除き、当該指定商品について当該登録商標の使用をすることができない。

2　特許法第九十六条（物上代位）の規定は、商標権、専用使用権又は通常使用権を目的とする質権に準用する。

3　特許法第九十八条第一項第三号及び第二項（登録の効果）の規定は、商標権又は専用使用権を目的とする質権に準用する。

4　特許法第九十九条第三項（登録の効果）の規定は、通常使用権を目的とする質権に準用する。

（特許法の準用）

第三十五条　特許法第七十三条（共有）、第七十六条（相続人がない場合の特許権の消滅）、第九十七条第一項（放棄）並びに第九十八条第一項第一号及び第二項（登録の効果）の規定は、商標権に準用する。

第二節　権利侵害

（差止請求権）

第三十六条　商標権者又は専用使用権者は、自己の商標権又は専用使用権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2　商標権者又は専用使用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

（侵害とみなす行為）

第三十七条　次に掲げる行為は、当該商標権又は専用使用権を侵害するものとみなす。

一　指定商品についての登録商標に類似する商標の使用又は指定商品に類似する商品についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用

二　指定商品又はこれに類似する商品であつて、その商品又はその商品の包装に登録商標又はこれに類似する商標を附したものを譲渡又は引渡のために所持する行為

三　指定商品又はこれに類似する商品について登録商標又はこれに類似する商標の使用をし又は使用をさせるために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を製造し又は輸入する行為

六　登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を製造するためにのみ用いる物を業として製造し譲渡し引き渡し又は輸入する行為

（損害の額の推定等）

第三十八条　商標権者又は専用使用権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額と推定する。

2　商標権者又は専用使用権者は、故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対し、その登録商標の使用に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

3　前項の規定は、同項に規定する金額をこえる損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、商標権又は専用使用権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

（特許法の準用）

第三十九条　特許法第百三条（過失の推定）、第百五条（書類の提出）及び第百六条（信用回復の措置）の規定は、商標権又は専用使用権の侵害に準用する。

第三節　登録料

（登録料）

第四十条　商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、八千円を納付しなければならない。

2　商標権の存続期間を更新した旨の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、一万五千円を納付しなければならない。

3　前二項の規定は、国に属する商標権には、適用しない。

（登録料の納付期限）

第四十一条　前条第一項の規定による登録料は、登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

2　前条第二項の規定による登録料は、商標権の存続期間の更新登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日（商標権の存続期間の満了の日）から三十日以内に納付しなければならない。

3　特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、前二項に規定する期間を延長することができる。

（過誤納の登録料の返還）

第四十二条　過誤納の登録料は、納付した者の請求により返還する。

2　前項の規定による登録料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

（特許法の準用）

第四十三条　特許法第百十条（利害関係人による特許料の納付）の規定は、登録料の納付に準用する。

第五章　審判

（拒絶査定に対する審判）

第四十四条　拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。

2　前項の審判を請求する者がその責に帰することができない理由により同項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

（補正の却下の決定に対する審判）

第四十五条　第十七条において準用する特許法第五十三条第一項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。ただし、第十七条において準用する特許法第五十三条第四項に規定する新たな商標登録出願をしたときは、この限りでない。

2　前条第二項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

（商標登録の無効の審判）

第四十六条　商標登録が次の各号の一に該当するときは、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、商標登録に係る指定商品が二以上のものについては、指定商品ごとに請求することができる。

一　その商標登録が第三条、第四条第一項、第七条第一項若しくは第三項、第八条第一項、第二項若しくは第五項、第五十一条第二項、第五十三条第二項又は第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。

二　その商標登録が条約に違反してされたとき。

三　その商標登録がその商標登録出願により生じた権利を承継しない者の商標登録出願に対してされたとき。

四　商標登録がされた後において、その商標権者が第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により商標権を享有することができない者になつたとき、又はその商標登録が条約に違反することとなつたとき。

2　前項の審判は、商標権の消滅後においても、請求することができる。

3　審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該商標権についての専用使用権者その他その商標登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

第四十七条　商標登録が第三条、第四条第一項第八号若しくは第十一号から第十五号まで、第七条第一項若しくは第三項若しくは第八条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反してされたとき、商標登録が第四条第一項第十号の規定に違反してされたとき（不正競争の目的で商標登録を受けた場合を除く。）、又は商標登録が前条第一項第三号に該当するときは、その商標登録についての同項の審判は、商標権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

（商標権の存続期間の更新登録の無効の審判）

第四十八条　商標権の存続期間の更新登録が次の各号の一に該当するときは、その更新登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、更新登録に係る指定商品が二以上のものについては、指定商品ごとに請求することができる。

一　その更新登録が第十九条第二項ただし書の規定に違反してされたとき。

二　その更新登録が当該商標権者でない者の出願に対してされたとき。

2　第四十六条第二項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

第四十九条　商標権の存続期間の更新登録が前条第一項第二号に該当するときは、その更新登録についての同項の審判は、商標権の存続期間を更新した旨の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

（商標登録の取消の審判）

第五十条　継続して三年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが各指定商品についての登録商標の使用をしていないときは、その指定商品に係る商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。ただし、その商品についてその商標の使用をしていないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2　継続して三年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが指定商品について相互に連合商標となつている登録商標の

うちの一の使用をしていないときでも、これらの者のうちのいずれかがその指定商品についてその登録商標と連合商標となつている他の登録商標の使用をしている場合は、その使用をしていない登録商標については、前項の規定にかかわらず、同項の審判を請求することができない。

3　商標権者、専用使用権者又は通常使用権者が次に掲げる地の属する市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては、同法第二百五十二条の二十第一項の規定により設けられた区）、特別区、町又は村において各指定商品についてその登録商標の使用をしていないときは、商標権者、専用使用権者又は通常使用権者は、その商品についてその商標の使用をしていないものと推定する。

一　商標原簿に登録されている商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の営業所又は事務所の所在地が日本国内にあるときは、その所在地

二　商標原簿に登録されている商標権者、専用使用権者若しくは通常使用権者の営業所若しくは事務所の所在地が日本国内にない場合又は商標権者、専用使用権者若しくは通常使用権者の営業所若しくは事務所の所在地が商標原簿に登録されていない場合において、商標原簿に登録されている商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の住所又は居所が日本国内にあるときは、その住所又は居所

三　商標原簿に登録されている商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の営業所若しくは事務所の所在地又は住所若しくは居所が日本国内にない場合において、その者の商標登録に関する代理人であつて日本国内に住所若しくは居所を有するものがあるときはその住所若しくは居所、その代理人がないときは特許庁の所在地

4　第一項の審判の請求の登録後に商標権者、専用使用権者又は通常使用権者が同項の規定による請求に係る指定商品について登録商標の使用をしている場合における第一項又は前項の規定の適用については、その者がその商品についてその商標の使用をしていないものとみなす。

第五十一条　商標権者が故意に指定商品についての登録商標に類似する商標の使用又は指定商品に類似する商品についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用であつて商品の品質の誤認又は他人の業務に係る商品と混同を生ずるものをしたときは、何人も、その商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

2　商標権者であつた者は、前項の規定により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した日から五年を経過した後でなければ、その商標登録に係る指定商品又はこれに類似する商品について、その登録商標又はこれに類似する商標についての商標登録を受けることができない。

第五十二条　前条第一項の審判は、商標権者の同項に規定する商標の使用の事実がなくなつた日から五年を経過した後は、請求することができない。

第五十三条　専用使用権者又は通常使用権者が指定商品又はこれに類似する商品についての登録商標又はこれに類似する商標の使用であつて商品の品質の誤認又は他人の業務に係る商品と混同を生ずるものをしたときは、何人も、当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。ただし、当該商標権者がその事実を知らなかつた場合において、相当の注意をしていたときは、この限りでない。

2　当該商標権者であつた者又は専用使用権者若しくは通常使用権者であつて前項に規定する

使用をしたものは、同項の規定により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した日から五年を経過した後でなければ、その商標登録に係る指定商品又はこれに類似する商品について、その登録商標又はこれに類似する商標についての商標登録を受けることができない。

3　前条の規定は、第一項の審判に準用する。

第五十四条　商標登録を取り消すべき旨の審決が確定したときは、商標権は、その後消滅する。

第五十五条　第四十六条第三項の規定は、第四十八条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項又は第五十三条第一項の審判の請求があつた場合に準用する。

（特許法の準用）

第五十六条　特許法第百二十五条、第百三十一条第一項及び第二項、第百三十二条から第百五十四条まで、第百五十五条第一項及び第二項、第百五十六条から第百六十三条まで並びに第百六十七条から第百七十条まで（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手続、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第百三十二条第一項、第百四十五条第一項、第百六十七条及び第百六十九条第一項中「第百二十三条第一項又は第百二十九条第一項」とあるのは、「商標法第四十六条第一項、第五十条第一項又は第五十三条第一項」と読み替えるものとする。

2　特許法第百五十五条第三項（審判の請求の取下）の規定は、第四十六条第一項の審判に準用する。

第六章　再審、訴願及び訴訟

（再審の請求）

第五十七条　確定審決に対しては、その当事者は、再審を請求することができる。

2　民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第四百二十条第一項及び第二項並びに第四百二十一条（再審の理由）の規定は、前項の再審の請求に準用する。

第五十八条　審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもつて審決をさせたときは、その第三者は、その確定審決に対し再審を請求することができる。

2　前項の再審は、その請求人及び被請求人を共同被請求人として請求しなければならない。

（再審により回復した商標権の効力の制限）

第五十九条　無効にし若しくは取り消した商標登録又は無効にした存続期間の更新登録に係る商標権が再審により回復したときは、商標権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

一　当該審決が確定した後再審の請求の登録前における当該指定商品についての当該登録商標の善意の使用

二　当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意にした第三十七条各号に掲げる行為

第六十条　無効にし若しくは取り消した商標登録若しくは無効にした存続期間の更新登録に係る商標権が再審により回復した場合、又は拒絶をすべき旨の審決があつた商標登録出願若しくは商標権の存続期間の更新登録の出願について再審により商標権の設定の登録若しくは商標権の存続期間を更新した旨の登録があつた場合において、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該指定商品又はこれに類似する商品について当該登録商標又はこれに類似する商標の使用をした結果、再審の請求の登録の際現にその商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その者は、継続してその商品につ

いてその商標の使用をする場合は、その商品についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

2　第三十二条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（特許法の準用）

第六十一条　特許法第百七十三条（再審の請求期間）並びに第百七十四条第一項から第三項まで及び第五項（審判の規定等の準用）の規定は、再審に準用する。この場合において、同法第百七十四条第三項中「第百二十三条第一項又は第百二十九条第一項」とあるのは、「商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項又は第五十三条第一項」と読み替えるものとする。

（訴願）

第六十二条　この法律又はこの法律に基く命令の規定により行政庁がした処分（補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定を除く。）に不服がある者は、通商産業大臣に訴願することができる。ただし、この法律の規定により不服を申し立てることができないこととされているときは、この限りでない。

（審決等に対する訴）

第六十三条　審決に対する訴、第五十六条第一項において、又は第六十一条において準用する特許法第百七十四条第一項において、それぞれ準用する同法第百五十九条第一項において準用する同法第五十三条第一項の規定による却下の決定に対する訴及び審判又は再審の請求書の却下の決定に対する訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

2　特許法第百七十八条第二項から第六項まで（出訴期間等）及び第百七十九条から第百八十二条まで（被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消及び裁判の正本の送付）の規定は、前項の訴に準用する。この場合において、同法第百七十九条中「第百二十三条第一項又は第百二十九条第一項」とあるのは、「商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項又は第五十三条第一項」と読み替えるものとする。

3　第十二条第一項後段及び第三項の規定は、第一項の規定による出願の変更に準用する。

（防護標章登録に基く権利の附随性）

第六十六条　防護標章登録に基く権利は、当該商標権を移転したときは、その商標権に従つて移転する。ただし、その商標権を分割して移転したときは、消滅する。

2　防護標章登録に基く権利は、当該商標権が消滅したときは、消滅する。

（侵害とみなす行為）

指定商品及びこれに類似する商品以外の商品について他人が登録商標の使用をすることによりその商品と自己の業務に係る指定商品とが混同を生ずるおそれがあるときは、そのおそれがある商品について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることができる。

（出願の変更）

第六十五条　商標登録出願人は、その商標登録出願を防護標章登録出願に変更することができる。

2　前項の規定による出願の変更は、商標登録出願について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後は、することができない。

3　第十二条第一項後段及び第三項の規定は、第一項の規定による出願の変更に準用する。

（防護標章登録に基く権利の附随性）

第六十六条　防護標章登録に基く権利は、当該商標権を移転したときは、その商標権に従つて移転する。ただし、その商標権を分割して移転したときは、消滅する。

2　防護標章登録に基く権利は、当該商標権が消滅したときは、消滅する。

（侵害とみなす行為）

第六十四条　商標権者は、登録商標が自己の業務に係る指定商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、その登録商標に係る

第六十七条　次に掲げる行為は、当該商標権又は専用使用権を侵害するものとみなす。

一　指定商品についての登録防護標章の使用

二　指定商品であつて、その商品又はその商品の包装に登録防護標章を附したものを譲渡又は引渡のために所持する行為

三　指定商品について登録防護標章の使用をするために登録防護標章を表示する物を所持する行為

四　指定商品について登録防護標章の使用をさせるために登録防護標章を表示する物を譲渡し引き渡し又は譲渡若しくは引渡のために所持する行為

五　指定商品について登録防護標章の使用をし又は使用をさせるために登録防護標章を表示する物を製造し又は輸入する行為

（商標に関する規定の準用）

第六十八条　第五条第一項及び第三項、第六条第一項、第十条並びに第十三条第一項の規定は、防護標章登録出願に準用する。この場合において、第五条第一項中「三　指定商品及び次条第一項の政令で定める商品の区分」とあるのは、「三　四　指定商品及び防護標章登録次条第一項の政令で定める商品の区分　」と読み替え

2　第十四条から第十七条までの規定は、防護標章登録出願の審査に準用する。この場合において、第十五条第一号中「第三条、第四条第一項、第七条第一項若しくは第三項、第八条第二項若しくは第五項、第五十一条第二項、第五十三条第二項」とあるのは「第六十四条」と読み替えるものとする。

3　第十八条から第二十三条まで、第二十六条から第二十八条まで、第三十二条、第三十三条、第三十五条、第四十条から第四十三条まで及び次条の規定は、防護標章登録に係る権利に準用する。この場合において、第十九条第二項ただし書中「第四条第一項第一号から第三号まで、第五号、第七号又は第十六号に掲げる商標に該当するものとなつていると準用する特許法第九十七条第一項第一号中「第十九条第二項ただし書の規定に該当するとき」とあるのは、「第六十四条の規定により防護標章登録を受けることができるものでなくなつたとき」と読み替えるものとする。

4　第四十四条から第四十六条まで及び第五十六条の規定は、防護標章登録に係る審判に準用する。この場合において、第四十六条第一項第一号中「第三条、第四条第一項、第七条第一項若しくは第三項、第八条第二項若しくは第五項、第五十一条第二項、第五十三条第二項」とあるのは「第六十四条」と読み替えるものとする。

5　第五十七条から第六十三条までの規定は、防護標章登録に係る再審、訴願及び訴訟に準用する。この場合において、第五十九条第二号中「第三十七条各号」とあるのは、「第六十七条第二号から第五号まで」と読み替えるものとする。

第八章　雑則

（指定商品が二以上の商標権についての特則）

第六十九条　指定商品が二以上の商標登録又は商標権についての第三十三条第一項、第三十五条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第四十六条第二項（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条、第五十六条第一項において準用する特許法第百二十五条、第五十六条第一項において若しくは第六十一条において準用する特許法第百七十四条第三項においてそれぞれ準用する同法第百三十二条第一項、第五十九条、第六十条、第七十一条第一項第一号又は

第七十五条第二項において準用する特許法第百九十三条第二項第五号の規定の適用については、指定商品ごとに商標登録がされ、又は商標権があるものとみなす。

2　指定商品が二以上の商標登録又は商標権についての第五十九条又は第六十条の規定の適用については、指定商品ごとに商標権の存続期間の更新登録がされたものとみなす。

（登録商標に類似する商標等についての特則）

第七十条　第二十五条、第二十九条、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十四条第一項、第三十八条第二項、第五十条、第五十九条第二号、第六十四条、第七十三条又は第七十四条における「登録商標」には、その登録商標に類似する商標であつて、色彩を登録商標と同一にするものとすれば登録商標と同一の商標であると認められるものを含むものとする。

2　第四条第一項第十二号又は第六十七条における「登録防護標章」には、その登録防護標章に類似する標章であつて、色彩を登録防護標章と同一にするものとすれば登録防護標章と同一の標章であると認められるものを含むものとする。

3　第三十七条第一号又は第五十一条第一項における「登録商標に類似する商標」には、その登録商標に類似する商標であつて、色彩を登録商標と同一にするものとすれば登録商標と同一の商標であると認められるものを含まないものとする。

（商標原簿への登録）

第七十一条　次に掲げる事項は、特許庁に備える商標原簿に登録する。

一　商標権の設定、存続期間の更新、移転、変更、消滅又は処分の制限

二　防護標章登録に基く権利の設定、存続期間の更新、移転、変更、消滅又は処分の制限

三　専用使用権又は通常使用権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

四　商標権、専用使用権又は通常使用権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

2　この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。

（証明等の請求）

第七十二条　何人も、特許庁長官に対し、商標登録又は防護標章登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付又は書類の閲覧若しくは謄写を請求することができる。ただし、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある書類については、この限りでない。

（商標登録表示）

第七十三条　商標権者、専用使用権者又は通常使用権者は、通商産業省令で定めるところにより、指定商品又は指定商品の包装に登録商標を附するときは、その商標にその商標が登録商標である旨の表示（以下「商標登録表示」という。）を附するように努めなければならない。

（虚偽表示の禁止）

第七十四条　何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一　登録商標以外の商標の使用をする場合において、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を附する行為

二　指定商品以外の商品について登録商標の使用をする場合において、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を附する行為

三　商品若しくはその商品の包装に登録商標以外の商標を附したもの又は指定商品以外の商品若しくはその商品の包装に登録商標を附したものであつ

て、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を附したものを譲渡又は引渡のために所持する行為

（商標公報）

第七十五条　特許庁は、商標公報を発行する。

2　特許法第百九十三条第二項第一号から第六号まで及び第八号（特許公報の掲載事項）の規定は、商標公報に準用する。

（手数料）

第七十六条　別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2　前項の規定は、別表の中欄に掲げる者が国であるときは、適用しない。

3　過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

4　前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

（特許法の準用）

第七十七条　特許法第三条から第五条まで（期間及び期日）の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。

2　特許法第六条から第二十四条まで及び第百九十四条（手続）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続に準用する。

3　特許法第二十五条（外国人の権利の享有）の規定は、商標権その他商標登録に関する権利に準用する。

4　特許法第二十六条（条約の効力）の規定は、商標登録及び防護標章登録に準用する。

5　特許法第百八十九条から第百九十二条まで（送達）の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

第九章　罰則

（侵害の罪）

第七十八条　商標権又は専用使用権を侵害した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（詐欺の行為の罪）

第七十九条　詐欺の行為により商標登録、防護標章登録、商標権若しくは防護標章登録に基く権利の存続期間の更新登録又は審決を受けた者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

（偽証等の罪）

第八十条　第七十四条の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2　前項の罪を犯した者が事件の査定又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

（両罰規定）

第八十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十八条から第八十条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

（過料）

第八十三条　第五十六条第一項において、第十七条において準用する特許法第五十九条において、又は第六十一条において準用する特許法第百七十四条第一項から第三項までにおいて、それぞれ準用する同法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百六十七条第二項又は第三百三十六条の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、五千円以下の過料に処する。

第八十四条　この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出を受けた者が正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、五千円以下の過料に処する。

第八十五条　証拠調又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、五千円以下の過料に処する。

附　則

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

別表

一	商標登録出願、防護標章登録出願又は商標権若しくは防護標章登録に基く権利の存続期間の更新登録の出願をする者	一件につき二千円（連合商標の商標登録出願にあつては、四千円）
二	第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者	一件につき八百円
三	異議の申立をする者	一件につき八百円
四	第二十八条第一項（第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により判定を求める者	一件につき三千円
五	第四十一条第三項（第六十八条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第七十七条第一項において準用する特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は第七十七条第一項において準用する特許法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者	一件につき三百円
六	審判又は再審を請求する者	一件につき四千円
七	審判又は再審への参加を申請する者	一件につき四千円
八	第七十二条の規定により証明を請求する者	一件につき二百円
九	第七十二条の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	謄本又は抄本一枚につき八十円（外国文の書類は百語又は百語未満につき八十円、書類中に図面があるときは図面一枚につき三千円、写真によるときは一枚につき五百円、特許庁の発行に係る印刷物を謄本又は抄本とするときはその印刷物の価格に六十円を加えた額）
十	第七十二条の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき八十円（商標原簿にあつては、四十円）

（法務・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百二十八号（昭三四・四・一三）

◎商標法施行法

（商標法の施行期日）

第一条 商標法（昭和三十四年法律第百二十七号。以下「新法」という。）は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（商標法の廃止）

第二条 商標法（大正十年法律第九十九号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（商標権）

第三条 旧法による商標権、標章権又は団体標章権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法による商標権となつたものとみなす。ただし、その効力は、旧法第八条第二項の規定により効力が及ばないこととされた部分には、及ばない。

2 前項ただし書の規定は、第七条第一項の規定により従前の例によりした商標登録又は標章登録をすべき旨の査定又は審決に係る商標権に準用する。

3 旧法第一条第三項の規定（第七条第一項の規定により従前の例による場合を含む。）により商標に施すべき色を限定して受けた登録に係る登録商標については、新法第七十条第一項及び第三項の規定は、適用しない。

（標章の使用をする権利）

第四条 旧法第九条第一項の規定による標章の使用をする権利であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第三十二条第一項の規定による標章の使用をする権利となつたものとみなす。

第五条 旧法第二十五条第一項の規定による商標の使用をする権利であつて新法の施行の際に存するものは新法の施行の日において、第七条第八項の規定によりその例によるものとされた旧法第二十五条第一項の規定による商標の使用をする権利は当該審決が確定した日において、新法第三十三条第一項の規定による商標の使用をする権利となつたものとみなす。

（存続期間）

第六条 第三条第一項の規定により新法により商標権となつたものとみなされた旧法による商標権、標章権及び団体標章権（次条第一項の規定により従前の例によりした商標登録又は標章登録をすべき旨の査定又は審決に係るものを含む。）の存続期間（次条第三項の規定により従前の例によりした存続期間更新登録後のものを含む。）については、なお従前の例による。ただし、その存続期間の更新については、この限りでない。

（係属中の手続）

第七条 新法の施行の際現に係属している商標登録出願又は標章登録出願（抗告審判に係属しているものを含む。）については、その商標登録出願又は標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

2 新法の施行の際現に係属している団体標章登録出願（抗告審判に係属しているものを含む。）は、商標登録出願とみなして前項の規定を適用する。

3 新法の施行の際現に係属している商標権の存続期間更新登録の出願（抗告審判に係属しているものを含む。）については、その出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

4 新法の施行の際現に係属している標章権又は団体標章権の存続期間更新登録の出願（抗告審判に係属しているものを含む。）は、商標権の存続期間更新登録の出願とみなして前項の規定を適用する。

5 第一項の規定により従前の例によりした標章登録をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、その査定又は審決は、新法による商標登録をすべき旨の査定又は審決とみなす。

6 新法の施行の際現に係属して商標権についての旧法第二十二条第一項第一号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判については、なお従前の例による。ただし、新法の施行の際現に係属している商標権についての同号の審判（新法の施行の際現に事件が抗告審判に係属しており、新法の施行後差し戻されて審判に係属した場合におけるその審判を含む。）については、その審判の審決を抗告審判の審決と、審判請求書の却下の決定を抗告審判の請求書の却下の決定とみなす。

7 新法の施行の際現に係属している標章権又は団体標章権についての旧法第二十二条第一項第一号の審判（旧法第三十一条第一項の規定による団体標章の登録の取消に係るものを除く。）又はその審判の審決に対する抗告審判は、商標権についての同号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判とみなして前項の規定を適用する。

8 新法の施行の際現に係属している旧法第二十二条第一項第二号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判については、なお従前の例による。

9 新法の施行の際現に係属している商標権について の旧法第二十二条第一項第三号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判については、なお従前の例による。

10 第六項ただし書の規定は、前二項の場合に準用する。

11 新法の施行の際現に係属している標章権又は団体標章権についての旧法第二十二条第一項第三号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判は、商標権についての同号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判とみなして第九項の規定を適用する。

12 第六項から前項までの規定は、新法の施行の際現に係属している旧法第二十四条又は同条において準用する特許法（大正十年法律第九十六号）第百二十八条第一項において準用する同法第百二十一条第一項の再審に準用する。

13 第一項から第四項まで、第六項から第九項まで及び前二項に規定する手続以外の手続（旧法第三十一条第一項の規定による団体標章の登録の取消に係るものであつて、新法の施行の際現に係属しているものについては、なお従前の例による。

（商標権等の移転）

第八条 新法の施行前にした商標登録（第七条第一項の規定により従前の例によりしたものを含み、旧商標法（明治四十二年法律第二十五号。以下「四十二年法」という。）によりしたものを除く。）についての新法第四十六条第一項の審判又はその審判の確定審決に対する再審においては、旧法第十六条第一項の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有

（無効審判）

第十条 旧法によりした商標登録（第七条第一項の規定により従前の例によりしたものを含み、旧商標法（明治四十二年法律第二十五号。以下「四十二年法」という。）によりしたものを除く。）についての新法第四十六条第一項の審判又はその審判の確定審決に対する再審においては、旧法第十六条第一項の規定は、新法の施行の際現に特許庁に係属しているものについては、なお従前の例による。

（商標登録出願により生じた権利等の承継）

第九条 新法の施行前にした商標登録出願により生じた権利、標章登録出願により生じた権利又は団体標章登録出願により生じた権利の承継（相続その他の一般承継を除く。）であつて、新法の施行の際現に特許庁長官に届出をしてないものは、新法の施行の日にその効力を失う。

（商標権等の移転）

第十条 新法の施行前にした商標権、標章権又は団体標章権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）であつて、新法の施行の際現に登録してないものは、新法の施行の日にその効力を失う。

（無効審判）

し、同項に規定する場合に限り、その商標登録を無効にすることができる。

2　前項に規定する商標登録についての旧法第二十二条第一項第二号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判の確定審決（第七条第八項の規定により従前の例によりした当該審決であつて、確定したものを含む。）に対する再審であつて、新法の施行後に請求したものにおいても、前項と同様とする。

3　第一項に規定する商標登録については、旧法第二十三条の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

4　四十二年法によりした商標登録についての新法第四十六条第一項の審判又はその審判の確定審決に対する再審においては、旧法第四十二条前段の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有し、同条前段に規定する場合に限り、その商標登録を無効にすることができる。

5　前項に規定する商標登録についての旧法第二十二条第一項第二号の審判又はその審判の審決に対する抗告審判の確定審決（第七条第八項の規定により従前の例によりした当該審決であつて確定したものを含む。）に対する再審であつて、新法の施行後に請求したものにおいても、前項と同様とする。

6　第四項に規定する商標登録については、旧法第四十二条後段及び第四十三条の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有するものとみなす。

7　旧法によりした標章登録及び団体標章登録（第七条第一項の規定により従前の例によりしたものを含む。）は、旧法によりした商標登録とみなして前六項の規定を適用する。

第十一条　前条の規定は、旧法によりした商標権、標章権又は団体標章権の存続期間更新の登録（第七条第三項の規定により従前の例によりしたものを含む。）に準用する。

（登録料）

第十二条　新法の施行前にすでに納付し又は納付すべきであつた登録料については、なお従前の例による。

2　新法第四十二条の規定は、新法の施行前に納付した登録料（前項の規定により従前の例により納付したものを含む。）についても、適用する。

（団体標章の使用者）

第十三条　旧法第二十七条第一項の団体員又は旧法第三十三条の営業者であつて、新法の施行の際現に団体標章の使用をすることができるものは、当該商標権についての新法第三十一条第一項の規定による通常使用権を有するものとみなす。

（処分）

第十四条　旧法によりした処分、手続その他の行為（第七条第一項、第三項、第六項、第八項、第九項（これらの規定を同条第十二項において準用する場合を含む。）又は第十三項の規定により従前の例によりしたものを含む。）又は第十三項の規定により従前の例によりしたものを含む。）は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法によりしたものとみなす。

（罰則の適用）

第十五条　新法の施行前にした行為及び第七条第一項、第三項、第六項、第八項、第九項（これらの規定を同条第十二項において準用する場合を含む。）又は第十三項の規定により従前の例によるものとされた手続に係る新法の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（法務・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百二十九号（昭三四・四・一三）

◎特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

（登録税法の改正）

第一条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二号、第十二条第二号及び第十二条ノ二第二号中「実施権」を「専用実施権又ハ通常実施権」に改める。

第十三条中第一号の次に次の三号を加える。

一ノ二	専用使用権又ハ通常使用権ノ設定又ハ保存	毎一件　金千二百円
一ノ三	前二号ノ権利ヲ目的トスル質権の設定	債権金額　千分ノ六・五
一ノ四	前二号ノ権利ノ移転	毎一件　金百二十円
	相続	毎一件　金百二十円
	相続以外ノ原因ニ因ル移転	毎一件　金三百円

第十三条中第二号の次に次の一号を加える。

二ノ二　滞納処分以外ノ原因ニ因ル第一号乃至第一号ノ三ノ権利ノ処分　　債権金額　千分ノ五

（弁理士法の改正）

第二条　弁理士法（大正十年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「特許法第百二十九条、第百三十条若ハ第百三十三条、実用新案法第二十七条、第二十八条若ハ第三十一条、意匠法第二十六条、第二十七条若ハ第三十条又ハ商標法第三十四条若ハ第三十五条若ハ第三十六条第一項若ハ第二項、第百九十七条、第百九十八条若ハ第二百条、実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第五十七条、第五十八条若ハ第六十条、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第六十九条第一項、第七十条、第七十一条若ハ第七十三条又ハ商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第七十八条乃至第八十条」に改める。

第九条ノ二第一項中「特許法第二十八条ノ二並ニ実用新案法第二十六条、意匠法第二十五条及商標法第二十四条ノ二ノ規定ニ依リ準用スル特許法第百二十九条ノ規定ニ依リ準用スル特許法第百二十八条ノ二ノ二」を「特許法第百七十八条第一項、実用新案法第四十七条第一項、意匠法第五十九条第一項又ハ商標法第六十三条第一項」に改める。

第二十二条第一項中「知得タル発明者、考案者、特許出願者又ハ登録出願者ノ発明、考案又ハ事業上ノ」を「取扱ヒタルコトニ付知得タル人ノ」に改める。

第三条　改正後の弁理士法第五条に該当する者を除き、特許法（大正十年法律第九十六号。以下「旧特許法」という。）第百二十九条、第百三十条若しくは第百三十三条、実用新案法（大正十年法律第九十七号。以下「旧実用新案法」という。）第二十七条、第二十八条若しくは第三十条又は商標法（大正十年法律第九十九号。以下「旧商標法」という。）第三十四条若しくは第三十五条に規定する罪を犯し、刑に処せられた者は、弁理士たる資格を有しない。ただし、刑の執行を終り又はその執行を受けることがなくなつた日から三年を経過した者は、この限りでない。

2　特許法施行法（昭和三十四年法律第百二十二号）第二十条第一項から第三項まで、実用新案法施行法（昭和三十四年法律第百二十四号）第二十一条第一項から第三項まで、意匠法施行法（昭和三十四年法律第百二十六号）第十六条第一項から第三項まで又は商標法施行法（昭和三十四年法律第百二十八号）第七条第一項、第三項、第六項、第八項、第九項（これらの規定を同条等十二項において準用する場合を含む。）若しくは第十三項の規定によりその例によるものとされた旧特許法第百二十八条ノ二第一項又は旧実用新案法第二十六条、旧意匠法第二十五条若しくは旧商標法第二十四条において準用する旧特許法第百二十八条ノ二第一項に規定する訴訟に対する改正後の弁理士法第九条ノ二の規定の適用については、なお従前の例による。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正）

第四条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百条第一項及び第三項中「実施権」を「専用実施権若しくは通常実施権」に改める。

（農産種苗法の改正）

第五条　農産種苗法（昭和二十二年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号中「実施権」を「専用実施権若しくは通常実施権」に改める。

（放送法の改正）

第六条　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第五号中「実施権」を「専用実施権及び通常実施権」に改める。

（通商産業省設置法の改正）

第七条　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十九号中「及び抗告審判」を削る。

第四十条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とする。

第四十四条及び第四十六条第一項第二号中「及び抗告審判」を削る。

第四十七条第一項の表中「

特許補償等審査会	特許権の収用等による補償金等の額を議決し、及び特許権の存続期間の延長の出願を審査すること。

」を「

特許発明実施審議会	特許発明の実施等に関する重要事項を調査審議すること。

」に改める。

（輸出品デザイン法の改正）

第八条　輸出品デザイン法（昭和三十四年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「実用新案法（大正十年法律第九十七号）第一条の登録を受けている実用新案（以下「登録実用新案」という。）若しくは同法第二十六条において準用する特許法（大正十年法律第九十六号）第七十三条第三項に規定する権利に係る実用新案又は意匠法（大正十年法律第九十八号）第一条の登録を受けている意匠（以下「登録意匠」という。）」を「実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第三条第一項の実用新案登録を受けている考案（以下「登録実用新案」という。）又は同法第十二条第一項の権利に係る考案に係る物品のデザイン、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第三条第一項の意匠登録を受けている意匠（以下「登録意匠」という。）」に改め、同項第二号中「登録実用新案又は登録意匠と同一又は」を「登録実用新案に係る物品のデザイン又は登録意匠と同一若しくは」に改め、同項第三号中「（標章権及び団体標章権を含む。）」を削る。

第十一条第一項第五号中「登録実用新案又は登録意匠と同一又は」を「登録実用新案に係る物品のデザイン又は登録意匠と同一若しくは」に改める。

第十六条第一項第一号イを次のように改める。

イ　当該デザインが特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第二十九条第一項の特許を受けている発明若しくは登録実用新案に係る物品のデザイン又は登録意匠と同一若しくは類似のデザインであり、かつ、当該デザインに係る特定貨物が特許法、実用新案法又は意匠法により権利の行使と認められる行為に係るものであること。

第十六条第一項第二号中「（標章権及び団体標章権を含む。）」を削る。

（外国人の財産取得に関する政令）

第九条　外国人の財産取得に関する政令（昭年二十四年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「若しくは実用新案若しくは意匠の登録を受くるの権利」を「、実用新案登録又は意匠登録を受ける権利」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（内閣総理・法務・大蔵・農林・通商産業・郵政大臣署名）

法律第百三十号（昭三四・四・一四）

◎文部省設置法の一部を改正する法律

文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（特別な職）

第六条の二　大臣官房に官房長を置く。

2　官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

第七条第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　広報に関すること。

第十条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　国立中央青年の家を管理し、及び運営すること。

第十一条第十四号を次のように改める。

十四　削除

第十四条中「第二十六条」を「第二十五条の三、第二十六条」に改める。

第二十五条の二の次に次の一条を加える。

（国立中央青年の家）

第二十五条の三　本省に国立中央青年の家を置く。

2　国立中央青年の家は、団体宿泊訓練を通じて健全な青年の育成を図るための機関とする。

3　国立中央青年の家は、静岡県に置く。

4　国立中央青年の家の内部組織は、文部省令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第百三十一号（昭三四・四・一四）

◎日本輸出入銀行法の一部を改正する法律

日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「三百八十八億円」を「四百五十八億円」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百三十二号（昭三四・四・一四）

◎繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律

繊維工業設備臨時措置法（昭和三十一年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3　紡糸機（湿式紡糸機、乾式紡糸機及び溶融式紡糸機をいう。以下同じ。）は、繊維工業設備台帳に登録を受けたものでなければ、化学繊維（別表第三に掲げるものをいう。以下同じ。）の製造の用に供してはならない。ただし、通商産業省令で定めるところにより試験的に製造の用に供する場合は、この限りでない。

第三条第一項中「別表第三」を「別表第四」に、「別表第四」を「別表第五」に改め、「織物幅出機の区分により」の下に「、紡糸機にあつては別表第六に掲げる紡糸機の区分により」を加え、同項第二項中「又は織物幅出機」を「、織物幅出機又は紡糸機」に改める。

第四条に次の一項を加える。

3　第二条第三項の登録を受けた紡糸機は、その登録

を受けた登録の区分に係るもの以外の化学繊維の製造の用に供してはならない。

第六条の見出しを「（既存設備による糸の製造等）」に改め、同条中「この法律の施行の時」を「この法律（紡糸機にあつては、繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百三十二号）。以下この条及び次条第一項において同じ。）の施行の時」に、「又は織物幅出機」を「、織物幅出機又は紡糸機」に、「又は織物の加工」を「、織物の加工又は化学繊維の製造」に改める。

第七条第一項中「又は織物の加工」を「、織物の加工又は化学繊維の製造」に、「又は織物幅出機」を「、織物幅出機又は紡糸機」に改め、「（以下「働き長さ」という。）」の下に「、紡糸機にあつては通商産業省令で定める方法により算定した能力（以下「単に能力」という。）」を加え、同条第二項中「又は織物幅出機」を「、織物幅出機又は紡糸機」に、「又は織物の加工」を「、織物の加工又は化学繊維の製造」に改め、同条第三項中「又は織物幅出機」を「、織物幅出機又は紡糸機」に改める。

第八条中「又は織物幅出機」を「、織物幅出機又は紡糸機」に改める。

第九条第一項中「昭和三十五年度」を「昭和三十七年度」に、「又は織物幅出機」を「、織物幅出機又は紡糸機」に改め、同条第二項及び第三項中「又は織物幅出機」を「、織物幅出機又は紡糸機」に改め、同条第四項中「働き長さの合計」の下に「、紡糸機にあつては能力の合計」を加える。

第十条第一項を次のように改める。

前条第一項の規定による公告があつた場合において、第二条の登録を受けようとする者は、前条第五項の期間内に、次の事項を記載した仮登録申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一　第七条第一項に掲げる事項

二　第二条の登録を受けた精紡機、織物幅出機又は紡糸機について登録を受けようとする場合は、その登録の登録を受けた登録の区分

三　第二十四条第一項の規定による指示に係る共同行為に基いて精紡機、織物幅出機又は紡糸機を処理した者が次条の規定により他に先だつて仮登録を受けることができる精紡機、織物幅出機又は紡糸機（以下「優先設備」という。）について登録を受けようとする場合は、その登録を受けようとする登録の区分

第十条第二項中「又は織物幅出機」を「、織物幅出機又は紡糸機」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十条の二　第二十四条第一項の規定による指示に係る共同行為に基いて精紡機、織物幅出機又は紡糸機を廃棄の方法により処理した者は、その処理した精紡機、織物幅出機又は紡糸機の錘の数、働き長さ又は能力の合計の範囲内で、第二条の登録を受けていない精紡機、織物幅出機又は紡糸機について他に先だつて仮登録を受けることができる。

2　第二十四条第一項の規定による指示に係る共同行為に基いて精紡機、織物幅出機又は紡糸機を廃棄以外の方法により処理した者は、その処理した精紡機、織物幅出機又は紡糸機について、その現に登録を受けている登録の区分以外の区分について、他に先だつて仮登録を受けることができる。

第十一条第一項中「前条第一項」を「第十条第一項」に、「又は織物幅出機」を「、織物幅出機又は紡糸機」に改め、同条第二項中「又は織物幅出機」を「、織物幅出機又は紡糸機」に、「又は働き長さの合計（以下「公告数」

（仮登録事項の変更）

第十一条の二 前条第一項の仮登録を受けた者は、第七条第一項第一号に掲げる事項を変更しようとするときは、その変更の内容を記載した仮登録事項変更申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、繊維工業設備台帳の記載を変更しなければならない。

第十一条の三 第十一条第一項の仮登録を受けた者は、第七条第一項第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、繊維工業設備台帳の記載を変更しなければならない。

第十二条第一項中「前条第一項」を「第十一条第一項」に、「若しくは織物幅出機」を「、織物幅出機若しくは紡糸機」に、「又は織物幅出機」を「、織物幅出機又は紡糸機」に、「前条第四項」を「第十一条第四項」に改める。

第十三条中「又は織物幅出機」を「、織物幅出機又は紡糸機」に改める。

第十四条第一項及び第二項中「若しくは織物幅出機」を「、織物幅出機若しくは紡糸機」に、「又は織物幅出機」を「、織物幅出機又は紡糸機」に改め、同条第三項及び第四項中「又は織物幅出機」を「、織物幅出機又は紡糸機」に、「又は織物の加工」を「、織物の加工又は化学繊維の製造」に改める。

第十五条第一項中「又は織物幅出機」を「、織物幅出機又は紡糸機」に、「又は働き長さ若しくはその合計」を「、働き長さ若しくはその合計又は能力若しくは

という。）を」に、「公正な方法でくじを行い」を「次に定めるところにより」に改め、同項に次の二号を加える。

一 前項の規定により仮登録をすべき精紡機、織物幅出機又は紡糸機のうちに優先設備があるとき。

イ その優先設備の錘の数、働き長さ又は能力の合計が公告数をこえるときは、その優先設備について公正な方法でくじを行い、仮登録をすべきものを定めること。

ロ その優先設備の錘の数、働き長さ又は能力の合計が公告数をこえないときは、まずその優先設備を仮登録をすべきものと定め、なお残余があるときは、その残余の範囲内で、他の精紡機、織物幅出機又は紡糸機について公正な方法でくじを行い、仮登録をすべきものを定めること。

二 前項の規定により仮登録をすべき精紡機、織物幅出機又は紡糸機のうちに優先設備がないときは、公正な方法でくじを行い、仮登録をすべきものを定めること。

第十一条第三項及び第四項中「前条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

はその合計」に改める。

第十六条並びに第十七条第一項及び第二項中「又は織物幅出機」を「、織物幅出機又は紡糸機」に改める。

第十八条第一項中「又は織物幅出機」を「、織物幅出機又は紡糸機」に、「又は織物の加工」を「、織物の加工又は化学繊維の製造」に改め、同条第二項中「又は織物幅出機」を「、織物幅出機又は紡糸機」に改める。

第二十条中「又は織物幅出機」を「、織物幅出機又は紡糸機」に改める。

第二十一条中「若しくは織物幅出機」を「、織物幅出機若しくは紡糸機」に、「若しくは織物の加工」を「、織物の加工若しくは化学繊維の製造」に改める。

第二十四条第一項中「昭和三十五年度」を「昭和三十七年度」に、「若しくは織物幅出機」を「、織物幅出機若しくは紡糸機」に改め、「糸」の下に「、化学繊維」を加える。

第四十条第一項中「又は織物幅出機」を「、織物幅出機又は紡糸機」に、「又は織物の加工」を「、織物の加工又は化学繊維の製造」に改める。

第四十一条第一項中「又は織物幅出機」を「、織物幅出機又は紡糸機」に、「又は織物の加工」を「、織物の加工又は化学繊維の製造」に改める。

第二十六条第二項中「糸」の下に「、化学繊維」を加える。

第四十条第一項中「又は織物幅出機」を「、織物幅出機又は紡糸機」に、「又は織物の加工」を「、織物の加工又は化学繊維の製造」に改める。

第四十一条第一項中「又は織物幅出機」を「、織物幅出機又は紡糸機」に、「又は織物の加工」を「、織物の加工又は化学繊維の製造」に改め、「糸」の下に「、化学繊維」を加える。

第四十二条の表を次のように改める。

納付しなければならない者	金額			
	精紡機	織物幅出機	紡糸機	
一 第七条第一項の登録申請書を提出する者	一錘につき五円	働き長さ十メートル又はその端数につき千円	能力一キログラム又はその端数につき十円	
二 第十条第一項の仮登録申請書を提出する者	一錘につき一円	働き長さ十メートル又はその端数につき二百円	能力一キログラム又はその端数につき二円	
三 第十一条の二第一項の仮登録事項変更申請書を提出する者	一錘につき三円	働き長さ十メートル又はその端数につき六百円	能力一キログラム又はその端数につき六円	
四 第十二条第一項又は第十四条第一項若しくは第二項の登録申請書を提出する者	一件につき六千円に一錘につき三円を加算した額	一件につき六千円に働き長さ十メートル又はその端数につき六百円を加算した額	一件につき六千円に能力一キログラム又はその端数につき六円を加算した額	
五 第十一条の三第一項又は第十九条第一項若しくは第二項の規定により届出をする者				
イ 第二条の登録を受けた精紡機、織物幅出機又は紡糸機について登録を受ける場合	一件につき一万五円に一錘につき五円を加算した額	一件につき一万円に働き長さ十メートル又はその端数につき千円を加算した額	一件につき一万円に能力一キログラム又はその端数につき十円を加算した額	
ロ その他の場合	一件につき五百円			

六　第十七条第三項の規定により標識の取付を受ける者	一枚につき五百円
七　繊維工業設備台帳の謄本の交付を請求する者	一枚につき十円
八　繊維工業設備台帳の閲覧を請求する者	一件一回につき十円

第四十七条第一号中「又は織物幅出機」を「、織物幅出機又は紡糸機」に、「又は織物の加工」を「、織物の加工又は化学繊維の製造」に改める。

別表第四を別表第五とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第六

一　ビスコース長繊維のうち普通人絹の製造の用に供すべきもの
二　ビスコース長繊維のうち強力人絹の製造の用に供すべきもの
三　ビスコース短繊維の製造の用に供すべきもの
四　銅アンモニア繊維の製造の用に供すべきもの
五　アセテート繊維の製造の用に供すべきもの
六　ポリアミド系合成繊維の製造の用に供すべきもの
七　ポリビニールアルコール系合成繊維の製造の用に供すべきもの
八　ポリ塩化ビニリデン系合成繊維の製造の用に供すべきもの
九　ポリ塩化ビニール系合成繊維の製造の用に供すべきもの
十　ポリアクリルニトリル系合成繊維の製造の用に供すべきもの
十一　ポリエステル系合成繊維の製造の用に供すべきもの
十二　ポリエチレン系合成繊維の製造の用に供すべきもの

十三　ポリプロピレン系合成繊維の製造の用に供すべきもの
十四　ポリ青化ビニリデン系合成繊維の製造の用に供すべきもの
十五　ポリ尿素系合成繊維の製造の用に供すべきもの

別表第三を別表第四とし、別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三

一　ビスコース繊維
二　銅アンモニヤ繊維
三　アセテート繊維
四　ポリアミド系合成繊維
五　ポリビニールアルコール系合成繊維
六　ポリ塩化ビニリデン系合成繊維
七　ポリ塩化ビニール系合成繊維
八　ポリアクリルニトリル系合成繊維
九　ポリエステル系合成繊維
十　ポリエチレン系合成繊維
十一　ポリプロピレン系合成繊維
十二　ポリ青化ビニリデン系合成繊維
十三　ポリ尿素系合成繊維

附　則

この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（内閣総理・通商産業大臣署名）

法律第百三十三号（昭三四・四・一四）

◎首都高速道路公団法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　管理委員会（第八条―第十七条）
第三章　役員及び職員（第十八条―第二十八条）
第四章　業務（第二十九条―第三十一条）
第五章　財務及び会計（第三十二条―第四十四条）
第六章　監督（第四十五条・第四十六条）
第七章　補則（第四十七条―第五十一条）
第八章　罰則（第五十二条―第五十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　首都高速道路公団は、東京都の区の存する区域及びその周辺の地域において、その通行について料金を徴収することができる自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により自動車専用道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もつて首都の機能の維持及び増進に資することを目的とする。

（法人格）

第二条　首都高速道路公団（以下「公団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2　公団は、建設大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条　公団の資本金は、十億円と政令で定める地方公共団体が公団の設立に際し出資する額の合計額とする。

2　政府は、公団の設立に際し、前項の十億円を出資するものとする。

3　公団は、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4　政府及び第一項の政令で定める地方公共団体は、前項の規定により公団がその資本金を増加するときは、公団に出資することができる。

（登記）

第五条　公団は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称使用の制限）

第六条　公団でない者は、首都高速道路公団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、公団について準用する。

第二章　管理委員会

（設置）

第八条　公団に、管理委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

（権限）

第九条　公団の予算、事業計画及び資金計画並びに決算は、委員会の議決を経なければならない。

（組織）

第十条　委員会は、委員五人及び公団の理事長をもつて組織する。

2　委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3　委員長は、委員会の会務を総理する。

4　委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

（委員の任命）

第十一条　委員は、建設大臣が任命する。

2　前項の委員のうち二人は、公団に出資した地方公共団体の長が（公団に出資した地方公共団体が二以上あるときは、当該地方公共団体の長が共同して）推薦した者のうちから任命しなければならない。

（委員の任期）

第十二条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（委員の欠格条項）

第十三条　次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一　国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は政党の役員

二　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四　公団の役員又は職員

（委員の解任）

第十四条　建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

2　建設大臣は、委員が次の各号の一に該当するとき、その他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

（委員の報酬）

第十五条　委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

（議決の方法）

第十六条　委員会は、委員長又は第十条第四項に規定する委員長を代理する者のほか、委員及び理事長のうち二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2　委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3　委員会は、公団の役員又は職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

（委員の公務員たる性質）

第十七条　委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　役員及び職員

（役員）

第十八条　公団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事六人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第十九条　理事長は、公団を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、公団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3　理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長

及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4　監事は、公団の業務を監査する。

（役員の任命）

第二十条　理事長、副理事長及び監事は、建設大臣が任命する。

2　理事は、理事長が建設大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第二十一条　役員の任期は、四年とする。

2　役員は、再任されることができる。

3　補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の欠格条項）

第二十二条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　第十三条第一号から第三号までの一に掲げる者

二　国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く。）又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

（役員の解任）

第二十三条　建設大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　建設大臣又は理事長は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　その役員の他役員たるに適しないと認められるとき。

二　役員が第十四条第二項各号の一に該当するとき。

3　理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第二十四条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第二十五条　公団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

（代理人の選任）

第二十六条　理事長及び副理事長は、理事又は公団の職員のうちから、公団の主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第二十七条　公団の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第二十八条　第十七条の規定は、役員及び職員について準用する。

第四章　業務

（業務の範囲）

第二十九条　公団は、第一条の目的を達成するため、東京都の区の存する区域及びその周辺の地域において、次の業務を行う。

一　その通行について料金を徴収することができる自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第一項の規定による指定を受けたものに限る。）で都市計画として決定されたものの新設、改築、維持、修繕その他の管理を行うこと。

二　前号の自動車専用道路に係る災害復旧工事を行うこと。

三　国又は地方公共団体の委託に基き、第一号の自動車専用道路の新設又は改築と工事施行上密接な関連のある道路の新設又は改築で都市計画として決定された道路に係るものを行うこと。

四　その利用について料金を徴収する路外駐車場で

都市計画として決定されたもの の建設及び管理を行うこと。

五　第一号、第二号及び前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

六　前五号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、国又は地方公共団体の委託に基き、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。

2　公団は、前項の業務のほか、建設大臣の認可を受けて次の業務を行うことができる。

一　前項第一号の自動車専用道路で高架のものの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他政令で定める施設（以下「事務所等」という。）を建設し、及び管理すること。

二　委託に基き、前項第一号の自動車専用道路で高架のものの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設すること。

3　公団は、前項の業務を行う場合においては、政令で定める基準に従つてしなければならない。

（基本計画）

第三十条　建設大臣は、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二十一条第三項の整備計画に基き、政令で定めるところにより、前条第一項第一号の業務につき基本計画を定め、これを公団に指示するものとする。

2　建設大臣は、前項の基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得、かつ、道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下この項において同じ。）と協議しなければならない。この場合において、道路管理者が協議に応じようとするときは、道路管理者である地方公共団体（都県知事又は市の長である道路管理者にあつては、その統轄する都県又は市）の議会の議決を経なければならない。

3　前項の規定は、第一項の基本計画を変更しようとする場合（政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）に準用する。

（業務方法書）

第三十一条　公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、建設省令で定める。

第五章　財務及び会計

（事業年度）

第三十二条　公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（予算等の認可）

第三十三条　公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　公団は、前項の規定による建設大臣の認可を受けたときは、予算、事業計画及び資金計画に関する書類を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

（決算）

第三十四条　公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第三十五条　公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に建設大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

3　公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

4　公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び決算報告書を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第三十六条　公団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　公団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金及び首都高速道路債券）

第三十七条　公団は、建設大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は首都高速道路債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4　第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6　公団は、建設大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8　第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（政府からの貸付等）

第三十八条　政府は、公団に対し長期若しくは短期の資金の貸付をし、又は債券の引受をすることができる。

（償還計画）

第三十九条　公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたて、建設大臣の認可を受けなければならない。

（他の道路の新設又は改築に要する費用の負担）

第四十条　公団は、第二十九条第一項第一号の自動車専用道路の新設又は改築に伴い必要を生じた他の道路の新設又は改築に要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担しなければならない。

（補助金）

第四十一条　政府は、予算の範囲内において、公団に対して、第二十九条第一項第二号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することができる。

2　第四条第一項の政令で定める地方公共団体は、予算の範囲内において、公団に対して第二十九条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する経費の一

部を補助することができる。

（余裕金の運用）

第四十二条　公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他建設大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行への預金又は郵便貯金

（給与及び退職手当の支給の基準）

第四十三条　公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない。

（建設省令への委任）

第四十四条　この法律及びこれに基く政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第六章　監督

（監督）

第四十五条　公団は、建設大臣が監督する。

2　建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第四十六条　建設大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員をして公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章　補則

（解散）

第四十七条　公団の解散については、別に法律で定める。

（恩給）

第四十八条　恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員（以下この条及び附則第十二条において「公務員」という。）又は同条に規定する公務員とみなされる者（以下この条及び附則第十二条において「公務員とみなされる者」という。）が引き続いて公団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号。以下この条及び次条において「法律第七十七号」という。）附則第十条の規定の適用については、同条第一項中「引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは、「引き続いて公務員若しくは公務員とみなされる者又は首都高速道路公団の役員若しくは職員として在職し」と読み替えるものとする。

2　他の法律の規定において法律第七十七号附則第十条の規定を準用するときは、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定を準用するものとする。

3　公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続いて公団の役員又は職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたとき（公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続いて公団の役員又は職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む。）は、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公団の役員又は職員としての在職年月数を公務員

又は公務員とみなされる者としての在職年月数に通算する。

4　第一項（他の法律の規定において第一項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。）及び前項の規定は、公団の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

5　第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二（再就職の場合の普通恩給）の規定の適用又は準用については、公団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第四十九条　公団は、前条第一項（他の法律の規定において同条同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。）及び第三項の規定の適用を受ける公団の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

（大蔵大臣との協議）

第五十条　建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第四条第三項、第三十一条第二項、第三十三条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第二項ただし書及び第六項並びに第三十九条の規定による認可をしようとするとき。

二　第三十条第一項の基本計画を定めようとするとき。

三　第三十五条第一項及び第四十三条の規定による承認をしようとするとき。

四　第四十二条第一号の規定による指定をしようとするとき。

五　第三十一条第二項及び第四十四条の規定により建設省令を定めようとするとき。

（他の法令の準用）

第五十一条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第八章　罰則

（罰則）

第五十二条　第四十六条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十三条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律により建設大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第二十九条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四　第四十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第四十五条第二項の規定による建設大臣の命令に違反したとき。

第五十四条　第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（公団の設立）

第二条　建設大臣は、第二十条第一項の例により、公団の理事長、副理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長、副理事長又は監事となるべき者は、公団の設立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長、副理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条　建設大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、第四条第一項の政令で定める地方公共団体に対して、公団に対する出資を募集しなければならない。

3　設立委員は、前項の募集が終つたときは、建設大臣に対して、設立の認可を申請しなければならない。

4　設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた地方公共団体に対して、出資金の払込を求めなければならない。

5　設立委員は、出資金の払込があつた日（出資金が分割して払い込まれるときは、第一回の払込があつた日）において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第五項の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条　公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

第六条　公団の設立の後最初に任命される理事のうち三人及び監事のうち一人の任期は、第二十一条第一項の規定にかかわらず、二年とする。

第七条　公団の最初の事業年度は、第三十二条の規定にかかわらず、その設立の日に始まり、昭和三十五年三月三十一日に終るものとする。

第八条　公団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十三条中「事業年度開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。

（日本道路公団からの引継等）

第九条　建設大臣が第三十条第一項の基本計画を公団に指示した場合において、当該基本計画に含まれている道路に係る事業で日本道路公団が道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三条第一項の許可を受けて施行しているものについては、公団が同法第七条の三第一項の認可を受けているものとみなし、日本道路公団が当該事業に係る道路に関し同法又は道路法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、公団がこれらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。この場合においては、日本道路公団は、遅滞なく、当該事業に関する事務を公団に引き継ぐものとする。

第十条　前条の事業に関し、同条の指示の際現に日本道路公団が有する権利及び義務は、その時において、公団が承継する。

第十一条　公団は、日本道路公団が附則第九条前段の事業を行うために要した費用を日本道路公団に支払わなければならない。

2　前項の費用の額及びその支払方法については、公団及び日本道路公団が協議して定め、建設大臣の認可を受けなければならない。

3　前項の協議が成立しないときは、公団又は日本道路公団の申請に基き、建設大臣が裁定する。この場合において、建設大臣が裁定したときは、前項の協議が成立したものとみなす。

4　建設大臣が第二項の規定による認可をしようとするとき、又は前項の規定による裁定をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

（引継に係る職員の恩給）

第十二条　附則第九条後段に規定する引継に係る事務に従事していた日本道路公団の職員のうち、日本道路公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職し、引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続いて日本道路公団の職員として在職する者が、公団の設立の日から同条後段の規定による事務の引継が完了した日までの間に更に引き続いて公団の職員となつた場合においては、その公団の職員を日本道路公団の職員として勤続する者とみなして日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）第三十七条（恩給）の規定を適用する。

2　公団は、前項の規定の適用を受ける公団の職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

（名称使用の制限に関する経過措置）

第十三条　この法律の施行の際現に首都高速道路公団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。この場合において、第六条の規定は、当該期間内は、これらの者には適用しない。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第十四条　道路整備特別措置法の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「（以下「公団」という。）」を「若しくは首都高速道路公団」に改める。

第二条の二から第七条まで（第二条の二及び第三条から第五条までの見出しを含む。）中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第七条の見出し中「道路管理者」を「日本道路公団による道路管理者」に改め、同条の次に次の五条を加える。

（首都高速道路公団の行う有料の首都高速道路の新設又は改築）

第七条の二　首都高速道路公団は、道路法第十三条第一項若しくは第二項、第十五条、第十六条第一項若しくは第十七条第一項若しくは第二項本文若しくは第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基き成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）にかかわらず、首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）第三十条第一項の規定により指示された基本計画に従つて、当該基本計画に含まれている道路法第四十八条の二第一項の規定による指定を受けた自動車のみの一般交通の用に供する道路（以下単に「首都高速道路」という。）を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

（有料の首都高速道路の工事実施計画書の認可）

第七条の三　首都高速道路公団は、前条の規定に基き首都高速道路を新設し、又は改築しようとするときは、建設省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した工事実施計画書について、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　路線名及び工事の区間

二　工事方法

三　工事予算

四　工事の着手及び完成の予定年月日

2　首都高速道路公団は、前項の工事実施計画書を作

成しようとする場合において、当該工事実施計画書に係る道路が二級国道であるときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者と協議し、その他の道路であるときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者の同意を得なければならない。

（首都高速道路に係る料金及び料金の徴収期間の認可）

第七条の四　首都高速道路公団は、第七条の二の規定に基き新設し、又は改築した首都高速道路について料金を徴収しようとするときは、運輸省令・建設省令で定めるところにより、料金及び料金の徴収期間について、あらかじめ、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前条第二項の規定は、首都高速道路公団が前項の認可を受けようとする場合に準用する。

（首都高速道路公団の行う有料の首都高速道路の維持、修繕等）

第七条の五　首都高速道路公団は、第七条の二の規定に基き新設し、又は改築した首都高速道路については、道路法第十四条第一項若しくは第二項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文若しくは第十七条第一項若しくは第二項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基き成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）又は道路の修繕に関する法律第二条第一項の規定により公告すべき工事完了の日の翌日から第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとする。

（首都高速道路公団による道路管理者の権限の代行）

第七条の六　第七条の二の規定は、首都高速道路公団が第七条の二の規定に基き首都高速道路を新設し、若しくは改築し、又は前条の規定により首都高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合に準用する。

第九条第一項前段中「公団」を「日本道路公団、首都高速道路公団」に、「新設又は」を「新設若しくは」に、「又は第七条の三第一項の認可」を「、第三条第一項の許可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事、第七条の二の規定に基く首都高速道路の新設若しくは改築に関する工事又は」に改め、同条第二項中「第二条の三」の下に「若しくは第七条の三第一項」を加え、「公団」を「日本道路公団、首都高速道路公団」に改める。

第十条（見出しを含む。）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第一項中「又は認可」を加える。

第十一条第一項中「高速自道車国道」の下に「又は首都高速道路」を加える。

第十二条第一項中「第二条の二」の下に「又は第七条の二」を加え、「高速自動車国道に」を「高速自動車国道又は首都高速道路に」に改め、「当該高速自動車国道」の下に「又は首都高速道路」を加え、「高速自動車国道法第二条第四項」を「道路法第二条第三項」に改め、同条第二項中「高速自動車国道」の下に「及び首都高速道路」を加える。

第十四条第一項中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改める。

第十五条第一項中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改める。

第十六条の二中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第十七条第一項中「公団が」を「日本道路公団が」に、「新設し」を「新設し、」に、「第四条第一項」を「第四条」に、「又は第五条第一項」を「若しくは第五条第一項」に、「（高速自動車国道を除く。以下「公団の管理する一級国道等」という。）」を「（高速自動車国道を除く。以下「日本道路公団の管理する一級国道等」という。）又は首都高速道路公団が第七条の二の規定に基き新設し、若しくは改築し、若しくは第七条の五の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う首都高速道路（以下「首都高速道路公団の管理する首都高速道路」という。）」に、「公団の意見」を「日本道路公団又は首都高速道路公団の意見」に改め、同条第二項中「公団の管理する一級国道等」を「日本道路公団若しくは首都高速道路公団の管理する一級国道等又は首都高速道路公団の管理する首都高速道路」に、「公団に」を「日本道路公団又は首都高速道路公団に」に改める。

第十八条中「公団は、公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団は、日本道路公団」に、「又は一級国道等」を「若しくは一級国道等又は首都高速道路公団」を加え、「又は第七条第一項第六号」を「若しくは第七条第一項第六号又は第七条の六において準用する第七条第一項第三号」に、「又は当該一級国道等」を「若しくは当該一級国道等又は首都高速道路公団」に改め、「日本道路公団」の下に「又は首都高速道路公団」を加え、「又は第七条第一項第六号」を「若しくは第七条第一項第六号又は第七条の六において準用する第七条第一項第三号」に、「又は第七条第一項第八号」を「若しくは第七条第一項第八号又は第七条の六において準用する第七条第一項第八号」に改める。

第二十三条中「及び第五条第一項」を「、第五条第一項及び第七条の二」に、「公団」を「それぞれ当該料金若しくは占用料を徴収し、又は当該負担金を課した日本道路公団又は首都高速道路公団」に改める。

第二十四条中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改める。

第二十五条中「及び第五条第一項」を「、第五条第一項及び第七条の二」に改め、「日本道路公団」の下に「又は首都高速道路公団」を加える。

第二十六条第一項中「公団の管理」を「日本道路公団の管理」に、「一級国道等に関し、公団」を「日本道路公団の管理する一級国道等に関し日本道路公団に、首都高速道路公団の管理する首都高速道路に関し首都高速道路公団に」に改める。

第二十一条中「公団の管理」を「日本道路公団の管理」に、「一級国道等」を「一級国道等並びに首都高速道路公団の管理する首都高速道路」に改める。

高速道路公団」に、「公団のした処分」を「日本道路公団又は首都高速道路公団のした処分」に改め、同条第二項中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第三項中「日本道路公団」の下に「又は首都高速道路公団」を加える。

第二十六条の二の見出し中「高速自動車国道」の下に「又は首都高速道路」を加え、同条中「公団の」を「日本道路公団の」に改め、「高速自動車国道」の下に「又は首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加え、「公団に」を「日本道路公団又は首都高速道路公団に」に改める。

第二十七条第一項中「公団に対して、公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団に対して、日本道路公団」に、「又は一級国道等」を「若しくは日本道路公団の管理する一級国道等又は首都高速道路公団の管理する首都高速道路」に改め、同条第二項中「公団に対して、公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団に対して、日本道路公団」に改め、「高速自動車国道」の下に「又は首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加える。

第二十八条（見出しを含む。）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第二項中「高速自動車国道、一級国道、二級国道、都道府県道又は指定市の市道」を「道路」に改める。

第二十九条第一項（第四号を除く。）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同項第一号から第三号まで及び第五号から第八号まで中「の規定により」を「（第七条の六において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第四号中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第三十条第一項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「道路整備特別措置法第七条第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」の下に「とし、首都高速道路公団が管理する首都高速道路を首都高速道路公団が管理しようとするときにおいては、同法第二条第二項、第四十二条第一項、第六十六条第一項、第三項若しくは第四条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条第四項若しくは第五項、第七十二条第一項若しくは第三項又は第九十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「首都高速道路公団」と、同法第十四条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び首都高速道路公団以外の者」と、同法第七十一条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号の規定により首都高速道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」を加え、同条第二項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「一級国道等」の下に「及び首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加え、同条第五項中「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第二項中「高速自動車国道、一級国道、二級国道、都道府県道」を「道路」に改める。

第三十三条第一項（第四号を除く。）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同項第一号から第八号まで中「の規定により」を「（第七条の六において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第四号中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第三十四条第一項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「道路整備特別措置法第七条第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」の下に「とし、首都高速道路公団が管理する首都高速道路を首都高速道路公団が管理しようとするときにおいては、同法第二条第二項、第四十二条第一項、第六十六条第一項、第三項若しくは第四条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条第四項若しくは第五項、第七十二条第一項若しくは第三項又は第九十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「首都高速道路公団」と、同法第十四条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び首都高速道路公団以外の者」と、同法第七十一条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号の規定により首都高速道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」を加え、同条第二項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「一級国道等」の下に「及び首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加え、同条第五項中「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第二項中「高速自動車国道、一級国道、二級国道、都道府県道」を「道路」に改める。

第三十五条第一項（第四号を除く。）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同項第一号から第八号まで中「の規定により」を「（第七条の六において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第四号中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第三十六条第一項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「道路整備特別措置法第七条第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」の下に「とし、首都高速道路公団が管理する首都高速道路を首都高速道路公団が管理しようとするときにおいては、同法第二条第二項、第四十二条第一項、第六十六条第一項、第三項若しくは第四条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条第四項若しくは第五項、第七十二条第一項若しくは第三項又は第九十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「首都高速道路公団」と、同法第十四条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び首都高速道路公団以外の者」と、同法第七十一条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号の規定により首都高速道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」を加え、同条第二項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「一級国道等」の下に「及び首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加え、同条第五項中「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第二項中「高速自動車国道、一級国道、二級国道、都道府県道」を「道路」に改める。

第三十七条第一項（第四号を除く。）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同項第一号から第八号まで中「の規定により」を「（第七条の六において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第四号中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第三十八条第一項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「道路整備特別措置法第七条第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」の下に「とし、首都高速道路公団が管理する首都高速道路を首都高速道路公団が管理しようとするときにおいては、同法第二条第二項、第四十二条第一項、第六十六条第一項、第三項若しくは第四条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条第四項若しくは第五項、第七十二条第一項若しくは第三項又は第九十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「首都高速道路公団」と、同法第十四条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び首都高速道路公団以外の者」と、同法第七十一条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号の規定により首都高速道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」を加え、同条第二項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「一級国道等」の下に「及び首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加え、同条第五項中「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第二項中「高速自動車国道、一級国道、二級国道、都道府県道」を「道路」に改める。

第三十九条第一項（第四号を除く。）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同項第一号から第八号まで中「の規定により」を「（第七条の六において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第四号中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第四十条第一項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「道路整備特別措置法第七条第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」の下に「とし、首都高速道路公団が管理する首都高速道路を首都高速道路公団が管理しようとするときにおいては、同法第二条第二項、第四十二条第一項、第六十六条第一項、第三項若しくは第四条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条第四項若しくは第五項、第七十二条第一項若しくは第三項又は第九十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「首都高速道路公団」と、同法第十四条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び首都高速道路公団以外の者」と、同法第七十一条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号の規定により首都高速道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」を加え、同条第二項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「一級国道等」の下に「及び首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加え、同条第五項中「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第二項中「高速自動車国道、一級国道、二級国道、都道府県道」を「道路」に改める。

第四十一条第一項（第四号を除く。）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同項第一号から第八号まで中「の規定により」を「（第七条の六において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第四号中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第四十二条第一項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「道路整備特別措置法第七条第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」の下に「とし、首都高速道路公団が管理する首都高速道路を首都高速道路公団が管理しようとするときにおいては、同法第二条第二項、第四十二条第一項、第六十六条第一項、第三項若しくは第四条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条第四項若しくは第五項、第七十二条第一項若しくは第三項又は第九十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「首都高速道路公団」と、同法第十四条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び首都高速道路公団以外の者」と、同法第七十一条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号の規定により首都高速道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」を加え、同条第二項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「一級国道等」の下に「及び首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加え、同条第五項中「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第二項中「高速自動車国道、一級国道、二級国道、都道府県道」を「道路」に改める。

第四十三条第一項（第四号を除く。）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同項第一号から第八号まで中「の規定により」を「（第七条の六において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第四号中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第四十四条第一項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「道路整備特別措置法第七条第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」の下に「とし、首都高速道路公団が管理する首都高速道路を首都高速道路公団が管理しようとするときにおいては、同法第二条第二項、第四十二条第一項、第六十六条第一項、第三項若しくは第四条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条第四項若しくは第五項、第七十二条第一項若しくは第三項又は第九十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「首都高速道路公団」と、同法第十四条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び首都高速道路公団以外の者」と、同法第七十一条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号の規定により首都高速道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」を加え、同条第二項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「一級国道等」の下に「及び首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加え、同条第五項中「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第二項中「高速自動車国道、一級国道、二級国道、都道府県道」を「道路」に改める。

第四十五条第一項（第四号を除く。）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同項第一号から第八号まで中「の規定により」を「（第七条の六において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第四号中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第四十六条第一項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「道路整備特別措置法第七条第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」の下に「とし、首都高速道路公団が管理する首都高速道路を首都高速道路公団が管理しようとするときにおいては、同法第二条第二項、第四十二条第一項、第六十六条第一項、第三項若しくは第四条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条第四項若しくは第五項、第七十二条第一項若しくは第三項又は第九十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「首都高速道路公団」と、同法第十四条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び首都高速道路公団以外の者」と、同法第七十一条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号の規定により首都高速道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」を加え、同条第二項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「一級国道等」の下に「及び首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加え、同条第五項中「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第二項中「高速自動車国道、一級国道、二級国道、都道府県道」を「道路」に改める。

第四十七条第一項（第四号を除く。）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同項第一号から第八号まで中「の規定により」を「（第七条の六において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第四号中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第四十八条第一項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「道路整備特別措置法第七条第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」の下に「とし、首都高速道路公団が管理する首都高速道路を首都高速道路公団が管理しようとするときにおいては、同法第二条第二項、第四十二条第一項、第六十六条第一項、第三項若しくは第四条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条第四項若しくは第五項、第七十二条第一項若しくは第三項又は第九十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「首都高速道路公団」と、同法第十四条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び首都高速道路公団以外の者」と、同法第七十一条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号の規定により首都高速道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」を加え、同条第二項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「一級国道等」の下に「及び首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加え、同条第五項中「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第二項中「高速自動車国道、一級国道、二級国道、都道府県道」を「道路」に改める。

第四十九条第一項（第四号を除く。）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同項第一号から第八号まで中「の規定により」を「（第七条の六において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第四号中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第五十条第一項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「道路整備特別措置法第七条第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」の下に「とし、首都高速道路公団が管理する首都高速道路を首都高速道路公団が管理しようとするときにおいては、同法第二条第二項、第四十二条第一項、第六十六条第一項、第三項若しくは第四条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条第四項若しくは第五項、第七十二条第一項若しくは第三項又は第九十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「首都高速道路公団」と、同法第十四条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び首都高速道路公団以外の者」と、同法第七十一条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号の規定により首都高速道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」を加え、同条第二項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「一級国道等」の下に「及び首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加え、同条第五項中「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第二項中「高速自動車国道、一級国道、二級国道、都道府県道」を「道路」に改める。

第五十一条第一項（第四号を除く。）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同項第一号から第八号まで中「の規定により」を「（第七条の六において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第四号中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第五十二条第一項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「道路整備特別措置法第七条第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」の下に「とし、首都高速道路公団が管理する首都高速道路を首都高速道路公団が管理しようとするときにおいては、同法第二条第二項、第四十二条第一項、第六十六条第一項、第三項若しくは第四条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条第四項若しくは第五項、第七十二条第一項若しくは第三項又は第九十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「首都高速道路公団」と、同法第十四条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び首都高速道路公団以外の者」と、同法第七十一条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号の規定により首都高速道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」を加え、同条第二項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「一級国道等」の下に「及び首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加え、同条第五項中「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第二項中「高速自動車国道、一級国道、二級国道、都道府県道」を「道路」に改める。

第五十三条第一項（第四号を除く。）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同項第一号から第八号まで中「の規定により」を「（第七条の六において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第四号中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第五十四条第一項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「道路整備特別措置法第七条第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」の下に「とし、首都高速道路公団が管理する首都高速道路を首都高速道路公団が管理しようとするときにおいては、同法第二条第二項、第四十二条第一項、第六十六条第一項、第三項若しくは第四条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条第四項若しくは第五項、第七十二条第一項若しくは第三項又は第九十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「首都高速道路公団」と、同法第十四条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び首都高速道路公団以外の者」と、同法第七十一条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号の規定により首都高速道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」を加え、同条第二項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「一級国道等」の下に「及び首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加え、同条第五項中「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第二項中「高速自動車国道、一級国道、二級国道、都道府県道」を「道路」に改める。

第五十五条第一項（第四号を除く。）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同項第一号から第八号まで中「の規定により」を「（第七条の六において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第四号中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第五十六条第一項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「道路整備特別措置法第七条第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」の下に「とし、首都高速道路公団が管理する首都高速道路を首都高速道路公団が管理しようとするときにおいては、同法第二条第二項、第四十二条第一項、第六十六条第一項、第三項若しくは第四条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条第四項若しくは第五項、第七十二条第一項若しくは第三項又は第九十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「首都高速道路公団」と、同法第十四条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び首都高速道路公団以外の者」と、同法第七十一条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号の規定により首都高速道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」を加え、同条第二項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「一級国道等」の下に「及び首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加え、同条第五項中「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第二項中「高速自動車国道、一級国道、二級国道、都道府県道」を「道路」に改める。

第五十七条第一項（第四号を除く。）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同項第一号から第八号まで中「の規定により」を「（第七条の六において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第四号中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第五十八条第一項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「道路整備特別措置法第七条第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」の下に「とし、首都高速道路公団が管理する首都高速道路を首都高速道路公団が管理しようとするときにおいては、同法第二条第二項、第四十二条第一項、第六十六条第一項、第三項若しくは第四条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条第四項若しくは第五項、第七十二条第一項若しくは第三項又は第九十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「首都高速道路公団」と、同法第十四条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び首都高速道路公団以外の者」と、同法第七十一条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号の規定により首都高速道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」を加え、同条第二項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「一級国道等」の下に「及び首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加え、同条第五項中「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第二項中「高速自動車国道、一級国道、二級国道、都道府県道」を「道路」に改める。

第五十九条第一項（第四号を除く。）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同項第一号から第八号まで中「の規定により」を「（第七条の六において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第四号中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第六十条第一項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「道路整備特別措置法第七条第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」の下に「とし、首都高速道路公団が管理する首都高速道路を首都高速道路公団が管理しようとするときにおいては、同法第二条第二項、第四十二条第一項、第六十六条第一項、第三項若しくは第四条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条第四項若しくは第五項、第七十二条第一項若しくは第三項又は第九十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「首都高速道路公団」と、同法第十四条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び首都高速道路公団以外の者」と、同法第七十一条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号の規定により首都高速道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」を加え、同条第二項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「一級国道等」の下に「及び首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加え、同条第五項中「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第二項中「高速自動車国道、一級国道、二級国道、都道府県道」を「道路」に改める。

第六十一条第一項（第四号を除く。）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同項第一号から第八号まで中「の規定により」を「（第七条の六において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第四号中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第六十二条第一項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「道路整備特別措置法第七条第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」の下に「とし、首都高速道路公団が管理する首都高速道路を首都高速道路公団が管理しようとするときにおいては、同法第二条第二項、第四十二条第一項、第六十六条第一項、第三項若しくは第四条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条第四項若しくは第五項、第七十二条第一項若しくは第三項又は第九十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「首都高速道路公団」と、同法第十四条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び首都高速道路公団以外の者」と、同法第七十一条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号の規定により首都高速道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」を加え、同条第二項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「一級国道等」の下に「及び首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加え、同条第五項中「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第二項中「高速自動車国道、一級国道、二級国道、都道府県道」を「道路」に改める。

第六十三条第一項（第四号を除く。）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同項第一号から第八号まで中「の規定により」を「（第七条の六において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第四号中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第六十四条第一項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「道路整備特別措置法第七条第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」の下に「とし、首都高速道路公団が管理する首都高速道路を首都高速道路公団が管理しようとするときにおいては、同法第二条第二項、第四十二条第一項、第六十六条第一項、第三項若しくは第四条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条第四項若しくは第五項、第七十二条第一項若しくは第三項又は第九十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「首都高速道路公団」と、同法第十四条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び首都高速道路公団以外の者」と、同法第七十一条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号の規定により首都高速道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」を加え、同条第二項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「一級国道等」の下に「及び首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加え、同条第五項中「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第二項中「高速自動車国道、一級国道、二級国道、都道府県道」を「道路」に改める。

第六十五条第一項（第四号を除く。）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同項第一号から第八号まで中「の規定により」を「（第七条の六において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第四号中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第六十六条第一項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「道路整備特別措置法第七条第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」の下に「とし、首都高速道路公団が管理する首都高速道路を首都高速道路公団が管理しようとするときにおいては、同法第二条第二項、第四十二条第一項、第六十六条第一項、第三項若しくは第四条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条第四項若しくは第五項、第七十二条第一項若しくは第三項又は第九十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「首都高速道路公団」と、同法第十四条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び首都高速道路公団以外の者」と、同法第七十一条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号の規定により首都高速道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」を加え、同条第二項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「一級国道等」の下に「及び首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加え、同条第五項中「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第二項中「高速自動車国道、一級国道、二級国道、都道府県道」を「道路」に改める。

第六十七条第一項（第四号を除く。）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同項第一号から第八号まで中「の規定により」を「（第七条の六において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第四号中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第六十八条第一項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「道路整備特別措置法第七条第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」の下に「とし、首都高速道路公団が管理する首都高速道路を首都高速道路公団が管理しようとするときにおいては、同法第二条第二項、第四十二条第一項、第六十六条第一項、第三項若しくは第四条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条第四項若しくは第五項、第七十二条第一項若しくは第三項又は第九十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「首都高速道路公団」と、同法第十四条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び首都高速道路公団以外の者」と、同法第七十一条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号の規定により首都高速道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」を加え、同条第二項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「一級国道等」の下に「及び首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加え、同条第五項中「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第二項中「高速自動車国道、一級国道、二級国道、都道府県道」を「道路」に改める。

第六十九条第一項（第四号を除く。）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同項第一号から第八号まで中「の規定により」を「（第七条の六において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第四号中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第七十条第一項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「道路整備特別措置法第七条第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」の下に「とし、首都高速道路公団が管理する首都高速道路を首都高速道路公団が管理しようとするときにおいては、同法第二条第二項、第四十二条第一項、第六十六条第一項、第三項若しくは第四条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条第四項若しくは第五項、第七十二条第一項若しくは第三項又は第九十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「首都高速道路公団」と、同法第十四条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び首都高速道路公団以外の者」と、同法第七十一条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号の規定により首都高速道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」を加え、同条第二項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「一級国道等」の下に「及び首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加え、同条第五項中「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第二項中「高速自動車国道、一級国道、二級国道、都道府県道」を「道路」に改める。

第七十一条第一項（第四号を除く。）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同項第一号から第八号まで中「の規定により」を「（第七条の六において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第四号中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第七十二条第一項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「道路整備特別措置法第七条第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」の下に「とし、首都高速道路公団が管理する首都高速道路を首都高速道路公団が管理しようとするときにおいては、同法第二条第二項、第四十二条第一項、第六十六条第一項、第三項若しくは第四条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条第四項若しくは第五項、第七十二条第一項若しくは第三項又は第九十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「首都高速道路公団」と、同法第十四条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び首都高速道路公団以外の者」と、同法第七十一条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号の規定により首都高速道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」を加え、同条第二項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「一級国道等」の下に「及び首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加え、同条第五項中「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第二項中「高速自動車国道、一級国道、二級国道、都道府県道」を「道路」に改める。

第七十三条第一項（第四号を除く。）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同項第一号から第八号まで中「の規定により」を「（第七条の六において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第四号中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第七十四条第一項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「道路整備特別措置法第七条第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」の下に「とし、首都高速道路公団が管理する首都高速道路を首都高速道路公団が管理しようとするときにおいては、同法第二条第二項、第四十二条第一項、第六十六条第一項、第三項若しくは第四条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条第四項若しくは第五項、第七十二条第一項若しくは第三項又は第九十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「首都高速道路公団」と、同法第十四条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び首都高速道路公団以外の者」と、同法第七十一条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号の規定により首都高速道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」を加え、同条第二項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「一級国道等」の下に「及び首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加え、同条第五項中「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第二項中「高速自動車国道、一級国道、二級国道、都道府県道」を「道路」に改める。

第七十五条第一項（第四号を除く。）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同項第一号から第八号まで中「の規定により」を「（第七条の六において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第四号中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第七十六条第一項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「道路整備特別措置法第七条第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」の下に「とし、首都高速道路公団が管理する首都高速道路を首都高速道路公団が管理しようとするときにおいては、同法第二条第二項、第四十二条第一項、第六十六条第一項、第三項若しくは第四条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条第四項若しくは第五項、第七十二条第一項若しくは第三項又は第九十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「首都高速道路公団」と、同法第十四条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び首都高速道路公団以外の者」と、同法第七十一条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号の規定により首都高速道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」を加え、同条第二項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「一級国道等」の下に「及び首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加え、同条第五項中「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第二項中「高速自動車国道、一級国道、二級国道、都道府県道」を「道路」に改める。

第七十七条第一項（第四号を除く。）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同項第一号から第八号まで中「の規定により」を「（第七条の六において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第四号中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第七十八条第一項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「道路整備特別措置法第七条第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」の下に「とし、首都高速道路公団が管理する首都高速道路を首都高速道路公団が管理しようとするときにおいては、同法第二条第二項、第四十二条第一項、第六十六条第一項、第三項若しくは第四条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条第四項若しくは第五項、第七十二条第一項若しくは第三項又は第九十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「首都高速道路公団」と、同法第十四条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び首都高速道路公団以外の者」と、同法第七十一条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号の規定により首都高速道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」を加え、同条第二項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「一級国道等」の下に「及び首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加え、同条第五項中「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第二項中「高速自動車国道、一級国道、二級国道、都道府県道」を「道路」に改める。

第七十九条第一項（第四号を除く。）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同項第一号から第八号まで中「の規定により」を「（第七条の六において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第四号中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第八十条第一項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「道路整備特別措置法第七条第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」の下に「とし、首都高速道路公団が管理する首都高速道路を首都高速道路公団が管理しようとするときにおいては、同法第二条第二項、第四十二条第一項、第六十六条第一項、第三項若しくは第四条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条第四項若しくは第五項、第七十二条第一項若しくは第三項又は第九十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「首都高速道路公団」と、同法第十四条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び首都高速道路公団以外の者」と、同法第七十一条第一項若しくは第三項の規

法律第百三十四号（昭三四・四・一五）

◎石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「五年間」を「六年間」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務・大蔵・通商産業・労働・内閣総理大臣署名）

法律第百三十五号（昭三四・四・一五）

◎接収貴金属等の処理に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、連合国占領軍に接収された貴金属等で、その後連合国占領軍から政府に引き渡されたもの等について、公平適正かつ迅速に、返還その他の処理をすることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「貴金属等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一　金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム、イリドスミン及びこれらの合金の地金及び製品

二　ダイヤモンドその他の貴石及び半貴石並びにこれらを用いた製品

三　前各号に掲げるものの容器及び附属品

四　その他政令で定める物品

2　この法律で「接収」とは、本邦（政令で定める地域を除く。）内で、連合国占領軍に属する権限ある軍人又は軍属が、貴金属等を占有している者から、無償で、これを連合国占領軍の管理に移した行為をいう。

3　この法律で「保管貴金属等」とは、次の各号に掲げるもので、この法律の施行の際現に大蔵大臣が他人のために管理しているものをいう。

一　接収された貴金属等（接収の後に溶解されたものを含む。以下「接収貴金属等」という。）

二　接収貴金属等のうち連合国占領軍が処分したものの代償である金の地金及び預金（これに係る利息を含む。以下同じ。）

三　連合国占領軍から接収貴金属等の引渡を受けた者が当該接収貴金属等に代るべきものとして連合国占領軍に引き渡した金及び銀の地金

四　旧連合国占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の連合国占領軍に対する引渡に関する法律（昭和二十三年法律第百十九号。以下「代替貴金属に関する法律」という。）第一条の規定により大蔵大臣が連合国占領軍に引き渡した金及び銀の地金（連合国占領軍の管理下から解除された貴金属等で同法第二条の受益者に受け取られなかつたものに代るべきものを除く。）

（他の法令との関係）

第三条　保管貴金属等の返還その他の処理については、他の法令にかかわらず、この法律の定めるところによる。

（返還等の処理機関）

第四条　大蔵大臣は、この法律の定めるところにより、保管貴金属等について返還その他の処理をするものとし、その処理が完了するまで、適正にこれを管理しなければならない。

（返還の請求）

第五条　その占有に係る貴金属等を接収された者（以下「被接収者」という。）又はその相続人（被接収者が法人である場合には、合併によりその法人の権利義務を承継した法人。以下同じ。）で、この法律の施行前に接収貴金属等の返還を受けていないものは、この法律の施行の日から起算して五月以内に限り、当該接収貴金属等について、大蔵大臣に対し、その種類、形状その他接収の事実を明らかにした書面を提出して、返還の請求をすることができる。

2　被接収者又はその相続人でこの法律の施行前に接収貴金属等のうち、代替貴金属に関する法律第二条第三項の規定により当該接収貴金属等に代るべき金又は銀の地金を連合国占領軍に引き渡したものとみなされた者（その権利義務を承継した者を含む。）は、この法律の施行の日から起算して五月以内に限り、当該金又は銀の地金について、大蔵大臣に対し、代替貴金属に関する法律第二条第三項の規定により通知された事項及び同条第一項の規定により国に納付した金額を記載した書面を提出して、返還の請求をすることができる。

3　被接収者又はその相続人でこの法律の施行前に接収貴金属等のうち、代替貴金属に関する法律第四条の規定により当該接収貴金属等に代るべき金又は銀の地金を連合国占領軍に引き渡したものとみなされた者（その権利義務を承継した者を含む。）は、この法律の施行の日から起算して五月以内に限り、当該金又は銀の地金について、大蔵大臣に対し、代替貴金属に関する法律第二条第三項の規定により通知された事項及び同条第一項の規定により国に納付した金額を記載した書面を提出して、返還の請求をすることができる。

4　接収貴金属等の所有者（当該接収貴金属等に係る被接収者又はその相続人である者を除く。）は、被接収者又はその相続人が第一項の規定により当該接収貴金属等について返還の請求をしない場合には、この法律の施行の日から起算して七月以内に限り、当該接収貴金属等について、大蔵大臣に対し、同項に規定する書面を提出して、返還の請求をすることができる。

5　接収貴金属等の所有者が国であり、かつ、当該接収貴金属等の被接収者が国でない場合には、当該接収貴金属等の被接収者は、第一項の規定にかかわらず、当該接収貴金属等の返還の請求をすることができない。この場合においては、前項の規定を適用せず、国を当該接収貴金属等の被接収者とみなして、第一項の規定を適用する。

6　被接収者又は接収貴金属等の所有者が国である場合には、接収時において当該接収貴金属等を管理していた官署又はその官署からこれを引き継いだ官署の長が、第一項から第三項までの規定による返還の請求をするものとする。

（接収貴金属等の認定及び請求の棄却）

第六条　大蔵大臣は、前条第一項又は第四項の規定により接収貴金属等について返還の請求があつた場合には、返還請求者がその請求をすることができる者（以下「権利者」という。）であるかどうかを審査し、権利者であると認めたときは、当該接収貴金属等の種類、形状、品位並びに重量及び個数又は総重

量を認定するものとする。

2　前項の認定（返還請求者が権利者であると認めることを含む。）は、返還請求者が提出した証拠その他の証拠によつてしなければならない。

3　大蔵大臣は、第一項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該接収貴金属等についての返還の請求を棄却しなければならない。

一　返還請求者が権利者であると認められないとき。

二　当該接収貴金属等の種類、形状又は個数（政令で定めるものについては、総重量）を認定することができないとき。

三　当該接収貴金属等が保管貴金属等のうちにないことが明らかなとき（当該接収貴金属等が接収の後に溶解された可能性又は保管貴金属等で第二条第三項第二号から第四号までに掲げるもののうちに当該接収貴金属等に代るべきものが存する可能性があるときを除く。）。

4　大蔵大臣は、第一項の認定をした場合には、その内容を、また、前項の規定により請求を棄却した場合には、その旨を、理由を附した書面により、遅滞なく、返還請求者に通知しなければならない。

5　前四項の規定は、前条第一項又は第三項の規定により金又は銀の地金の返還の請求があつた場合に準用する。この場合において、第一項及び第三項中「接収貴金属等」とあるのは、「金又は銀の地金」と読み替えるものとする。

6　第三項第二号の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

（認定又は請求の棄却に対する不服の申立）

第七条　前条の処分に対して不服がある者は、政令で定めるところにより、大蔵大臣に対し、不服の申立をすることができる。

2　前条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の通知が返還請求者に到達した日から一月を経過した後においては、前項の不服の申立をすることができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に不服の申立をすることができなかつたことを疎明した場合は、この限りでない。

3　大蔵大臣は、第一項の不服の申立があつた場合には、当該事案について再審査の上、その申立を棄却する決定又は前条の処分を変更する決定をし、その理由を附した書面により、これをその申立をした者に通知しなければならない。

（特定する場合の返還）

第八条　大蔵大臣は、第六条第一項の認定（その認定を変更する前条第三項の決定があつた場合には、その決定。以下同じ。）に係る接収貴金属等が保管貴金属等のうちで特定する場合には、遅滞なく、これを当該接収貴金属等に係る権利者に返還しなければならない。

（特定しない場合の返還）

第九条　大蔵大臣は、第六条第一項の認定に係る接収貴金属等が保管貴金属等のうちで特定しない場合には、同条第三項第二号又は第三号の規定に該当する場合を除き、次の各号に定めるところにより、保管貴金属等を返還しなければならない。

一　保管貴金属等のうち第二条第三項第一号に掲げるもの（接収の後に溶解して作られた地金及び前条の規定により返還されるものを除く。）で第六条第一項の認定に係る接収貴金属等と種類、形状、品位及び重量（第六条第三項第二号の政令で定めるものについては、種類、形状及び品位）の等しいものがある場合には、当該接収貴金属等に係る

権利者に対し、当該接収貴金属等の個数（当該政令で定めるものについては、総重量。以下この号において同じ。）を限度として、当該保管貴金属等を返還する。この場合において、当該保管貴金属等の返還を受けるべき権利者が二以上あるときは、各権利者に係る当該接収貴金属等の個数に応じ、かつ、これを限度として、保管貴金属等を返還するものとする。

二　第六条第一項の認定に係る接収貴金属等で品位又は重量について同項の認定をすることができないものがある場合（次号に規定する場合を除く。）において、保管貴金属等で第二条第三項第一号に掲げるもの（接収の後に溶解して作られた地金及び前条又は前号の規定により返還されるものを除く。以下この号から第四号までにおいて同じ。）のうち当該接収貴金属等と種類、形状及び重量又は品位の等しいものがあるときは、当該接収貴金属等に係る権利者に対し、当該接収貴金属等と種類、形状及び重量又は品位の等しいものがあるときは、当該接収貴金属等に係る権利者に対し、当該接収貴金属等が、これと種類、形状及び重量又は品位の等しい保管貴金属等で第二条第三項第一号に掲げるもののうち最低の品位又は最少の重量のものと等しい品位又は重量を有するものとみなして、当該接収貴金属等を評価した価額を限度として、保管貴金属等を返還する。この場合において、当該保管貴金属等の返還を受けるべき権利者が二以上あるときは、各権利者に係る当該評価額に応じ、かつ、これを限度として、保管貴金属等を返還する。

三　第六条第一項の認定に係る接収貴金属等で品位及び重量について同項の認定をすることができないものがある場合において、保管貴金属等で第二条第三項第一号に掲げるもののうち当該接収貴金属等と種類及び形状の等しいものがあるときは、当該接収貴金属等に係る権利者に対し、当該接収貴金属等が、これと種類及び形状の等しい保管貴金属等で第二条第三項第一号に掲げるもののうち最低の品位のものと等しい品位並びに当該保管貴金属等のうち最少の重量のものと等しい重量を有するものとみなして、当該接収貴金属等を評価した価額を限度として、当該保管貴金属等を返還する。この場合において、当該保管貴金属等の返還を受けるべき権利者が二以上あるときは、各権利者に係る当該評価額に応じ、かつ、これを限度として、保管貴金属等を返還する。

四　第六条第一項の認定に係る接収貴金属等で次の表の上欄に掲げるものについて、前三号の規定により保管貴金属等の返還を受けることができない権利者がある場合又は前三号の規定により返還を受ける保管貴金属等の評価額がその者についての当該接収貴金属等の評価額（前二号の規定により返還を受ける者に係る接収貴金属等については、これらの規定による評価額）に満たない権利者がある場合には、これらの権利者に対し、各権利者に係る当該接収貴金属等の評価額又はその満たない額に応じ、かつ、これを限度として、保管貴金属等のうち、それぞれ次の表の下欄に掲げるものを返還する。この場合において、前三号の規定により保管貴金属等の返還を受けることができない権利者に係る接収貴金属等で、品位又は重量について第六条第一項の認定をすることができないものの評価については、当該接収貴金属等は、これと同種類で、かつ、形状が等しいか又は最も類似した保管貴金属等で第二条第三項第一号に掲げるもののうち最低の品位又は最少の重量のものと等しい品位又は重量を有するものとみなす。

接収貴金属等	保管貴金属等
金の地金及び製品	一　接収の後に溶解して作られた金の地金 二　第二条第三項第二号に掲げる預金で金の地金又は製品の代償であるもの 三　第二条第三項第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡された金の地金又は製品に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの
銀の地金及び製品	一　接収の後に溶解して作られた銀の地金 二　第二条第三項第二号に掲げる預金で銀の地金又は製品の代償であるもの 三　第二条第三項第四号に掲げる銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡された銀の地金又は製品に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの
白金の地金及び製品	一　接収の後に溶解して作られた白金の地金 二　第二条第三項第二号に掲げる金の地金及び預金で白金の地金又は製品の代償であるもの 三　第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡された白金の地金又は製品に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
ルテニウムの地金	第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたルテニウムの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの
ロジウムの地金	第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたロジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
パラジウムの地金	第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたパラジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
オスミウムの地金	第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたオスミウムの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの
イリジウムの地金	第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたイリジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
イリドスミンの地金	第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたイリドスミンの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの
第二条第一項第一号に掲げる貴金属の合金の地金及び製品	一　接収の後に溶解して作られた当該貴金属の合金の地金 二　第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡された当該貴金属の合金の地金又は製品に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
ダイヤモンド	第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたダイヤモンドに代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの

2　前項の規定により保管貴金属等を返還するため必要な貴金属等の評価は、この法律の施行の日現在で行う。この場合において、金属の地金及び製品については、その素材価額により評価するものとする。

3　大蔵大臣は、第一項の規定により保管貴金属等を返還するため必要がある場合には、保管貴金属等を分割することにより著しくその価値を減ずると認められる場合又は分割することが著しく困難である場合には、これを返還することとなつた理由を附した書面により、あらかじめ、権利者に通知しなければならない。

（返還に対する不服の申立）

第十三条　第八条から第十条までの規定による保管貴金属等又はその売却代金の返還に対して不服がある者は、政令で定めるところにより、大蔵大臣に対し、不服の申立をすることができる。

2　前条の通知が権利者に到達した日から一月を経過した後においては、前項の不服の申立をすることができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に不服の申立をすることができなかつたことを疎明した場合は、この限りでない。

3　第一項の不服の申立は、第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の認定（その認定を変更する第七条第三項の決定を含む。）に対する不服をもつて、その理由とすることができない。

4　大蔵大臣は、第一項の不服の申立があつた場合には、当該事案について再審査の上、その申立を棄却する決定又は返還しようとするものを変更する決定をし、その理由を附した書面により、これをその申立をした者に通知しなければならない。

には、これを売却し、その売却代金を返還するものとする。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

（第五条第二項又は第三項の請求に対する返還）

第十条　大蔵大臣は、第五条第二項又は第三項の規定により返還の請求があつた金又は銀の地金について第六条第五項において準用する同条第一項の認定をした場合には、遅滞なく、これを当該金又は銀の地金に係る権利者に返還しなければならない。

2　前条第三項の規定は、前項の規定により金又は銀の地金を返還する場合に準用する。

（返還できない保管貴金属等の帰属）

第十一条　前三条の規定により返還することができない保管貴金属等（返還のために保管貴金属等を売却した場合の売却代金のうち前二条の規定により返還することができないものを含む。）は、国に帰属する。

（返還の通知）

第十二条　大蔵大臣は、第八条から第十条までの規定により保管貴金属等又はその売却代金を返還しようとする場合には、返還しようとするものの明細を、これを返還することとなつた理由を附した書面により、あらかじめ、権利者に通知しなければならない。

（受け取られない保管貴金属等の帰属）

第十四条　権利者が、第十二条の通知を受けた日（前条第一項の不服の申立があつた場合には、同条第四項の通知がその申立をした者に到達した日）から五年以内に、この法律により返還される保管貴金属等又はその売却代金を受け取らない場合には、これらのものは、国に帰属する。

2　前項の場合において、返還される保管貴金属等又はその売却代金について訴訟が係属しているときは、同項の期間は、判決の確定の日から起算するものとする。

（接収貴金属等の上に存した権利）

第十五条　第五条第一項又は第四項の規定による接収貴金属等についての返還の請求に対して第九条の規定により返還された保管貴金属等については、接収時において当該接収貴金属等の上に存した権利は、その返還の時から当該保管貴金属等の上に存するものとみなす。

2　前項の場合において、保管貴金属等が二以上の者の所有に係る接収貴金属等についての第五条第一項の規定による返還の請求に対して返還されたものであるときは、当該接収貴金属等は、当該保管貴金属等

等の各所有者の共有に属するものとみなし、その持分は、各所有者の所有に係る接収貴金属等に対応する部分に応ずるものとする。ただし、その対応する部分が不明であるときは、その不明な部分についての持分は、不明な部分に対応する接収貴金属等の各所有者に属するものの接収当時の価額に応ずるものとする。

（納付金）

第十六条　第八条から第十条までの規定により保管貴金属等又はその売却代金の返還を受ける者は、政令で定めるところにより、当該保管貴金属等の価額又は当該売却代金の額の百分の二十に相当する金額を国に納付しなければならない。

2　前項の規定は、国が保管貴金属等又はその売却代金の返還を受ける場合には、適用しない。この場合において、法令の規定又は接収前の契約に基き、国から当該返還に係る保管貴金属等の返還を受け、若しくはその返還に代え当該売却代金の額に相当する金額の償還を受け、又は当該保管貴金属等を買い戻す者があるときは、その者を同項に規定する返還を受ける者とみなして、同項の規定を適用する。

3　前二項の規定は、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、地方公共団体又は日本銀行の所有に係る接収貴金属等（保管貴金属等のうち第二条第三項第三号及び第四号に掲げるものを含む。以下次条及び第十九条において同じ。）についての返還の請求に対して返還される保管貴金属等又はその売却代金については、適用しない。ただし、接収前の契約に基きこれらの者から当該保管貴金属等を買い戻す権利を有する者があるときは、その保管貴金属等については、この限りでない。

4　第一項の規定により納付すべき金額の計算の基礎となる保管貴金属等（金属の地金及び製品に限る。）の価額は、政令で定めるところにより、当該保管貴金属等の素材価額を評価した額とする。

5　第八条から第十条までの規定により保管貴金属等の返還を受ける者は、政令で定めるところにより、第一項の規定により納付すべき金額の全部又は一部を当該返還に係る保管貴金属等で納付することができる。

（納付金義務に関する認定等）

第十七条　第五条第一項から第四項までの規定により接収貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金属等が前条第三項本文に規定する者の所有に係るものであるときは、返還請求者は、当該返還の請求のため提出する書面にその旨を記載しなければならない。この場合において、当該接収貴金属等に関して同項ただし書の規定に該当する事情があるときは、その旨をあわせて記載しなければならない。

2　大蔵大臣は、前項前段の記載がある書面による返還の請求があつた接収貴金属等について第八条から第十条までの規定により保管貴金属等又はその売却代金を返還しようとする場合には、当該接収貴金属等が前条第三項本文に規定する者の所有に係るものであるかどうか、及び当該保管貴金属等について同項ただし書の規定の適用があるかどうかを認定しなければならない。

3　第六条第二項及び第四項並びに第七条の規定は、前項の認定について準用する。この場合における第六条第四項の通知は、第十二条の返還の通知をする前に行わなければならない。

（納付金の求償）

第十八条　第八条から第十条までの規定により被接収者に返還された保管貴金属等については、第十六条の規定による納付金は、民法（明治二十九年法律第

八十九号）第百九十六条第一項に規定する必要費とする。

2　第八条から第十条までの規定により返還された保管貴金属等を接収前の契約に基いて買い戻す者がある場合においては、当該保管貴金属等の返還を受けた者が第十六条の規定によつて国に納付した金額は、その買戻をする者が負担しなければならない。

（税法の適用）

第十九条　その所有に係る接収貴金属等についての返還の請求に対して第八条から第十条までの規定により保管貴金属等の返還を受けた者が第十六条の規定により納付する金額、第八条から第十条までの規定により返還された保管貴金属等の所有者が前条第一項の規定による必要費として償還する金額又は当該保管貴金属等の買戻をする者が前条第二項の規定により負担する金額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）又は法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の規定による所得の計算上、返還を受け、又は買戻をした保管貴金属等の取得価額に算入し、又は所得税法第十条の四第二項第二号に規定する再評価額若しくは同条第三項第一号に規定する資産の価額に加算する。

2　接収貴金属等についての返還の請求に対して、第九条又は第十条の規定により、第二条第三項第二号に規定する預金又は第九条第三項ただし書（第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による売却代金が返還される場合においては、所得税法及び資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の規定の適用については、その返還を受けるべき時において、当該預金又は売却代金を対価として、当該接収貴金属等（当該預金又は売却代金に対応する部分に限る。）の譲渡があつたものとみなす。

（交易営団等の接収貴金属等に関する特例）

第二十条　大蔵大臣は、接収貴金属等について第六条第一項の認定をする場合（同条第三項第二号の規定に該当する場合を除く。）には、当該接収貴金属等が次の各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者（その者が社団法人金銀製品商聯盟である場合には、社団法人金銀運営会。以下同じ。）の所有に属していたものであるかどうかをもあわせて認定しなければならない。

一　交易営団、社団法人中央物資活用協会又は社団法人金銀運営会若しくは社団法人金銀製品商聯盟が、戦時中、政府の委託により、取得した貴金属等（当該貴金属等を溶解したものを含む。）

二　前号の貴金属等のうち、政府の指示に基き、金属配給統制株式会社が、交易営団又は社団法人中央物資活用協会から取得した貴金属等（当該貴金属等を溶解したものを含む。）

三　社団法人金銀運営会が、戦時中、政府の指示に基き、旧日本占領地域へ金製品を輸出するため、旧金資金特別会計から取得した金の地金（当該地金を溶解したもの及び当該地金による製品を含む。）

四　軍需品の製造に従事していた者が、戦時中、軍需品を製造又は修理するため、その材料として旧陸軍省、海軍省又は軍需省から取得した貴金属等（当該貴金属等を溶解したもの及び当該貴金属等による製品を含む。）

2　第五条第一項又は第四項の規定により接収貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金属等が前項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものであるときは、返還請求者は、当該返還の請

求のため提出する書面にその旨を記載しなければならない。

3　大蔵大臣は、第六条第一項の認定に係る接収貴金属等が第一項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものと認定した場合には、同条第三項第三号の規定に該当する場合を除き、その旨を同条第四項の規定による通知の書面にあわせて記載しなければならない。

4　第六条第二項及び第七条の規定は、第一項の認定（第六条第二項の規定については、接収貴金属等が第一項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものである旨の認定に限る。）について準用する。

5　第一項各号に掲げる貴金属等で、接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものについての返還の請求に対し、第八条又は第九条の規定により返還すべき保管貴金属等又はその売却代金は、これらの規定にかかわらず、国に帰属する。

（交付金）

第二十一条　国は、第六条第一項の認定に係る接収貴金属等（同条第三項第二号の規定に該当するものを除く。）のうち、前条第一項各号に掲げる貴金属等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたもの（以下「回収ダイヤモンド」という。）につき交易営団及び社団法人中央物資活用協会の取得価格の基準として定められていた価格（以下「基準取得価格」という。）により算出した金額を、これらの者がそれぞれその者に係る最初の接収時において所有していたと認められる回収ダイヤモンド（第六条第一項の認定に係るもので同条第三項第二号の規定に該当しないものを除く。）の総重量の比率によりあん分した金額。ただし、その者に係る当該回収ダイヤモンドについて基準取得価格により算出した金額を限度とする。

二　回収ダイヤモンドの取得に係る手数料又は加工費の合計額に相当するものとして、政令で定める基準により算出した金額を、当該取得者に対し、交付する。

2　第九条第一項第四号後段の規定は、前項の規定により交付する金額を算出する場合に準用する。

3　交易営団及び社団法人中央物資活用協会に対しては、国は、第一項の規定によるほか、次の各号に掲げる金額の合計金額を交付する。

一　第十一条の規定により国に帰属するダイヤモンドについて、前条第一項第一号に掲げる貴金属等に該当するダイヤモンド（以下「回収ダイヤモンド」という。）につき交易営団及び社団法人中央物資活用協会の取得価格の基準として定められていた価格（以下「基準取得価格」という。）により算出した金額を、これらの者がそれぞれその者に係る最初の接収時において所有していたと認められる回収ダイヤモンド（第六条第一項の認定に係るもので同条第三項第二号の規定に該当しないものを除く。）の総重量の比率によりあん分した金額。ただし、その者に係る当該回収ダイヤモンドについて基準取得価格により算出した金額を限度とする。

二　回収ダイヤモンドの取得に係る手数料に相当するものとして前号の金額に政令で定める割合を乗じて算出した金額

4　第一項又は前項の規定により交付金を交付する場合には、その交付金の金額について、昭和二十七年四月二十八日から支払の日の属する月の前月の末日までの期間に応じ、年五分の割合で計算した金額を加算して交付しなければならない。

5　第一項又は第三項の規定による交付金の交付に関する事務は、大蔵大臣が行う。

（接収貴金属等処理審議会）

第二十二条　大蔵省に、接収貴金属等処理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第二十三条　大蔵大臣は、次に掲げる事項については、審議会の議に付し、その議決に基いて処理しなければならない。

一　第六条の規定による認定及び請求の棄却

二　第七条第三項（第十七条第三項及び第二十条第四項において準用する場合を含む。）又は第十三条第四項の規定による決定

三　第八条から第十条までの規定による返還

四　第十六条の規定による納付金の金額の算定のためにする保管貴金属等の評価

五　第十七条第二項の規定による認定

六　第二十条第一項の規定による認定

七　第二十一条第一項又は第三項の規定による交付金の金額の算定

第二十四条　審議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一　法制局次長

二　法務事務次官

三　大蔵事務次官

四　通商産業事務次官

五　日本銀行副総裁

六　学識経験者　六人以内

2　前項第六号に掲げる委員は、大蔵大臣が任命する。

3　審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員八人以内を置く。

4　専門調査員は、貴金属等に関して専門の知識を有する者のうちから、大蔵大臣が任命する。

5　委員及び専門調査員は、非常勤とする。

第二十五条　審議会の議事は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数で決する。ただし、特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、当該事案に係る議決に加わることができない。

2　審議会は、その定めるところにより、部会を設け、その議決をもつて審議会の議決とすることができる。

3　第一項の規定は、部会の議決について準用する。

4　審議会は、審議（部会の審議を含む。）にあたり必要な場合には、参考人の出頭を求めることができる。

5　前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、政令で定める。

（事務の委託）

第二十六条　大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、保管貴金属等の返還に関する事務の一部を日本銀行に取り扱わせることができる。

（罰則）

第二十七条　第五条の規定による返還の請求に関して、虚偽の申立をし、又は第十七条第一項若しくは第二十条第二項の規定に違反してその請求をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には、同法による。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2　次に掲げる法律は、廃止する。

一　連合国占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の連合国占領軍に対する引渡に関する法律

二　接収貴金属等の数量等の報告に関する法律（昭和二十七年法律第二百九十八号）

3　代替貴金属に関する法律第一条の規定により大蔵大臣が連合国占領軍に引き渡した金の地金のうち、連合国占領軍の管理下から解除された貴金属等で同法第二条の受益者に受け取られなかつたものに代るべきものであつて、現に大蔵大臣が管理しているものは、この法律の施行の際、貴金属特別会計に帰属

する。

4　この法律の規定により国に帰属した貴金属等及び同法の規定により国に返還された国有の貴金属等で一般会計に所属するものは、大蔵大臣の所管とする。ただし、各省各庁の事務又は事業の用に供する必要があるものについて、当該各省各庁の長が大蔵大臣の同意を得たときは、その後においては、この限りでない。

5　大蔵大臣は、一般会計に所属する前項の貴金属等を、無償で、貴金属特別会計の所属に移すことができる。

6　貴金属特別会計においては、当分の間、前項の規定により同会計の所属に移された貴金属等で貴金属特別会計法（昭和二十四年法律第三十四号）第一条第二項に規定する貴金属以外のものに係る経理を行うことができる。

7　大蔵大臣は、政令で定めるところにより、連合国占領軍から政府に引き渡された第二条第三項各号に掲げるもの（同項第四号に掲げる金及び銀の地金にあつては、連合国占領軍の管理下から解除された貴金属等で代替貴金属に関する法律第二条の受益者に受け取られなかつたものに代るべきものを含む。）のうち、昭和二十七年四月二十八日からこの法律の施行の日の前日までの間に返還したものの明細を、この法律の施行後すみやかに、公告しなければならない。

8　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　管財局に臨時貴金属処理部を置く。

第十条第十一号を次のように改める。

十一　金の買取又は売渡の基本方針に関すること。

第十一条に次の二号を加える。

十五　貴金属特別会計を管理すること。

十六　接収貴金属等の処理に関すること。

同条に次の一項を加える。

2　臨時貴金属処理部においては、前項第十五号及び第十六号の事務をつかさどる。

第十七条第一項の表中連合国財産補償審査会の項の次に次のように加える。

接収貴金属等審議会	接収貴金属等の処理に関する法律（昭和二十四年法律第百三十五号）第二十二条各号に掲げる事項に関し、調査審議すること。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百三十六号（昭三四・四・一五）

◎自動車ターミナル法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　自動車ターミナル事業（第三条―第二十四条）
第三章　専用自動車ターミナル（第二十五条―第二十八条）
第四章　バスターミナルに関する特別規定（第二十九条・第三十条）
第五章　雑則（第三十一条―第三十九条）
第六章　罰則（第四十条―第四十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、自動車ターミナル事業の適正な運営及び専用自動車ターミナルの適確な管理を確保するとともに、自動車ターミナルの整備を促進することにより、自動車運送の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「自動車運送事業」とは、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の一般乗合旅客自動車運送事業及び一般路線貨物自動車運送事業をいい、「自動車運送事業者」とは、自動車運送事業を経営する者をいう。

2　この法律で「自動車ターミナル」とは、旅客の乗降又は貨物の積卸のため、自動車運送事業の事業用自動車を同時に二両以上停留させることを目的として設置した施設であつて、道路の路面その他一般交通の用に供する場所を停留場所として使用するもの以外のものをいう。

3　この法律で「一般自動車ターミナル」とは、専用自動車ターミナル以外の自動車ターミナルをいい、「専用自動車ターミナル」とは、自動車運送事業者が当該自動車運送事業の用に供することを目的として設置した自動車ターミナルをいう。

4　この法律で「バスターミナル」とは、一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車ターミナルをいい、「トラックターミナル」とは、一般路線貨物自動車運送事業の用に供する自動車ターミナルをいう。

5　この法律で「自動車ターミナル事業」とは、一般自動車ターミナルを自動車運送事業の用に供する事業をいう。

第二章　自動車ターミナル事業

（免許）

第三条　自動車ターミナル事業を経営しようとする者は、一般自動車ターミナルごとに、かつ、次に定める事業の種類ごとに運輸大臣の免許を受けなければならない。ただし、一般自動車ターミナルを無償で供用するものについては、この限りでない。

一　バスターミナル事業（バスターミナルである一般自動車ターミナルを一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車ターミナル事業）

二　トラックターミナル事業（トラックターミナルである一般自動車ターミナルを一般路線貨物自動車運送事業の用に供する自動車ターミナル事業）

（免許申請）

第四条　自動車ターミナル事業の免許を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一　経営しようとする自動車ターミナル事業の種類

二　一般自動車ターミナルの名称及び位置

三　一般自動車ターミナルの規模並びに構造及び設備の概要

四　一般自動車ターミナルの設置及び業務の運営に関し運輸省令で定める事業計画

五　その他運輸省令で定める事項

2　前項の申請書には、一般自動車ターミナルの位置を表示する地図、事業収支見積書その他運輸省令で定める書類を添附しなければならない。

（免許基準）

第五条　運輸大臣は、次の基準に適合すると認めるときでなければ、自動車ターミナル事業の免許をしてはならない。

一　当該一般自動車ターミナルの位置が自動車運送事業の輸送網の中心として適切なものであること。

二　当該一般自動車ターミナルの規模が当該地区における輸送量に対して適切なものであること。

三　当該事業の遂行上適切な事業計画を有するものであること。

四　当該事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

五　その他当該事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切なものであること。

2　次の各号の一に該当する者は、自動車ターミナル事業の免許を受けることができない。

一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　自動車ターミナル事業の免許の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者

三　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人が前二号の一に該当するもの

四　法人であつて、その役員が前三号の一に該当するもの

（工事の施行）

第六条　自動車ターミナル事業の免許を受けた者（以下「自動車ターミナル事業者」という。）は、運輸省令で定めるところにより、一般自動車ターミナルの構造及び誘導車路、停留場所、乗降場、荷扱場その他の設備について工事計画を定め、運輸大臣の指定する期限までに、工事の施行の認可を申請しなければならない。ただし、工事を必要としない場合は、この限りでない。

2　運輸大臣は、工事計画が政令で定める技術上の基準及び当該一般自動車ターミナルの規模に適合すると認めるときは、前項の認可をしなければならない。

3　天災その他やむを得ない事由により第一項の期限までに認可を申請することができないときは、運輸大臣は、申請により、同項の期限を延長することができる。

（工事計画の変更）

第七条　自動車ターミナル事業者は、工事計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2　前条第二項の規定は、前項の認可について準用する。

（工事の完成）

第八条　工事の施行の認可を受けた自動車ターミナル事業者は、運輸大臣の指定する工事の完成の期限までに、一般自動車ターミナルの工事を完成し、かつ、運輸大臣の検査を申請しなければならない。

2　運輸大臣は、前項の検査の結果、当該工事に係る構造及び設備が工事計画に合致し、かつ、工事を必要としなかつた部分の構造及び設備が第六条第二項の政令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、合格としなければならない。

3　第六条第三項の規定は、工事の完成の期限について準用する。

（工事を要しない場合）

第九条　自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの工事を必要としないときは、運輸大臣が指定する期限までに、その構造及び設備について、運輸大臣の検査を申請しなければならない。

2　運輸大臣は、前項の検査の結果、当該一般自動車ターミナルの構造及び設備が第六条第二項の政令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、合格としなければならない。

（供用の開始）

第十条　自動車ターミナル事業者は、第八条第一項又は前条第一項の検査に合格したときは、遅滞なく、一般自動車ターミナルの供用を開始しなければならない。

2　自動車ターミナル事業者は、第八条第一項又は前条第一項の検査に合格しなければ、一般自動車ターミナルの供用を開始してはならない。

（使用料金）

第十一条　自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの使用料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　運輸大臣は、前項の認可については、次の基準によらなければならない。

一　使用者が当該一般自動車ターミナルの利用に関する事項について、利用規程を定め、公衆に見易いように掲示しなければならないこと。

二　特定の使用者に対して不当な差別的取扱をするものでないこと。

（供用約款）

第十二条　自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの供用約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　運輸大臣は、前項の認可については、次の基準によらなければならない。

一　使用者の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二　混雑及び危険の防止について適切に配慮されているものであること。

（一般自動車ターミナルの管理）

第十四条　自動車ターミナル事業者は、その構造及び設備が第六条第二項の政令で定める技術上の基準に適合するように一般自動車ターミナルを維持しなければならない。

2　自動車ターミナル事業者は、混雑及び危険の防止

（利用規程）

きは、合格としなければならない。

3　第六条第三項の規定は、工事の完成の期限について準用する。

（工事を要しない場合）

第九条　自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの工事を必要としないときは、運輸大臣が指定する期限までに、その構造及び設備について、運輸大臣の検査を申請しなければならない。

2　運輸大臣は、前項の検査の結果、当該一般自動車ターミナルの構造及び設備が第六条第二項の政令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、合格としなければならない。

（供用の開始）

第十条　自動車ターミナル事業者は、第八条第一項又は前条第一項の検査に合格したときは、遅滞なく、一般自動車ターミナルの供用を開始しなければならない。

2　自動車ターミナル事業者は、第八条第一項又は前条第一項の検査に合格しなければ、一般自動車ターミナルの供用を開始してはならない。

（使用料金）

第十一条　自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの使用料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　運輸大臣は、前項の認可については、次の基準によらなければならない。

一　使用者が当該一般自動車ターミナルの利用に関する事項について、利用規程を定め、公衆に見易いように掲示しなければならないこと。

二　特定の使用者に対して不当な差別的取扱をするものでないこと。

（供用約款）

第十二条　自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの供用約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　運輸大臣は、前項の認可については、次の基準によらなければならない。

一　使用者の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二　混雑及び危険の防止について適切に配慮されているものであること。

（一般自動車ターミナルの管理）

第十四条　自動車ターミナル事業者は、その構造及び設備が第六条第二項の政令で定める技術上の基準に適合するように一般自動車ターミナルを維持しなければならない。

2　自動車ターミナル事業者は、混雑及び危険の防止

（利用規程）

第十三条　自動車ターミナル事業者は、旅客又は荷主（道路運送法の自動車運送取扱事業者を含む。以下同じ。）その他の公衆の一般自動車ターミナルの利用に関する事項について、利用規程を定め、公衆に見易いように掲示しなければならない。

2　自動車ターミナル事業者は、利用規程を定めようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3　運輸大臣は、前項の認可については、次の基準によらなければならない。

一　旅客又は荷主その他の公衆が当該一般自動車ターミナルを利用することを困難にするおそれがないものであること。

二　混雑及び危険の防止について適切に配慮されているものであること。

（一般自動車ターミナルの管理）

第十四条　自動車ターミナル事業者は、その構造及び設備が第六条第二項の政令で定める技術上の基準に適合するように一般自動車ターミナルを維持しなければならない。

2　自動車ターミナル事業者は、混雑及び危険の防止

（利用規程）

並びに事業用自動車の円滑な運行の確保に関し運輸省令で定める基準に従つて一般自動車ターミナルを管理しなければならない。

3　運輸大臣は、一般自動車ターミナルの管理の方法が前二項の規定に違反していると認めるときは、当該自動車ターミナル事業者に対して、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（供用義務）

第十五条　自動車ターミナル事業者は、次の場合を除いては、一般自動車ターミナルの供用を拒絶してはならない。

一　当該供用の申込が供用約款によらないものであるとき。

二　一般自動車ターミナルが当該供用の申込に対応する設備を有しないとき。

三　当該供用に関し使用者から特別の負担を求められたとき。

四　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（公衆の利便を阻害する行為の禁止）

第十六条　自動車ターミナル事業者は、自動車運送事業者又は旅客若しくは荷主その他一般自動車ターミナルを利用する公衆に対して、不当な差別的取扱をし、その他これらの利用者の利便を阻害する行為をしてはならない。

2　運輸大臣は、前項に規定する行為があると認めるときは、当該自動車ターミナル事業者に対して、その行為の停止を命ずることができる。

（名称の変更）

第十七条　自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの名称を変更したときは、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（位置又は規模の変更）

第十八条　自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの位置又は規模を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2　第五条第一項の規定は、前項の認可について準用する。

3　第六条から第八条まで及び第十条の規定は、第一項の認可があつた場合について準用する。

（構造又は設備の変更）

第十九条　自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの構造又は設備を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。ただし、位置又は規模の変更に伴う場合及び運輸省令で定める軽微な事項に係る変更の場合については、この限りでない。

2　第六条第二項の規定は、一般自動車ターミナルの構造又は設備の変更の認可について準用する。

3　自動車ターミナル事業者は、第一項ただし書の運輸省令で定める軽微な事項に係る構造又は設備の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（事業改善命令）

第二十条　運輸大臣は、自動車運送事業の輸送事情その他社会的経済的事情の変動があつた場合において、自動車ターミナル事業（第三条の免許を受けて経営するものに限る。）の運営について公衆の利便の増進に著しい支障があると認めるときは、当該自動車ターミナル事業者に対して、次の事項を命ずることができる。

一　一般自動車ターミナルの規模又は構造若しくは設備を変更すること。

二　使用料金、供用約款又は利用規程を変更すること。

（使用命令等）

第二十一条　運輸大臣は、一般自動車ターミナル（第三条の免許を受けて設置したものに限る。以下この条において同じ。）の所在する地点の周辺の地域に路線を定めて事業を行う自動車運送事業者が当該一般自動車ターミナルを使用していない場合において、自動車運送事業の輸送網を整備するため必要があると認めるときは、その自動車運送事業者に対して、当該一般自動車ターミナルを使用すべきことを命ずることができる。

2　前項の規定は、当該自動車運送事業者に対する道路運送法第四条第一項又は第十八条の規定の適用を排除するものと解釈してはならない。

3　運輸大臣は、一般自動車ターミナルの所在する地点の周辺の地域に路線を定めて事業を行う自動車運送事業に関しては、道路運送法に基く免許その他の処分をするについて、当該地点が自動車運送事業の輸送網の中心である性質にかんがみ、当該一般自動車ターミナルの効用を発揮させるため特別の配意をすべきものとする。

（事業の譲渡及び譲受等）

第二十二条　第三条の免許を受けて経営する自動車ターミナル事業の譲渡及び譲受は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　自動車ターミナル事業者である法人（地方公共団体を除く。以下この項及び次条第二項において同じ。）の合併は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　運輸大臣は、当該休止若しくは廃止又は法人の解散が公衆の利便を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、第一項の許可又は前項の認可をしてはならない。ただし、天災その他やむをえない事由に基く場合は、この限りでない。

（免許の取消）

第二十四条　運輸大臣は、自動車ターミナル事業者が次の各号の一に該当するときは、免許を取り消すことができる。

一　この法律、この法律に基く処分又は免許、許可若しくは認可に附した条件に違反したとき。

二　第五条第二項各号の一に該当することとなつたとき。

三　第六条第一項の規定による申請に対して不認可の処分を受けたとき。

四　第八条第一項又は第九条第一項の検査の結果、不合格となつたとき。

第三章　専用自動車ターミナル

（設置等の届出）

第二十五条　自動車運送事業者は、専用自動車ターミナルを設置したときは、遅滞なく、次の事項を運輸大臣に届け出なければならない。

一　バスターミナルであるかトラックターミナルであるかの別

二　名称及び位置

三　規模並びに構造及び設備の概要

四　その他運輸省令で定める事項

2　専用自動車ターミナルを設置した自動車運送事業者は、前項第二号若しくは第三号に掲げる事項について変更があつたとき、又は専用自動車ターミナルの使用を停止し、若しくは廃止したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（検査）

第二十六条　専用自動車ターミナルを設置した自動車運送事業者は、その構造及び設備について運輸大臣の検査を受け、これに合格しなければ、その使用を開始してはならない。専用自動車ターミナルの位置又は規模を変更した場合についても、同様とする。

2　第九条第二項の規定は、前項の検査について準用する。

（準用規定）

第二十七条　第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、専用自動車ターミナルを設置した自動車運送事業者について準用する。

（道路運送法の適用）

第二十八条　専用自動車ターミナルに関しては、道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第四章　バスターミナルに関する特別規定

（バスターミナル設置の指示）

第二十九条　運輸大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業の路線が多数集中する地域において、バスターミナルがないため一般公衆の利便及び一般乗合旅客自動車運送事業の健全な発達が著しく阻害されていると認めるときは、当該路線に係る一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者の全部に対して、共同して、バスターミナルの設置のため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2　運輸大臣は、前項の規定による指示をした場合において、あつせんすることがあると認めるときは、関係事業者間の協議について、あつせんすることができる。

（バスターミナル設置計画）

第三十条　前条第一項の規定による指示を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者は、その指示に基きバスターミナルの設置のためとるべき措置について、バスターミナル設置計画を作成し、これを運輸大臣に提出しなければならない。

2　バスターミナル設置計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　バスターミナルの名称、位置及び規模

二　一般自動車ターミナルであるか専用自動車ターミナルであるかの別

三　バスターミナルを設置する者

四　用地の取得及び資金の調達の方法

五　その他運輸省令で定める事項

第五章　雑則

（用地及び資金の確保に関する措置）

第三十一条　運輸大臣は、自動車ターミナルの設置（第三条の免許又は第二十九条第一項の規定による指示に係るものに限る。）及び第二十条第一号の規定による命令に係る自動車ターミナルの改善について、用地及び資金の確保に関する措置を講ずるように努めるものとする。

（免許等の条件）

第三十二条　免許、許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

2　前項の条件は、公共の利益を確保するため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該自動車ターミナル事業者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（運輸審議会への諮問）

第三十三条　運輸大臣は、第三条、第十一条第一項、第二十条、第二十四条又は第二十九条第一項の規定による処分については、運輸審議会にはかり、その決定を尊重してしなければならない。ただし、運輸審議会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

（聴聞）

第三十四条　運輸大臣は、第十四条第三項若しくは第十六条第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十一条第一項の規定による命令をしようとするときは、当該命令に係る者に対して、あらかじめ期日及び場所を指定して聴聞をしなければならない。聴聞に際しては、当該命令に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

（訴願）

第三十五条　この法律の規定による処分に不服のある者は、訴願をすることができる。

（関係行政機関の意見徴取）

第三十六条　運輸大臣は、都市計画法（大正八年法律第三十六号）の都市計画区域内において第三条、第十八条第一項、第二十条第一号又は第二十九条第一項の規定による処分をしようとするときは、建設大臣の意見をきかなければならない。

2　運輸大臣は、第三条、第十八条第一項又は第二十九条第一項の規定による処分をしようとするときは、関係都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

3　運輸大臣は、第二十九条第一項の規定による指示をしようとするときは、関係市町村長（特別区の区域に係る場合は、都知事）の意見をきかなければならない。

4　第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章　罰則

第四十条　第十条第一項（第十八条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十一条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十一条　第十一条第一項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条　第十二条第一項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十三条　第十三条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第四十四条　第十四条第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十五条　第十五条第一項又は第二項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十六条　第十六条第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十七条　第十七条第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十八条　第二十条第一号の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十九条　第二十二条第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第五十条　第二十三条第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第五十一条　第二十四条第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第五十二条　第二十五条第一項又は第二項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第五十三条　第二十六条第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第五十四条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第五十五条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第五十六条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第五十七条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第五十八条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第五十九条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第六十条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第六十一条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第六十二条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第六十三条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第六十四条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第六十五条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第六十六条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第六十七条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第六十八条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第六十九条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第七十条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第七十一条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第七十二条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第七十三条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第七十四条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第七十五条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第七十六条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第七十七条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第七十八条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第七十九条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第八十条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第八十一条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第八十二条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第八十三条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第八十四条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第八十五条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第八十六条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第八十七条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第八十八条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第八十九条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第九十条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第九十一条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第九十二条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第九十三条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第九十四条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第九十五条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第九十六条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第九十七条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第九十八条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第九十九条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百一条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百二条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百三条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百四条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百五条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百六条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百七条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百八条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百九条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百十条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百十一条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百十二条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百十三条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百十四条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百十五条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百十六条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百十七条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百十八条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百十九条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百二十条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百二十一条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百二十二条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百二十三条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百二十四条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百二十五条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百二十六条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百二十七条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百二十八条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百二十九条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百三十条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百三十一条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百三十二条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百三十三条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百三十四条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百三十五条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百三十六条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百三十七条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百三十八条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百三十九条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百四十条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百四十一条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百四十二条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百四十三条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百四十四条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百四十五条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百四十六条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百四十七条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百四十八条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百四十九条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百五十条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百五十一条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百五十二条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百五十三条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百五十四条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百五十五条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百五十六条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百五十七条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百五十八条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百五十九条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百六十条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百六十一条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百六十二条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百六十三条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百六十四条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百六十五条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百六十六条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百六十七条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百六十八条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百六十九条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百七十条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百七十一条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百七十二条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百七十三条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百七十四条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百七十五条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百七十六条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百七十七条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百七十八条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百七十九条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百八十条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百八十一条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百八十二条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百八十三条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百八十四条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百八十五条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百八十六条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百八十七条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百八十八条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百八十九条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百九十条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百九十一条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百九十二条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百九十三条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百九十四条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百九十五条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百九十六条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百九十七条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百九十八条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第百九十九条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第二百条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第二百一条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第二百二条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第二百三条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第二百四条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第二百五条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第二百六条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第二百七条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第二百八条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第二百九条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第二百十条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第二百十一条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第二百十二条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第二百十三条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第二百十四条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第二百十五条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第二百十六条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第二百十七条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第二百十八条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第二百十九条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第二百二十条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第二百二十一条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第二百二十二条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第二百二十三条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第二百二十四条　第二十八条第一項において準用する道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用

用する場合を含む。）又は第二十六条第一項の規定に違反して一般自動車ターミナルの供用を開始し、又は専用自動車ターミナルの使用を開始した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四十一条　第三条の規定に違反して自動車ターミナル事業を経営した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十二条　第十一条第一項の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた料金によらないで料金を収受した者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十三条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第十二条第一項、第十三条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十三条第一項の規定により許可又は認可を受けてしなければならない事項を許可又は認可を受けないでした者

二　第十四条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十条又は第二十一条第一項の規定による命令に違反した者

三　第十五条の規定に違反した者

四　第十六条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反した者

五　第三十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六　第三十九条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第四十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第四十五条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一　第十三条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による掲示を怠つた者

二　第十七条、第十九条第三項、第二十二条第五項又は第二十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）

第二条　第三条の規定は、この法律の施行の際現に自動車ターミナル事業を経営している者については、この法律の施行の日から三月間は、適用しない。

2　この法律の施行の際現に自動車ターミナル事業を経営している者は、前項の期間内に当該一般自動車ターミナルに関し第四条第一項各号に掲げる事項を運輸大臣に届け出たときは、第三条の免許を受けたものとみなす。

3　第四条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第三条　この法律の施行の際現に専用自動車ターミナルを使用している自動車運送事業者は、この法律の施行の日から三月以内に、当該専用自動車ターミナルに関し第二十五条第一項各号に掲げる事項を運輸大臣に届け出なければならない。

2　前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

第四条　附則第二条第二項の規定により自動車ターミナル事業の免許を受けたものとみなされた者は、この法律の施行の日から六月間は、第十一条第一項及び第十二条第一項の規定にかかわらず、使用料金又は供用約款の認可を受けなくても、当該一般自動車ターミナルを供用することができる。その者がその期間内にこれらの規定による認可を申請した場合において、認可をした旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までも、同様とする。

2　附則第二条第二項の届出をした一般自動車ターミナルについては、第十五条の規定は、この法律の施行の日から六月間は、適用しない。

2　前項に規定する一般自動車ターミナルについては、第二十条の規定は、この法律の施行の日から三年間は、適用しない。

第五条　附則第二条第二項の規定により免許を受けたものとみなされた者及び附則第三条第一項の規定による届出をした自動車運送事業者は、この法律の施行の日から六月間は、第十三条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、利用規程の認可を受けなくても、当該一般自動車ターミナルを供用し、又は当該専用自動車ターミナルを使用することができる。これらの者がその期間内に同項の規定による認可を申請した場合において、認可をした旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までも、同様とする。

2　附則第二条第二項の規定による届出をした一般自動車ターミナル及び附則第三条第一項の届出をした専用自動車ターミナルについては、第十四条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日から六月間は、適用しない。

3　前項に規定する自動車ターミナルについては、第十四条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日から三年間は、適用しない。ただし、当該自動車ターミナルの構造又は設備を変更した場合において、その変更に係る部分については、その変更後は、この限りでない。

（運輸省設置法の一部改正）

第六条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十号の次に次の一号を加える。

四十の二　自動車ターミナル法（昭和二十四年法律第百三十六号）第三条の免許を受けて経営する自動車ターミナル事業の用に供する施設

（内閣総理・運輸・建設大臣署名）

律第百三十六号）の規定により運輸審議会にはかることを要する事項

第二十八条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　自動車ターミナルに関すること。

第五十一条第一項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三　自動車ターミナルに関すること。

（土地収用法の一部改正）

第七条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第九号の次に次の一号を加える。

九の二　自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第三条の免許を受けて経営する自動車ターミナル事業の用に供する施設

第六条第一項第十一号の六の次に次の一号を加える。

十一の七　自動車ターミナル法（昭和三十四年法

法律第百三十七号（昭三四・四・一五）

◎最低賃金法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　最低賃金（第三条―第十九条）
第三章　最低工賃（第二十条―第二十五条）
第四章　最低賃金審議会（第二十六条―第三十二条）
第五章　雑則（第三十三条―第四十三条）
第六章　罰則（第四十四条―第四十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「労働者」、「使用者」又は「賃金」とは、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条から第十一条までに規定する労働者、使用者又は賃金をいう。

2　この法律で「委託」とは、次に掲げる行為をいう。

一　他人に物品を提供して、その物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、浄洗、選別、包装若しくは解体（以下「加工等」という。）を委託すること。

二　他人に物品を売り渡して、その者がその物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品を製造した場合又はその物品の加工等をした場合にその製造又は加工等に係る物品を買い受けることを約すること。

3　この法律で「委託者」とは、次に掲げる者をいう。

一　物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者であつて、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について委託をするもの

二　前号に規定する者のために行為をするすべての者

4　この法律で「家内労働者」とは、委託者の委託により、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を常時使用していないものをいう。

5　この法律で「工賃」とは、次に掲げるものをいう。

一　第二項第一号の委託の場合において物品の製造又は加工等の対価として委託者が家内労働者に支払うもの

二　第二項第二号の委託の場合において同号の物品の買受について委託者が家内労働者に支払うものの価額と同号の物品の売渡について家内労働者が委託者に支払うものの価額との差額

第二章　最低賃金

（最低賃金の原則）

第三条　最低賃金は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

（最低賃金額）

第四条　最低賃金額（最低賃金において定める賃金の

額をいう。以下同じ。）は、時間、日、週又は月によつて定めるものとする。

2　賃金が通常出来高払制その他の請負制で定められている場合であつて、前項の規定によることが不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、労働省令で定めるところにより最低賃金額を定めることができる。

（最低賃金の効力）

第五条　使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2　最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3　次に掲るげ賃金は、前二項に規定する賃金に算入しない。

一　一月をこえない期間ごとに支払われる賃金以外の賃金で労働省令で定めるもの

二　通常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金で労働省令で定めるもの

三　当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

4　第一項及び第二項の規定は、労働者がその都合により所定労働時間若しくは所定労働日の労働をしなかつた場合又は使用者が正当な理由により労働者に所定労働時間若しくは所定労働日の労働をさせなかつた時間又は日に対応する限度で賃金を支払わないことを妨げるものではない。

（現物給与等の評価）

第六条　賃金が通貨以外のもので支払われる場合又は使用者が労働者に提供した食事その他のものの代金を賃金から控除する場合においては、最低賃金の適用について、これらのものは、適正に評価されなければならない。

（最低賃金の競合）

第七条　労働者が二以上の最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより第五条の規定を適用する。

（最低賃金の適用除外）

第八条　次に掲げる労働者については、当該最低賃金に別段の定がある場合を除き、労働省令で定めるところにより、使用者が都道府県労働基準局長の許可を受けたときは、第五条の規定は、適用しない。

一　精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者

二　試の使用期間中の者

三　職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）第十五条第一項又は第十六条第一項の認定を受けて行われる職業訓練を受ける者

四　所定労働時間の特に短い者、軽易な業務に従事する者その他の労働省令で定める者

（業者間協定に基く最低賃金）

第九条　労働大臣又は都道府県労働基準局長は、賃金の最低額に関する業者間協定（使用者又は使用者の団体の間における協定をいう。以下同じ。）が締結された場合において、その当事者の全部の合意による申請があつたときは、当該業者間協定における賃金の最低額に関する定に基き、その申請の際の当事者である使用者（当事者である使用者の団体の構成員である使用者を含む。）及びその使用する労働者に適用する最低賃金の決定をすることができる。

2　労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定による申請に係る業者間協定における賃金の最低

額に関する定が適当でないと認められる場合においては、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の意見に基き、当該当事者に対して、その賃金の最低額に関する定を改正して再申請すべきことを勧告することができる。

3　第一項の規定による最低賃金は、同項の申請があつた後に当該業者間協定に参加した使用者（参加した使用者の団体の構成員である使用者を含む。）及び当該業者間協定の当事者である使用者の団体に加入した使用者並びにこれらの者の使用する労働者についても適用があるものとする。

（業者間協定に基く地域的最低賃金）

第十条　労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の大部分が前条第一項の規定による一の最低賃金の適用を受ける場合又は同項の規定による二以上の最低賃金で最低賃金額について実質的に内容を同じくするもののいずれかの適用を受ける場合において、これらの最低賃金の適用を受ける使用者の大部分の者の合意による申請があつたときは、これらの最低賃金に基き、その一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の全部に適用する最低賃金の決定をすることができる。

（異議の申出）

第十二条　労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第十条又は前条の申請があつたときは、労働省令で定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

2　第十条又は前条に規定する同種の労働者及びこれを使用する使用者で申請に係る最低賃金又は労働協約の適用を受けていないものは、前項の規定による公示があつた日から三十日以内に、労働大臣又は都道府県労働基準局長に、異議を申し出ることができる。

（労働協約に基く地域的最低賃金）

第十一条　労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の大部分が賃金の最低額に関する定を含む一の労働協約の適用を受ける場合又は同一地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の大部分が賃金の最低額に関する定を含む二以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者（使用者の団体を含む。）の全部の合意による申請があつたときは、これらの賃金の最低額に関する定に基き、その一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の全部に適用する最低賃金の決定をすることができる。

3　労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。

4　労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第一項の規定による公示の日から三十日を経過するまでは、第十条又は前条の決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

5　労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第十条又は前条の決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、第三項の規定による最低賃金審議会の意見に基き、当該最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定をすることができる。

（最低賃金の改正等）

第十三条　労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条第一項、第十条又は第十一条の規定による最低賃金について、これらの最低賃金の決定の例により、改正又は廃止の決定をすることができる。

2　労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条第一項、第十条又は第十一条の規定による最低賃金が著しく不適当となつたと認めるときは、その最低賃金の改正又は廃止の決定をすることができる。

（業者間協定の締結等の勧告）

第十四条　労働大臣又は都道府県労働基準局長は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、使用者又はその団体に対し、賃金の最低額に関する業者間協定の締結又は改正を勧告することができる。

（最低賃金審議会への諮問）

第十五条　労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条第一項、第十条、第十一条若しくは第十三条第一項若しくは第二項の決定又は前条の勧告については、あらかじめ最低賃金審議会に諮問し、その意見を尊重してこれをしなければならない。

2　労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条第二項、第十二条第五項又は前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を附して、最低賃金審議会に再審議を求めなければならない。

（最低賃金審議会の調査審議に基く最低賃金）

第十六条　労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の事業、職業又は地域について、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認める場合において、第九条第一項、第十条、第十一条又は第十三条第一項の規定により最低賃金を決定することが困難又は不適当と認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を尊重して、最低賃金の決定をすることができる。

2　労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定により決定した最低賃金について必要があると認めるときは、同項の決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

3　前条第二項の規定は、前二項の決定について準用する。

（公示及び発効）

第十七条　労働大臣又は都道府県労働基準局長は、最低賃金に関する決定をしたときは、労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2　前項の決定は、同項の公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その他の最低賃金に関する決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

（最低賃金の効力の存続）

第十八条　第九条第一項、第十条又は第十一条の規定による最低賃金の基礎となつた業者間協定又は労働協約の変更又は消滅は、当該最低賃金の効力に影響を及ぼすものではない。

（周知義務）

第十九条　最低賃金の適用を受ける使用者は、労働省令で定めるところにより、当該最低賃金の概要を、常時作業場の見易い場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置をとらなければならない。

第三章　最低工賃

（最低工賃の決定）

第二十条　労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者が第十条、第十一条又は第十六条第一項の規定による最低賃金の適用を受ける場合において、その地域内に営業所を有する委託者で当該使用者と同一又は類似の事業を営むものに係る家内労働者であつて、当該労働者と同一又は類似の業務に従事するものの労働条件の改善を図り、及び当該最低賃金の有効な実施を確保するため必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を尊重して、当該委託者及び家内労働者に適用する最低工賃の決定をすることができる。

2　労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の決定をする場合において、必要があると認めるときは、当該最低工賃において、当該地域内の家内労働者で同項に規定する家内労働者と同種の業務に従事するもの及びこれに対して委託をする委託者で同項に規定する委託者と同種の事業を営むものに、当該最低工賃を適用すべきことの定をすることができる。

3　労働大臣又は都道府県労働基準局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

4　第十五条第二項の規定は、第一項及び前項の決定について準用する。

（公示及び発効）

第二十一条　労働大臣又は都道府県労働基準局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2　最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日から、その効力を生ずる。

（最低工賃額等）

第二十二条　最低工賃は、当該最低賃金との均衡を考慮して定められなければならない。

2　最低工賃額（最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。）は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

3　最低工賃においては、その適用を受ける家内労働者の範囲及び工賃の支払の期限を定めるものとする。

（最低工賃の効力）

第二十三条　最低工賃の適用を受ける委託者は、当該最低工賃の適用を受ける家内労働者に対して委託をする場合は、その家内労働者に対し、最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

2　最低工賃の適用を受ける家内労働者と委託者との間の委託の契約で最低工賃額に達しない工賃を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低工賃と同様の定をしたものとみなす。

3　第六条の規定は、最低工賃の適用について準用する。

（最低工賃等の明示）

第二十四条　最低工賃の適用を受ける委託者は、当該最低工賃の適用を受ける家内労働者に委託をするときは、工賃の額及び工賃の支払の期限を定め、当該最低工賃額及び当該最低工賃において定める支払の期限とともにこれを明示しなければならない。

（帳簿の備付）

第二十五条　最低工賃の適用を受ける委託者は、労働省令で定めるところにより、当該最低工賃の適用を受ける家内労働者で委託に係るものに関し、その氏名、工賃の額その他の事項を記入した帳簿を営業所に備え付けて置かなければならない。

第四章　最低賃金審議会

（設置）

第二十六条　労働省に中央最低賃金審議会を、都道府県労働基準局に地方最低賃金審議会を置く。

（権限）

第二十七条　最低賃金審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、労働大臣又は都道府県労働基準局長の諮問に応じて、最低賃金又は最低工賃に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を労働大臣又は都道府県労働基準局長に建議することができる。

（組織）

第二十八条　最低賃金審議会は、政令で定めるところにより、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

（専門部会等）

第三十一条　最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2　最低賃金審議会は、第十六条第一項の規定による最低賃金の決定若しくは最低工賃の決定又はこれらの改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

3　専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4　最低工賃に関して置かれる専門部会は、前項に規定する委員のほか、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

5　第二十八条第二項及び第三項、第二十九条第一項、第四項及び第五項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。

6　最低賃金審議会は、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。

（政令への委任）

第三十二条　この法律に規定するもののほか、最低賃金審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章　雑則

（援助）

第三十三条　政府は、使用者、労働者、委託者及び家内労働者に対し、関係資料の提供その他最低賃金制度の円滑な実施に必要な援助に努めなければならない。

（調査）

第三十四条　労働大臣は、賃金、工賃その他労働者又は家内労働者の実情について必要な調査を行い、最低賃金制度が円滑に実施されるように努めなければならない。

（報告）

第三十五条　労働大臣及び都道府県労働基準局長は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、労働省令で定めるところにより、使用者、労働者、委託者又は家内労働者に対し、賃金又は工賃に関する事項の報告をさせることができる。

（職権等）

第三十六条　第九条第一項及び第二項、第十条、第十一条、第十三条、第十四条、第十六条第一項及び第二項並びに第二十条第一項及び第三項に規定する労働大臣又は都道府県労働基準局長の職権は、二以上の都道府県労働基準局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働基準局の管轄区域内のみに係る事案で労働大臣が全国的に関連があると認めて労働省令で定めるところにより指定するものについては、労働大臣が行い、一の都道府県労働基準局の管轄区域内のみに係る事案（労働大臣の職権に属する事案を除く。）については、当該都道府県労働基準局長が行う。

2　労働大臣は、都道府県労働基準局長が決定した最低賃金又は最低工賃が著しく不適当となつたと認めるときは、その改正又は廃止の決定をなすべきことを都道府県労働基準局長に命ずることができる。

3　第十五条の規定は、労働大臣が前項の規定による命令をしようとする場合について準用する。

（労働基準監督署長及び労働基準監督官）

第三十七条　労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

（労働基準監督官の権限）

第三十八条　労働基準監督官は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、使用者又は委託者の事業場又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をすることができる。

2　前項の規定により立入検査をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十九条　労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員の職務を行う。

（船員に関する特例）

第四十条　船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員（以下「船員」という。）に関しては、この法律に規定する労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、運輸大臣、海運局長又は船員労務官が行うものとし、この法律中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、「都道府県労働基準局の管轄区域」とあるのは「海運局の管轄区域」と読み替えるものとする。

第四十一条　船員に関しては、この法律に規定する最低賃金審議会の権限に属する事項は、船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会（以下「船員労働委員会」という。）が行う。

2　船員労働委員会には、前項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議させるため、委員のほか、特別委員を置くことができる。

3　特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、運輸大臣が任命する。

4　第二十八条第三項及び第二十九条第五項の規定は、第二項の特別委員について準用する。

第四十二条　船員労働委員会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、最低賃金専門部会を置くことができる。

2　船員労働委員会は、第十六条第一項の規定による最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、最低賃金専門部会を置かなければならない。

3　最低賃金専門部会の委員は、政令で定めるところにより、運輸大臣が任命する。

4　最低賃金専門部会には、委員のほか、特別委員を置くことができる。

5　第二十八条第三項、第二十九条第五項及び前条第三項の規定は前項の特別委員について、第三十一条第三項の規定は最低賃金専門部会について、準用する。

6　第三十一条第六項の規定は、船員労働委員会について準用する。

（省令への委任）

第四十三条　この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第六章　罰則

第四十四条　第五条第一項又は第二十三条第一項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第四十五条　次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一　第十九条、第二十四条又は第二十五条の規定に違反した者

二　第二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第三十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者

第四十六条　前二条の違反行為をした者が、法人又は人のために行為した法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める。

（労働基準法の一部改正）

第二条　労働基準法の一部を次のように改正する。

第二十八条を次のように改める。

（最低賃金）

第二十八条　賃金の最低基準に関しては、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の定めるところによる。

第二十九条から第三十一条まで　削除

第百条第一項中「、中央賃金審議会」を削り、同条第三項中「、労働基準審議会及び地方賃金審議会」を「及び労働基準審議会」に改める。

第百十四条及び第百十九条第一号中「、第三十一条」を削る。

（国会職員法の一部改正）

第三条　国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「及び労働基準法「昭和二十二年法律第四十九号）」を「、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）及び最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）」に改める。

（船員法の一部改正）

第四条　船員法の一部を次のように改正する。

第五十九条を次のように改める。

（最低報酬）

第五十九条　給料その他の報酬の最低基準に関しては、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の定めるところによる。

第七十一条第一号中「船員労働委員会」を「労働組合法による労働委員会（以下船員労働委員会という。）」に改める。

第百十六条第一項中「、第五十九条第二項」及び「（第五十九条第二項の場合には同条の規定による報酬の最低額と契約で定められた報酬の額との差額）」を削る。

第百三十条中「、第五十九条第二項」を削る。

（国家公務員法の一部改正）

第五条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「及び船員法（昭和二十二年法律第百号）」を「、船員法（昭和二十二年法律第百号）及び最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）」に改める。

（運輸省設置法の一部改正）

第六条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十三号を次のように改める。

二十三　船員の最低賃金並びにその改正及び廃止の決定をすること。

第二十五条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　船員の最低賃金に関すること。

第四十条第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　船員の最低賃金に関すること。

第五十七条を次のように改める。

（船員労働委員会）

第五十七条　船員労働委員会の組織、所掌事務及び権限は、労働関係調整法（昭和二十四年法律第百七十四号）及び最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）並びにこれらに基く命令の定めるところによる。

（労働省設置法の一部改正）

第七条　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十一号を次のように改める。

二十一　削除

第四条第三十二号の五の次に次の二号を加える。

三十二の六　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）に基いて、最低賃金並びにその改正及び廃止の決定をすること。

三十二の七　最低賃金法に基いて、最低工賃並びにその改正及び廃止の決定をすること。

第八条第一項第六号の四の次に次の一号を加える。

六の五　最低賃金及び最低工賃に関すること。

第八条第一項第十一号中「及びけい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法」を「、けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法及び最低賃金法」に改める。

第十三条第一項の表中

「中央賃金審議会	労働大臣の求に応じ、最低賃金に関する事項を調査審議して意見を提出すること。」

を削り、

「けい肺審議会	けい肺に関する重要事項を調査審議すること。
中央最低賃金審議会	労働大臣の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する重要事項を調査審議すること。
地方労働基準審議会	都道府県労働基準局長の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を調査審議すること。
地方最低賃金審議会	都道府県労働基準局長の諮問に応じ、最低賃金及び最低工賃に関する事項を調査審議すること。」

に改める。

第十五条第一項中「及びけい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法（これに基く命令を含む。）」を「、けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法（これに基く命令を含む。）及び最低賃金法（これに基く命令を含む。）」に改める。

第十六条第一項の表を次のように改める。

名称	目的
地方労働基準審議会	都道府県労働基準局長の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を調査審議すること。
地方最低賃金審議会	都道府県労働基準局長の諮問に応じ、最低賃金及び最低工賃に関する事項を調査審議すること。

第十七条第一項中「及びけい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法（これに基く命令を含む。）」を「、けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法（これに基く命令を含む。）及び最低賃金法（これに基く命令を含む。）」に改める。

（労働組合法の一部改正）

第八条　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条に次の一項を加える。

4　第一項の申立に係る労働協約が最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第十一条に規定する労働協約に該当するものであると認めるときは、労働大臣又は都道府県知事は、同項の決定をするについては、賃金に関する部分に関し、あらかじめ、中央最低賃金審議会又は都道府県労働基準局長の意見を聞かなければならない。この場合において、都道府県労働基準局長が意見を提出するについては、あらかじめ、地方最低賃金審議会の意見を聞かなければならない。

第十九条第二十二項中「この法律」の下に「（第十八条第四項の規定を除く。）」を加える。

（地方公務員法の一部改正）

第九条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）」を「、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第十条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百八条中「及び船員法」を「、船員法」に、「並びにこれらに基く命令」を「及び最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第十一条に規定する労働協約に該当するものであると認めるときは、労働大臣又は都道府県知事は、同項の決定をするについては、賃金に関する部分に関し、あらかじめ、中央最低賃金審議会又は都道府県労働基準局長の意見を聞かなければならない。この場合において、都道府県労働基準局長が意見を提出するについては、あらかじめ、地方最低賃金審議会の意見を聞かなければならない。

第十九条第二十二項中「この法律」の下に「（第十八条第四項の規定を除く。）」を加える。

（地方公務員法の一部改正）

第九条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）」を「、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第十条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百八条中「及び船員法」を「、船員法」に、「並びにこれらに基く命令」を「及び最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第十一条に規定する労働協約に該当するものであると認めるときは、労働大臣又は都道府県知事は、同項の決定をするについては、賃金に関する部分に関し、あらかじめ、中央最低賃金審議会又は都道府県労働基準局長の意見を聞かなければならない。この場合において、都道府県労働基準局長が意見を提出するについては、あらかじめ、地方最低賃金審議会の意見を聞かなければならない。

第十九条第二十二項中「この法律」の下に「（第十八条第四項の規定を除く。）」を加える。

（地方公務員法の一部改正）

第九条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）」を「、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第十条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百八条中「及び船員法」を「、船員法」に、「並びにこれらに基く命令」を「及び最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第十一条に規定す

和三十四年法律第百三十七号）並びにこれらに基く命令」に改める。

（内閣総理・法務・運輸・労働大臣署名）

法律第百三十八号（昭三四・四・一六）

◎総理府設置法の一部を改正する法律

総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中科学技術会議の項の次に次のように加える。

皇居造営審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて皇居造営に関する重要事項を調査審議すること。
訴願制度調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて訴願制度改正に関する重要事項を調査審議すること。
固定資産評価制度調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて固定資産税その他の租税の課税の基礎となるべき固定資産の評価の制度に関する重要事項を調査審議すること。
税制調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて租税制度に関する重要事項を調査審議すること。
産業災害防止対策審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて産業災害防止対策に関する重要事項を調査審議すること。

附則中第五項を次のように改め、第六項を削り、第七項を第六項とする。

5　第十五条第一項の表に掲げる附属機関のうち、皇居造営審議会及び訴願制度調査会は昭和三十五年三月三十一日まで、固定資産評価制度調査会は昭和三十六年三月三十一日まで、税制調査会は昭和三十七年三月三十一日まで、産業災害防止対策審議会は昭和三十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第百三十九号（昭三四・四・一六）

◎厚生省設置法の一部を改正する法律

厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「内部部局（第六条―第十四条の二）」を「内部部局（第六条―第十四条の三）」に、「第三節　地方支分部局（第三十条―第四十一条）」を「第一款　削除（第三十四条―第三十六条）　第二款　医務出張所（第三十七条―第三十九条）　第三款　地方復員部（第四十条・第四十一条）　第四款　地方支分部局（第三十条―第三十六条）　第一節　医務出張所（第三十一条―第三十三条）　第二節　地区麻薬取締官事務所（第三十四条―第三十六条）」に、「職員（第四十二条・第四十三条）」を「職員（第三十七条・第三十八条）」に改める。

第四条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　国民年金に関する事務及び事業

第五条中第六十二号の二を第六十二号の三とし、第六十二号の次に次の一号を加える。

六十二の二　国民年金法（昭和三十四年法律第百十一号）の定めるところにより、年金給付を受ける権利を裁定し、及び保険料を徴収すること。

第六条第一項中「左の七局」を「次の八局」に、「保険局」を「保険局　年金局」に改める。

第八条第十七号中「新宿御苑」の下に「並びに千鳥ケ淵戦没者墓苑」を加える。

第九条第一項第二号中「施行すること」の下に「（受胎調節に関することを除く。）」を加える。

第十三条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　優生保護法の施行に関する事務のうち、受胎調節に関することを次のように改める。

第十四条第十三号を次のように改める。

十三　社会保険制度の向上に関し、調査研究を行うこと。

第十四条の二を第十四条の三とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（年金局の事務）

第十四条の二　年金局においては、次の事務をつかさどる。

一　国民年金事業を行うこと。

二　国民年金審議会に関すること。

三　国民年金制度と厚生省所管の他の年金制度との調整を図ること。

四　厚生省所管の年金制度の向上に関し、調査研究を行うこと。

十一号の定めるところにより、年金給付を受ける権利を裁定し、及び保険料を徴収すること。

第六条第一項中「左の七局」を「次の八局」に、「保険局　年金局」に改める。

第八条第十七号中「新宿御苑」の下に「並びに千鳥ケ淵戦没者墓苑」を加える。

第九条第一項第二号中「施行すること」の下に「（受胎調節に関することを除く。）」を加える。

第十三条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　優生保護法の施行に関する事務のうち、受胎調節に関すること。

第十四条第十三号を次のように改める。

十三　社会保険制度の向上に関し、調査研究を行うこと。

第十四条の二を第十四条の三とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（年金局の事務）

第十四条の二　年金局においては、次の事務をつかさどる。

一　国民年金事業を行うこと。

二　国民年金審議会に関すること。

三　国民年金制度と厚生省所管の他の年金制度との調整を図ること。

四　厚生省所管の年金制度の向上に関し、調査研究を行うこと。

第二十九条第一項の表中

「人口問題審議会」	人口問題に関する重要事項について、関係各大臣の諮問に応じて調査審議し、及び関係各大臣に対し意見を述べること。
「医療制度調査会」	医療に関する制度及びこれに関連する基本的事項について、厚生大臣の諮問に応じて調査審議し、及び関係行政機関に対し意見を述べること。
「中央社会保険医療協議会」	健康保険の保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師並びに国民健康保険の療養取扱機関、国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師に対する適切な保険診療の指導監督を行うとともに、健康保険及び船員保険の適正な診療報酬額を審議すること。
「国民年金審議会」	国民年金事業に関する重要事項について、厚生大臣の諮問に応じて調査審議し、及び関係行政機関に対し意見を述べること。

に、「人口問題審議会」を「人口問題審議会　人口問題に関する重要事項について、関係各大臣の諮問に応じて調査審議し、及び関係各大臣に対し意見を述べること。」に、「中央社会保険医療協議会」を「中央社会保険医療協議会　健康保険の保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師並びに国民健康保険の療養取扱機関、国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師に対する適切な保険診療の指導監督を行うとともに、健康保険及び船員保険の適正な診療報酬額を審議すること。」に改めること。

る。

第三十条中「地方復員部」を削る。

第二章第三節中第一款を削り、第二款を第一款とし、第三十四条を第三十一条とし、第三十五条及び第三十六条をそれぞれ第三十二条及び第三十三条とする。

第二章第三節中第三款を第二款とし、第三十七条を第三十四条とし、第三十八条及び第三十九条をそれぞれ第三十五条及び第三十六条とする。

第二章第三節第四款を削る。

第三章中第四十二条を第三十七条とし、第四十三条を第三十八条とする。

附則に次の一項を加える。

4　第二十九条第一項の表に掲げる附属機関のうち、医療制度調査会は、昭和三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この法律中第八条、第九条第一項、第十三条、第二十九条第一項及び附則の改正規定（国民年金審議会に係る部分を除く。）は公布の日から、目次中第二章第三節及び第三章に係る部分並びに第三十条、第二章第三節及び第三章の改正規定は昭和三十四年十一月十六日から、その他の規定は同年五月一日から施行する。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百四十号（昭三四・四・一六）

◎恩給法の一部を改正する法律

恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第五項の次に次の一項を加える。

第三項ノ規定ニ拘ラズ増加恩給ヲ受クル者（公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ為生殖機能ヲ廃シタル者ニ限ル）ノ退職後養子ト為リタル未成年ノ子ニシテ縁組当時ヨリ引続キ増加恩給ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスルモノアルトキハ当該養子以外ノ子ナキトキニ限リ其ノ一人ヲ扶養家族トス

別表第一号表ノ二中

右ニ掲クル各症ニ該当セサル傷痍疾病ノ症項ハ右ニ掲クル各症ニ準シ之ヲ査定ス	を

に改める。

別表第一号表ノ三中

右ニ掲クル各症ニ該当セザル傷痍疾病ノ症項ハ右ニ掲グル各症ニ準ジ之ヲ査定ス	を

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六十五条の改正規定及び附則第二項から附則第四項

までの規定は、昭和三十四年四月一日から適用する。

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

2　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条第三項ただし書中「第五項」を「第六項」に改める。

（改正後の恩給法第六十五条の規定による加給）

3　昭和三十四年四月一日において現に増加恩給を受けている者の改正後の恩給法第六十五条第六項（改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による加給は、昭和三十四年四月分から行う。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正）

4　恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第三項中「第六項」を「第七項」に改める。

（内閣総理大臣署名）

法律第百四十一号（昭三四・四・一六）

◎国民年金法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　被保険者（第七条―第十四条）
第三章　年金給付
第一節　通則（第十五条―第二十五条）
第二節　老齢年金（第二十六条―第二十九条）
第三節　障害年金（第三十条―第三十六条）
第四節　母子年金、遺児年金及び寡婦年金
第一款　母子年金（第三十七条―第四十一条）
第二款　遺児年金（第四十二条―第四十八条）
第三款　寡婦年金（第四十九条―第五十二条）
第四節　特例による老齢年金、障害年金及び母子年金（第五十三条―第六十八条）
第五節　給付の制限（第六十九条―第七十三条）
第六節　被保険者及び年金給付に関する経過的特例（第七十四条―第七十九条）
第四章　経過措置（第八十条―第八十三条）
第一節　福祉年金の特別支給（第八十条―第八十一条）
第二節　福祉施設（第八十四条）
第五章　費用（第八十五条―第百条）
第六章　審査の請求（第百一条）
第七章　雑則（第百二条―第百十条）
第八章　罰則（第百十一条―第百十四条）
附則

第一章　総則

（国民年金制度の目的）

第一条　国民年金制度は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基き、老齢、廃疾又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。

（国民年金の給付）

第二条　国民年金は、前条の目的を達成するため、国民の老齢、廃疾又は死亡に関して必要な年金の給付を行うものとする。

（管掌）

第三条　国民年金事業は、政府が、管掌する。

2　国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に行わせることができ

る。

（年金額及び保険料額の調整）

第四条　保険料の負担を伴うこの法律による年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるための調整が加えられるべきものとする。

2　保険料の額は、年金給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従つて再計算され、その結果に基いて所要の調整が加えられるべきものとする。

（用語の定義）

第五条　この法律において、「被用者年金各法」とは、次の各号に掲げる法律及び条例をいう。

一　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

二　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

三　恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）

四　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）

五　地方公務員の退職年金に関する条例

六　市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）

七　私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

八　公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）

九　農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）

十　国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）

2　この法律において、「公的年金各法に基く年金たる給付」とは、次の各号に掲げる給付をいう。

一　被用者年金各法に基く年金たる給付

二　厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付

三　執達吏規則（明治二十三年法律第五十一号）に基く年金たる給付

四　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）に基いて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付

五　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）に基く年金たる給付（遺族給与金を含む。）

六　未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）に基く留守家族手当及び特別手当（同法附則第四十四項に規定する手当を含む。）

七　前各号に定めるもののほか、政令で定める法令に基く年金たる給付

3　この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、第四十九条の規定を除き、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

（諮問）

第六条　厚生大臣は、国民年金事業の運営に関しては、その大綱につき、あらかじめ、国民年金審議会に諮問するものとする。

第二章　被保険者

（被保険者の資格）

第七条　日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の日本国民は、国民年金の被保険者とする。

2　次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、国民年金の被保険者としない。

一　被用者年金各法の被保険者又は組合員（恩給法に定める公務員及び他の法律により恩給法に定める公務員とみなされる者、地方公務員の退職年金に関する条例の適用を受ける地方公務員、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合の組合員、執行吏並びに国会議員を含む。）

二　第五条第二項第一号から第四号までに掲げる年金たる給付のうち老齢若しくは退職又は廃疾を支給事由とする給付を受けることができる者

三　第五条第二項第一号から第四号までに掲げる年金たる給付のうち老齢又は退職を支給事由とする給付の受給資格要件たる期間を満たしている者

四　第五条第二項第一号から第四号までに掲げる年金たる給付のうち死亡を支給事由とする給付を受けることができる者

五　第五条第二項第五号から第七号までに掲げる年金たる給付を受けることができる者

六　前五号に掲げる者の配偶者

七　次に掲げる学校に在学する生徒又は学生。ただし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十四条に規定する高等学校の定時制課程による授業を受け、同法第四十五条（同法第七十条、第七十条の十及び第七十六条において準用する場合を含む。）に規定する通信教育を受け、同法第五十四条に規定する夜間の学部に在学し、又は同法第七十条の四に規定する夜間の課程による授業を受ける生徒又は学生を除く。

イ　学校教育法第四十一条に規定する高等学校（盲学校、聾学校又は養護学校の高等部を含む。）

ロ　学校教育法第五十二条に規定する大学（同法第六十二条に規定する大学院を含む。）及びこれに相当する国立の学校で厚生大臣の指定するもの

ハ　学校教育法第七十条の二に規定する専科大学及びこれに相当する国立の学校で厚生大臣の指定するもの

3　前項各号に掲げる者に対する将来にわたるこの法律の適用関係については、国民年金制度と被用者年金各法による年金制度及びその他の公的年金制度との関連を考慮して、すみやかに検討が加えられたうえ、別に法律をもつて処理されるべきものとする。

（資格取得の時期）

第八条　前条の規定による被保険者は、二十歳に達した日、日本国民となつた日又は日本国内に住所を有するに至つた日に、被保険者の資格を取得する。

（資格喪失の時期）

第九条　第七条の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第四号に該当するに至つたときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。

一　死亡したとき。

二　日本国民でなくなつたとき。

三　日本国内に住所を有しなくなつたとき。

四　六十歳に達したとき。

（任意脱退）

第十条　被保険者でなかつた者が被保険者となつた場合において、その資格を取得した日の属する月から六十歳に達する日の属する月の前月までの期間とその者の従前の被保険者期間とを合算した期間が二十五年未満であるときは、その者は、第七条第一項の規定にかかわらず、いつでも、都道府県知事の承認を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。この場合においては、その者は、その承認を受けた日の翌日に被保険者の資格を喪失する。

2　前項の場合において、同項の承認の申請が、その者が被保険者の資格を取得した日から起算して三箇月以内になされたものであるときは、その者は、さかのぼつて被保険者とならなかつたものとみなす。

（被保険者期間の計算）

第十一条　被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。

2　被保険者がその資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一箇月として被保険者期間に算入する。ただし、その月にさらに被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

3　被保険者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の被保険者期間を合算する。

（届出）

第十二条　被保険者は、厚生省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならない。

2　被保険者の属する世帯の世帯主（以下単に「世帯主」という。）は、被保険者に代つて、前項の届出をすることができる。

3　市町村長は、前二項の届出を受理したときは、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事にこれを報告しなければならない。

（国民年金手帳）

第十三条　都道府県知事は、前条第三項の規定により、被保険者の資格を取得した旨の報告を受けたときは、当該被保険者について国民年金手帳を作成し、市町村長を経由してその者にこれを交付するものとする。ただし、その被保険者がすでに国民年金手帳の交付を受け、これを所持している場合であつて、その国民年金手帳に国民年金印紙をはりつけるべき余白があるときは、この限りでない。

2　国民年金手帳の様式及び交付その他国民年金手帳に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

（国民年金原簿）

第十四条　厚生大臣は、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、保険料の納付状況その他厚生省令で定める事項を記録するものとする。

第三章　年金給付

第一節　通則

（年金給付の種類）

第十五条　この法律による給付（以下「年金給付」という。）は、次のとおりとする。

一　老齢年金

二　障害年金

三　母子年金、遺児年金及び寡婦年金

（裁定）

第十六条　年金給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基いて、厚生大臣が裁定する。

（端数処理）

第十七条　年金給付を受ける権利を裁定する場合において、年金給付の額に一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

（年金の支給期間及び支払期月）

第十八条　年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終るものとする。

2　年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

3　年金給付は、毎年二月、五月、八月及び十一月の四期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

（未支給年金）

第十九条　年金給付の受給権者が死亡したことにより、受給権者の妻又は子が母子年金又は遺児年金を受けることができる場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、当該母子年金又は遺児年金の受給権者は、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。母子年金の受給権者が死亡したことにより、第四十七条第一項の規定による遺児年金の支給の停止が解除される場合において、その死亡した者に支給すべき母子年金でまだその者に支給しなかつたものがあるときも、同様とする。

2　前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその年金を請求していなかつたときは、同項の母子年金又は遺児年金の受給権者は、自己の名で、その年金の支給を請求することができる。

（併給の調整）

第二十条　二以上の年金給付（その額の全部につき支給を停止されている年金給付及び第四十九条第二項の規定によりその支給がまだ始められていない寡婦年金を除く。）の受給権者には、その者の選択により、その一を支給し、他の支給を停止する。

（年金の支払の調整）

第二十一条　乙年金の受給権者が甲年金の受給権を取得したため乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金の受給権が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

2　年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その後に支払うべき年金の内払とみなすことができる。母子年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の母子年金が支払われた場合における当該母子年金の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

（損害賠償請求権）

第二十二条　政府は、廃疾若しくは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故が第三者の行為によつて生じた場合において、年金給付をしたときは、その年金給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2　前項の場合において、受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で、年金給付を行う責を免かれる。

（不正利得の徴収）

第二十三条　偽りその他不正の手段により年金給付を受けた者があるときは、厚生大臣は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

（受給権の保護）

第二十四条　年金給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、老齢年金（第五十三条第一項の規定によつて支

給されるものを除く。）を受ける権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

（公課の禁止）

第二十五条　租税その他の公課は、年金給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢年金（第五十三条第一項の規定によつて支給されるものを除く。）については、この限りでない。

第二節　老齢年金

（支給要件）

第二十六条　老齢年金は、次の各号のいずれかに該当する者が六十五歳に達したときに、その者に支給する。

一　保険料納付済期間（納付された保険料（第九十六条の規定により徴収された保険料を含む。以下同じ。）に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。）が、二十五年以上である者

二　前号に該当しない者であつて、保険料納付済期間が十年以上であり、かつ、その保険料納付済期間と保険料免除期間（第八十九条又は第九十条の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る被保険者期間のうち第九十四条第二項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。以下同じ。）とを合算した期間が、二十五年以上であるもの

（年金額）

第二十七条　前条第一号に該当する者に支給する老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年金額
二五年以上二六年未満	二四、〇〇〇円
二六年以上二七年未満	二五、二〇〇円
二七年以上二八年未満	二六、四〇〇円
二八年以上二九年未満	二七、六〇〇円
二九年以上三〇年未満	二八、八〇〇円
三〇年以上三一年未満	三〇、〇〇〇円
三一年以上三二年未満	三一、二〇〇円
三二年以上三三年未満	三二、四〇〇円
三三年以上三四年未満	三三、六〇〇円
三四年以上三五年未満	三四、八〇〇円
三五年以上三六年未満	三六、〇〇〇円
三六年以上三七年未満	三七、二〇〇円
三七年以上三八年未満	三八、四〇〇円
三八年以上三九年未満	三九、六〇〇円
三九年以上四〇年未満	四〇、八〇〇円
四〇年	四二、〇〇〇円

2　前条第二号に該当する者に支給する老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年金額
一〇年以上一一年未満	一二、〇〇〇円
一一年以上一二年未満	一二、六〇〇円
一二年以上一三年未満	一三、二〇〇円
一三年以上一四年未満	一三、八〇〇円
一四年以上一五年未満	一四、四〇〇円
一五年以上一六年未満	一五、〇〇〇円
一六年以上一七年未満	一五、六〇〇円
一七年以上一八年未満	一六、二〇〇円
一八年以上一九年未満	一六、八〇〇円
一九年以上二〇年未満	一七、四〇〇円
二〇年以上二一年未満	一八、〇〇〇円
二一年以上二二年未満	一八、六〇〇円
二二年以上二三年未満	一九、二〇〇円
二三年以上二四年未満	二〇、四〇〇円
二四年以上二五年未満	二一、六〇〇円
二五年以上	二二、八〇〇円

（支給の延期）

第二十八条　第二十六条各号のいずれかに該当する者が六十五歳に達する前にあらかじめ厚生大臣に老齢年金受給延期の申出をしたときは、同条の規定にかかわらず、その者が六十五歳に達した場合においても、老齢年金を支給しない。ただし、その者が六十五歳に達した時に他の年金給付の受給権者であるときは、この限りでない。

2　前項の申出をした者は、いつでも、将来に向つてその申出を撤回することができる。

3　第一項の申出をした者に対しては、その者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときに、老齢年金を支給する。

一　七十歳に達したとき。

二　第一項の申出を撤回したとき。

三　他の年金給付の受給権者となつたとき。

4　第一項の申出をした者に支給する老齢年金の額は、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に政令で定める額を加算した額とする。ただし、その者が六十六歳に達する前に老齢年金が支給されることとなつたときは、この限りでない。

（失権）

第二十九条　老齢年金の受給権は、受給権者が死亡したとき。

第三節　障害年金

（支給要件）

第三十条　障害年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、次の各号の要件に該当する者が、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）がなおつた日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含むものとし、以下「廃疾認定日」という。）において、その傷病により別表に定める程度の廃疾の状態にあるときに、その者に支給する。

一　当該傷病についてはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において被保険者であつた者については、初診日の前日において次のいずれかに該当したこと。

イ　初診日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間又は保険料免除期間が、当該被保険者期間に係る月数の三分の二以上であること。

ロ　初診日の属する月前における直近の基準月（一月、四月、七月及び十月をいう。以下同じ。）の前月までに引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間又は一年六箇月をこえない保険料免除期間で満たされていること。

ハ　初診日の属する月の前月までの被保険者期間につき、第二十六条各号のいずれかに該当していること。

二　初診日において被保険者でなかつた者については、初診日において六十五歳未満であり、かつ、初診日の前日において第二十六条各号のいずれかに該当したこと。

（併給の調整）

第三十一条　障害年金の受給権者に対してさらに障害

年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の廃疾を併合した廃疾の程度による障害年金を支給する。

2　障害年金の受給権者が前項の規定により前後の廃疾を併合した廃疾の程度による障害年金の受給権を取得したときは、従前の障害年金の受給権は、消滅する。

第三十二条　期間を定めて支給を停止されている障害年金の受給権者に対してさらに障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前条第一項の規定により支給する前後の廃疾を併合した廃疾の程度による障害年金は、従前の障害年金の支給を停止すべきであつた期間、その支給を停止するものとし、その間、その者に従前の廃疾を併合しない廃疾の程度による障害年金を支給する。

2　障害年金の受給権者がさらに障害年金の受給権を取得した場合において、新たに取得した障害年金が第三十六条の規定によりその支給を停止すべきものであるときは、前条第二項の規定にかかわらず、その停止すべき期間、その者に対して従前の障害年金を支給する。

（年金額）

第三十三条　障害年金の額は、初診日の属する月の前月までの被保険者期間に係る初診日の前日における保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

初診日の属する月の前月までの被保険者期間に係る初診日の前日における保険料納付済期間	年金額
二六年未満	四二、〇〇〇円
二六年以上二七年未満	四〇年
二七年以上二八年未満	三九年以上四〇年未満
二八年以上二九年未満	三八年以上三九年未満
二九年以上三〇年未満	三七年以上三八年未満
三〇年以上三一年未満	三六年以上三七年未満
三一年以上三二年未満	三五年以上三六年未満
三二年以上三三年未満	三四年以上三五年未満
三三年以上三四年未満	三三年以上三四年未満
三四年以上三五年未満	三二年以上三三年未満
三五年以上三六年未満	三一年以上三二年未満
三六年以上三七年未満	三〇年以上三一年未満
三七年以上三八年未満	二九年以上三〇年未満
三八年以上三九年未満	二八年以上二九年未満
三九年以上四〇年未満	二七年以上二八年未満
四〇年	二六年以上二七年未満
	二六年未満
四二、〇〇〇円	二四、〇〇〇円

2　廃疾の程度が別表に定める一級に該当する者に支給する障害年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に六千円を加算した額とする。

（廃疾の程度が変つた場合の年金額の改定）

第三十四条　厚生大臣は、障害年金の受給権者について、その廃疾の程度を診査し、その程度が従前の廃疾の等級以外の等級に該当すると認めるときは、障害年金の額を改定することができる。

2　障害年金の受給権者は、厚生大臣に対し、廃疾の程度が増進したことによる障害年金の額の改定を請求することができる。

3　前項の請求は、障害年金の受給権を取得した日又は第一項の規定による厚生大臣の診査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行うことができない。

4　第一項の規定により障害年金の額が改定されたときは、改定後の額による障害年金の支給は、改定が行われた日の属する月の翌月から始めるものとする。

（失権）

第三十五条　障害年金の受給権は、第三十一条第二項の規定によつて消滅するほか、受給権者が死亡したとき、又は別表に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、消滅する。

（支給停止）

第三十六条　障害年金は、その受給権者が当該傷病について、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）又は国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による障害補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害補償費その他政令で定める法令によるこれらに相当する給付を受けることができるときは、六年間、その支給を停止する。

第四節　母子年金、遺児年金及び寡婦年金

第一款　母子年金

（支給要件）

第三十七条　母子年金は、夫が死亡した場合において、死亡日の前日において次の各号のいずれかに該当し、かつ、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した被保険者たる妻が、夫の死亡の当時、夫又は妻の子であつて十八歳未満であるか又は二十歳未満で別表に定める廃疾の状態にあるもの（夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくするときに、その者に支給する。

一　死亡日の属する月の前月までの妻の被保険者期間に係る保険料納付済期間が十五年以上であるか、又はその保険料納付済期間が五年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの三分の二以上を占めること。

二　死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間又は一年六箇月をこえない保険料免除期間で満たされていること。

2　夫の死亡の当時胎児であつた子が生まれたときは、前項の規定の適用については、将来に向つて、その子は、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持していた子とみなし、妻は、夫の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす。

（年金額）

第三十八条　母子年金の額は、死亡日の属する月の前月までの妻の被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

死亡日の属する月の前月までの妻の被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間	年金額
三〇年未満	一九、二〇〇円
三〇年以上三一年未満	一九、八〇〇円
三一年以上三二年未満	二〇、四〇〇円
三二年以上三三年未満	二一、〇〇〇円
三三年以上三四年未満	二一、六〇〇円
三四年以上三五年未満	二二、二〇〇円
三五年以上三六年未満	二二、八〇〇円
三六年以上三七年未満	二三、四〇〇円
三七年以上三八年未満	二四、〇〇〇円
三八年以上三九年未満	二四、六〇〇円
三九年以上四〇年未満	二五、二〇〇円
四〇年	二五、八〇〇円

（加算）

第三十九条　母子年金の額は、妻が母子年金の受給権を取得した当時第三十七条第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子が二人以上あるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子のうち一人を除いた子一人につき

四千八百円を加算した額とする。

2　妻が母子年金の受給権を取得した当時胎児であつた子が生まれたときは、前項の規定の適用については、その子は、妻がその権利を取得した当時第三十七条第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子とみなし、その生まれた日の属する月の翌月から、母子年金の額を改定する。

3　第一項の規定によりその額が加算された母子年金については、子のうちの一人又は二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた子の数に応じて、年金額を改定する。

一　死亡したとき。

二　婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしたとき。

三　妻以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）となつたとき。

四　離縁によつて、夫又は妻のいずれの子でもなくなつたとき。

五　妻によつて生計を維持しなくなつたとき。

六　十八歳に達したとき。ただし、妻が受給権を取得した時から引き続き別表に定める廃疾の状態にあるときを除く。

七　別表に定める廃疾の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が十八歳未満であるときを除く。

八　二十歳に達したとき。

（失権）

第四十条　母子年金の受給権は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一　死亡したとき。

二　婚姻をしたとき。

三　直系姻族以外の者の養子となつたとき。

2　母子年金の受給権は、前項の規定によつて消滅するほか、子が一人であるときはその子が、子が二人以上であるときは同時に又は時を異にしてそのすべての子が、前条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

（支給停止）

第四十一条　母子年金は、当該夫の死亡について、労働基準法又は国家公務員災害補償法の規定による遺族補償、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれらに相当する給付が行われるべきものであるときは、死亡日から六年間、その支給を停止する。

2　母子年金は、当該夫の死亡について、公的年金各法に基く年金たる給付（その全額につき支給を停止されているものを除く。）を受けることができる者があるときは、その間、その額の三分の一に相当する部分の支給を停止する。

第二款　遺児年金

（支給要件）

第四十二条　遺児年金は、次の要件に該当する父又は母が死亡した場合において、その者の子であつて、父又は母の死亡の当時父又は母によつて生計を維持し、かつ、十八歳未満であるか又は二十歳未満で別表に定める廃疾の状態にあるものがあるときに、その者に支給する。ただし、父又は母の死亡の当時その子と生計を同じくするその子の母又は父があるときは、この限りでない。

一　死亡日において被保険者であつた者については、死亡日の前日において次のいずれかに該当したこと。

イ　死亡日の属する月の前月までの被保険者期間

に係る保険料納付済期間が十五年以上であるか、又はその保険料納付済期間が五年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの三分の二以上を占めること。

ロ　死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間又は一年六箇月をこえない保険料免除期間で満たされていること。

ハ　死亡日の属する月の前月までの被保険者期間につき、第二十六条各号のいずれかに該当していること。

二　死亡日において被保険者でなかつた者については、死亡日の前日において第二十六条各号のいずれかに該当したこと。

（年金額）

第四十三条　遺児年金の額は、死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間	年金額
三〇年未満	
三〇年以上三一年未満	七、二〇〇円
三一年以上三二年未満	七、五〇〇円
三二年以上三三年未満	七、八〇〇円
三三年以上三四年未満	八、一〇〇円
三四年以上三五年未満	八、四〇〇円
三五年以上三六年未満	八、七〇〇円
三六年以上三七年未満	九、〇〇〇円
三七年以上三八年未満	九、三〇〇円
三八年以上三九年未満	九、六〇〇円
三九年以上四〇年未満	九、九〇〇円
四〇年	一〇、二〇〇円
	一〇、五〇〇円

2　前項の場合において、遺児年金の受給権を有する子の数が減じたときは、その減じた日の属する月の翌月から、遺児年金の額を改定する。

（失権）

第四十五条　遺児年金の受給権は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一　死亡したとき。

二　婚姻をしたとき。

三　養子となつたとき。

四　離縁によつて、死亡した父又は母の子でなくなつたとき。

五　母又は父と生計を同じくするに至つたとき。

六　十八歳に達したとき。ただし、父又は母の死亡の時から引き続き別表に定める廃疾の状態にあるときを除く。

七　別表に定める廃疾の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が十八歳未満であるときを除く。

八　二十歳に達したとき。

（支給停止）

第四十六条　遺児年金は、当該父又は母の死亡につい

第四十四条　遺児年金の額は、当該父又は母の死亡について遺児年金の受給権を取得した子が二人以上あるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子のうち一人を除いた子一人につき四千八百円を加算した額を、その子の数で除して得た額とする。

遺児年金は、他の子の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

2　前項の規定によつて遺児年金の支給を停止された子は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3　前二項の規定により遺児年金の支給が停止され、又はその停止が解除されたときは、子の所在が明かでなくなつた日又は支給の停止が解除された日の属する月の翌月から、遺児年金の額を改定する。

第三款　寡婦年金

（支給要件）

第四十九条　寡婦年金は、次の要件に該当する夫が死亡した場合において、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係が十年以上継続した六十五歳未満の妻があるときに、その者に支給する。ただし、その夫が障害年金（第五十六条の規定によつて支給されるものを除く。）の受給権者であつたことがあるときは、この限りでない。

一　死亡日において被保険者であつた者については、死亡日の属する月の前月までの被保険者期間につき、死亡日の前日において第五十三条第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したこと。

二　死亡日において被保険者でなかつた者については、死亡日において六十五歳未満であり、かつ、死亡日の前日において第二十六条各号のいずれかに当該したこと。

2　六十歳未満の妻に支給する寡婦年金は、第十八条第一項の規定にかかわらず、妻が六十歳に達した日の属する月の翌月から、その支給を始める。

（年金額）

第五十条　寡婦年金の額は、死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間に応じて、それぞれ第二十七条第一項又は第二項の表の下欄に定める額の二分の一に相当する額とする。

（失権）

第五十一条　寡婦年金の受給権は、受給権者が六十五歳に達したとき、又は第四十条第一項各号のいずれかに当該するに至つたときは、消滅する。

（支給停止）

第五十二条　寡婦年金は、当該夫の死亡について第四十一条第一項に規定する給付が行われるべきものであるときは、死亡日から六年間、その支給を停止する。

て第四十一条第一項に規定する給付が行われるべきものであるときは、死亡日から六年間、その支給を停止する。

第四十七条　遺児年金は、当該父の死亡についてその妻が当該遺児年金の受給権者と生計を同じくすることによつて支給され、又はその額が加算される母子年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。

2　前項に規定する母子年金が第六十一条の規定により支給されるものである場合において、その母子年金が第六十五条又は第六十七条の規定によりその全額につき支給を停止されているときは、前項の規定による支給の停止は行わず、また、その母子年金が第六十五条第三項の規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額（当該遺児年金の受給権者が二人以上であるときは、その額をその受給権者の数で除して得た額）の限度においてのみ、前項の規定による支給の停止を行うものとする。

第四十八条　遺児年金の受給権を有する子が二人以上ある場合において、その子のうち一人以上の子の所在が一年以上明らかでないときは、その子に対する

る。

第五節　特例による老齢年金、障害年金及び母子年金

（老齢福祉年金の支給要件）

第五十三条　保険料免除期間又は保険料免除期間と保険料納付済期間とを合算した期間が三十年をこえる者が七十歳に達したときは、第二十六条に定める老齢年金の支給要件に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、その者に老齢年金を支給する。ただし、その者が、七十歳に達した日において、日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りでない。

2　前項の規定により支給する老齢年金は、老齢福祉年金と称する。

（老齢福祉年金の額）

第五十四条　老齢福祉年金の額は、一万二千円とする。

（老齢福祉年金の失権）

第五十五条　老齢福祉年金の受給権は、第二十九条の規定によつて消滅するほか、受給権者が日本国民でなくなつたとき、又は日本国内に住所を有しなくなつたときは、消滅する。

（障害福祉年金の支給要件）

第五十六条　疾病にかかり又は負傷し、かつ、次の各号の要件に該当する者が、廃疾認定日においてその傷病により別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、第三十条に定める障害年金の支給要件に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、その者に障害年金を支給する。ただし、その者が、廃疾認定日において、日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りでない。

一　初診日において被保険者であつた者については、初診日の前日において次のいずれにも該当したこと。

イ　初診日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上である場合においては、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の三分の二に満たないこと。

ロ　初診日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続く三年間（その者が二十歳に達した後の期間に限る。）が、保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていないこと。

二　初診日において被保険者でなかつた者については、初診日の前日において第五十三条第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したこと。

2　前項の規定により支給する障害年金は、障害福祉年金と称する。

第五十七条　疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において二十歳未満であつた者が、廃疾認定日後に二十歳に達したときは二十歳に達した日において、廃疾認定日が二十歳に達した日後であるときはその廃疾認定日において、別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、前条第一項の規定の適用については、その者は、同項各項の要件に該当するものとみなす。

2　前項に規定する者であつて、廃疾認定日後に二十歳に達したものについては、前条第一項ただし書中「廃疾認定日」とあるのは、「二十歳に達した日」と読み替えるものとする。

（障害福祉年金の額）

第五十八条　障害福祉年金の額は、一万八千円とする。

（障害福祉年金の失権）

第五十九条　障害福祉年金の受給権は、第三十五条の規定によつて消滅するほか、受給権者が日本国民でなくなつたとき、日本国内に住所を有しなくなつたとき、又は別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、消滅する。

（障害福祉年金についての適用除外規定）

第六十条　第三十一条、第三十二条及び第三十四条の規定は、障害福祉年金に関しては、適用しない。

（母子福祉年金の支給要件）

第六十一条　夫が死亡した場合において、死亡日の前日において次の各号のいずれにも該当せず、かつ、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した被保険者たる妻が、夫の死亡の当時、夫又は妻の子であつて、義務教育終了前（十五歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続いて中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合には、その在学する間を含む。以下同じ。）のもの（夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくするときは、第三十七条第一項に定める母子年金の支給要件に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、その者に母子年金を支給する。ただし、その者が、夫の死亡日において、日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りでない。

一　死亡日の属する月の前月までの妻の被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上である場合においては、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の三分の二に満たないこと。

二　死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続く三年間（その妻が二十歳に達した後の期間に限る。）が、保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていないこと。

2　第三十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3　第一項の規定により支給する母子年金は、母子福祉年金と称する。

（母子福祉年金の額）

第六十二条　母子福祉年金の額は、一万二千円とする。

第六十三条　母子福祉年金の額は、妻が母子福祉年金の受給権を取得した当時第六十一条第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子が二人以上あるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子のうち一人を除いた子一人につき二千四百円を加算した額とする。

2　第三十九条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3　第一項の規定によりその額が加算された母子福祉年金については、子のうちの一人又は二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた子の数に応じて、年金額を改定する。

一　第三十九条第三項第一号から第五号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二　十五歳に達した日の属する学年の末日が終了したとき。ただし、同日以後引き続いて中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学するときを除く。

三　前号ただし書に該当する場合において、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学しなくなつたとき。

（母子福祉年金の失権）

第六十四条　母子福祉年金の受給権は、第四十条第一項の規定によつて消滅するほか、受給権者が日本国

民でなくなつたとき、又は日本国内に住所を有しなくなつたときは、消滅する。子が一人であるときはその子が、子が二人以上であるときは同時に又は時を異にしてそのすべての子が、前条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときも、同様とする。

2　第四十条第二項の規定は、母子福祉年金に関しては適用しない。

（福祉年金の支給停止）

第六十五条　老齢福祉年金、障害福祉年金及び母子福祉年金（以下「福祉年金」という。）は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、その支給を停止する。

一　公的年金各法に基く年金たる給付を受けることができるとき。

二　監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

三　少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき。

2　前項第一号に規定する給付が、その全額につき支給を停止されているときは、同項の規定を適用しない。ただし、その支給の停止が第三十六条又は第四十一条第一項に規定する給付が行われることによるものであるときは、この限りでない。

3　福祉年金の額が、第一項第一号に規定する給付の額（その給付が、その額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額）をこえるときは、そのこえる部分については、同項の規定にかかわらず、当該福祉年金の支給を停止しない。

4　福祉年金は、受給権者が前年において十三万円（受給権者が前年の十二月三十一日において受給権者又はその配偶者の子であつて義務教育終了前のものの生計を維持したときは、十三万円にその子一人につき一万五千円を加算した額とする。）をこえる所得を有したときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

5　第一項第一号に規定する給付の額の計算方法並びに前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第六十六条　老齢福祉年金又は障害福祉年金（その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。）は、その受給権者の配偶者が六千円をこえる額の公的年金各法に基く年金たる給付（その額の全部につき支給を停止されているものを除くものとし、その額の一部につき支給を停止されている給付にあつては、その停止されていない部分の額が六千円をこえるものに限る。）を受けることができるときは、その期間、その年金額のうち当該公的年金各法に基く年金たる給付の額から六千円を控除した額（その額が六千円をこえるときは、六千円とする。）に相当する部分の支給を停止する。

2　前条第五項の規定は、前項に規定する公的年金各法に基く年金たる給付の額の計算方法について準用する。

3　夫及び妻がともに老齢福祉年金（その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。）を受けることができるときは、その期間、夫及び妻に支給する老齢福祉年金は、それぞれその年金額のうち三千円に相当する部分の支給を停止する。夫及び妻の一方が老齢福祉年金（その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。）を、他方が障害福祉年金（その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。）を受けることができる場合における当該老齢福祉年金についても、同様とする。

4　老齢福祉年金及び障害福祉年金は、受給権者の配

偶者の所得につき、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の規定により計算した前年分の所得税額（この所得税額を計算する場合には、同法第十五条の六及び第十五条の八の規定を適用しないものとする。次項において同じ。）があるときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

5　老齢福祉年金及び障害福祉年金は、受給権者の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該受給権者の生計を維持するものの所得につき、所得税法の規定により計算した前年分の所得税額が、給与所得の収入金額が五十万円であり、かつ、同法に規定する扶養親族が五人である者が通常納付すべき同年分の所得税額として政令で定める金額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

第六十七条　母子福祉年金は、妻が夫又は妻の二十五歳以上の子と生計を同じくするときは、その期間、その支給を停止する。ただし、その子が長期の疾病又は負傷、廃疾、失業その他これらに準ずる状態にあるときは、この限りでない。

（支払期月の特例）

第六十八条　福祉年金は、第十八条第三項本文の規定にかかわらず、毎年一月、五月及び九月の三期に、それぞれの前月までの分を支払うものとする。

第六節　給付の制限

第六十九条　故意に廃疾又はその直接の原因となつた事故を生じさせた者の当該廃疾については、これを支給事由とする障害年金は、支給しない。

第七十条　故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、廃疾若しくはその原因となつた事故を生じさせ、又は廃疾の程度を増進させた者の当該廃疾については、これを支給事由とする年金給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第七十一条　母子年金、遺児年金又は寡婦年金は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は夫を故意に死亡させた者には、支給しない。被保険者若しくは被保険者であつた者又は夫の死亡前に、その者の死亡によつて母子年金又は遺児年金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者にも、同様とする。

2　遺児年金の受給権は、受給権者が他の受給権者を故意に死亡させたときは、消滅する。

第七十二条　年金給付は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる。

一　受給権者が、正当な理由がなくて、第百七条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。

二　障害年金の受給権者又は第百七条第二項に規定する子が、正当な理由がなくて、同項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

第七十三条　受給権者が、正当な理由がなくて、第百五条第三項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、年金給付の支払を一時差し止めることができる。

第四章　被保険者及び年金給付に関する経過的特例

第一節　経過措置

（被保険者の適用除外）

第七十四条　明治四十四年三月三十一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者）は、第七条第一項の規定にかかわらず、被保険者としない。

（任意加入被保険者）

第七十五条　明治三十九年四月一日から明治四十四年三月三十一日までの間に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえ、五十五歳をこえない者）であつて、第七条第二項各号のいずれにも該当しないものは、前条の規定にかかわらず、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。ただし、第七条第一項に該当する者に限る。

2　前項の申出は、昭和三十六年三月三十一日までに行わなければならない。

3　第十三条第一項の規定は、第一項の申出があつた場合に準用する。

4　第一項の規定による被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

5　第一項の規定による被保険者は、第九条各号（第四号を除く。）及び次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（次の第三号に該当するに至つたときは、その日）に被保険者の資格を喪失する。

一　前項の申出が受理されたとき。

二　保険料を滞納し、第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

三　被保険者期間が十年に達したとき。

（老齢年金の受給資格期間等についての特例）

第七十六条　次の表の上欄に掲げる者については、第十条及び第二十六条各号（第二十八条第一項、第三十条、第四十二条、第四十九条第一項及び第九十九条第一項の規定を適用する場合を含む。）中「二十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

大正十三年四月一日から大正十四年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十六歳をこえ、三十七歳をこえない者） 十九年
大正十四年四月一日から大正十五年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十五歳をこえ、三十六歳をこえない者） 二十年
大正十五年四月一日から昭和二年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十四歳をこえ、三十五歳をこえない者） 二十一年
昭和二年四月一日から昭和三年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十三歳をこえ、三十四歳をこえない者） 二十二年
昭和三年四月一日から昭和四年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十二歳をこえ、三十三歳をこえない者） 二十三年
昭和四年四月一日から昭和五年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十一歳をこえ、三十二歳をこえない者） 二十四年

備考　この表の中欄の記載は、上欄に掲げる者を昭和三十六年四月一日におけるその者の年齢であらわしたものである。

る者）は、第七条第一項の規定にかかわらず、被保険者としない。

（任意加入被保険者）

第七十五条　明治三十九年四月一日から明治四十四年三月三十一日までの間に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえ、五十五歳をこえない者）であつて、第七条第二項各号のいずれにも該当しないものは、前条の規定にかかわらず、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。ただし、第七条第一項に該当する者に限る。

2　前項の申出は、昭和三十六年三月三十一日までに

大正五年三月三十一日以前に生まれた者	（四十五歳をこえる者） 十年
大正五年四月一日から大正六年三月三十一日までの間に生まれた者	（四十四歳をこえ、四十五歳をこえない者） 十一年
大正六年四月一日から大正七年三月三十一日までの間に生まれた者	（四十三歳をこえ、四十四歳をこえない者） 十二年
大正七年四月一日から大正八年三月三十一日までの間に生まれた者	（四十二歳をこえ、四十三歳をこえない者） 十三年
大正八年四月一日から大正九年三月三十一日までの間に生まれた者	（四十一歳をこえ、四十二歳をこえない者） 十四年
大正九年四月一日から大正十年三月三十一日までの間に生まれた者	（四十歳をこえ、四十一歳をこえない者） 十五年
大正十年四月一日から大正十一年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十九歳をこえ、四十歳をこえない者） 十六年
大正十一年四月一日から大正十二年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十八歳をこえ、三十九歳をこえない者） 十七年
大正十二年四月一日から大正十三年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十七歳をこえ、三十八歳をこえない者） 十八年